

# 米韓相互防衛条約と米韓同盟の形成：両国の構想とその相互作用 1951～1954

方, 俊栄 / BANG, Joon Young

---

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

187

(発行年 / Year)

2015-09-15

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第363号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2015-09-15

(学位名 / Degree Name)

博士(政治学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00012334>

法政大学審査学位論文

# 米韓相互防衛条約と米韓同盟の形成

－両国の構想とその相互作用 1951~1954－

方 俊 栄

## 要 旨

1948 年 8 月の建国から 2 年足らずで朝鮮戦争を経験した韓国にとって、冷戦という国際環境の中でどのように生存を確保するかは一大課題であって、その核心は米韓同盟の象徴とも言える米韓相互防衛条約の締結であった。ただ、朝鮮戦争の勃発、休戦への論理と性格、またその結果形成された朝鮮半島の安全保障体制の成立過程は、決して順調ではなく、米韓両国の利害に基づいた緻密な思惑と対立の長い妥協の過程であった。米韓同盟の形成過程は、まさに米韓間の葛藤と対立の連続そのものであったと言っても過言ではない。

本稿は、朝鮮戦争勃発以来の米韓同盟の形成過程について論じることを目的とする。そのため、米韓同盟が形成される時期における主役であった李承晩大統領に対する再評価の流れのなか、依然として独裁、腐敗政権のイメージは強く残っているものの、彼の外交及び安全保障分野への貢献について冷静かつ的確な評価が求められるとの認識に共感しながら、米韓同盟の形成過程を、基本的に米韓相互防衛条約の「締結」（1953 年 10 月）と「発効」（1954 年 11 月）に至る二つの過程を中心に分析を行った。

まず、米韓相互防衛条約の「締結」過程においては、この過程がまさに朝鮮戦争の収束に向けた休戦協定の調印をめぐる過程そのものであったとの認識に基づいて、米韓相互防衛条約、韓国軍の増強及び経済支援、朝鮮問題を解決するための政治会議のあり方、また、いわゆる「反共捕虜」の送還問題といった韓国の休戦協力に関連した要素に分析の焦点をあてた。朝鮮戦争の休戦と米韓相互防衛条約との関係に関する従来の研究が一貫して指摘しているのは、李承晩が、米国と同条約を結ぶために、休戦への反対と強硬な発言を繰り返していたということである。

だが、当初から彼が米国との相互防衛条約の締結を目的に休戦に反対する意図があったのかに関しては、議論の余地があると思われる。というのも、李承晩が相互防衛条約の締結を米国に要求したのは、休戦との関連からというより、韓国の安全保障確保の観点からであったためである。つまり、休戦に対する李承晩の反対姿勢は、中国軍の撤退、反共捕虜の送還、そして休戦後、朝鮮問題の政治的解決のために開かれるであろう政治会議をめぐる米韓間の意見の隔たりから起因するものであって、彼が相互防衛条約をどこまで意識して休戦に反対したのかについては不明である。

一方、休戦協力の条件と並行して相互防衛条約の締結を要求する韓国に対して、米国は、韓国が同条約の締結に必死であると判断し、休戦協定の成立のために同条約の締結を利用しようとした。すなわち、米国は、条約締結の条件として休戦への協力を韓国側に要求したのである。休戦と米韓相互防衛条約を関連付けたのは米国の方であったと考えるべきであり、李承晩が休戦反対を主張し続けた結果、米韓相互防衛条約の締結という成果を挙げたと評価するのは、事後的な評価であると言わざるを得ない。

実際、李承晩としては、米国との相互防衛条約の締結だけでなく、他の休戦協力への条件も譲れないものであって、韓国側の休戦受け入れを条件に米韓相互防衛条約の交渉開始

の提案を盛り込んだアイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 大統領の親書が送られた 1953 年 6 月 7 日以降も、休戦反対の姿勢を一向に軟化させようとしなかった。

条約の締結に向けた米韓交渉の開始の見通しが立たないまま、板門店においては、李承晩からの強い反対にもかかわらず、大詰めの協議が行われていた。休戦会談の進展ぶりに危機感を覚えた李承晩は、1953 年 6 月 18 日の未明、およそ 25,000 人の北朝鮮軍の反共捕虜の釈放に踏み切った。この反共捕虜の釈放をめぐることは、「李承晩が、自らの実行力を見せ付けることによって、韓国側の主張と要求事項の受け入れを米国に迫る狙いがあった」との分析もある。確かにこの李承晩の単独行動は米国政府に大きな衝撃を与えた。とくに、共産側からだけではなく、同盟国からの非難を予想していたアイゼンハワーは、この事態で休戦の可能性がなくなるのではないかと懸念するほどであった。ただし、李承晩による捕虜釈放の可能性については、遅くともその 1 カ月前の 1953 年 5 月中旬ごろから予測されていて、クラーク (Mark W. Clark) 国連軍司令官は、同事態が発生した場合における武器使用の行動方針まで立てていた。

一方、反共捕虜の釈放の直後、追加的な捕虜脱出が取り沙汰されるなか、李承晩は、結局第二の捕虜釈放に踏み切ることなく、自らの単独行動によって悪化した状況の沈静化を図った。休戦協力のための条件をより具体化しながら、「休戦に関わることなく休戦を支援できる」と米国側に伝え、韓国の休戦協力への可能性を初めて表明したのである。こう考えると、李承晩による反共捕虜の釈放は、従来の休戦反対の姿勢から本格的な米国との交渉に応じる姿勢への転換を予告するものであったと言えよう。「名誉ある休戦」に向けて米国の取るべき措置は、韓国政府の要求する休戦条件を整えることによって、休戦協力への約束を韓国から取り付けることとなり、これ以降、休戦協力への条件をめぐる米韓間の協議が本格化するのである。

ロバートソン (Walter S. Robertson) 極東担当国務次官補とダレス (John F. Dulles) 国務長官の相次ぐ訪韓による米韓協議を通じて合意された相互防衛条約の条項は、どちらかと言えば米国側の主張と立場に沿う内容であった。韓国政府は当初、条約の適用範囲として、北方の鴨緑江と豆満江にまで及ぶ朝鮮半島の全域を想定し、また、いずれかの締約国に対する武力攻撃が行われた場合の行動として、「自国の憲法上の手続きに従って共通の危険に対処する」のではなく、自動的な軍事行動に関する条項の挿入を最後まで求めたものの、これらの条項が盛り込まれることはなかった。米国政府側は、米上院による同条約への批准を強く意識した李承晩の執着ぶりをうまく利用して、米上院の指導者らと議論してきた主な事項を同条約に盛り込むことに成功した上で、休戦協定の調印に先立って同条約の締結を主張する韓国側の要求も撤回させた。

一方、同条約の条項をめぐる米韓協議において、李承晩が「日本」というファクターを常に意識していたことは注目に値する。彼は、米韓相互防衛条約が、共産側からの侵略だけでなく、日本からの侵略に対しても適用されるべきだと主張し、日本からの侵略に対する警戒心を明確にした。また、米軍の駐留を規定した日米安全保障条約にも触れ、李承晩

は、在韓米軍の駐留に関する条項を米韓相互防衛条約に設けるよう要請した。これを米国側が受け入れ、第 4 条には「アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を、相互の合意により定めるところに従って、大韓民国の領域内及びその附近に配備する権利を、大韓民国は許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する」とされ、日米安全保障条約の第 1 条の中の米軍配備に関する文言がそのまま盛り込まれた。さらに、条約の有効期限について李承晩は、米国の主張する「いずれかの一方による通告から一年後に終了する」のではなく、日米安全保障条約の第 4 条と同様、締約国間の合意によって効力が失われることを望んだのである。

さて、1953 年 10 月 1 日、米韓相互防衛条約が正式に調印されたことを受け、翌年の 1 月には米韓それぞれの議会において批准が行われた。同条約が発効されるには、批准書の交換という手続きだけが残されていたのだが、最終的に批准書の交換が行われたのは 1954 年 11 月のことであった。米韓相互防衛条約の第二の局面である「発効」に至る過程においては、なぜ同条約の発効をめぐる手続きに遅れが出たのか、その原因を解明するとともに、最終的に条約の発効に至った経緯を追究し、この過程で提示された「米韓合意議事録」と同条約との関係を再考した。

まず、米韓相互防衛条約の発効が遅れた背景には、休戦をめぐる交渉が始まって以来、引きずられてきた様々な問題をめぐり、米韓両国の間で食い違った思惑があったことを指摘できる。とくに、政治会議の開催に向けた試みが活発になるにつれ、韓国政府の反発は激しくなり、それが米韓相互防衛条約の批准書の交換延期に大きく影響していた。これに加えて、李承晩が、すでに米韓それぞれの議会での批准まで済ませていた時点で、米韓相互防衛条約の有効期限に関する条項（第 6 条）について、「米韓相互防衛条約がある一方の通告によって効力を失うことになっていることから、締約国間の合意を規定している日米安全保障条約に比べて差別的な側面を持っている」との認識を示し、日米安全保障条約の第 4 条と類似した内容への修正を求めたことも、批准書の交換を遅らせる原因となった。

ところで、1953 年 8 月の李承晩・ダレス共同声明では、「米韓相互防衛条約が発効されるまで、韓国軍を国連軍司令部の指揮下に置く」ことが盛り込まれていたのだが、韓国側が条約の修正を要請した時期とほぼ同時に、米国政府内では、同条約の発効に伴う韓国軍への指揮権の問題が指摘されはじめた。韓国軍による独自の行動をコントロールするために必要な指揮権をいかに確保し続けるのか、その対策が急がれるなか、米国政府としては、条約の批准に伴う韓国軍と国連軍司令部の指揮関係の行方を憂慮する声を押し切ってまで、批准書交換を推進しようとも、また、指揮関係の明確化を理由に、条約の条項修正を求めてきた李承晩を刺激しようとしなかったのである。条項の修正に対する米国政府の否定的な立場を目の前に、韓国側が反発する様子もなかったため、それ以来同条約の発効をめぐる動きは皆無に等しかったと言える。

一方、朝鮮半島の統一のための選挙方式と外国軍隊の撤退の時期をめぐって、国連側と共産側及び韓国側の態度が終始対立したジュネーヴ政治会議は、結局 1954 年 6 月 15 日、

何ら成果も挙げずに、物別れに終わった。このジュネーヴ政治会議の失敗を、米韓関係を再定義する絶好のタイミングとして捉えた米国政府は、両国が抱えている懸案を一気に解決しようと試みた。この過程で韓国に提示されたのが、1954 年 7 月末の李承晩の訪米を見据えてまとめられた「米韓合意議事録」草案である。その後、米国は、韓国側の代表団とワシントンでの協議を経て同議事録の最終草案を完成し、1954 年 9 月 27 日、この最終草案を韓国政府に正式に提示した。

この合意議事録をめぐるのは、当初から米韓両国の立場の隔たりは大きく、米国政府は、同最終草案に盛り込まれている対韓経済及び軍事支援の履行の条件として同草案に同意するよう韓国政府に圧力をかけたものの、韓国政府も自らの作成した「対案」を突きつけ、双方の間ではまったく折り合いがつかなかった。難航していた米韓交渉は、韓国側が 1954 年 10 月末、争点を絞って 2 カ所の条項修正を申し入れるとともに、議事録への合意に前向きな姿勢を示したことを機に大きく動き始めた。議事録への合意に至る可能性を見込んだ米国側は、条項修正の要請を受け入れる条件として、それぞれの修正を補う内容が盛り込まれた二つの「覚書」を交わすことを提案し、最終的には李承晩がこれを受け入れて 4 カ月に及ぶ交渉に終止符が打たれた。

同時に、1954 年 6 月以来「漂流」していた米韓相互防衛条約も同年 11 月 17 日、ワシントンで批准書が交換されてようやく発効するに至った。韓国側の要求通り、合意議事録の条項に修正を加える代わりに、米国がその受け入れを求めた「覚書」の中には「米韓相互防衛条約の批准書が実際にワシントンで交換されない限り、改正された条項は有効ではない」との条件が盛り込まれていて、同条約の批准書交換は、李承晩が梁裕燦駐米大使に批准書を交換するよう指示したことによるものであった。米韓合意議事録をめぐる交渉過程において韓国側が最終的にその修正を求めた条項から、そもそも全く無関係だった同議事録と相互防衛条約との間で接点生まれ、「漂流」していた同条約の「発効」に繋がったのである。こう考えると、合意議事録への同意を拒んでいた韓国政府に対して、米国側が、相互防衛条約の批准書交換の条件として、同議事録に同意するよう韓国側に迫ったとの従来の見方は、修正されるべきであろう。米韓合意議事録に同意したことを受けて批准書の交換が行われたのではなく、批准書の交換こそ合意議事録の発効の条件であったのである。

## 目 次

|                            |      |
|----------------------------|------|
| 要 旨                        | i    |
| 凡 例                        | viii |
| 序 章 李承晩と米韓関係               | 1    |
| 第一章 李承晩の安全保障構想と休戦会談における争点  | 5    |
| 第一節 李承晩の安全保障構想と朝鮮戦争勃発      | 5    |
| 一 李承晩の太平洋同盟構想              | 5    |
| 二 朝鮮戦争勃発と国連軍の指揮関係の確立       | 7    |
| 三 米国と共産側の予備接触と休戦会談の開始      | 9    |
| 第二節 四つの議題をめぐる休戦会談の展開       | 12   |
| 一 休戦会談における議題               | 12   |
| 二 インド決議案                   | 17   |
| 第二章 休戦案をめぐる米韓対立と相互防衛条約の調印  | 20   |
| 第一節 アイゼンハワーの米韓相互防衛条約への承認過程 | 20   |
| 一 休戦と相互防衛条約をめぐる米韓の不和       | 20   |
| 二 反共捕虜の送還をめぐる休戦会談          | 29   |

|     |                            |     |
|-----|----------------------------|-----|
| 三   | アイゼンハワーの承認 — 交渉開始の提案       | 33  |
| 四   | 李承晩による反共捕虜の釈放とその影響         | 36  |
| 第二節 | 相互防衛条約をめぐる米韓協議             | 46  |
| 一   | 李承晩の休戦条件                   | 46  |
| 二   | 李承晩・ロバートソン会談               | 49  |
| 三   | 板門店における交渉の再開と休戦            | 61  |
| 四   | ダレス訪韓と相互防衛条約の仮調印           | 68  |
| 第三節 | 政治会議の開催をめぐる議論と米国の対韓政策の再検討  | 79  |
| 一   | 政治会議の開催に関する国連決議            | 79  |
| 二   | 米韓相互防衛条約の調印と韓国政府の強硬な姿勢     | 81  |
| 三   | 米国の対韓政策の再検討の開始 — NSC 167/2 | 86  |
| 四   | ニクソン副大統領の訪韓                | 92  |
| 五   | NSC 170/1の形成               | 95  |
| 第三章 | ジュネーヴ政治会議と米韓相互防衛条約の発効      | 100 |
| 第一節 | 米韓相互防衛条約の批准書交換の延期          | 100 |
| 一   | 共産側の敵対行為の再開への対応            | 100 |
| 二   | 在韓米軍の撤退問題                  | 105 |
| 三   | 捕虜送還問題の結末                  | 109 |



|         |                       |     |
|---------|-----------------------|-----|
| 四       | ベルリン外相会議と批准書交換の延期     | 111 |
| 五       | 韓国軍の増強問題              | 116 |
| 第二節     | ジュネーヴ政治会議と米韓関係        | 120 |
| 一       | 先送りされた批准書の交換          | 120 |
| 二       | ジュネーヴ政治会議の決裂と米韓関係の再定義 | 123 |
| 三       | 在韓米軍の撤退をめぐる動きの再開      | 127 |
| 四       | 李承晩の訪米をめぐる調整          | 129 |
| 第三節     | 米韓合意議事録と批准書の交換        | 134 |
| 一       | 李承晩の訪米 — 米韓合意議事録の提示   | 134 |
| 二       | 中立国監視委員会の活動に対する韓国側の反発 | 138 |
| 三       | 米韓合意議事録の最終草案          | 142 |
| 四       | 最終草案をめぐる攻防            | 145 |
| 五       | 合意議事録と批准書の交換          | 148 |
| <br>    |                       |     |
| 結 論     |                       | 154 |
| <br>    |                       |     |
| 資 料     |                       | 161 |
| <br>    |                       |     |
| 参 考 文 献 |                       | 181 |

## 凡 例

一、英語人名は各節ごとに初出に限り（ ）で英文を表記した。

二、英語史料の略記

|        |                                                        |
|--------|--------------------------------------------------------|
| DDEL   | Dwight D. Eisenhower Presidential Library and Museum   |
| DOS    | Department of State                                    |
| Deptel | Department of State telegram                           |
| Embtel | Embassy telegram                                       |
| FRUS   | Foreign Relations of United States                     |
| HSTL   | Harry S. Truman Library and Museum                     |
| JCS    | Joint Chiefs of Staff                                  |
| NARA   | National Archives and Records Administration           |
| NA     | Office of Northeast Asian Affairs, Department of State |
| NSC    | National Security Council                              |
| RG     | Record Group                                           |
| UNC    | United Nations Command                                 |

## 序 章 李承晩と米韓関係

1948年8月の建国から2年足らずで朝鮮戦争を経験した韓国にとって、冷戦という国際環境の中でどのように生存を確保するかは一大課題であって、その核心は米韓同盟の象徴とも言える米韓相互防衛条約の締結であった。ただ、朝鮮戦争勃発、休戦への論理と性格、またその結果形成された朝鮮半島の安保体制の成立過程は、決して順調ではなく、米韓両国の利害に基づいた緻密な思惑と対立の長い妥協の過程であった。米韓同盟の形成過程は、まさに米韓間の葛藤と対立の連続そのものであったと言っても過言ではない。

本稿は、朝鮮戦争勃発以来の米韓同盟の形成過程について論じることを目的とする。つまり、休戦をめぐる国連側と共産側との争点だけではなく、米韓間の対立と合意の内容とともに、休戦後における朝鮮問題の政治的解決を目指した動きをめぐる駆け引き、さらには、米韓相互防衛条約の「締結」(1953年10月)過程に止まらず、同条約の「発効」(1954年11月)に至るまでの道のり、とくに、その過程で提示された「米韓合意議事録」をめぐる米韓の協議過程を明らかにする。

米韓同盟が形成される時期における主役であった李承晩大統領に対する評価は、1980年代までは非常に否定的であったが、冷戦終結後、あらゆる分野において彼が残した功罪を評価する流れができた<sup>1</sup>。そのような流れの中、韓国外交及び安全保障分野への李承晩の功績についても冷静かつ的確な評価が試みられた。李承晩が、いわゆる「反共捕虜」を独断で釈放したり、北朝鮮に対する武力行動の再開を主張したりするなど、極端な言動をとり続けたため、米韓関係がやたらに危うくされたとの批判もなされる一方、彼が、米韓相互防衛条約の締結を実現させ、韓国の安全保障を支えてきた米国との同盟関係を築いたことを高く評価すべきだという声も根強い。

外交及び安全保障分野における李承晩に対する再評価は現在も進行中であるが、1950年代における米韓関係の史的展開を実証的に検証した代表的な研究として李鍾元の研究が挙げられる<sup>2</sup>。戦後の米韓関係の展開において、「日本」というファクターが両国にとって常に大きな比重を占めていたと捉えた李は、「通常、米韓の2国間関係の文脈で説明されてきた多くの争点の背景には、米韓それぞれの対日政策上の考慮が大きな要因として働いていた」と説明している。とくに李は、1954年の米韓合意議事録における復興支援の対日調達問題をめぐる米韓間の葛藤を集中的に検討している。ところが、この研究は、日本問題をめぐる米韓間の経済的葛藤に焦点をあてすぎているため、米韓相互防衛条約の発効における合意議事録の意味を疎かにしており、アイゼンハワー政権による韓国へのコミットメン

<sup>1</sup> 例えば、以下の研究が代表的である。선인 編『1950년대 한국사의 재조명 (1950年代の韓国史の再照明)』선인, 2004年; 박지향・김철・김일영・이영훈 編『해방전후사의 재인식 (解放前後史の再認識)』1・2, 책세상, 2006; 유영익 編『이승만 대통령 재평가 (李承晩大統領への再評価)』연세대학교출판부 (延世大学校出版部), 2007年; 김일영『건국과 부국—이승만・박정희 시대의 재조명 (개정판) (建国と富国—李承晩・朴正熙時代の再照明)』기과랑 (耆婆郎), 2010年。

<sup>2</sup> 李鍾元『東アジア冷戦と韓米日関係』東京大学出版会、1996年。

トの拡大過程の解明においても、米韓相互防衛条約を「休戦協力への代償」としてしか捉えていない。

他の多くの研究においても見られる共通点ではあるが、米韓相互防衛条約の締結過程については、主に全般的な米韓同盟の枠の中で短絡的な議論にとどまっている。つまり、米韓相互防衛条約を、米韓同盟の形成過程の一部でしか捉えていないため、同条約の締結交渉における米韓の相互作用を把握するには限界がある<sup>3</sup>。

一方、米韓相互防衛条約の締結過程に焦点を当て、その史的展開を比較的詳細に論じたものがイ・ヘジョンの研究である<sup>4</sup>。1953年10月に締結された同条約が、なぜ、1954年11月になってはじめて発効されたのかという疑問を投げかけたイは、米議会による批准あるいは批准書の交換といった手続き上の問題からではなく、米韓両国の深刻な対立こそが、相互防衛条約の発効を遅らせたと指摘している。この研究は、韓国と米国の政府文書を中心として条約の締結過程を詳細に分析しているものの、その分析の対象期間が、条約締結の前の1953年8月から翌年3月までとなっているため、発効のための批准書の交換が取りやめになった原因、米韓合意議事録をめぐる米韓の協議過程、また同議事録の合意と相互防衛条約の発効の関係については説明がなされていない。

以上の先行研究を踏まえ、本稿では、米韓同盟の形成過程を米韓相互防衛条約の「締結」と「発効」の二つの過程に分けて、それぞれの過程を分析の視座に据えることにする。第一に、米韓相互防衛条約の「締結」に至るまでの過程は、まさに朝鮮戦争の収束に向けた休戦協定の調印をめぐる過程そのものであるとの認識に基づいて、米韓相互防衛条約、韓国軍の増強及び経済支援、政治会議のあり方、それから反共捕虜の送還問題といった韓国の休戦協力に関連した要素に分析の焦点をあてる。

朝鮮戦争の休戦と米韓相互防衛条約との関係に関する従来の研究では、李承晩が、米国と相互防衛条約を結ぶために、休戦協定への反対と強硬な発言を繰り返していたとみるのが一般的である。ただ、同条約が当初から休戦条件の中に含まれていたわけではないし、李承晩が相互防衛条約をどこまで意識して休戦に反対したのかについては議論の余地があ

---

<sup>3</sup> 한국정치외교사학회編(韓国政治外交史学会編)『한국전쟁과 휴전체제(朝鮮戦争と休戦体制)』집문당、1998年；김일영「이승만 정부에서의 외교정책과 국내정치(李承晩政府の外交政策と国内政治)」『國際政治論叢』39卷3号、2000年；온창일「한국전쟁과 한미상호방위조약(朝鮮戦争と米韓相互防衛条約)」『軍史』40号、2000年；김창수「한미상호방위조약과 한미행정협정(米韓相互防衛条約と米韓行政協定)」『歴史批評』54号、2001年；장훈각「이승만 대통령과 한미동맹—동맹의 형성요인에 관한 연구(李承晩大統領と米韓同盟—同盟の形成要因に関する研究)」『社會科學論集』42卷1号、2011年；Kim Yong-kyun, “The Mutual Defense Treaty and the Collective Defense of the Pacific Area,” in Han Sung-joo, ed. *U.S.-Korea Security Cooperation: Retrospects and Prospects*, Seoul: The Asiatic Research Center, Korea University, 1983. これらの研究は、朝鮮戦争勃発から休戦、そして米韓相互防衛条約の締結に至るまでの時期を扱ってはいるものの、米韓同盟の形成については、米韓合意議事録の調印とともに米韓相互防衛条約が発効されたことを指摘するに止まっている。

<sup>4</sup> 이혜정(イ・ヘジョン)「한미동맹 기원의 재조명: 한미 상호방위조약의 발효는 왜 연기되었는가? (米韓同盟の起源の再照明—米韓相互防衛条約の発効はなぜ延期されたのか)」韓国政治外交史学会編『韓国政治外交史論叢』26卷1号、2005年。

る。

というのも、休戦に対する李承晩の反対姿勢は、中国軍の撤退、反共捕虜の送還、それから休戦後、朝鮮問題の政治的妥結のために開かれるであろう政治会議をめぐる米韓間の立場の隔たりに起因するものであって、李承晩が米韓相互防衛条約の締結を米国に要求したのは、休戦との関連ではなく韓国の安全保障確保の観点からであった。ここでは、同条約がいかに休戦条件として位置づけられ、休戦をめぐる動きとどのように連動していくのかを明らかにする。

第二に、米韓相互防衛条約が「発効」されるには、批准書の交換が必要であったが、米韓それぞれの議会による批准（1954 年 1 月）は済ませたものの、批准書交換の手続きは再三延期され、同条約の発効は「漂流」するようになる。そこには休戦協定の調印に関連していた諸要素が依然として尾を引いていて、それをめぐる米韓関係の葛藤が付きまとっていた。ここではジュネーヴ政治会議の失敗に伴って提示された「米韓合意議事録」をめぐる米韓協議過程に焦点をあて、同議事録への合意と米韓相互防衛条約の発効との関係に関する解釈の見直しを試みる。

先行研究では、合意議事録への同意を拒んでいた韓国政府に対して、米国側が、相互防衛条約の批准書交換の条件として、同議事録に同意するよう韓国側に迫ったとの見方が出ている。だが、そもそも 1954 年 6 月以来、相互防衛条約の発効に向けた米韓の動きは皆無に等しかったことが象徴するように、韓国政府が相互防衛条約の発効を喫緊の課題として取り組んでいたとは言い切れない状況であった。米国からすれば、単に同条約の発効と引き換えに、韓国政府が合意議事録に同意する見込みは必ずしも立っていなかったのである。ここでは、合意議事録への同意がいかに相互防衛条約の批准書交換に繋がったのかを再考する。

なお、本稿は、こうした米韓同盟の形成過程を追跡するにあたって、李承晩との直接交渉にあたった極東現地の外交官や軍人の果たした役割に着目する。とくに、駐韓大使や駐日大使、国連軍司令官、また駐韓米第 8 軍司令官の職責を全うした人物らが当時の状況についてどのような認識を持ち、ワシントンにどのような進言を行ったのか、また、それが米韓両国の関係に与えた影響は何だったのかを考察する。

このような視座のもと、本稿は全三章から構成される。休戦に対する李承晩の反対姿勢を理解するには、なぜ、休戦への道が模索されるようになったのか、また、休戦会談における国連軍側と共産軍側との争点の内容は何だったのかを把握する必要がある。第一章では、中国軍の参戦による戦線の膠着状態が続くなか、休戦を模索する動きから予備会談を経て始まった休戦会談の 1952 年末までの展開を考察する。

第二章では、韓国の平和と安全保障を確保するために登場した「米韓相互防衛条約」の締結過程が、1953 年 7 月に調印された休戦とどのように連動して展開していくのかを検討する。この際、休戦協力への条件の中に米韓相互防衛条約が盛り込まれることになった理由と、同条約の内容をめぐる米韓の協議過程を明らかにする。一方、休戦協定の締結から 3

カ月以内に開かれるはずであった政治会議は、その開催の見通しが不透明なままであって、ここでは、李承晩による敵対行為の再開の可能性が再燃するなか、その対応に追われた米国が新たな対韓政策を策定する過程を分析する。

1953年10月1日、韓国側の狙い通り、米韓相互防衛条約が調印され、翌年1月にはそれぞれの国会による批准までは漕ぎ着けたものの、条約が発効するに至るまでには、さらなる紆余曲折があった。第三章では、同条約が二度にわたる批准書交換の延期を経て発効に至る過程を追うことにする。この際、ジュネーヴ政治会議の開催と失敗に関連した米韓それぞれの動きに注目し、この過程で韓国側に提示された「米韓合意議事録」をめぐる米韓の協議過程を分析する。同議事録への同意と同時に米韓相互防衛条約の批准書の交換も行われることになるが、ここでは両者の関係を再考する。

本研究を進めるにおいては、基本的には FRUS (Foreign Relations of the United States) の丹念な分析を試み、従来の研究から見落とされていたところを追究しようとした。また、近年、韓国の研究者たちによって DDEL (Dwight D. Eisenhower Presidential Library and Museum)、HSTL (Harry S. Truman Library and Museum)、NARA (National Archives and Records Administration) から収集された外交文書が資料集として刊行された<sup>5</sup>。この資料集のなかには、すでに FRUS を通じて公開されたものも含まれていて、重なるものもいくつか存在するものの、1950年代の米韓関係を把握するにあたり参照すべき史料が数多く収められている。また、当時の米韓協議における両国の相互作用を把握するには、米国政府側からの史料に頼るしかないのが現状ではあるが、韓国政府側の史料として、とくに外交通商部外交史料館所蔵の史料、また、国史編纂委員会、あるいは国防部軍史編纂研究所が公開している史料を最大限利用した。さらに、米韓関係に関連した日本側の史料として、外務省外交史料館所蔵の朝鮮戦争とその休戦会談に関する史料も活用した。

---

<sup>5</sup> 연세대학교 국가관리연구원 編 (延世大学校国家管理研究院編) 『한국대통령 통치사료집 (韓国大統領統治史料集)』 (以下、『韓国大統領統治史料集』と略記) 1・2巻、선인 (ソニン)、2010。

## 第一章 李承晩の安全保障構想と休戦会談における争点

### 第一節 李承晩の安全保障構想と朝鮮戦争勃発

#### 一 李承晩の太平洋同盟構想

1948 年 8 月の大韓民国（韓国）政府の樹立と同時に大統領に就任した李承晩は、国の安全保障と独立を確保することを最も重要な課題の一つとして位置づけており、その核心は、彼が政府樹立記念式典において力説したように「米国との緊密な関係」の構築であった<sup>1</sup>。李承晩はとくに、米国から防衛コミットメントを確保することに力を入れることになるが、この考えを代弁したのが「太平洋同盟」（Pacific Pact）構想であった<sup>2</sup>。

この太平洋同盟案は、1949 年 3 月、米国をはじめ 12 カ国による北大西洋条約機構（NATO）結成の知らせが伝えられると、フィリピンのキリノ（Elpidio Quirino）大統領が初めて提唱したものである。ヨーロッパと同様、太平洋地域においても米国の主導の下で集団安保体制を構築することを呼びかけたのに対して、とくに蒋介石と李承晩が支持を表明し、以後、同構想の実現に向けた公式・非公式の工作が活発に広げられるようになる。中国共産党との対決において巻き返しを狙う国民党政府にとって、太平洋同盟案は自国の安全保障を確保するための魅力的な方策であって、蒋介石はこの同盟の結成のために自ら関係国を訪問し、同年 7 月にはフィリピンのバギオ（Baguio）でキリノと会談し、太平洋同盟の結成に向けた予備協議の開催を呼びかける共同声明を発表した<sup>3</sup>。

一方、李承晩も特使や駐在外交官を通じて関係諸国に働きかけるなど、積極的に外交活動を展開した。とくに解放以来朝鮮半島の南半分に駐留を続けてきた米軍の撤退計画を通知された際には、撤退を補う措置として、①北大西洋条約機構のような太平洋同盟の結成、②米韓間あるいは第三者も含めた相互防衛協定の締結、③共産勢力の侵略から韓国を防衛するとした防衛コミットメントの公言、のいずれかを約束するよう米国政府に求めた<sup>4</sup>。さらに 8 月、李承晩は、先のキリノと蒋介石の会談を受けて韓国を訪問するよう両氏に要請し、太平洋同盟案をめぐる議論を本格化させようと試みた。

<sup>1</sup> 『漢城日報』1948 年 8 月 16 日（国史編纂委員会韓国史データベース、[http://db.history.go.kr/id/dh\\_007\\_1948\\_08\\_15\\_0270](http://db.history.go.kr/id/dh_007_1948_08_15_0270)）。

<sup>2</sup> 李承晩の「太平洋同盟」構想に関しては、李昊宰（長澤裕子訳）『韓国外交政策の理想と現実—李承晩外交と米国の対韓政策に対する反省』法政大学出版局、2008 年、341～351 頁を参照。なお、朝鮮戦争勃発以降において、同構想の実現のために李承晩が推進した活動及びその結果結成された「アジア民族反共連盟」（Asian People Anti-Communist League : APACL）に関しては、以下の研究が詳しい。최영호「이승만 정부의 태평양동맹 구상과 아시아인종반공연맹 결성（李承晩政府の太平洋同盟構想とアジア民族反共連盟の結成）」『國際政治論叢』39 卷 2 号、1999 年；노기영「이승만정권의 태평양동맹 추진과 지역안보구상（李承晩政權の太平洋同盟構想推進と地域安保構想）」『地域と歴史』11 卷、2002 年。

<sup>3</sup> 『ソウル新聞』1949 年 7 月 13 日（国史編纂委員会韓国史データベース、[http://db.history.go.kr/id/dh\\_013\\_1949\\_07\\_11\\_0150](http://db.history.go.kr/id/dh_013_1949_07_11_0150)）。

<sup>4</sup> Muccio to Acheson, Embtel 548, May 16, 1949, *FRUS, 1949*, vol. 7, pt. 2, pp. 1023-1024.

ところが、太平洋地域の集団安保体制の結成に対する米国政府の立場は否定的なものであった。北大西洋条約機構に類似した太平洋同盟の結成の可能性を打診した韓国の趙炳玉（チョ・ビョンオク）特使に、アチソン（Dean Acheson）国務長官は「西欧諸国とは異なり、アジア地域の国々と軍事的同盟を結成するのは時期尚早」と述べ、米国参加の可能性を一蹴した<sup>5</sup>。また、米国政府は、ちょうど蒋介石が李承晩の要請に応じて韓国を訪問した最中、国民党政府の無能と腐敗を非難しながら同政府への支援をこれ以上行わないことを表明するとともに、太平洋同盟に参加する可能性がないことを明言する「中国白書」を公表した。さらに、もう一人の太平洋同盟主唱の立役者であるキリノにも圧力をかけ、軍事的性格を排除した地域連合の結成へとその方針を転換させた<sup>6</sup>。

結局、キリノのイニシアチブで1950年5月26日に開催された東南アジア会議（Southeast Asia Conference）に、韓国と国民党政府が招かれることはなかった。推進力を失った同会議も単発で打ち切られて地域連合あるいは太平洋同盟の結成のための試みは失敗に終わった。ただし、キリノによって太平洋同盟の結成に向けた方針が変質した以降も、米国との防衛取り決めを実現するための韓国政府の努力は、1950年6月の朝鮮戦争勃発で一時保留を余儀なくされるまで続けられた。

一方、アジア・太平洋地域における集団安全保障体制の構築に消極的であった米国は、朝鮮戦争勃発、対日講和の推進を背景に、同地域における個別的安保体制づくりに乗り出すことになる。1951年8月30日の米比相防衛条約を皮切りに、9月1日にはアンザス（Australia, New Zealand and the United States: ANZUS）条約が、9月8日には日米安全保障条約が立て続けに締結された。その後、米韓相互防衛条約と米華相互防衛条約が1953年10月1日、1954年12月2日にそれぞれ調印された。

日本国憲法の制約と日本国民の心情から「相互防衛」条約にはならなかった日米安全保障条約とは違って、米比・米韓・米華相互防衛条約及びアンザス条約は、その条文上の形式と内容から一定の共通性が見られる。まず、いずれもその前文において、「地域的安全保障の一層包括的な制度が発達するまで」とされ、域内における集団安全保障体制づくりの一環としてこれらの個別的安保体制が連携するとの考え方が盛り込まれている。

第2に、いずれかの締約国に対する武力攻撃が行われた場合の行動として、「自国の憲法上の手続きに従って共通の危険に対処する」と規定され、あくまでも有事の自動介入ではないことを明確にしている。この点は、武力攻撃を受けた場合、自動介入が保証されている北大西洋条約機構方式とは対照的なもので、村田は、「モンロー・ドクトリン方式」（Monroe Doctrine Formula）とも呼ばれるこの方式の採用を、米韓相互防衛条約の内容上、最も重要な特徴として指摘しているが<sup>7</sup>、このモンロー・ドクトリン方式で採用された条項の挿入

<sup>5</sup> Memorandum of Conversation, by Acheson, July 11, 1949, *FRUS*, 1949, vol. 7, pt. 2, pp. 1058-1059.

<sup>6</sup> 『京郷新聞』1949年7月22日（国史編纂委員会韓国史データベース、[http://db.history.go.kr/id/dh\\_013\\_1949\\_07\\_20\\_0120](http://db.history.go.kr/id/dh_013_1949_07_20_0120)）。

<sup>7</sup> 村田晃嗣『大統領の挫折—カーター政権の在韓米軍撤退政策』有斐閣、1998年、34～35頁。



は、米韓相互防衛条約に限る特徴ではないのである<sup>8</sup>。

最後にこれらの相互防衛条約の中には、条約の有効期限について、「無期限に効力を有する」としながらも、「いずれの一方の締約国も、他方の締約国に通告を行ってから1年後に条約を終了させる」と規定され、締約国間の協議を通じた合意ではなく、一方的な通告によって条約の効力を終了させることができると規定している。米国の相手国からすれば、「不安材料」として受け止められる余地もあって、米韓相互防衛条約の形成過程に限って言えば、後者の二つの事項は米韓両国の間で大きな争点となるが、これに関しては後に詳述する。

## 二 朝鮮戦争勃発と国連軍の指揮関係の確立

1950年6月25日、北朝鮮が38度線を一斉に越えて攻撃を開始したとムチオ（John J. Muccio）駐韓大使から報告を受けた米国政府は、リー（Trygve Halvdan Lie）国連事務総長に国連安全保障理事会の緊急会合の招集を要請した。これを受けて6月25日午後2時（現地時刻）に招集された安全保障理事会においては、北朝鮮の侵略を平和を破壊する行為と断定するとともに、即時戦闘行為を停止して38度線まで撤退するよう要請する決議案が、賛成9票、棄権1票、欠席1票で可決された<sup>9</sup>。

同月27日、トルーマン（Harry S. Truman）大統領は声明を通じて、韓国軍への援助のため米国の海・空軍の出動を、また、台湾を共産軍の攻撃より防御するため第7艦隊の出動をそれぞれ命令したことを明らかにした。その日の午後には再び安全保障理事会が招集され、「武力攻撃を撃退し、国際平和とこの地域における安全保障を回復するのに必要な韓国への援助」を国連加盟国に勧告する決議案が、賛成7票、反対1票（ユーゴ）、棄権2票（インド、エジプト）、欠席1票（ソ連）で採択された<sup>10</sup>。

この決議案を実行に移すため、トルーマンは1950年6月30日に米地上部隊の出動を命令する一方、国連には各国から軍隊及びその他の援助を提供するとの申し出が届いた。こ

<sup>8</sup> 例えば、1951年2月、アンザス条約の草案を作成する過程で、オーストラリアのスペンダー（Percy Spender）外相が北大西洋条約第5条と類似した規定の挿入を要請したのに対して、ダレス（John F. Dulles）米国務長官顧問が、批准の際に予想される米議会からの反対を理由に、モンロー・ドクトリン方式を採用することで合意した経緯がある。同条約の締結過程については以下を参照。菊池努「講和の『代償』—オーストラリアとANZUS条約の締結」『中部大学国際関係学部紀要』6号、1990年。

<sup>9</sup> 「国連文書、S/1501」米国務省（朝日新聞社調査研究室訳）『朝鮮白書』朝日新聞社、1950年、34～35頁。決議賛成投票国は、米、英、仏、国府、インド、ノルウェー、エジプト、エクアドル、キューバ。1950年1月13日の安全保障理事会で、中国政府の資格承認に関するソ連提案が否決されて以来、同理事会の会議をボイコットしてきたソ連代表はこの日も欠席した。棄権はユーゴ。

<sup>10</sup> 「国連文書、S/1511」米国務省（朝日新聞社調査研究室訳）『朝鮮白書』朝日新聞社、1950年、52頁。本国から訓令が届かなかったことから決議を棄権していたインドとエジプトの態度決定を見るため、同月29日に開会された理事会において、インドは決議支持を表明したが、エジプトは棄権した。当時、このエジプトの棄権は、1948年イスラエルがエジプトを攻撃した際、理事会が今回のように迅速な措置をとらなかったことへの不満によるものと報じられた。外務省調査局「国際週報」79号、1950年7月18日（「朝鮮動乱関係一件 各国の態度及び世論、新聞論調（第1巻）」A' 7.1.0.5-1、A' 0129、コマ番号392、外交史料館）。

ここに各国の対韓援助の統一調整や加盟国軍の間の作戦統一を図るため、安全保障理事会は7月7日、米国に対して統合司令部の司令官を指名し、国連旗の使用を許す権限を与える決議案を採択した<sup>11</sup>。これに基づき、トルーマンは朝鮮半島で作戦する軍隊の総司令官としてマッカーサー（Douglas MacArthur）を任命し、国連旗の使用を指令した。

このように、加盟国の不満を買うほど北朝鮮の侵略に対する国連の対応は迅速に進められたものの、この間朝鮮半島の戦況はそれより急速に悪化しつつあった。韓国軍主力が開戦後1週間で壊滅するなか、7月1日に釜山に到着した米地上軍は7月5日に水原（スウォン）付近で初めて北朝鮮軍と接触したが、これまた圧倒的な戦力を持つ北朝鮮軍に甚大な被害を受けた。

こうしたなか、国連軍司令官に任命されたマッカーサーは、1950年7月24日の国連軍司令部（UNC）の創設に先立って、米第8軍司令官のウォーカー（Walton Harris Walker）中將に「朝鮮半島における地上軍に対して作戦指揮権を行使する」よう命令した。これを受けてウォーカーは東京から韓国に渡り、大邱（テグ）に米第8軍司令部を設置したのだが、同じく韓国軍の陸軍本部も大邱に移転し、米第8軍と共同で会議を開く等、韓国軍と国連軍との間では事実上共同作戦体制が作られていた<sup>12</sup>。このような状況から、李承晩大統領は、国連軍司令部からの指揮を受けるよう丁一権（チョン・イルコン）陸軍総参謀長に口頭で命令を下した後、ムチオ大使を通じて「現在の敵対行為が継続する間、韓国軍の作戦指揮権を引き渡す」との書簡をマッカーサーに伝えた。これに対してマッカーサーは7月16日、同じくムチオ大使を通じて「勇敢な韓国軍を指揮下に置くことは限らない誇り」との返信を李承晩に送った<sup>13</sup>。

このように、朝鮮戦争に戦闘部隊を派兵した16カ国の外国軍に対して国連軍司令部による単一の指揮権が確立するのとほぼ同時に、李承晩の希望で韓国軍の指揮権も国連軍司令部に委譲されたのである。ただ、これは効果的な作戦の遂行のために必要な措置であり、また「敵対行為が続くまで」の臨時的なものであって、後述するように、李承晩は、この時期に自らが国連軍司令官に引き渡した韓国軍の指揮権を米国との交渉の場で用いることになる。

さて、北朝鮮軍が南進を続け、1950年8月初めには韓国領土のおよそ8割を占領し、国連軍は釜山橋頭堡陣地に包囲される戦況となったものの、その後、国連軍は増援部隊の到

<sup>11</sup> 「国連文書、S/1588」米國務省（朝日新聞社調査研究室訳）『朝鮮白書』朝日新聞社、1950年、140～141頁。この決議案に対しては、ユーゴ、エジプト、そしてインドが棄権を表明した。エジプトが棄権したのは、6月27日の決議に対する棄権と同様の理由であり、インドは、「国連旗は平和の表象としてのみ使うべき」として棄権した。

<sup>12</sup> 국방부 군사편찬연구소編（国防部軍事編纂研究所編）『한미 군사 관계사（米韓軍事関係史）1871～2002』国防部軍事編纂研究所、2002年、473～474頁。

<sup>13</sup> 외교부 정무 1 과（外交部政務1課）「국군통수권 이양에 관한 이승만 대통령의 각서 및 MacArthur 유엔군 총사령관의 회한（韓国軍の作戦指揮権の委譲に関する李承晩大統領の覚書及びマッカーサー国連軍司令官からの返信）」1950年7月14日・7月16日（『한・미국간의 상호방위조약（米韓両国間の相互防衛条約）』741.14、J-0001、1881～1886）。両氏による書簡は、7月25日に国連事務総長にも伝えられ、安全保障理事会を通じて公式化された。

着によりようやく劣勢を挽回し、彼我の戦力はほぼ拮抗するに至った。このような状況の下、国連軍が 1950 年 9 月 14 日、仁川（インチョン）に奇襲上陸を敢行し、北朝鮮軍を南北から挟撃する作戦に出るに至り、戦局は急変した。国連軍は敗走する北朝鮮軍を追尾して 38 度線を突破し、1950 年 10 月 26 日には一部の先鋒部隊が中国との国境線である鴨緑江岸に達した。

ところが、「中国側が国連軍による国境付近の鴨緑江への進撃を脅威とは見なさないだろう」としたマッカーサー国連軍司令官の判断とは裏腹に<sup>14</sup>、1950 年 10 月 24 日から中国軍の介入が始まり、中国軍を主力とする共産軍は 11 月末から大攻勢に転じ、各所に包囲された国連軍は壊滅的打撃を喫した。国連軍は 38 度線以南への退却を余儀なくされ、翌年の 1951 年 1 月 4 日にはソウルは再び共産軍の手に落ちた。

その後、原州（ウォンジュ）の線まで後退した国連軍は、1951 年 3 月 14 日、ソウルを奪回し、1951 年 4 月までにはほとんど全戦線にわたって 38 度線を突破した。1951 年 4 月 11 日、マッカーサーの後任としてリッジウェイ（Matthew B. Ridgway）が国連軍司令官に任命され、第 8 軍司令官に着任したヴァン・フリート（James A. Van Fleet）の作戦指揮の下、優越した火力と空軍を集約して徐々に北上のための態勢を整えた。

これに対して共産軍は 1951 年 4 月 22 日には第 1 次春季大攻勢を、同年 5 月 17 日には第 2 次春季大攻勢を試みたが、いずれも失敗に終わり、その後は鉄原（チョルウォン）、平康（ピョンガン）、金化（キムワ）を結ぶ中部戦線のいわゆる「鉄の三角地帯」を中心に局地的戦闘が行われる一方、戦線は膠着状態に陥った。

### 三 米国と共産側の予備接触と休戦会談の開始

朝鮮戦争勃発後 1 年間の激戦の末に戦線がおおむね開戦前の 38 度線付近で膠着し始めた 1951 年 6 月を前後して浮上したのが、休戦である。1951 年 5 月 16 日の第 92 回国家安全保障会議（NSC）を経て、翌 17 日にトルーマンの承認を受けた新たな極東政策文書（NSC 48/5）では、朝鮮半島に関連した部分において、「統一され、独立した民主的朝鮮」という最終的な目標が掲げられる一方、当面の目標として「適切な休戦協定による敵対行為の終結」が盛り込まれた<sup>15</sup>。

<sup>14</sup> 『韓国大統領統治史料集』2 巻、56～58 頁（MacArthur to the JCS, C 69808, November 25, 1950, File with Opd 313.5(December 12, 1952) Vol. II, Box 114, 335A/Air Force-Plans. Decimal File 1942-54, RG 341, NARA）。

<sup>15</sup> Memorandum Containing the Sections Dealing With Korea From NSC 48/5, May 17, 1951, *FRUS, 1951*, vol. 7, pt. 1, pp. 439-442. NSC 48/5 が策定される前の時点で、ラスク（David Dean Rusk）極東担当国務次官補は、①全面攻撃をもって共産軍を撃退すること、②国連軍を撤退させること、③現状を維持すること、④中国本土への爆撃、⑤今の状態での休戦、といった朝鮮戦争における米国の五つの選択肢を提示した。この中で、全面的な攻撃は共産軍の兵力数の優位と国連軍の被害を考慮すれば実行できないと判断し、第二の国連軍の撤退に関しては、自由陣営の信頼を失ってしまう結果を招く恐れがあるとした。また、現状維持は意味のない消耗戦となり、中国本土への攻撃はソ連の参戦とそれによる戦争の拡大になりかねないことから、賢明な選択ではないと指摘した。Memorandum by Rusk, February 11, 1951, *FRUS, 1951*, vol. 7, pt. 1, pp. 165-167.

これを機に米国は、ソ連及び中国との非公式な接触を開始して、休戦に対する共産側の立場を打診するなど休戦会談のための事前協議を進めた。とくに、ソ連のマリク（Jacob Malik）国連大使と2回にわたって秘密会談を行ったケナン（George F. Kennan）は、「マリクが、ソ連は参戦した国ではないため、休戦会談には参加しないが、仮に会談が実現すれば、米国は中国と北朝鮮を相手に協議することになるだろうと述べ、また、中国と北朝鮮に対してソ連が影響力を行使することに関して肯定的に答えた」ことから、「ソ連側は早期の休戦を望んでいる」とアチソン国務長官に報告した<sup>16</sup>。

毛沢東から停戦交渉開始に関する同意を取り付けたソ連は<sup>17</sup>、1951年6月23日、マリク国連大使による国連のラジオ演説を通じて、朝鮮半島における戦争の終息のため休戦を望むとのソ連の旨を伝えた。この日の演説において、マリクは「朝鮮半島における武力衝突は解決できるし、戦争を終わらせる意思があるのなら、当事国の間で会談を開き38度線付近から双方の軍隊を撤退すべきである」と主張した<sup>18</sup>。

これを受けて米国政府は、ラスク国務次官補を中心に国連各国代表と正確な情報を掴むために連絡をとる一方、モスクワのカーク（Alan G. Kirk）大使に、マリク発言の真意を確認するため、クレムリン当局の高官と接触するよう指示した<sup>19</sup>。カーク大使は1951年6月27日にグロムイコ（Andrei A. Gromyko）ソ連外務次官と会談を行い、①ソ連政府は平和的解決のための措置を支援する準備ができている、②停戦を含み軍事休戦に関する会談においては厳格に軍事問題をめぐる議論に限られるべきであり、敵対行為の再発防止を保障するための措置をめぐっても、休戦協定の条文を作成する際に議論すべきである、③双方の間に締結される休戦協定こそが平和的解決のための第一歩であり、ソ連政府としては、休戦協定締結以外何ら特別な措置を考えていない。また、休戦協定後の政治及び領土問題の解決のための取決めは、朝鮮における当事者が決定すべきである、④ソ連はマリクの提案に関する中国の見解について察知していない、⑤休戦交渉の当事者とは、一方が国連軍と韓国軍の代表であり、もう一方は北朝鮮軍と中国義勇軍の代表である、とのソ連政府の

---

<sup>16</sup> Kennan to Matthews, May 21, 1951, *FRUS, 1951*, vol. 7, pt. 1, pp. 483-486 ; Kennan to Matthews, June 5, 1951, *FRUS, 1951*, vol. 7, pt. 1, pp. 507-511 ; Kennan to Acheson, June 20, 1951, *FRUS, 1951*, vol. 7, pt. 1, pp. 537-538.

<sup>17</sup> ケナンとマリクの接触を通じて、米国とソ連の停戦への意思はお互いに確認されたものの、この時点で中国と北朝鮮が停戦に前向きな姿勢をとっていたわけではなかった。とくに毛沢東は、60個師団分の装備を提供するようソ連に求めるなど、「戦争はまだこれからだ」と積極的な姿勢をみせていたが、ケナンとマリクが会談した直後から、スターリンが停戦交渉開始を中国と北朝鮮に働きかけ、説得することに成功した。毛沢東は6月21日、スターリンの停戦会談案を受け入れる電文を送った。和田春樹『朝鮮戦争全史』岩波書店、2002年、306～310頁。

<sup>18</sup> Editorial Note, *FRUS, 1951*, vol. 7, pt. 1, pp. 546-547 ; 『韓国大統領統治史料集』2巻、88～89頁（Memorandum of Conversation, “Soviet Peace Proposals Korea,” June 28, 1951, Memorandum of Conversation File 1949-1953, Box 69, Dean Acheson Papers, Secretary of State File 1945-1972, HSTL）。

<sup>19</sup> Acheson to the Embassy in the Soviet Union, Deptel 831, June 25, 1951, *FRUS, 1951*, vol. 7, pt. 1, pp. 553-554.

立場を米本国に報告した<sup>20</sup>。

カーク大使の報告を受けて、マリクの演説がソ連政府の公式的な立場の表明であると判断したトルーマン大統領は、「共産側が希望するのであれば米国としては休戦会談に応じる意向があり、会談の場所は元山港に停泊中のオランダの病院船にする」ことを、ラジオ放送を通じて1951年6月30日の午前8時に伝えるようリッジウェイ国連軍司令官に命じた<sup>21</sup>。

リッジウェイからのメッセージに対して、金日成と彭徳懷中国人民志願軍司令官は1951年7月1日に北京放送を通じて声明を出し、休戦会談の開始には賛成したものの、その会談の場所を開戦以前の38度線上にある開城（ケソン）にするとともに、7月10日～15日の間に会談を開始するよう求めた<sup>22</sup>。米国がこの案を受け入れたため、7月8日に開城で開かれた予備会談では、双方が代表名簿を交換し、本会談の開催日程及び代表団の安全のための措置などを協議した。これを受けて二日後の7月10日から休戦会談が本格的に始まることになるが、次節では、会談の議題として選定された四つの項目を中心に、休戦会談が1952年末までどのように展開していくのかを考察する。

---

<sup>20</sup> Kirk to Acheson, Embtel 2180, June 27, 1951, *FRUS, 1951*, vol. 7, pt. 1, p. 560; Kirk to Acheson, Embtel 2181, *Ibid*, pp. 560-561.

<sup>21</sup> 『韓国大統領統治史料集』2巻、90頁（The JCS to Ridgway, 95258, June 29, 1951, File with Opd 313.5 (December 12, 1952) Vol. III, Box 114, 335A/Air Force-Plans. Decimal File 1942-54, RG 341, NARA）。

<sup>22</sup> Ridgway to the JCS, CX 66183, July 2, 1951, *FRUS, 1951*, vol. 7, pt. 1, p. 609.

## 第二節 四つの議題をめぐる休戦会談の展開

### 一 休戦会談における議題

第1回の休戦会談が1951年7月10日に開城で開かれたが、開始から双方の立場の隔たりは浮き彫りになった。議題の内容をめぐって、国連軍側のジョイ（Charles Turner Joy）首席代表が、「休戦会談はもっぱら戦争を終わらせるための協議として位置づけられるため、いかなる政治的事案あるいは経済的問題には触れない」との基本的な立場を表明したのに対して、共産側の南日首席代表は、「休戦には同意するが、軍事境界線として戦争勃発の前の38度線を適用すべき」とした上で、全ての外国軍が朝鮮半島から撤退しなければならないと主張したのである。

議題を採択する過程で外国軍の撤退問題が大きな争点となっていたが、7月26日の第10回会談で、共産側がこの問題を議題の内容として扱わないことに同意したことから、議論すべき主な議題として、①軍事的敵対行為を中止するための非武装地帯を設定し、これに沿って軍事境界線を画定する問題、②休戦協定の遵守及び履行を保障・監視するため、休戦の監視機構と実行機構を設ける問題、③戦争捕虜の交換問題、それから④朝鮮戦争の関係国との間で政治会議を開催する問題、が選定された<sup>1</sup>。

まず、非武装地帯と軍事境界線の設定をめぐって、休戦協定の調印と同時にその時点で形成されている戦線を基礎とした国連軍側の非武装地帯設置案に対して、共産側は38度線を境界線として設けることを主張したため、この問題をめぐる交渉は難航していた。そこで、国連軍側は1951年8月15日、交渉の行き詰まりを解消するため、合同分科委員会を設置してこの問題に集中的に取り組むことを提案し、共産軍側もこれを受け入れ、本会議は休会となった。

ところで、1951年10月31日の合同分科委員会で共産側が従来の軍事境界線に関する主張を突如放棄し、新たに現戦線を基礎とした停戦ラインを提示した<sup>2</sup>。この共産側の譲歩は双方の相違点を著しく縮小させるものであったが、共産側は開城地区をその支配下に置くことを主張したため、同地区がソウルへの侵略ルートの門戸であるとした国連軍側の反発は強く、なお双方の意見は対立した。

このような中、国連軍側は1951年11月17日、暫定的な軍事境界線を設けるという共産側の提案を、30日以内に停戦協定が成立した場合に限って認めるという立場を表明しながら、次のように国連軍案を提示した。

1. 停戦協定調印まで敵対行為が続くことを再確認する。
2. 現在の両軍の接触線を暫定的軍事境界線とするとともに、この境界線を中心にそ

<sup>1</sup> 국방부 전사편찬위원회 編（国防部戦史編纂委員会編）『한국전쟁 휴전사（朝鮮戦争休戦史）』国防部戦史編纂委員会、1989年、85頁。

<sup>2</sup> 高城東南方16キロの地点～文登里北方5キロ～金城南方10キロ～金北北西4キロ～鉄原北西10キロ～板門店西方1キロ～開城東南方20キロ～臨津江河口。

れぞれ 2 キロの地帯を暫定的非武装地帯とする。

3. 暫定的境界線及び非武装地帯は、この会談で承認を受けてから 30 日以内に停戦協定が成立することによって発効する。
4. 30 日以内に停戦協定が成立しなかった場合、その時における両軍の接触線を基礎に、新たに暫定的境界線及び非武装地帯を決定する<sup>3</sup>。

これに対して共産側は、原則的に同意しながら、30 日以内に停戦協定が成立しない場合の措置についてのみ対案を提示した。つまり、共産側は、一旦決められた暫定的境界線及び非武装地帯をそのままとし、その後停戦協定が調印された際、それまで接触線に生じた変化に基づいて修正を加えることを提案したのであるが、これを国連側が受け入れ、双方は即時現在の接触線を画定するため双方の参謀将校会議を開くことで合意した。

こうして 1951 年 11 月 24 日から開始された参謀将校会議では、二日後の 26 日、開城を共産側に、板門店を非武装地帯に設定する暫定的境界線の画定が決定され、翌日、合同委員会及び本会議の承認を得て合意に至った。

軍事境界線の設定と非武装地帯を設ける問題に関しては、一応妥結をみたため、11 月 27 日の本会議からは休戦監視問題に移った。この議題は、休戦の移行のための監視体制の構成問題で、その規則と組織、そして権限に関するものであった。ここでは朝鮮半島における兵力及び装備の交替と更新、北朝鮮の飛行場の復旧・再建問題、そして中立国監視委員会の構成及び出入地域と監視権限などが争点となった。

これに関して国連軍側が提示した原則は、休戦協定調印から 24 時間以内に全ての戦闘行為を中止すること、両側から同じ人数で構成される休戦監視団を設置すること、それから休戦の後、軍装備の増強を禁止し、合同監視団の朝鮮半島の全地域における出入りの自由を保障することなどであった<sup>4</sup>。

この国連軍側の立場に対して共産軍側は、「北朝鮮は休戦期間中、飛行場を含む防衛施設を建設及び強化する全ての権限を持っている」と述べるとともに、「休戦監視機関が北朝鮮の全ての地域を視察することは内政干渉に当たる」と主張して、とくに軍装備の増強の禁止、また合同監視団による朝鮮半島の全地域の視察に強く反発した<sup>5</sup>。その一方で共産軍側は、「休戦期間中、飛行場を含む防衛施設を建設及び強化する全ての権限を持っている」ことを理由に、「休戦監視機関の北朝鮮視察は内政干渉になる」と重ねて主張し、また、「国連軍による北朝鮮沿岸島嶼は、後方に対する直接の脅威であり、軍事境界線協定の違反である」と述べ、休戦後、非武装地帯を分割線としてその後方の諸島嶼及び水域から撤退することを主張した。

ジョイ国連軍首席代表は 1951 年 12 月 2 日の会談で、「もし共産軍側が国連軍側の主張す

<sup>3</sup> Ridgway to the JCS, C 57466, November 17, 1951, *FRUS, 1951*, vol. 7, pt. 1, pp. 1147-1148.

<sup>4</sup> Ridgway to the JCS, C 58115, November 27, 1951, *FRUS, 1951*, vol. 7, pt. 1, pp. 1186-1188.

<sup>5</sup> 미합참 (米統合参謀本部) (蔡漢國訳) 『한국전쟁 (朝鮮戦争)』下、国防部戦史編纂委員会、1991 年、96 頁。

る全朝鮮視察と軍事力制限を受け入れれば、我々としては接触線以北で占領している諸島嶼を放棄する用意がある」ことを南日に伝えた。これに対して共産軍側は翌日、国連軍側の主張に歩み寄りを見せ、「双方が合意に達した後方地域の出入口に対して必要な視察を行う」と戦線後方地域の監視を認める提案を出した。ただし、共産軍側は、当初国連軍側の主張する「両軍合同監視団」ではなく、「中立国代表」からなる監視団を設置してそのような任務に当たらせることを主張した。一方で共産側は、「休戦期間中、双方は如何なる名目においても軍隊、武器及び弾薬を朝鮮に持ち込まない」ことを主張し、全ての部隊と装備について完全に制限を加えるよう求めた。

1951年12月4日の第35回本会議で双方は、この議題を合同分科委員会で討議することで合意し、当日の午後から開かれた同委員会においては、軍事力制限の内容と監視機関設定の方法及び監視権限の範囲をめぐって双方の質疑応答が交わされた。これを踏まえて12月6日の分科委員会では、国連軍側から以下のような8項目にわたる妥協案が提示された。

1. 両軍指揮下の陸海空全武装部隊は、休戦協定発効後24時間以内に敵対行為を停止する。
2. 両軍指揮下の全武装部隊は、双方がとくに同意した警察的性格をもった部隊を除き、休戦協定の効力発生後72時間以内に非武装地帯から撤退する。
3. 国連軍司令官並びに朝鮮人民軍司令官及び中国人民義勇軍司令官によって任命される同数の人員からなる休戦委員会を設け、休戦協定諸条項の実施を監視する責任を負わせる。
4. 休戦委員会と合同監視機関の権限
  - ①休戦委員会と合同監視機関は双方が同意する全朝鮮内の陸、海、空の出入口と交通の中心地を監視する権限を持ち、合同監視機関は全朝鮮の交通幹線を自由に通行できるものとする。
  - ②休戦委員会は全朝鮮の空中監視写真探察を行う権限を持つ。
  - ③休戦委員会は非武装地帯を合同監視する権限を持つ。
5. 双方とも休戦協定の発効時に朝鮮にある部隊、兵員、戦闘装備、軍事施設、ないしは軍事資材の水準を増大させてはならない。
6. 休戦協定の発効後5日以内に、双方はその指揮下にある陸・海・空軍をそれぞれ相手方の支配にある地域から撤退させる。
7. 双方は非武装地帯の中間線の以北ないし以南の自分の側にある地域を、休戦協定の定めるところによりそれぞれ管轄する。
8. 休戦協定は休戦委員会が組織され、委員が任命され、さらに委任された任務を開始する用意ができるまで効力を発生しないものとする<sup>6</sup>。

---

<sup>6</sup> 국방부 전사편찬위원회 編 (国防部戦史編纂委員会編) 『한국전쟁 휴전사 (朝鮮戦争休戦史)』 国防部戦史編纂委員会、1989年、149～150頁。



国連軍側の提示したこの妥協案は、共産軍側の用語と表現を使用し、共産軍側が受け入れやすいように配慮したものであったが、基本的には従来の立場を繰り返したものであった。共産軍側はとくに、国連軍側が、①休戦期間中、双方の後方地域を監視する単一の休戦委員会の設置、②飛行場の建設及び復旧の禁止、③部隊の交代及び軍事資材の補充の容認、④現在国連軍部隊が進駐している北朝鮮沖の島嶼への支配権、を主張していることに反対するとともに、従来の自由視察を撤回したものの、依然として飛行機による空中視察を盛り込もうとしていることに反発した<sup>7</sup>。

このような中、米国政府は1951年12月11日、休戦会談で争点となっている問題に対して、ある程度の譲歩をみせることを容認しながらも、兵員の交代と装備の補充を認めること、そして軍事施設のうち、飛行場の建設と復旧を禁止することについては、その立場に変更はないとの方針を国連軍司令部に下した<sup>8</sup>。これを受け国連軍側は、この方針に加えて、暫定的軍事境界線の以北にある沿岸島嶼から国連軍が撤退することと、双方が受け入れることのできる中立国が監視団に人員を派遣することに同意する修正案を共産軍側に提示した。

双方は1951年12月末まで会談を重ねるものの、①飛行場の建設及び復旧、②地上及び空中監視、③兵員交代と装備補充、④さらに中立監視機構の構成問題に対する立場の隔たりはなかなか埋まらず、年を越した1952年3月の時点で合意されたのは、兵員交代を1カ月3万5千人を超えない範囲で実施すること、名称として「中立国監視委員会」と定められた監視団員の出入口を南北それぞれ5カ所とすることだけであった。飛行場の建設及び復旧、また中立国監視委員会の構成問題に関しては解決の糸口すら見出せない状況であった。

さて、国連側は、休戦監視問題をめぐる交渉が始まった時から、これと並行して捕虜交換問題についても議論を始めるよう提案した。そして、休戦監視問題をめぐる議論が合同分科委員会に移された1951年12月11日から捕虜交換問題について交渉が始まった。さらに、1952年1月31日、先の議題とともに「関係各国政府への勧告」問題も併せて議論するよう国連軍側が提案し、これを共産軍側が受け入れたため、1952年2月6日の本会議からは全ての議題をめぐる交渉が行われるようになった。この内、朝鮮戦争の政治的解決のために政治会議を当事国の間で開くことに関しては、交渉開始からわずか10日後の2月16日、「休戦協定発効後3カ月以内に高級政治会議を開催して全外国軍隊の朝鮮撤退、朝鮮問題の平和的解決、その他の問題を解決するよう、双方の関係諸国政府に勧告する」ことで合意し、政治会議の参加国と、同会議で朝鮮問題だけを議論するのかといった争点は先送りされた。後述するようにこの政治会議の行方は朝鮮問題そのものだけではなく、米韓関

<sup>7</sup> 국방부 전사편찬위원회編(国防部戦史編纂委員会編)『한국전쟁 휴전사(朝鮮戦争休戦史)』国防部戦史編纂委員会、1989年、150～151頁。

<sup>8</sup> 국방부 전사편찬위원회編(国防部戦史編纂委員会編)『한국전쟁 휴전사(朝鮮戦争休戦史)』国防部戦史編纂委員会、1989年、159頁。

係にも大きく影響を及ぼすことになる。

一方、休戦会談の全般にかけて両側が最も激しく対立することになる戦争捕虜の送還問題をめぐっては、国連共産双方の意見が根本的に対立していた。つまり、国連軍が帰国を希望する者だけを送還するという、いわゆる自由送還の原則を固守したのに対して、共産軍は、ジュネーヴ条約第 118 条の規定を盾にとり、捕虜は一人も残さずに送還するという全員強制送還の立場をとった。このジュネーヴ条約第 118 条の規定では捕虜はすみやかに送還されねばならないとされており、共産側の主張は妥当とも言えるものであった。

ところが、そもそもこの条項は、第二次世界大戦後、ソ連軍が日本とドイツの戦争捕虜を長期間抑留して戦争復興に動員したことから、戦争捕虜に対するそのような処遇の再発を防止するために作られたものであって、同条項の中に多数の捕虜が送還を希望しないこともあるという可能性は想定されていなかった<sup>9</sup>。苦い過去の経験から共産側の行動を制約するために作られた条約が、今度は皮肉にも彼らの後ろ盾になった。送還を希望しない捕虜が多数存在する現状から、米国政府としても、韓国政府としても強制して送還させないとの方針を決めていたのであった。

1952 年 3 月の時点で、休戦会談は、飛行場の建設・復旧問題と中立国監視委員会の構成問題、そして捕虜の送還方式をめぐって膠着状態に陥っていた。この状況を打開するため、国連軍側は三つの解決方策を含んだ完全な協定文を作成して共産軍側にそれを受け入れるかどうかを迫る方針を決め、4 月 28 日の本会議で、次のような一括妥結案を提示した。

1. 国連軍側は休戦期間中の飛行場建設または復旧について如何なる制限もしないという共産軍側の主張に同意する。しかしこれは、捕虜と中立国監視委員会に関する我々の立場を共産側が受け入れることを条件とする。
2. 中立国監視委員会については、双方が受け入れることができる 4 カ国の中立国で構成する。
3. 共産軍側が抑留していると通告した約 12,000 人の我が軍兵力と、送還に反対しない国連軍側の収容所内に収容されている約 70,000 人の捕虜を交換するという条件で、捕虜を交換する<sup>10</sup>。

この一括妥協案とともに、これまでの合意事項を盛り込んだ休戦協定の草案も提示され

---

<sup>9</sup> Walter G. Hermes, *Truce Tent and Fighting Front*, Washington D. C.: U.S. Government Printing Office, 1966, pp. 135-136.

<sup>10</sup> 국방부 전사편찬위원회編(国防部戦史編纂委員会編)『한국전쟁 휴전사(朝鮮戦争休戦史)』国防部戦史編纂委員会、1989年、207頁。捕虜問題をめぐる議題に入った直後の1951年12月18日、双方は捕虜名簿を交換した。国連軍側が発表した共産側の捕虜が132,474人(北朝鮮人:111,754人、中国人:20,720人)であったのに対して、共産軍側が発表した国連側の捕虜の数は、わずか11,559人(韓国人:7,412人、米国人:3,198人など)であった。국방부 군사편찬연구소編(国防部軍史編纂研究所編)『한미 군사 관계사(米韓軍事関係史): 1871~2002』国防部戦史編纂委員会、2002年、539頁。

た共産軍側は、1952 年 5 月 2 日の本会議において、中立国監視委員会にソ連を参加させなければならないとした従来の主張を撤回し、国連軍側案を受け入れた。ただし、その前提は、国連軍が 132,000 人の捕虜と 12,000 人の捕虜の交換に同意することであって、結局、この時点で交渉の唯一の障害として残されたのは、捕虜の送還問題であった。

ところが、捕虜の送還方式をめぐって双方は一步も譲らず、朝鮮戦争の勃発から 1 年余り経った 1951 年 7 月末に開始された休戦会談は、1952 年 10 月 8 日、国連軍側の一方的提案によって無期休会に入り、休戦会談が再開されるのは、後述するように翌年の 1953 年 4 月のことである。

休戦会談が長引いた原因としては、それぞれの議題をめぐって交渉の当事者である国連軍側と共産軍側との間で立場の隔たりが大きかったことが指摘できよう。交渉の過程において、休戦の実現に向けて歩み寄る場面もあったものの、双方は、互いに会談の主導権を握ろうと強硬な姿勢を貫いてきたのである。一方、トルクノフは、「中ソ、そして北朝鮮のそれぞれの立場が異なったため、国連軍側との交渉がうまく運ばなかった」と述べ、共産側の同盟国間の対立を、休戦合意をさらに遅らせたもう一つの原因として指摘している<sup>11</sup>。確かに、軍事境界線と中立国監視団による視察をめぐって妥協案を提示し、合意に達しようとする中朝に対して、スターリンが当初の立場を貫くよう求める場面も確認される。だが、それが休戦会談の長期化に与えた影響はごく微々たるものであった。というのも、休戦会談の全期間中におけるスターリン、毛沢東及び金日成の間の電文のやり取りの内容を分析する限り、休戦会談の四つの議題に対する共産側の方針、また、国連側に対して共産側が取るべき態度をめぐって、三者の間で目立った意見の対立は確認できていない。むしろ、スターリンが毛沢東からの休戦会談に臨む方針と立場に対して絶対的な同意と支持を表明していたことを考えれば、国連軍側と共産軍側との交渉がうまく運ばなかった主な原因として、中ソ朝間の立場の隔たりを指摘するのは妥当ではないだろう。

なお、次章で述べるように、アイゼンハワー政権の出帆とスターリンの死去を機に、休戦に向けた動きは活発になるが、同盟国間の立場の隔たりが、今度は捕虜送還をめぐって米韓間に目立つようになる。強いて言えば、共産側の同盟国間の立場の違いより、国連側の同盟国間の立場の違いの方が、休戦交渉の合意において大きな妨げとなったと言えよう。

## 二 インド決議案

休戦会談が無期休会に入った後、捕虜送還に関する問題は、国連第 7 回総会においてその打開策が模索されることになり、1952 年 10 月 22 日の政治委員会で第 1 議題に決定された。それ以来、米ソ両代表の間では激しい論争が繰り広げられたのに対して、アジア及びアラブ、中南米諸国からは多数の捕虜問題調停案が出され、なかでもインドの動きは内外の注目を集めた。米ソ両国に対し友好関係を有する唯一の国であるインドは、国連総会に

---

<sup>11</sup> A. V. トルクノフ（下斗米伸夫・金成浩訳）『朝鮮戦争の謎と真実—金日成、スターリン、毛沢東の機密電報による』草思社、2001 年、264 頁。

パンデット (Srimati Vijaya Lakshmi Pandit) 首席代表とメノン (V. K. Krishna Menon) 駐ソ大使を派遣し、ソ連外相のヴィシンスキー (Andrei Y. Vyshinsky) 代表をはじめとする関係各国との間に周密な工作を舞台裏で進める一方、北京駐在インド大使を通じ、中共当局とも終始緊密な接触を保ち、その調停工作には大きな期待が寄せられたのである。

インド国連代表部は 1952 年 11 月 17 日、インド決議案の案文を各国代表に前もって配布し、その反響を打診した上で、その二日後、国連政治委員会に提出した。17 項目からなるインド決議案には、①捕虜の釈放、送還を実施するために、ポーランド、チェコ・スロヴァキア、スイス、スウェーデンの中立 4 カ国からなる捕虜送還委員会を設置する、②捕虜に対しては送還を妨げたり、あるいは送還を促進するために強制力を用いてはならない、③捕虜全員は非武装地帯の数カ所の交換地点に移され、送還委員会に渡される、④4 カ国委員会は、送還協定の解釈について決定するため、必要な裁定委員を指名する、⑤帰国を望まない捕虜は、休戦成立から 90 日後に送還委員会から政治会議の手に移される、との趣旨が盛り込まれていたが、この案に対する西欧諸国の意見は分かれていた<sup>12</sup>。

インド決議案が中国側の意向を打診した上で作成されただけに、英国及び英連邦諸国、フランス等はインド案支持の態度に出て、とくにイーデン (Robert Anthony Eden) 英外相は 1952 年 11 月 20 日の国連政治委員会で、「インドの提案は、捕虜に関する論争を終わらせ、朝鮮に休戦をもたらす時宜に適した建設的な措置である」と述べ、インド案支持の演説を行った。その一方でイーデン外相は、帰国を望まない捕虜の措置を政治会議に移すことに反発する米国にも配慮して、帰国を希望しない捕虜の扱いを国連朝鮮復興機関に移し、また、裁定委員は送還委員会の中に含めるべきだとの意見も付け加えた。

これに対してグロス (Ernest A. Gross) 米代表は 1952 年 11 月 22 日、「米国としては捕虜を強制送還しないとの保証を含む明確な修正を加えない限り、インド案を受諾し得ない」旨をイーデン外相に伝え、また、同日米代表団のスポークスマンは、「米英は捕虜問題に関する意見の一致を見ることはできず、英国は 21 カ国の支持する米決議案の共同提案者としての地位から退くこととなった」と発表し、インド案に反対する姿勢を堅持した<sup>13</sup>。

するとインド代表部は 1952 年 11 月 24 日、休戦成立後 90 日が経っても送還を望まない捕虜の措置に関して、「もし政治会議で 60 日以内に合意に至らなかった場合は、捕虜は送還委員会の手から国連に移される」と 20 日にイーデン英外相が提案した線に沿って修正を加えた案を提出した。これを受け、米代表部の態度はようやく軟化し、インド案への支持に傾いた。

<sup>12</sup> 外務省アジア局第 2 課、調書「朝鮮事変の経緯―戦況と休戦会談―」、1953 年 5 月 27 日（「朝鮮動乱関係一件 各国の態度及び世論、新聞論調（第 1 巻）」A' 7.1.0.5-1、A' 0129、コマ番号 305～306、外交史料館）。

<sup>13</sup> 米国は 10 月 24 日の国連政治委員会で、英国をはじめとする 20 カ国の支持を受け、①朝鮮戦争の休戦のために、米国が努力してきたことを全面的に支持する、②捕虜の送還については志願送還の原則を堅持する、③中国と北朝鮮に対し、無益な流血を避けるために休戦に応じるよう要請する、との趣旨の決議文を提出した。The Department of State *Bulletin*, Vol. 27, October 22, 1952, p. 680.

このようなインド案に対する西欧諸国の動きに関連して、ソ連がどういう立場をとるか注目されていたが、ソ連共産党中央委員会の機関紙プラウダ（Pravda）が 1952 年 11 月 21 日、「ソ連はインドの提案が捕虜の交換をめぐる行き詰まりを打開する正しい道とは思わない」と報じ、インド案に反対する姿勢を明らかにした。その後のインド修正案に対しても、ヴィシンスキーソ連代表は 11 月 24 日に政治委員会で演説を行い、「インド案の送還委員会は米国の企図に役立つだけで、捕虜の強制抑留を認めることになる」と批判し、休戦を成立させる唯一の方策は、捕虜問題を 11 カ国委員会に移管し、強制的に捕虜を送還する道だけであるとこれまでの主張を繰り返した<sup>14</sup>。

イーデン外相の調停努力と相まって、米代表部はその強硬な姿勢を改めていて、ヴィシンスキーにつづいて登壇したアチソン（Dean Acheson）米国務長官は、「インド案は捕虜の抑留ないし送還を強制しないという点で満足すべきものである」と述べ、インド案支持の態度を表明するとともに、送還を拒む捕虜の抑留期間について、これを明文化すべきであるとの要望を示した。

米国側の要望に応じて、インド代表部は捕虜の抑留期間について、「もし休戦後、150 日以内に捕虜の扱いについての決定が行われない場合、国連が国際法に従って捕虜の措置に責任を持つ」と再び修正した案を 11 月 26 日に提出した。

このインドの再修正案は、当初 11 月 28 日の政治委員会で採決に付される予定だったが、インド側の希望もあり、中国側の反響を見極めるため一時その採決が延期された。ところが、中国にかけられた期待は 1952 年 11 月 28 日、周恩来中国外相及び朴憲永北朝鮮外相がソ連案を支持する声明を発表することによって碎かれ、同年 12 月 1 日の国連政治委員会では、賛成 53、反対 5（ソ連ブロック 5 カ国）、棄権 1（国府）でインド決議案が可決され、続く国連総会においても 54 対 5 で採択された<sup>15</sup>。

捕虜の送還問題の折衝案として決議されたこのインド案は、ソ連側の強硬な態度にぶつかり、中国及び北朝鮮側から受諾されなかったものの、後述するように、今後休戦合意に向けて、捕虜問題に関する協定作りの基礎となる。これを機に朝鮮問題におけるインドの発言力は増大していくのだが、インドに対する李承晩の不信感も益々エスカレートし、米韓関係に少なからぬ影響を与える要因として作用する。

---

<sup>14</sup> ソ連のヴィシンスキー代表は 11 月 10 日の国連総会の席上、戦争の直接関係当事者と戦争に直接参加しなかった国家からなる 11 カ国委員会を設置し、同委員会が強制送還の原則に基づいて捕虜送還の任務を担うことを内容とする案を提示した。국방부 전사편찬위원회編（国防部戦史編纂委員会編）『한국전쟁 휴전사（朝鮮戦争休戦史）』国防部戦史編纂委員会、1989 年、247 頁。

<sup>15</sup> 국방부 전사편찬위원회編（国防部戦史編纂委員会編）『한국전쟁 휴전사（朝鮮戦争休戦史）』国防部戦史編纂委員会、1989 年、248 頁。

## 第二章 休戦案をめぐる米韓対立と相互防衛条約の調印

### 第一節 アイゼンハワーの米韓相互防衛条約への承認過程

#### 一 休戦と相互防衛条約をめぐる米韓の不和

朝鮮戦争の休戦と米韓相互防衛条約との関係に関する従来の研究が一貫して指摘しているのは、李承晩大統領が、米国と相互防衛条約を結ぶために、休戦協定への反対と強硬な発言を繰り返していたということである。だが、当初から彼が相互防衛条約を締結するために休戦に反対する意図があったのかに関しては、議論の余地があると思われる。というのも、李承晩が相互防衛条約の締結を米国に要求したのは、休戦との関連ではなく韓国の安全保障確保の観点からであったためである。つまり、休戦に対する李承晩の反対姿勢は、中国軍の撤退、いわゆる「反共捕虜」の送還、そして休戦後、朝鮮問題の政治的解決のために開かれるであろう政治会議をめぐる米韓間の意見の隔たりに起因するものであって、李承晩が相互防衛条約をどこまで意識して休戦に反対したのかについては不明である。

一方、休戦の条件と並行して相互防衛条約を要求する韓国に対して、米国としては、韓国が相互防衛条約の締結に必死であると判断し、休戦協定の成立のために同条約の締結を利用しようとした。すなわち、米国は、条約締結の条件として休戦への協力を韓国側に要求したのである。その意味で、休戦と米韓相互防衛条約を関連付けたのは米国の方であったと考えるべきであり、李承晩が休戦反対を主張し続けた結果、米韓相互防衛条約の締結という成果を挙げたと評価するのは、事後的な評価であると言わざるを得ない。このような観点から、本章では、板門店における休戦会談の進捗状況と、休戦に対する立場をめぐる米韓協議が、どのように連動していくのかを中心に、従来韓国との相互防衛条約締結の必要性を否定し続けてきた米国政府が、どのような過程を経て同条約の締結に向けて動き出したのかを明らかにする。

李承晩は、休戦の話が出始めた時期から、休戦会談の開始そのものに非常に批判的であった。1953 年に入っても戦線の膠着状態に変わりはないものの、朝鮮半島の統一への彼の熱望は冷めるどころか、休戦に対する反対の姿勢とともに強まっていった。このような李承晩の意思とは裏腹に、国連共産双方が傷痕捕虜をお互いに送還させることに合意し、休戦会談における最大の難問であった捕虜送還問題に進展が見られ、また 1952 年 10 月以来無期休会に入っていた板門店会談の再開をめぐる動きが活発になると<sup>1</sup>、李承晩は、ちょうどこの頃から休戦に対する自らの立場を具体化して主張するようになる。李承晩はまず、①朝鮮半島の再統一、②朝鮮半島からの中国軍の完全な撤退、③北朝鮮軍の武装解除、④第三国による北朝鮮への武器供与の禁止、そして⑤韓国の主権及び韓国問題をめぐる国際

<sup>1</sup> 傷痕捕虜の交換と休戦会談の再開に至る経緯については以下を参照。韓国国防軍史研究所編（翻訳・編集委員会訳）『韓国戦争—休戦』第六巻、かや書房、2010 年、114～121 頁。

会議の場において韓国の発言権を保障すること、といった休戦のための条件をまとめ、梁裕燦駐米韓国大使を通じてダレス（John F. Dulles）国務長官に伝えた<sup>2</sup>。この5項目は、仮に休戦協定を締結するのであれば、韓国の安全保障上、先に実行されなければならない条件を示したものであって、とくに朝鮮半島が統一されなければ、しかもこの統一された韓国から中国軍が撤退しなければ、休戦には協力できないという李承晩の立場の表れであった。

また、1953年4月14日にブリッグズ（Ellis O. Briggs）駐韓大使を通じてアイゼンハワー（Dwight D. Eisenhower）大統領に送った親書の中で李承晩は、インドシナ問題解決の結果としてであれ、休戦協定に対する共産側からの提案の結果としてであれ、「仮に朝鮮半島における中国軍の駐留を認めるような協定が結ばれるとしたら、韓国としては、共産主義勢力を撃退して鴨緑江（Yalu River）まで進撃する決意であり、このような韓国政府の決定に同調できない友好国には朝鮮半島から撤退してもらうしかない」と伝えた<sup>3</sup>。さらに、このブリッグズとの会談で李承晩は、休戦後に開催されるとした政治会議の無用性を指摘し、「共産側は、韓国を転覆させるために、会議の決着を遅らせて自らの軍事力を倍加するための時間を稼ごうとするに違いない」と強い警戒心を表した<sup>4</sup>。

一方で、1952年3月21日にトルーマン（Harry S. Truman）大統領に宛てた手紙において相互防衛条約の締結を要求して以来、韓国政府は、様々なルートを通じて条約締結の妥当性を執拗に主張してきた。とくに、日米安保条約、アンザス条約に続き、米比相互防衛条約が締結及び発効した同年8月以降、米国との相互防衛条約締結に対する韓国政府の要求は、その強度がますます強まっていった。1953年4月、ブリッグズと会った卞榮泰外交長官は、「日本と中国の間に位置する韓国にとって、米国との相互防衛条約の不在という現実には、日本、フィリピン、豪州、またニュージーランドに比べてその安全保障環境が劣っていることを意味する」と主張し、二国間条約の問題を持ち出した<sup>5</sup>。ほぼ同じ時期、梁裕燦駐米大使も、ダレスとの会談において、「国連と米国から見捨てられることを常に心配している韓国国民にとって、米韓相互防衛条約の締結は、その懸念と恐怖を和らげることになるだろう」と述べ、条約締結の必要性を唱えた<sup>6</sup>。

ところが、このような韓国政府の条約締結の要求に対する米国の反応は冷淡そのものであった。米国政府は、韓国の立場や不安に対する理解は示す一方で、米韓間の双務的条約締結の必要性については一貫して否定していたのである。その理由として挙げられたのが、

---

<sup>2</sup> 『韓国大統領統治史料集』2巻、129～132頁（“Memorandum of Conversation: Korea Armistice Developments,” April 8, 1953, Armistice Negotiations Mar-June, 1953, Vol. 1, Box 9, Entry 2846, RG 84, NARA）。

<sup>3</sup> Rhee to Eisenhower, April 9, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 902-903.

<sup>4</sup> Briggs to the DOS, Embtel 1225, April 15, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 910-912.

<sup>5</sup> 『韓国大統領統治史料集』2巻、125～126頁（“Telegram Outgoing: Korean Formin Pyon,” April 3, 1953, 320.1 US-ROK Vol. 1, Box 6, Entry 2846, RG 84, NARA）。

<sup>6</sup> Memorandum of Conversation, “Korea Armistice Developments,” April 8, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 897-900.

いわゆる「領域問題」である。先の梁裕燦大使との会談でダレス長官は、韓国が朝鮮半島全体を自国の領土として主張している点にふれ、「この場合、米国が武力を行使して朝鮮半島の全域から敵を追い出さなければならなくなるが、米国としてはこれを受け入れ難い」と説明した。要するに、韓国が、自国の勢力範囲内に置かれてない地域までを韓国の領土として主張している状況で、米国としては、その地域に対してまで武力行使を義務付けられるような防衛条約の締結には応じられないという主張であった。ダレスは結論的に、「相互防衛条約の締結をめぐる議論は、政治会議を通じて韓国問題が平和的に解決されてから検討した方がいい」と述べた<sup>7</sup>。

米国との相互防衛条約締結の必要性を主張する一方で、韓国政府が、自らの安全保障を確保するために米国側にあらゆるルートを通じて要求したのが、米国による公式的な声明の表明であった。つまり、米国自ら、韓国を見捨てる意思を持っていないことを信頼すべき声明の形で発表するよう強く望んでいたのである。先の1953年4月8日のダレスとの会談において、梁裕燦は、国連と米国から見捨てられることを心配している韓国国民の恐怖に触れ、「米国が韓国を見捨てる意思を持っていないことを声明を通じて公表できないか」と打診してきた<sup>8</sup>。

これに対してダレスは、決して韓国を見捨てる意思を持っていないと強調した上で、「朝鮮戦争が勃発した1950年6月以前の時点で、もし米国が自らの意思を明確にしていたら、共産主義者による侵略はなかったのであろう」と、事前に米国の意思をはっきり表明すべきであったと述べた。続けてダレスは、「このような声明を予め表明するには、タイミングと環境が問題となり、現に朝鮮半島の分断状況と交戦行為が続いているなか、公式な声明を発表することは容易ではない」としながらも、この件を持ち帰ってアイゼンハワーと検討することを約束した<sup>9</sup>。ブリッグズも、ダレスと梁裕燦の間で言及された「米国による独自宣言 (unilateral declaration) に関して考慮すべきであり、可能であればそれを表明する前に、論評する機会を李承晩に与えることについても検討すべき」と国務省に促した<sup>10</sup>。

これを受けて米国政府は、1953年4月16日に行われる予定であったアイゼンハワーの演説の内容とともに、李承晩が同年4月9日付けの手紙で提示した問題、すなわち、「中国軍が朝鮮半島から撤退しないまま休戦が成立することへの韓国側の反発に注目する」ことと、「韓国国民の苦勞と犠牲の価値をよく理解しており、韓国を忘れることはまずない」こと

---

<sup>7</sup> *Ibid.*

<sup>8</sup> *Ibid.* 李承晩もブリッグズに、「韓国国民がもっとも切実に望んでいるのは米韓防衛条約である」が、仮にその締結が不可能であれば、少なくとも「何があっても韓国を見捨てない」との声明を米国が表明するよう、アイゼンハワーとダレスに伝えてほしいと促した。 Briggs to the DOS, Embtel 1225, April 15, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 910-912.

<sup>9</sup> 敷衍すれば、ダレスが「アイゼンハワーの声明で発表することが韓国にとって役に立つのか」と訊いたところ、梁裕燦は、それは「すばらしい」(wonderful) と答えた。ダレスも「この件を持ち帰って大統領と相談する」と述べ、声明発表の実現に含みを持たせた。

<sup>10</sup> Briggs to the DOS, Embtel 1226, April 15, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 913-914.



を内容とするアイゼンハワーからのメッセージを伝えた<sup>11</sup>。李承晩にとってこのメッセージが公式な声明として認識されたのかどうかは不明であるが、中国軍の駐留に対する韓国の懸念は依然として払拭しないままであった。李承晩は、1953年4月22日梁裕燦に電文を送り、「もし国連軍側が、共産軍側との休戦会談において、休戦協定の成立以降も鴨緑江以南における中国軍の駐留を認めることに合意しようとするならば、韓国政府としては、韓国軍を国連軍の指揮から離脱させることを考えざるを得ない」と米国側に通告するよう指示するに至ったのである<sup>12</sup>。休戦に伴う先行条件5項目を米国側に提示して以来、韓国政府が、朝鮮半島における中国軍の駐留への警戒心を繰り返して表明していたことは前述のとおりであるが、韓国軍の「独自行動」の可能性を示唆したのは、これが初めてであった。

このような李承晩の休戦に対するアレルギー的な拒絶反応とも言うべき立場を、一番近いところで肌で直接感じていたのが、ブリッグズ大使であった。1953年4月15日、前日の李承晩との会談を終えたブリッグズは国務省に電文を送り、李承晩の立場に対する分析の再検討を促した。まず、前述した梁裕燦とダレスとの会談で言及された「米国による独自の宣言を早急に考慮すべき」とした上で、「この宣言の内容に対する論評の機会を李承晩に与えることを考える余地もあるだろう」と進言した。また、政治会談の無用性を主張する李承晩の立場にも触れ、「休戦協定草案の第4条を改定することは難題である」と言いながらも、「政治会議の開催時期を遅くとも休戦後30日以内にすることについて検討する」よう強く勧告した。さらに、政治会議の開催に伴って、「60日間というその開催期間を明確に定めるべき」と主張した<sup>13</sup>。ブリッグズとしては、共産側が朝鮮問題の平和的な解決を望んでいるかどうかを、60日程度なら合理的かつ十分に判断できると考えたものであり、政治会議が長引くことによる米国の国内世論からの非難を逃れる狙いがあったと思われる。

ブリッグズと同様、朝鮮半島の現地において李承晩と接触を重ねてきたクラーク(Mark W. Clark)国連軍司令官であったが、朝鮮問題をめぐる見解においては、両氏の間に温度差が存在していたのは興味深い。両氏は、1953年4月釜山(プサン)で二日間の会合を開き、朝鮮半島問題をめぐって意見を交換した。まず、クラークは、「米韓相互防衛条約の締結が自身の任務遂行の妨げになりかねない」として、「少なくとも今の段階では条約の締結に賛成できない」と述べた。これに対してブリッグズは、先の1953年4月15日のアイゼンハワース大統領からのメッセージを米国政府の独自宣言であると位置づけた上で、「条約締結をめぐって国務省と国防総省の間で早急に検討が行われるべき」と主張した。

朝鮮半島の統一に関連した問題、つまり今後の韓国復興支援の種類と期間、また休戦以後の政治会議への韓国の参加問題と政治会議の開催期間に上限を設けることなどの問題をめぐっても、両氏の意見は真つ二つに分かれた。クラークは、このような問題を政府レベルで解決策を議論すべきと述べ、休戦状態が安定し関連する問題がきちんとまとまるまで

<sup>11</sup> Smith to Briggs, Deptel 653, April 15, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 912-913.

<sup>12</sup> Memorandum of Conversation, "Future Security of Republic of Korea," April 24, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 933-935.

<sup>13</sup> Briggs to the DOS, Embtel 1226, April 15, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 913-914.

は、議論を避けるべきと考えた。一方ブリッグズは、このような問題を韓国政府が休戦会談に差し挟もうと目論みそうなだけに、「どのレベルでの解決が適当なのかの問題ではなく、今、取り組むべき問題である」と主張した。

李承晩による韓国軍の単独行動の可能性についても、クラークが憂慮の意を伝えたのに対して、ブリッグズは、「李承晩がそのような意図を自分に明かしたことはない」と述べ、「彼が韓国軍を独自に運用するような極端な行動をとる可能性は希薄である」と反駁した。ただ、韓国政府と韓国国会がそろって朝鮮半島からの中国軍の完全な撤退と北朝鮮軍の武装解除といった条件を伴わない休戦には同意できないとしながら、韓国国民の感情を煽っている現状であるだけに、「李承晩が国民不安を助長しすぎた末、自分と彼の国民をコントロールできなくなる前に、米国としては、韓国を説得すべく、あらゆる手段と方法を講じなければならない」と強調した。

さて、李承晩からの指示を受けた梁裕燦は、二日後の4月24日に国務省を訪れ、ロバートソン (Walter S. Robertson) 極東担当国務次官補と会談した。この場で梁裕燦は、「米国が中国軍の朝鮮半島駐留を認める準備をしている」と報じられたニューヨーク・タイムズの記事に強い懸念を表明し、また、朝鮮半島における中国軍の駐留を韓国に対する死刑宣告と位置づけた上で、「仮に朝鮮半島に中国軍が駐留することになれば、韓国は最も困難な状況に置かれるだろう」と強調した。これに対してロバートソンは、ニューヨーク・タイムズの記事内容を否定しながらも、「軍事境界線が鴨緑江になろうが、朝鮮半島の腰になろうが、それとも現在の軍事接触線になろうが、ソ連と中国に対する脅威認識は変わらないだろう」と述べ、中国軍の朝鮮半島駐留に重要な意味を付与しようとしなかった<sup>14</sup>。

この場で梁裕燦は、中国軍の駐留に対する韓国政府の警戒心とともに、韓国軍を国連軍の指揮から離脱させることもありうるとした韓国政府の覚書(4月22日付)を手渡した。韓国軍による単独行動というのは、その実行の時点によって休戦状況の定着どころか、休戦協定の実現そのものに悪影響を及ぼしかねない重大な問題であるだけに、米国としては最も警戒すべき事態であった。国連軍の指揮からの離脱をほのめかすかのような韓国政府の覚書をめぐって、4月26日マーフィー (Robert D. Murphy) 駐日大使と協議したクラーク司令官は、李承晩が行動を実行する時期を、①休戦後の政治会議の条項に中国軍の撤退が盛り込まれなかった後、②休戦協定に中国軍の撤退を規定する条項が盛り込まれないまま休戦が成立した直後、のいずれかになるだろうと予測した。コリンズ (Joseph L. Collins) 陸軍参謀総長に送った電文のなかで、前者の場合において、クラークは、後方支援体系の再調整を行って韓国軍に対するコントロールを維持することができるとする一方で、後者の場合、つまり休戦協定に署名した直後に韓国軍が北への武力攻撃を行い、休戦協定に違反するような事態の発生に対しては強い懸念を表明した。「休戦協定の条項に、朝鮮半島からの外国軍の撤退問題及び朝鮮半島の統一問題を盛り込むことは、不可能ではないにして

---

<sup>14</sup> Memorandum of Conversation, "Future Security of Republic of Korea," April 24, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 933-935.

も、現実的に実行可能とは言えない」とした上で、クラークは、韓国軍による極端な行動による緊急事態に備えるため、「エヴァーレディ計画」の実行を準備しなければならないと提言した。さらにクラークは、この問題に関連して、予定されていた白斗鎮国務総理の訪米にも触れ、「国連司令部の強力な支援者であり、韓国陸軍を統制する能力のある彼が、今のような時期に韓国を離れることは望ましくない」とし、訪米の日程を延期するよう建議した<sup>15</sup>。

その一方で、クラークとマーフィーが韓国側の覚書をめぐって協議した同じ日に、ブリッグズは李承晩を訪れた。実は、当初ブリッグズも日本に来て、両氏との協議に臨む予定であったが、国務省から「李承晩にアイゼンハワーからのメッセージを伝えるよう」との指示を受けて急遽来日を取りやめた。このメッセージとは、4月23日付のアイゼンハワーからの手紙のことであって、①自由世界は、共産主義からの侵略を撃退し、所期の成果を成し遂げており、②武力による朝鮮半島の統一に対しては、国連も米国もこれを支持しない、また、③朝鮮半島からの中国軍の撤退をめぐっては、これ以上議論の余地がないことを、現状として認めるよう李承晩に迫る内容であった。李承晩の反応を探ったブリッグズは、「直ちに自らの立場を変えるとは思えないが、結局のところ穏健な立場へと転じることになるだろう」と判断した。「これ以上ない友好的な雰囲気であった」と、この日の会談の成果を評価したブリッグズは、「土壇場で、李承晩が現実的で合理的な立場をとらない可能性は、排除はできないものの、著しく低下した」と本国に報告した<sup>16</sup>。

国連軍の指揮からの離脱を示唆し、ブリッグズとの会談の直前には、中国軍が撤退しない限り休戦協定には同意できない立場を繰り返し表明しつつ、「必要であれば一人ででも戦い続ける」との声明を発表した李承晩が、なぜここで姿勢を軟化させたのかは不明であるが、クラークも、この4月26日のブリッグズとの会談における李承晩の態度に注目した。李承晩が梁裕燦駐米大使を通じて米国側に伝達した4月22日の覚書への対応に迫られていたクラークとしては、韓国軍を国連軍の指揮から外す意図を実際に持っているのか、もしそうであれば、その離脱の時期がいつごろになるのか、李承晩の真意を確認するとともに、このような李承晩の極端な行動を思いとどまらせるにはどうすればいいのか、その対策を講じることが急務であったのである。

そこで、その翌日にソウルに向かい李承晩と会ったクラークは、まず韓国からの覚書の内容に触れ、自らが分析したとおり、その実行時期をめぐっては異なる解釈ができることを指摘した。これに対して李承晩は、「現時点で韓国軍を国連軍の指揮から離脱させるつもりはない」とした上で、「仮にそのような行動をとるとしても、クラークとの率直かつ徹底的な議論を行った後で、あくまでも最後の手段として実行する」と明言した。「国連軍司令部としては、休戦の後、韓国軍による独自の敵対行動への後方支援は行わない」と念を押したクラークは、「李承晩が、自らの行動のもたらす結果を長期的に考慮せずに、また自分

<sup>15</sup> Clark to Collins, C 62098, April 26, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 940-943.

<sup>16</sup> Briggs to the DOS, Embtel 1271, April 26, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 938-940.

との事前協議なしに、韓国軍の単独行動を命令したり、国連軍の指揮から韓国軍を離脱させたりはしないだろう」とブリッグズと同様の報告をした。日程の見合わせまで建議した白斗鎮の訪米についても、クラークは、「予定通り彼の訪米を進めるべき」と前回の建議を撤回した<sup>17</sup>。ブリッグズとは違って、李承晩の単独行動を非常に警戒していたクラークは、この日の会談を契機にそのような懸念を完全ではないにしてもある程度和らげるようになったのである。

ところで、クラークとの会談を終えた直後の4月30日、李承晩は、彼に手紙を送り、「中国軍と国連軍の同時撤退の可能性」に関連した自らの具体的な考えを示した。実は、4月28日の会合において、李承晩とクラークの間では「休戦の後、適当な時期に国連軍と中国軍が朝鮮半島から同時に撤退するとの特別条項を盛り込んだ休戦協定」についての議論が行われていた。韓国政府が、休戦の条件として朝鮮半島における中国軍の撤退を主張したのは周知のとおりであるが、そもそもいつごろの撤退を望んでいるのかについては具体的に示していなかった。先の4月26日の会談で、中国軍の撤退時期を単に「今すぐ」と主張し続けていた李承晩に対して、ブリッグズが「今日中なのか、明日なのか、明後日なのか、1カ月後、それとも休戦会談の最中の今なのか」と聞いたところ、李承晩は「具体的な時期に言及するのは適切ではない」と明言を避けたのである<sup>18</sup>。だが、その翌日の会談でクラークが、「休戦後の適切な期限内に国連軍と中国軍の撤退を規定する特別条項を休戦協定に盛り込む」ことを提示すると、李承晩は「それは望んでやまないことであつた」と大いに歓迎した<sup>19</sup>。そして李承晩は、国連軍と中国軍の同時撤退に対する自らの立場をクラークに伝えたのである。

李承晩は、「韓国国民の士気維持、後方支援の充実を考慮すれば、依然として国連軍は、中国軍の撤退とは関係なく、引き続き駐留する必要がある」と言いながらも、「中国軍を朝鮮半島から撤退させる手立てがないのなら、双方の同時撤退を受け入れるしかない」とした。つまり、中国軍の駐留を、李承晩としては、いかなる場合でも認めるわけにはいかない事態と認識していて、国連軍の駐留を犠牲にしてでも中国軍の撤退の実現を望んでいたのである。そして、「このような同時撤退は当然、韓国の安全上のリスクを伴うものである」とした李承晩は、中国軍と国連軍の同時撤退の条件として次の8項目の安全装置を提示した。

---

<sup>17</sup> Clark to Collins, C 62143, April 28, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 947-950. この日の会談においては、韓国の単独行動のほか、政治会議をめぐる議論も交わされていて、李承晩は、「休戦協定に政治会議の期限として『休戦から90日以内』を盛り込むべき」と政治会談の具体的な期限を設けることを主張した。これに先立って、李承晩との会談を終えたブリッグズが、4月15日に「政治会議の開催時期を休戦後30日以内にし、またその開催期間を60日間とすべき」と国務省に勧告したのは前述の通りであるが、ブリッグズが当時、政治会議の開催期間をめぐる李承晩の要求に同調していたことが分かる。ただ、後述するように、米国政府としては、政治会議の期限を明示的に設けることには慎重であつて、これもまた大きな争点となる。

<sup>18</sup> Briggs to the DOS, Embtel 1271, April 26, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 938-940.

<sup>19</sup> Clark to Collins, C 62143, April 28, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 947-950.

1. 米軍の撤退以前に、米韓相互防衛条約を締結する。
2. 緩衝地帯を設ける。
3. 韓国が軍事境界線を越えない限り、いかなる外国軍も韓国の領域を侵犯してはならない。
4. 米国とソ連との間で、相手に対する軍事的な備えの制限あるいは禁止を規定するいかなる協定も取り交わされてはならない。
5. ソ連による韓国への侵攻の兆候が見られる場合、米国は、国際的協定・協議を行わずに、直ちに韓国の防衛に取り組む。
6. いかなる状況下においても、日本の軍隊が朝鮮半島で活動してはならない。
7. 極東における平和が完全に定着するまで、韓国の海岸に対する海上封鎖と防空体制は維持すべきである。
8. 極東の平和と安全のため、米国は韓国の陸・海・空軍の増強を引き続き推進すべきである<sup>20</sup>。

李承晩とクラークの間でどこまで突っ込んだ議論があったのかは不明だが、李承晩が、中国軍の撤退時期を、休戦の後にすることについて直ちに関心を表明したことは、米国にとって前向きなシグナルとして受け止められた。実際に、上記の李承晩が提示した具体的な条項の内容を分析したブリッグズは、「米国からの安全保障上の公約の下で、韓国は自らの行動の自由を確保しようとする一方で、米国は様々なリスクを強いられているため、全体的に満足できるものではない」と言いながらも、李承晩が従来、休戦の受け入れの条件として、朝鮮半島からの中国軍の撤退を明確にしていたことを勘案すると、「彼が休戦条項とその代案をめぐって議論しようとしていること自体は、かなりの進展である」と評価した<sup>21</sup>。同様に李承晩からの手紙の内容をめぐってクラークと協議したマーフィーも、「彼が具体的な条件を提示したのは、休戦を受け入れる用意があるとの証しであり、自分の関心を休戦以降の政治的な解決へと転換しようとする意図からである」と分析した<sup>22</sup>。

このクラークに宛てた李承晩の親書が米国側に与えたもう一つの重要な意味合いは、韓国の米韓相互防衛条約締結への熱望であった。既述したように、これまで米国は、将来ですら同条約を結ぶ意思がないことを韓国側に明確にしていたわけだが、マーフィーは、「李承晩が切実に望んでいるものは米国との相互防衛条約の締結にほかならない」と確信した上で、「もし、韓国に同条約を提案することになれば、これこそ米韓間の懸案に対する最適の解決策になるだろう」と、休戦成立と米韓相互防衛条約を結びつける可能性を見出して

<sup>20</sup> Rhee to Clark, April 30, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 955-956.

<sup>21</sup> Briggs to the DOS, Embtel 1292, May 3, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 964-965.

<sup>22</sup> 『韓国大統領統治史料集』2巻、127～128頁（“Telegram Incoming: Conferring with General Clark and Ambassador Murphy,” May 10, 1953, *Armistice Negotiations July 1953*, Vol. 1, Box 6, Entry 2846, RG 84, NARA）。

いた<sup>23</sup>。

米国としては、李承晩の考えをより正確に確かめる必要があったため、1953年5月12日、クラークが韓国に向かい、李承晩と二人きりの直接会談に臨んだ。まずクラークは、米韓相互防衛条約の締結問題について、「米国政府が、条約締結の重要性を認識し、前向きな姿勢で検討している」と伝えた上で、「休戦協定のなかに、米軍と中国軍による同時撤退の条項が盛り込まれることはない」と明言した<sup>24</sup>。またクラークは、韓国軍の増強問題をめぐって、韓国地上軍の20個師団への増強に向けた自らの努力に理解を求める一方で、李承晩が手紙で指摘した他の争点については、「休戦の後の政治会議で議論されるだろう」と述べた。

これに対して李承晩は、「朝鮮戦争で最も重要な同盟国であり、多くの戦闘を共に遂行している韓国との条約締結を拒み続けている米国が、なぜ日本あるいは豪州及びニュージーランド等とは安保条約を結んでいるのか理解に苦しむ」と嘆きながら、「米韓相互防衛条約の締結を最も切実に望んでいる」と明らかにした<sup>25</sup>。さらに、李承晩は、韓国地上軍20個師団に向けた米国からの支援に加えて、「将来の安全保障を維持するためには、韓国海軍の編成が必要である」と真剣に言い出しながらも、自らが提示した他の問題の解決が休戦後の政治会議で議論されるとしたクラークの見解に対しては、同意こそ表明しなかったものの、反発の発言は示さなかった。

クラークは、「韓国軍の国連司令部の指揮からの離脱、あるいは休戦後の挑発的かつ敵対的な行為のような単独行動がゆえに、韓国と対立することを望んでない」と述べ、このような単独行動が、敵に有利な状況をもたらし、深刻な米韓関係の悪化を助長するだろうと警告した。これに対して李承晩は、「米国に韓国の立場や意見を完全に無視された場合のみ、最後の手段として、単独行動をとることになる」と答え、いたずらに米国の憂慮するような単独行動をとることはないことを改めて明言した<sup>26</sup>。

以上のように、米国から見捨てられる恐怖を強調しながら、どちらかと言えば、米国による単独宣言よりむしろ米韓相互防衛条約の締結を要求する韓国政府に対して、米国は、

---

<sup>23</sup> *Ibid.*

<sup>24</sup> クラークが、「国連軍と中国軍の同時撤退」の構想を李承晩に提示する前に、米国政府と協議した形跡はなく、あくまでも彼の私案として提示したようである。この4月27日のクラーク・李承晩会談の直後、ブリッグズは、「朝鮮有事の際、米国が韓国の防衛のために来援することになった場合、米軍の撤退という状況が深刻な問題をもたらしかねない」ことから、「米軍撤退の最適な時期に関する確信が持てる時まで、米国が同時撤退を支持しているかのような印象を与えないように注意すべきである」と進言した。Briggs to the DOS, Embtel 1292, May 3, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 964-965.

<sup>25</sup> クラークは、仮に米韓相互防衛条約の締結が不可能であれば、「李承晩としては、最小限の措置として、休戦協定が破棄された場合、韓国へのすばやい支援を約束する米国政府からの保証を要求するだろう」と考えた。この点について、何らかの言質を李承晩に与えたわけではないが、クラークは、「なぜ、米国によるそのような声明が未だに行われていないのか」との疑問を投げかけながら、「米国政府による防衛コミットメントが行われると、米国が直面している様々な問題に対する韓国からの同意が得られるだろう」と感じていた。なお、クラークは、この公約の内容として、「休戦協定調印の直後、国連を通じて韓国に派兵した国々による政策合同声明の発表」を提案している。

<sup>26</sup> Clark to the JCS, CX 62406, May 13, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1010-1012.

同条約の提案によって、韓国との間で生じている様々な懸案の解決が期待できるとの認識を一部で持っていたものの、条約の適用範囲をめぐる「領域問題」、またそれが共産軍側との休戦会談に与えかねない悪影響への懸念から、同条約の締結をめぐる議論は一向に進まなかった。一方、休戦成立の先決条件を米国側に提示しながら、この条件が認められなかった場合、韓国軍による単独行動もあり得ると示唆した李承晩であったが、休戦が中国軍の撤退を保証するものであれば、単独行動をとることはないとした。そこで、米国としては、李承晩が非現実的・非理性的な立場をとる可能性を、排除はしなかったものの、極端な行動に転じる可能性は低いと判断し、韓国側の提示した休戦条件に対しても、その解決をできるだけ休戦後の政治会議に先送りしようとした。

## 二 反共捕虜の送還をめぐる休戦会談

休戦への協力の条件の中でも、朝鮮半島からの中国軍の撤退とともに、李承晩が決して自らの立場を譲ろうとしなかったのが、北朝鮮軍の反共捕虜の送還問題であった。休戦にもなっても反共捕虜たちがどのように処遇されるのかは、李承晩にとって、自分の国内政治における権力基盤とも絡む一大問題であったためである。1953年5月の時点で、韓国国内における捕虜収容所は9カ所あったが、この収容所にはそれぞれ米国人司令官と若干の行政・技術要員らが配置されているだけで、実際の警備を担っている兵力の殆どは韓国陸軍であった。それだけに反共捕虜の釈放に踏み切る実行力を李承晩は持っていたと言えるが、この実情については、米国も十分認識していた。

前述の5月12日の李承晩との会談を終えたクラークは、実際に李承晩が、韓国警備隊による反共捕虜の釈放の可能性について言及したことを取り上げ、「反共捕虜の中立国への送還に対する李承晩の反対の度合いが尋常ではない」ことを統合参謀本部に報告した。休戦条項をめぐる大詰め会の会談を進めていた国連軍側と共産軍側は、5月13日に休戦会談を予定していたが、クラークはその前日、すでに仕上げられていた国連軍側の休戦案の提示を遅らせてでも、「休戦と同時に送還を希望しない北朝鮮軍の捕虜を釈放させる」との条項を同案のなかに盛り込むことへの許可を統合参謀本部に求めた。北朝鮮軍の反共捕虜の釈放への李承晩の執着振りとその重大さを強調したクラークは、「休戦会談当日の午前9時までに本国からの指針が与えられなければ、行政的な理由を挙げて会談を延期するつもりである」と付け加えた<sup>27</sup>。

クラークから報告を受けた統合参謀本部は、国連軍側の休戦案の一部として北朝鮮軍の反共捕虜を休戦と同時に釈放させることを共産側に提示することを承認し、会談当日クラークは国連軍側の休戦案を共産側に提示した。だが、この案を持ち帰って検討した共産側は、翌5月14日、これを拒否した。送還を希望しないからといって、自国の兵士たちが休

<sup>27</sup> Clark to the JCS, HNC 1678, May 12, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1008-1010. 敷衍すれば、クラークは、「戦争捕虜の強制的な送還禁止の原則を犠牲にしなければ、いくら韓国が休戦に反対しても、結局米国が休戦に漕ぎ着けることを、李承晩もよく分かっているだろう」と考えた。

戦と同時に敵国である韓国で釈放されることは、北朝鮮としては到底受け入れがたい条項であったのであろう。

こうしたなか、外遊中であったダレス国務長官に代わってスミス (Walter B. Smith) 国務副長官が、国連軍側の新しい休戦案と共にアイゼンハワーの立場を李承晩に伝えるよう、ブリッグズとクラークに指示した<sup>28</sup>。その内容は、これまで韓国の安全保障確保と休戦のための条件それぞれに対する米国の立場が明記されたものであった。前者に関しては、まず、「今の状況では韓国と相互防衛条約を締結することはできない」とした上で、その代わりに米国と他の国々が「拡大制裁宣言」に署名することと、韓国軍をおよそ 20 個の地上軍師団と 1 個の海兵隊旅団の水準まで増強させることが盛り込まれていた。その一方で、中国軍の撤退については、休戦後の政治会議の場でその解決を図るとしながら、政治会議、相互軍事支援協定、韓国軍の増強における米国からの支援を確保するためには、韓国政府が、①休戦への反対あるいは休戦阻止のための扇動を差し控えると同時に、韓国国民に対してそのような活動に参加しないよう影響力を行使すること、②休戦の履行に全面的に協力すること、③韓国軍を、その必要性を否定する米韓合意に至るまで、国連軍司令部の作戦統制下に置くことと保証する公式な宣言を發表すること、が条件付けられた<sup>29</sup>。

1953 年 5 月 25 日、ブリッグズとクラークは李承晩を訪れ、米国のこのような立場とともに新しい国連軍側の休戦案を提示した。言うまでもなく、米韓相互防衛条約に対する米国の立場は李承晩を大いに失望させた。李承晩は、「拡大制裁宣言は自分と韓国国民にとってさほど意味がない」とし、「日米安保条約のような二国間条約の締結を望んでいる」と強調した上で、包括的な軍事支援協定についても「共産側にこの協定の実行力を確信させるためなら、敵対行為が終わる前に今すぐ結ぶべきである」と主張した。さらに、今の分断状況について李承晩は、「植民地時代から解放された直後の 1945 年、ソ連との間で 38 度線を基準として朝鮮半島を分割することに合意した米国にも一部責任がある」と指摘した上で、「政治会議が朝鮮半島を永久に分断させる公式な政治的合意の場になりかねない」と不信感をあらわにした。

韓国との相互防衛条約を結ぶ考えは今のところないとの立場の表明に続く、国連軍側の新しい休戦案に関するブリーフィングは、李承晩の失望感を増幅させた。李承晩は、「この休戦案には、韓国側の最小限の要求であった朝鮮半島からの中国軍の撤退すら盛り込まれていない」と指摘しながら、韓国側の案として「国連軍と中国軍の同時撤退による交戦行為の収束を提出したらどうか」と提案した。前述したように、中国軍の撤退時期について、「休戦成立の前あるいは休戦と同時に」から「休戦の後に」へとその立場を譲っていただけに、李承晩は、どんな形であれその撤退に関する条項が休戦案に盛り込まれることを願っていた。だが、米国は、休戦後の政治会議の場で中国軍の撤退問題が議論されるとしながらも、これを休戦案に明記することは避けたのである。

<sup>28</sup> この電文の内容については、米国防総省と米 국무省も了承した。

<sup>29</sup> Smith to Briggs, Deptel 723, May 22, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1086-1090.



この中国軍の撤退問題に加えて、さらに李承晩を反発させたのが、反共捕虜の処遇をめぐる条項であった。前述したとおり、「休戦と同時に、本国への送還を希望しない北朝鮮軍の捕虜を釈放する」ことへの共産側の反対から、反共捕虜の送還をめぐる条項はその修正を余儀なくされた。それに加えて、とくに李承晩は、共産側からの人員による 6 カ月間に及ぶ説得期間が設けられたことと、インド軍が韓国の後方に駐留することに強い警戒心と不満を漏らしたのである。結局、「米国と国連に全面的に協力すること」を保証する公式な声明どころか、李承晩は、「必要であれば韓国一人でも戦い続けるとの公式な宣言を発表することを考えざるを得ない」と述べた<sup>30</sup>。

このような李承晩の非協調的な態度から、「彼が北朝鮮の反共捕虜たちを釈放する動きを見せる可能性が濃厚である」と判断したクラークは、「李承晩にはそのような行動をとる意図と能力がある反面、自分にはそれに対応できるような効果的な手段がない」と自評した<sup>31</sup>。また、「仮にこのような事態が発生すると、国連軍司令部としては、共産側からの非難だけでなく同盟国からの非難にもさらされることになるだろう」と述べ、統合参謀本部がこの問題に注目するよう呼びかけた<sup>32</sup>。

北朝鮮軍の反共捕虜を釈放する可能性については、ブリッグズも、「李承晩が実際に単独行動に踏み切る恐れがある」と判断した。1953 年 5 月 25 日、李承晩との夕食の後、ブリッグズと一緒に帰った卞榮泰外交長官は、国連軍側の休戦案に反対する韓国側の立場をまとめて説明した上で、「もう少しで、ある行動を実行することを検討中である」と反共捕虜の釈放をほのめかすかのようなことを漏らしたのである<sup>33</sup>。

韓国側の強い反発の背景には、韓国の要求が休戦案に反映されなかったことに加えてより根本的な理由があったことを指摘せざるを得ない。つまり、李承晩がクラークから国連軍側の新しい休戦案を「通知」されたのは、共産側にその案が提示された日と同じ日であって、休戦案をめぐる米韓間の事前協議はさておき、少なくとも休戦会談に臨む前の段階で国連側の立場を説明して韓国側に理解を求めたりするような配慮が、欠けていたのであ

<sup>30</sup> Briggs to the DOS, 250539Z, May 25, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1097-1098. 李承晩は、口頭で提示した内容の要旨を文書化して改めて送ることを求め、この文書が届いた後、公式な韓国の見解を表明すると述べた。米国としても、米国の立場を李承晩が間違いなく理解することを望み、5 月 27 日に覚書を韓国側に伝えた。

<sup>31</sup> 捕虜収容所の実際の警備を担っていた警備隊の殆どが韓国陸軍であったことは、前述のとおりであるが、捕虜釈放のような事態に備えるために、この韓国軍警備隊を米軍に入れ替える方策が検討された。これに対してクラークは、「共産主義の統制に抵抗している北朝鮮軍の捕虜たちに武力を使用するために米軍が配置されるのは大きな不幸である」と指摘した上で、「今は敏感な時期だけに、米軍による収容所の掌握が、かえって事態を悪化させる恐れがある」と警告した。

<sup>32</sup> Clark to the JCS, 250610Z, May 25, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1098-1100.

<sup>33</sup> Briggs to the DOS, 252255Z, May 26, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1102-1103. 具体的に卞榮泰は、「最初、監視委員会が組織されるまでの 60 日間、共産側からの要員が捕虜の説得に努める 90 日間、政治会議の開かれる間の 30 日間、さらに国連に引き渡されるまでの未定の期間までを合わせると、送還を拒否する捕虜たちには少なくとも 6 カ月以上の追加的な拘留期間が課せられることになる」と指摘した。この追加的な拘留期間は、反共捕虜にとって、3 カ月間に及ぶ説得期間とともに送還を拒否しつづける意思の変更を余儀なくされるほど、過酷なものであると強調した。

る<sup>34</sup>。李承晩からすれば、国連軍側が戦争の当事者である韓国の頭越しに共産軍側と休戦会談を進めているとしか受け止められなくなり、それが米国に対する不信感へとエスカレートしたと言えよう。

以上のように、国連軍側の新しい休戦案には、朝鮮半島からの中国軍の撤退に関する条項が盛り込まれないまま、本国への送還を希望しない北朝鮮軍の捕虜たちの処遇についても、韓国側の要求が反映されていなかった。この休戦案とともに、米韓相互防衛条約締結の必要性を否定した米国の立場を伝えられた李承晩は、1953年5月30日にアイゼンハワー宛に親書を送り、自らの立場を表明した。まず、「中国軍の駐留を認める休戦案を受け入れるのは、韓国政府としては、まるで抗議すらろくにしないまま死刑判決を認めることと同然」とした上で、米国による対韓支援の条件として提示された「米国と国連に全面的協力する」との公式な声明を発表することはできないと明記した。

そして、共産軍側と国連軍側がお互いに自らの都合に合わせて休戦案を突きつけ、またお互いに相手から断られるといった手詰まりの現状を批判しながら、李承晩は今後、「朝鮮半島から中国軍と国連軍が同時に撤退すること」を内容とする韓国政府の案を提示することを示唆した。さらに李承晩は、双方の同時撤退に先立って、次のような事項を盛り込んだ米韓相互防衛条約が締結されるべきであると主張した。

1. 韓国が侵略された場合、米国は、他の国々との協議あるいは議論がなくても、即刻軍事的支援を行うために来援する。
2. 米国による韓国軍の増強への支援を可能にするため、国連と共産側の間では、韓国と北朝鮮における防衛力の抑止について合意してはならない。
3. 米軍からの支援がなくても韓国独自の防衛ができるよう、米国は武器、弾薬、他の軍需物資に対する十分な支援を行う。
4. 敵の侵略を抑止するために、米空軍と海軍は現在の場所で駐留を続ける<sup>35</sup>。

要するに、米国の来援、韓国軍の増強、そして在韓米軍の駐留を骨子とする米韓相互防衛条約の締結を要求したわけであるが、これは、韓国が同条約の締結を切実に望んでいることを改めて表すものであった。反共捕虜の送還問題と中国軍の撤退問題に対する韓国政府のさらなる反発に直面した米国としては、米韓相互防衛条約の締結がその打開策として

<sup>34</sup> 端的に言えば、卞榮泰は、「国連軍側の休戦案が、板門店において完成されるまで李承晩には提示されなかった」と批判した上で、「休戦が既成事実として扱われている」と憤慨した。Briggs to the DOS, 252255Z, May 26, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1102-1103. なお、この新しい国連軍側の休戦案への同意には共産側も難色を表明した。1953年5月25日、国連軍側代表のハリソン (William K. Harrison Jr.) 陸軍中將の要請で、秘密会談の形で開催された板門店での会談において、共産軍側代表の南日は、「本国への送還を拒否する捕虜を休戦から120日以後に釈放するか、国連側に送還するかといった二者択一案は、彼らを米国の統制下の国々に引き渡すことと同然」と非難した上で、他の条項に対しても更なる検討が求められると述べた。

<sup>35</sup> Rhee to Eisenhower, May 30, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1124-1126. この書信は、釜山にある米大使館からの電文に添付されてワシントンに伝えられた。

浮上することになる。

### 三 アイゼンハワーの承認 — 交渉開始の提案

李承晩による反共捕虜の釈放の可能性が濃厚であるとの現地司令官の報告を受け、ワシントンではその対応に追われた。1953年5月29日の午前11時に開かれた国務省・統合参謀本部合同会議（State-JCS Meeting）では、新しい国連軍側の休戦案への韓国の反対による米韓関係の不和の深刻さとともに、不測の緊急事態の発生に対応するために、クラークが提案した行動方針を盛り込んだアイゼンハワー大統領宛の覚書を用意することを決めた<sup>36</sup>。ここで言う「行動方針」とは、李承晩を監禁し韓国に国連軍司令部による軍事政府を樹立することを目指す「エヴァーレディ計画」にほかならない<sup>37</sup>。

この覚書は同じ日の午後、ダレスとウィルソン（Charles E. Wilson）国防長官にそれぞれ報告されたが、両氏ともに韓国に国連軍司令部の軍事政府を樹立する案には待ったをかけた。その代わり、両長官は仮の措置として、①米韓関係の深刻な状況については5月30日、大統領に報告する、②韓国政府との不和による緊急事態に対応するため、国連軍司令官には予備措置を講じる権限が与えられる、③重大な事態が発生した場合、国連軍司令官には国連軍の統合のための行動をとる権限が与えられる、④国連軍司令官は、ダレスが米韓相互防衛条約のための交渉開始を承認するよう大統領に勧告していることを、李承晩に知らせる権限を持つ、⑤この④の権限は、危険かつ挑発的な状況を防げるとの判断の下、国連軍司令官の裁量で行使できる、といった事項をクラークに通知することを決めた<sup>38</sup>。

このような仮の措置とともに、クラークには「米国が相互防衛条約のための交渉開始を提案した場合、その見返りとして、李承晩が国連軍側の休戦案に同意するのか」に対する見解を求める指示が伝えられた。ワシントン時刻で5月30日早朝に届けられた答申において、クラークは、「米韓相互防衛条約に向けた交渉開始の提案だけで、李承晩が直ちに国連軍側の休戦案に同意するとは期待しにくい」としながらも、「少なくとも休戦への彼の積極的な反対姿勢を和らげることはできる」と述べ、韓国に米韓相互防衛条約に向けた交渉の開始を提案することを肯定的に評価した<sup>39</sup>。

<sup>36</sup> Memorandum of the Substance of Discussion at a Department of State-Joint Chiefs of Staff Meeting, May 29, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1114-1119.

<sup>37</sup> エヴァーレディ計画の意図と内容については、홍석률「한국전쟁 직후 이승만 제거계획（朝鮮戦争直後の李承晩除去計画）」『歴史批評』26号、1994年；李鍾元「米韓関係における介入の原型—『エヴァーレディ計画』再考」（二）、『法学』59巻1号、1995年を参照。

<sup>38</sup> コリンズは5月29日クラークに電文を送り、国務省と国防総省の共同指示として、「今日ダレス国務長官が中東から帰国しており、明日はウィルソン国防長官とともに大統領を訪れ、韓国政府に相互防衛条約を提案することをめぐって協議を行う予定である」としながら、「国務省と統合参謀本部の間では2国間条約をめぐる韓国政府との協議開始について同意して」ことを伝えた。「仮に大統領からの正式な承認が与えられる前の時点であっても、緊急事態の発生防止に役に立つとの判断があれば、ダレスが米韓相互防衛条約のための協議開始をアイゼンハワーに強く建議していることを李承晩に口頭で知らせてもいい」と述べた。Collins to Clark, DA 940238, May 29, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1119-1120.

<sup>39</sup> Clark to the JCS, CX 62747, May 30, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1120-1121.

クラークからの報告が届いた直後の午前 11 時から、国務・国防総省間会合がダレスの執務室で行われた<sup>40</sup>。ここでは、まず、韓国に国連軍による軍事政権の樹立を提案したクラークの意見に対して、米国政府としては同意できないとした上で、この趣旨をクラークに知らせることを決めた。これで、テイラー（Maxwell D. Taylor）在韓米第 8 軍司令官が作成し、クラークを通じてその実行が一時検討された「エヴァーレディ計画」は、アイゼンハワー大統領に報告されることなく、ダレスとウィルソンによって正式に封じられることになった。また、この会合においては、「米比相互防衛条約とアンザス条約の条項に沿って、韓国とも相互防衛条約の締結に向けて交渉を開始する用意があることを、韓国側に提案する」ことへの承認をアイゼンハワー大統領に建議することにした。この際、韓国政府には、①新しい国連軍側の休戦案に同意すること、②休戦協定の履行に協力すること、そして③韓国軍を国連軍司令官の作戦統制下に置くことを、交渉開始の条件として提示することにした。

国務・国防総省間会合の直後、ダレスとウィルソンの一行はアイゼンハワー大統領を訪れた。ダレスから、上記の三つの項目への保証を条件に、相互防衛条約のための交渉開始を韓国に提案するとの建議を受けたアイゼンハワーは、即座にこれを承認した。結局、国連軍側の休戦案に対する韓国政府の激しい反発に遭遇した米国が選択したのは、李承晩を監禁して軍事政府を樹立することではなく、米韓相互防衛条約の交渉開始を提案することであった。ただ、ここで注意すべきは、この時点で米国が韓国に提案することにしたのは、同条約を締結するとの保証ではなく、あくまでも韓国側の休戦への協力と韓国軍に対する国連軍司令部の統制を前提とした交渉の開始であった点である。従って、交渉開始の条件を李承晩が受け入れるかは全く未知数であったため、交渉自体が成立しない可能性もはらんでおり、また、条約の締結に向けて交渉が始まったとしても、実際の締結が遅れる可能性もあったのである。

そもそも、共産側に休戦案を提示する前に、国連軍司令部が韓国と協議を行ったわけではなく、そこから起因する不信感、また、休戦案の条項に対する韓国側の激しい反発を考慮すれば、相互防衛条約のための交渉開始を提案することだけで、李承晩が休戦反対の姿勢をどこまで軟化させることができるかは疑問の余地があったと言えよう。実際、1953 年 5 月 29 日に国務省から、クラークと同様に「米韓相互防衛条約に向けた交渉開始の提案が、李承晩からの休戦への支持を取り付けることに役に立つのか」に関する意見を緊急に報告するよう求められたブリッグズは、その回答で否定的な見方を示した。つまり、ブリッグズは、「米韓相互防衛条約に向けた交渉開始を提案することは、米国の姿勢が、朝鮮半島における李承晩の基本目標を容認する方向にシフトしていることを、韓国に示す重要な段階になるだろう」としながらも、「国連軍側の休戦条項、とくに北朝鮮軍の反共捕虜の送還に

<sup>40</sup> この会議には、両省長官のほか、統合参謀本部からはラドフォード（Arthur W. Radford）統合参謀本部議長に代わってコリンズ陸軍参謀総長、前日の国務省・統合参謀本部合同会議にも出席していたナッシュ（Frank C. Nash）国家安全保障担当国防次官補、そしてスミス国務副長官などが出席した。

関する内容を大幅に修正しない限り、李承晩の反対姿勢を和らげる可能性はまずない」と報告したのである<sup>41</sup>。米韓相互防衛条約の交渉開始の提案を肯定的に捉えていたクラークですら、共産側の代表らも含まれている中立国送還委員会に捕虜たちを引き渡すことと、インド軍が反共捕虜を監視することに対する李承晩の警戒心が非常に強いことから、「チェコ・スロヴァキア（Czech and Slovakia）とポーランドの中立国送還委員会へ参画、インド軍による韓国駐留の実現については、決して樂觀できない」と報告した<sup>42</sup>。

ここで指摘したいのは、韓国側による相互防衛条約締結の要求に対して公式的には難色を示していた国務省が、アイゼンハワーが同条約の交渉開始の提案を承認する以前から、実務レベルでは条約締結の必要性を検討しており、しかも条約の具体的な草案まで作成していた事実である。卞榮泰と会談した直後の1953年4月、ブリッグズは国務省に電文を送り、「韓国政府が、休戦協定に対する反対の撤回と引き換えに、相互防衛条約の締結を米国側に要求し続けるだろう」と予測した。その上でブリッグズは、「見捨てられる恐怖こそ、韓国が休戦に反対している根本的な原因」と指摘し、韓国による休戦反対の姿勢は無視できない問題であると位置づけ、「米国としては、相互防衛条約の締結を容認することに関して考慮する時期が到来した」と分析した<sup>43</sup>。

ほぼ同じ時期、国務省北東アジア課も、①韓国が感じる見捨てられる恐怖は甚だしい、②米国による声明あるいは決議案の発表は、韓国の恐怖を和らげるには効果的ではない、③韓国を含む太平洋同盟（Pacific Pack）の創設は時期尚早である、従って、④今の段階において、韓国の恐怖を和らげるには、韓国と二国間条約を締結することこそがもっとも実行可能な手段である、と結論付けた<sup>44</sup>。米国務省からこの北東アジア課の草案に対する検討意見を求められたブリッグズは、「軍事公約（少なくとも、その意図）が実際に存在することを侵略者たちに思い知らせることによって初めて抑止効果が達成できるということは、朝鮮戦争勃発から引き出せる教訓である」とした上で、「韓国政府、韓国国民との友好的な関係を維持するためだけではなく、潜在的な敵国に対する抑止効果を達成するためにも、米国によるコミットメントの存在を公にすべきである」と草案の結論に同意した。さらに、米韓防衛条約の中身についても、ブリッグズは、「全く防衛的ではないという非難があるからといって、その内容を後退させることなく、その目的と決意が明確に表れるよう作成す

<sup>41</sup> Briggs to the DOS, GX 5478, May 30, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1121-1122. ただ、ブリッグズからのこの報告は5月30日午後2時を過ぎて国務省に届けられており、韓国側に相互防衛条約のための協議開始を提案することをアイゼンハワーが承認する過程において、判断材料として活用されることはできなかった。

<sup>42</sup> Clark to the JCS, CX 62747, May 30, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1120-1121.

<sup>43</sup> 『韓国大統領統治史料集』2巻、125～126頁（“Telegram Outgoing: Korean Formin Pyon,” April 3, 1953, 320.1 US-ROK Vol. 1, Box 6, Entry 2846, RG 84, NARA）。この電文から、米国務省の北東アジア課が遅くとも4月初め頃、米韓相互防衛条約の草案を完成させていたことが分かったものの、残念ながら草案の内容までは確認されていない。今のところ、最も早い段階のものとしては、後述の6月5日付の草案の全文が確認できる（本稿の巻末の「資料2」を参照）。

<sup>44</sup> 『韓国大統領統治史料集』2巻、141～143頁（“Telegram Outgoing: Conclusion of NA Draft Paper,” April 7, 1953, 320.1 US-ROK Vol. 1, Box 6, Entry 2846, RG 84, NARA）。

べきである」との見解を示しながら、「国連憲章の文脈」から作成されたこの草案が見事な出発点になるだろうと評価した<sup>45</sup>。

韓国側に与えるべき提案として、1953年5月30日にアイゼンハワーが承認したのは、米韓相互防衛条約を締結するとの保証ではなく、あくまでも休戦への協力と国連軍司令部による韓国軍の統制を前提とした交渉の開始であったとは言え、この日、アイゼンハワーとダレスの間では、北東アジア課が起草した条約案をめぐる議論も同時に行われた。その直後の6月2日、ヤング（Kenneth T. Young, Jr.）北東アジア課長が、作成されて以来1～2カ所の些細な修正を除き、大統領と国務長官との間でそのまま協議されたものとして、米韓相互防衛条約の草案をブリッグズに送り、草案の妥当性に関するコメントを求めたことから、この草案とその2カ月前に作成された草案の条文はほぼ一致していたと考えられる<sup>46</sup>。

当初、米比相互防衛条約の内容に沿った形の米韓条約を構想していただけに、北東アジア課が作成した草案は、「国連憲章の目的と原則を再認識する」、「国連憲章に定めるところに従い」、また「国連安全保障理事会に報告する」などの文言が盛り込まれる等、形式・内容ともに前者の条文をほぼそのまま踏襲している。ただ、両者の相違点として注目すべきなのは、条約のそれぞれの適用範囲を規定している条項である。

つまり、米比相互防衛条約が「本国領域又は管轄下にある島々」（第5条）における攻撃に対して対処することを規定しているのに対して、北東アジア課の草案では、「現在それぞれの行政管理の下にある領域又はいずれか一方の締約国が他方の締約国の行政管理の下に適法に置かれることになったものと今後認める領域」（第4条）における攻撃に対処するとの条項が盛り込まれている<sup>47</sup>。これは、1953年4月8日の梁裕燦との会談の際、ダレスが米韓相互防衛条約の締結に難色を示しながら指摘した、「領土問題」を解決するために設けられたものである。同条約の交渉開始を提案する方針を固めた米国としては、条約の適用範囲を、韓国側の主張する朝鮮半島の全域ではなく、あくまでも韓国の施政権の範囲内の地域に限定することによって、自らが指摘した問題を解決して韓国との協議に臨もうとしたのである。

#### 四 李承晩による反共捕虜の釈放とその影響

国連軍側の休戦案に対する李承晩の反発を重く受け止めた米国政府は、やがて休戦への韓国政府の協力と韓国軍による単独行動の禁止を条件に、米韓相互防衛条約締結をめぐる交渉を開始する意思があることを伝えることにした。アイゼンハワーからの承認を受けて

<sup>45</sup> *Ibid.* 敷衍すれば、ブリッグズは、米韓相互防衛条約の公式化で生じかねないいくつかのリスクと不利益を勘案すると、「米国としては、米韓相互防衛条約への韓国の熱望を最大限利用しなければならない」と強調した上で、「米韓防衛条約締結の見返りとして、朝鮮戦争の休戦、また韓国の平和的統一を達成するための米国と国連の努力への韓国政府の協力を取り付けるべき」とも勧告した。

<sup>46</sup> 『韓国大統領統治史料集』2巻、144～147頁（“Letter with Draft of Security Pack,” June 2, 1953, 320.1 US-ROK Vol. 1, Box 6, Entry 2846, RG 84, NARA）。この電文には、6月5日に改正された条約の草案が添付されている。

<sup>47</sup> その他の両者の相違点については、本稿の巻末の「資料1」と「資料2」をそれぞれ参照。

コリンズは、「アイゼンハワー大統領が、米比相互防衛条約とアンザス条約の形に沿って、米韓相互防衛条約のための交渉開始を韓国側に提案する権限をクラークとブリッグズに与えた」とクラークに伝えた<sup>48</sup>。ワシントンからの決断に従って、クラークとブリッグズはこの米国の意思を李承晩に伝える時期を探っていたのだが、李承晩との議論をいつ再開するかに関しては、仮に共産側が国連軍の休戦案を受け入れなければ、その対応として休戦案の修正もありうることから、予定されている休戦会談での共産側の反応を待ってから判断することにした。

共産側の行政的理由から三日間にわたって延期されていた休戦会談は 1953 年 6 月 4 日再開された。この会談で共産側の休戦案が提示されたわけだが、捕虜の送還問題をめぐる次の二つの事項を除いて、1953 年 5 月 25 日の国連軍側の休戦案を殆どそのまま受け入れる内容であった。依然として捕虜 1,000 人に当たり 10 人の説得者 (explainers) を送り込むことを主張する一方、本国への送還を拒否する捕虜たちを民間人として釈放するとの変更がなされた。つまり、「送還の権利を行使しない捕虜たちと、送還委員会に引き渡されてから 120 日が経過してもその配置に関する政治会議での合意が得られない捕虜たちに対して、中立国送還委員会が、その身分を捕虜ではなく民間人として釈放することを宣言する」となっており、これは国連軍側の期待を遥かに超える共産側の譲歩であった。共産側が国連軍側の提案を事実上受け入れたと評価したマーフィーとクラークは、「近いうちに休戦協定を完成することになり、これ以上障害は生じないだろう」とワシントンに報告した<sup>49</sup>。

この 6 月 4 日の休戦会談の結果を受けて、クラークが翌日に李承晩に説明を行う予定であって、この場で米韓相互防衛条約の交渉開始の米国の意向が伝えられるはずであった。ところが、結論から言えば、李承晩の強硬な姿勢に遭遇し、同条約をめぐる交渉開始の提案は次回に持ち越された。クラークとブリッグズは予定通り 6 月 5 日の午後、李承晩を訪れ、およそ 1 時間半にわたって会談を行った。まずクラークは、共産側が事実上国連軍側の休戦案を受け入れたことを強調しながら、前日の休戦会談の結果を李承晩に説明した。ブリッグズも、「休戦は韓国の平和と統一のための第一歩であり、これから韓国は、戦争による被害を克服して国の再建と復興を成し遂げるだろう」と述べた上で、「米国政府としては、来るべき政治会議において親密かつ強力なパートナーとして韓国に協力する方針である」と強調した。

これに対して李承晩は、「中国軍と国連軍の同時撤退が実現できなければ、朝鮮半島における平和と統一は不可能である」としながら、「国連側も共産側もそれぞれ休戦案を提示し

---

<sup>48</sup> Collins to Clark, DA 940241, May 30, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1122-1123. このメッセージとは別途に、コリンズは、「韓国国内で李承晩政権に対する政治的・軍事的不満が発生した場合、国連軍の統合と安全を確保するために必要とされる行動をとる権限が国連軍司令官に与えられる」としながらも、「米国政府としては、韓国に国連軍司令部の軍事政府を樹立することに同意できない」とした米国政府の決定をクラークに伝えた。Collins to Clark, DA 940242, May 30, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1123-1124.

<sup>49</sup> Memorandum by the Secretary of State to the President, June 4, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1138.

ており、韓国としても、その公式な案を提示すべきである」と5月25日の主張を繰り返した。続いて李承晩が、5月30日付の自らの手紙の米韓相互防衛条約に触れると、クラークとブリッグズは、適切な時期に同条約の締結に向けて交渉を開始することと、その引き換えとして休戦への韓国からの支持を取り付けることを想定する可能性について聞いた。返信がなかったため、何回も繰り返してその答えを求めたものの、李承晩は明言を避けながら、「今後、何かを行動する前に、韓国の立場を声明をもって表明する」と要点をぼかしただけであった。

韓国からの休戦への支持を確保するための誘引剤としての米韓相互防衛条約の効果を確信できない状況のなか、クラークとブリッグズは、しばらく会談の休会を要請した。国連軍と中国軍の同時撤退以外に、李承晩を満足させる条件はないと判断した両氏は、今の時点で米韓相互防衛条約の交渉開始を提案するのは望ましくないと結論付け、李承晩の出口を見極めながら適切なタイミングを狙うことにした。

会談が再開されると、李承晩は、「これから1～2日後には韓国政府の立場を公式な声明の形で発表する」ことを明らかにしながらも、ただ、「少なくとも今のような重大な時期に、休戦反対のための軽率な行動あるいは韓国軍による単独行動をとることはない」と述べた。これに対してクラークは、「公式な声明を発表することで、朝鮮半島で維持されてきた自由世界の団結に亀裂が深まったとの誤った印象を共産側に与えることになりかねない」と憂慮を表明したものの、李承晩も、声明を発表した後にとる行動についての言及を避けたため、この日の会談はここであっけなく終了した<sup>50</sup>。

李承晩は、休戦をめぐる様々な事案に協力しないと、米国からの軍事的・経済的支援が途切れる恐れがあることをよく認識しているはずであって、彼が「国連軍の安全を危険にさらすような行動は取らない」と個人的に保証したことも、その文脈から起因する発言であったと思われる。だが、その一方で、李承晩は、国連軍と中国軍の同時撤退を主張するとともに、インド軍による韓国駐留、また共産側の国々の人たちが韓国の後方地域に入国することに対しては非常に強い警戒心を持っており、それに反対する姿勢を明確にしていた。韓国が少なくとも当面の間、北朝鮮を攻撃することはないにしても、捕虜の送還問題に対する李承晩の抵抗は、依然として強力かつ断固としたものであった。一方では、共産側が事実上国連軍側の休戦案を受け入れたことを圧迫材料として、他方では、米韓相互防衛条約のための交渉開始を宥和材料として、韓国政府から休戦への協力を確保しようとした米国の試みは、当初から難航したのである。

李承晩は、自らの言葉通り、1953年6月6日韓国政府の立場に関する声明を発表し、その翌日には、5月15日以来、休戦会談への出席をボイコットしていた韓国側代表の崔徳新准将と彼の参謀らを板門店から撤退させる措置を取った。クラークは、休戦への韓国からの支持を確保するために、米韓相互防衛条約の交渉開始を提案する時期を見合わせていたが、結局彼にその提案の機会を訪れなかった。ワシントンから、韓国側の休戦受け入れを

<sup>50</sup> Briggs to the DOS, DTG 050850Z, May 26, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1144-1146.



条件に米韓相互防衛条約の交渉開始の提案を盛り込んだアイゼンハワーの親書が送られたのである。6月7日の午後、クラークとブリッグズは再び李承晩を訪れ、このアイゼンハワーの親書を手交した。クラークは、アイゼンハワーからの手紙を手渡す前に、「もし休戦協定の調印を韓国側が認めれば、米国は米韓相互防衛条約の締結に向けて交渉に入る」と李承晩の注意を喚起させた上で、「アイゼンハワーが李承晩との会談を望んでおり、李承晩が望むなら、ソウルで会談を開くことも可能である」と明らかにした。

ところが、李承晩はこの提案に何の関心も示さずに、「仮に米国が休戦協定に署名するならば、適当な時期にある行動をとる準備を整えている」としながら、「米国が中国の駐留を認める限り、韓国は生きていられない」と強調した。その一方で、「インド軍の韓国への駐留も断固として認められない」と従来の姿勢を繰り返した上で、「捕虜の監視任務がスイスのような真の中立国に与えられるなら、米国が心配するような事態は起こらないだろう」と述べた。

クラークは、「国連軍司令部としては、5月25日の国連軍側の休戦案の成立を推進するつもりであり、捕虜問題に関しても共産側との合意を目前に見ている」と強調した上で、休戦への韓国の協力を改めて求めた。さらに、「韓国が、中立国送還委員会による捕虜の処遇に関する内容と、米国政府の立場が強制的な送還を支持しているわけではないことを、捕虜たちに説明する際に協力してくれれば、送還を望まない捕虜たちは釈放されて民間人の身分となり、希望すれば韓国人になるだろう」と、北朝鮮軍の反共捕虜たちの送還問題への協力も李承晩に求めた。このような従来の立場を改めて伝える一方で、クラークは、「仮に韓国軍が単独で攻撃を敢行するならば、必要とされる国連軍司令部からの後方支援を受けなくなり、結局韓国は破滅するだろう」と警告した。これに対して李承晩は、「韓国が第二の中華民国になることは自明であり、後で死ぬより、今、行動をとって死んだ方がいい」と強硬姿勢を緩めようとしなかった。結論的にクラークは、「今回の会談に臨んだ李承晩が理性的ではなかった上、全く譲ろうとしなかった」と評価し、李承晩が多くの手段のうち、ある一つを選んで行動に出るだろうと予測した<sup>51</sup>。

以上のように、休戦をめぐる様々な問題に対して一時柔軟な姿勢を見せていた李承晩は、1953年5月25日一方的に伝えられた国連軍側の休戦案の条項、とくに中国軍の撤退に関する内容の不在とインド軍の韓国駐留といった内容に対する不満から、米国政府への失望感を増幅させていた。米国側による1953年6月7日の相互防衛条約の締結に向けた交渉開始の提案は、李承晩からすれば、遅すぎたジェスチャーだったのかもしれない。いずれにせよ、同条約の提案にもかかわらず、その強硬な姿勢を一向に軟化しようとしなかった李承晩に対して、国連軍側は、これ見よがしに共産側との合意に至った。1953年6月8日、国連軍代表のハリソンと南日は、休戦議題第4項をめぐる18カ月間の会談の末、中立国送還委員会の権限を規定する内容に合意したのである。

---

<sup>51</sup> Briggs to the DOS, DTG 070800Z, June 7, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1148-1149; Clark to the JCS, CX 62890, June 7, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1149-1151.

この休戦協定の条項のなかでも、李承晩が最も反発したのは、インド軍と共産側の代表らが、捕虜への監視や説得のために韓国に入国することであった。6月9日午前、自分を訪れたテイラーに李承晩は、休戦への反対の意見と韓国軍による戦争の継続について繰り返して言及しながら、①政治会議に期限を設けること、②米韓相互防衛条約の締結、③海・空軍の増強をも伴う韓国陸軍の20個師団への増強、に加えて④インド軍と共産側の人員の韓国入国の禁止、といった4項目を、休戦の条件として提示した<sup>52</sup>。米国としては、すでに米韓相互防衛条約の締結と韓国陸軍の20個師団への増強を確認しており、政治会議の期間に関しても、今後李承晩を安心させるべき条項を設ける余地があると言えるが、休戦協定に基づくインド軍と共産側の代表らによる韓国入国の条項を修正あるいは削除することは、容易に受け入れられるものではなかった。

結局、捕虜問題との関連でインド軍と共産側の代表が韓国に入国することに対する李承晩からの強い反対にもかかわらず、板門店においては休戦に向けて大詰めの協議が行われていた。休戦会談の進展ぶりに危機感を覚えた李承晩は、1953年6月18日の未明、釜山、馬山、論山、尙武臺にある国連捕虜収容所から、およそ25,000人の北朝鮮軍の反共捕虜を電撃的に釈放するに至った。北朝鮮軍の反共捕虜たちが釈放された直後、李承晩はクラークに手紙を送り、「1,000人あるいはそれより大きい規模のインド軍が、韓国に来て反共捕虜を監視すると同時に、共産側の説得者たちによる反共捕虜たちへの厳しい尋問を手伝うことになるのを最も憂慮している」と述べた。また、「韓国国民は反共捕虜たちを見殺しにしない」と強調した上で、「結局共産主義者と彼らを支持するインド軍に対する韓国国民からの強い反発のため、深刻な衝突が起こりかねない」と指摘した。さらに李承晩は、このような事態を回避するため、「いくつかの条件を米国に提示したものの、全く注目してもらえず、反共捕虜の釈放という最後の行動に踏み切ることになった」と自らの行動を説明した<sup>53</sup>。

この反共捕虜の釈放をめぐって従来の研究は、李承晩が、自らの実行力を見せ付けることによって、韓国側の主張と要求事項の受け入れを米国に迫る狙いがあったと分析している<sup>54</sup>。確かにこの李承晩の単独行動は米国政府に大きな衝撃を与えた。とくに、共産側からだけではなく、同盟国からの非難を予想していたアイゼンハワーは、この事態で休戦の可能性がなくなるのではないかと懸念するほどであった。ただし、李承晩による捕虜釈放の可能性については、遅くともその1カ月前の5月中旬ごろから予測されていて、クラーク

<sup>52</sup> Taylor to Clark, G 5812 KCG., June 9, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1159-1160.

<sup>53</sup> Rhee to Clark, June 18, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1197-1199. 卞榮泰は、6月19日の李承晩・ブリッグズ会談に同席し、今回の捕虜釈放について「李承晩以外には誰の指揮下にも置かれていない憲兵司令官の命令の下、韓国軍によって敢行された作戦である」と明らかにした。Briggs to the DOS, Embtel 13, June 19, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1221-1223.

<sup>54</sup> 홍용표 「국가안보와 정권안보—이승만 대통령의 안보정책을 중심으로 (国家安保と政権安保—李承晩大統領の安保政策を中心に) 1953~1960」 『國際政治論叢』 36巻3号、1997年、243~244頁。

は、仮に同事態が発生した場合の武器使用に関する行動方針まで立てていた。後述するように、反共捕虜の釈放の直後、追加的な大規模の捕虜脱出が取り沙汰されていたのだが、李承晩は、結局第 2 の捕虜釈放に踏み切ることなく、しかも「休戦協定に調印こそできないが、休戦を支援することはできる」と休戦への協力を示唆する発言まで行った。こう考えると、李承晩による反共捕虜の釈放は、屈服の過程において自らの面子を立てるための行動に過ぎなかったとの解釈も可能であろう。以下では、この李承晩の行動を米国はどのように受け止めて対応したのか、また、休戦成立の過程におけるこの事態の持つ意味について考察する。

さて、米国が、李承晩による捕虜釈放への動きを少なくともその 1 カ月前から予測していたことは、前述の通りである。それでは、なぜ、米国は李承晩の行動を未然に防げなかったのか。既述のように、韓国に設置されていた北朝鮮軍反共捕虜の収容所は、国連軍司令部の管轄下に置かれていたとはいえ、実際の警備を担っている兵力の殆どが韓国陸軍であった。仮に韓国軍警備隊を米軍に入れ替えたとすれば、捕虜釈放のような事態が起こっても状況をコントロールできた可能性は十分あったと考えられる。だがクラークは、「共產主義の統制に抵抗している北朝鮮軍の捕虜に対して武力を行使するため、米軍を配置させるのは大きな不幸である」と指摘した上で、「米軍による収容所の掌握がかえって事態を悪化させかねない」と統合参謀本部に報告した<sup>55</sup>。同様にコリンズも、反共捕虜の収容所の監視任務を他の国連軍に当てる事に対して非常に否定的であった。国防総省でも一時反共捕虜の監視のため英国軍を派遣することが検討されたが、コリンズがこれに強く反対して結局英国軍の派遣は実現しなかったのである<sup>56</sup>。

このような米軍部の方針は、韓国軍との衝突といった最悪の事態だけは何とか回避しようとする目的から出されたものであり、実際に捕虜の脱出を防ぐための銃の使用についても厳格に規制されていた。クラークは、後方地域司令官のヘレン（Thomas W. Herren）少将をはじめとする捕虜収容所の関係者らに、「不測の事態が発生し、統制のために武力の行使が求められる場合、毒性のないガスの使用を含めた通常の鎮圧手段を講じてもいい」としながらも、「消火器を捕虜たちに直接照準しない」ようガイドラインを示し、人命の被害を最小限に抑えるよう既に指示を出していた<sup>57</sup>。統合参謀本部からも武器使用に関するクラークの進言を退けるようないかなる指示も出されていなかったため、クラークは自らの行動方針を統合参謀本部が承認したと判断していた。6 月 18 日の大規模な捕虜脱出に続き、当日の夜と翌 19 日の未明にかけ、さらに 900 人が脱出を敢行したのだが、この過程で死亡者 30 人、負傷者 107 人の被害にとどまったのは、クラークの武器使用に関する方針によるものであったと言えよう。

<sup>55</sup> Clark to the JCS, 250610Z, May 25, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1098-1100.

<sup>56</sup> Memorandum of Discussion at the 150th Meeting of the NSC, Thursday, June 18, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1200-1205. なお、マーフィーも国務省に電文を送り、捕虜への監視を担当している分遣隊に国連軍の他の人員、とくに英国軍を派遣することを勧告していた。

<sup>57</sup> Clark to the JCS, 250610Z, May 25, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1098-1100.

とはいえ、米国を中心とした自由世界の揺らぎない団結の姿は、共産側を圧迫して少しでも有利な条件の下で「名誉ある休戦」を実現するに欠かせないものであって、一見自由世界の協調から離脱したかのように見える韓国の単独行動は、米国としては必ず阻止しなければならない事態であった。李承晩による捕虜釈放の知らせはワシントンにも直ちに伝えられ、第 150 回国家安全保障会議（NSC）でその対応策が議論されるようになった。本来この日の会議では、極東問題と関連した正式な議題（NSC 154）をめぐる議論が予定されていたのだが、アイゼンハワーの希望で、韓国の状況が明らかになるまでその議論を先送りすることになった。会議の冒頭でアイゼンハワーは、「仮に李承晩の行動を断固として拒絶しなければ、同盟国には米国が連合体制を放棄しようとしているとの印象を与えてしまうかも知れないし、一方で共産側からも、韓国に対する米国の影響力が低下しているとか、あるいは今回の事態について米国が責任を取ろうとしているとの宣伝がなされかねない」と述べ、「米国としては、何の抗議もせずに今回の事態を見過ごしてはならない」と強調した。結局この日の会議では、米国の言うことを聞かなければ即刻米軍を撤退させるとか、解放された捕虜たちを逮捕しなければならないとの直接的な表現は控えられたものの、国連軍側との事前協議なしに北朝鮮軍の反共捕虜を釈放した李承晩の単独行為に対して抗議すると同時に、今後韓国が類似した行動を取らないよう強く求める内容を、李承晩に送るメッセージに盛り込むことが決定された<sup>58</sup>。

このアイゼンハワーからのメッセージは、1953 年 6 月 19 日にブリッグズを通じて李承晩に伝えられた。国連軍司令部との事前協議を行わずに単独行動に踏み切ったとして抗議するブリッグズに対して、李承晩は、「事前協議の対象は韓国軍を国連軍司令部から離脱させる場合に限定されている」とし、「韓国としては捕虜を釈放させる前に国連軍司令部に通告する義務を負っていなかった」と主張した<sup>59</sup>。さらに、ブリッグズが、アイゼンハワーのメッセージに対する立場を明確にするよう求めたところ、李承晩はそこへの答えを曖昧にしたまま、「仮に休戦協定の調印が行われると、韓国軍は自動的に国連軍司令部の指揮から離脱することになる」と述べた<sup>60</sup>。

李承晩が交戦行為の遂行と中止に関する国連軍司令部の権威を尊重するかが疑われるなか、北朝鮮軍の反共捕虜の追加的な脱出計画に関する情報を米国側が入手し、国連軍司令部の権威への侵害を懸念する声もなくはなかった。6 月 18 日の大量の捕虜脱出の直後、クラークは、収容所付近の運用可能な米軍を、北朝鮮軍の反共捕虜のキャンプに移動させ、韓国軍警備隊の任務を受け継がせた。韓国軍の警備隊に代わって米軍が 9,400 人余りの北朝鮮軍の反共捕虜の警備を担当するようになったのだが、この際もクラークは、「捕虜の脱

<sup>58</sup> Memorandum of Discussion at the 150th Meeting of the NSC, Thursday, June 18, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1200-1205.

<sup>59</sup> クラークも書信を送り、「国連軍司令部と事前協議なしに単独行動を取らないとの約束を無効にした」として李承晩を非難した。Department of State *Bulletin*, Vol. 28, June 29, 1953, p. 907. これに対しても李承晩は、「クラークからの書信への返事を作成している」とした上で、「返事を送る際、事前通告に関する定義を明確にする」と述べた。

<sup>60</sup> Briggs to the DOS, Embtel 13, June 19, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1221-1223.

出を阻止するために、発砲を除くあらゆる手段を講じる」よう改めて命じ、銃の使用を厳格に統制した。このようなクラークの方針に対してマーフィーは、「李承晩が北朝鮮軍の反共捕虜を釈放した影響で国連軍司令部の権威は大きく損傷しており、このような状況で最も大事なものは国連軍司令部の権威を維持することである」との意見書を国務省に出した。具体的にマーフィーは、「捕虜への監視を米軍が担当している以上、さらなる大量の脱出が成功した場合、韓国政府と米国政府の共謀による脱出ではないかとの疑問が英国をはじめとする同盟国から提起される恐れがある」と指摘し、「国連軍司令部の権威への明確な挑戦が行われた際、いくら捕虜たちの犠牲を防ぐためとはいえ、休戦の実現という目的を見失うことになってはならない」と主張した上で、「捕虜の相当な犠牲を払ってでも、国連軍司令部の権威を守るべき」とクラークの方針に反対の姿勢を明確にした<sup>61</sup>。「国連軍司令部が、捕虜の脱出という事態が発生した場合、その権威を維持するために銃の使用も辞さないとの確固たる姿勢を李承晩に示していたら、6月18日の大量の脱出は避けられた」と信じていたマーフィーは、仮に追加的な脱出を通じて何の抵抗を受けずに国連軍司令部の権威を低下させることになると、李承晩が従来よりも強硬な姿勢で休戦に反対するのではないかと懸念したのである。

先の李承晩との会談を終えたブリッグズもクラークに電話をかけ、李承晩が、「仮に休戦協定の調印が行われれば、韓国軍を国連軍司令部の指揮から離脱させ」、また「非武装地帯からも韓国軍を撤退させない」と言い張っているのと同時に、「北朝鮮軍の反共捕虜の即時釈放を求めた」と伝えた。「さらなる捕虜の脱出という事態は国連軍司令部を困惑させるだけではなく、休戦協定をめぐる交渉を継続しようとする共産側の意思に少なからず影響を与えるだろう」としながらも、「このような状況で、脱出を試みる捕虜たちに対して銃を使うことは、大きな悲劇をもたらすことになる」とも確信したクラークは、「追加的な脱出が発生した場合でも、捕虜と韓国軍に向けて銃を発砲しない方針を堅持する」ことへの承認をワシントンに求めた<sup>62</sup>。

米国政府は、結局マーフィーの意見書を退け、クラークの米軍警備隊の行動方針を承認した。米国政府がクラークの行動方針を承認した背景には、何よりも最も避けるべき米軍と韓国軍との衝突の可能性に加えて、捕虜収容所での米軍兵力数の相対的な劣勢、さらに前方戦線における共産側の攻勢的行動による戦況の厳しさという現実的状況が挙げられる。既述の通り6月18日以降、韓国軍の警備隊に代わり、米軍が北朝鮮軍の反共捕虜の警備を担当することになったとはいえ、それぞれの収容所に配置された米軍警備隊の規模は1個中隊に過ぎなかった。これに対して韓国軍警備隊は各収容所のすぐ近くに待機しており、他の韓国軍部隊も警備隊を支援することができる状況であって、韓国軍の兵力規模が米軍のそれを3倍近く上回っていたのである。一方、当時の全ての前線においては共産側による攻勢的な行動が活発になっていた。収容所における米韓警備隊の兵力数の開きを打破し

<sup>61</sup> Murphy to the DOS, Embtel 3598, June 19, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1212-1213.

<sup>62</sup> Clark to the JCS, C 63176, June 19, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1211-1212.

て国連軍の数的優位を確保するために、前方の米軍部隊を収容所に移動させることは、不可能ではないにしても現実的な方策ではなかったであろう。

さて、李承晩による北朝鮮軍の反共捕虜の釈放への共産側の反発から、板門店における休戦会談は中止となっていた状況のなか、金日成と彭德懷が 1953 年 6 月 20 日、①国連軍司令部は果たして韓国政府と韓国軍をコントロールできるのか、②朝鮮半島における休戦には李承晩勢力も含まれるのか、李承晩が含まれないならば、休戦協定の履行に関する韓国側の同意を取り付ける保障はあるのか、といった内容の書信をハリソンに伝えた<sup>63</sup>。この共産側からの疑問には、国連軍司令部の抱えている苦境がよく表れていたと言えよう。つまり、国連軍司令部としては、現時点で「李承晩が休戦に含まれるとは考えにくい」と認めることは難しいし、かといって、李承晩も休戦に含まれるとの声明を発表することになると、それはすでに釈放された捕虜を取り戻すための責任を国連軍司令部が負うことになるため、休戦に李承晩が含まれると期待することも難しい状況であったのである。

この共産側の書信を受け取ったクラークは、米国が韓国政府と韓国軍をコントロールできない現状で、共産側が休戦を推進する意思を持っているのかを確認するために、「板門店での秘密会談を設けて司令官同士の率直な会話を交わすこと」を盛り込んだ返信を共産側に送ることを、ワシントンに建議した。具体的にクラークは、この秘密会談を重ねるうちに、「一方で、共産側の休戦への意向が伝えられた場合、できるだけ早く合意された日時に休戦協定に調印することを提案し、他方で、共産側が李承晩による捕虜釈放を宣伝と心理的な材料として利用しようとする場合は、共産側が休戦に対する立場を明確にしないと、会談を中止して朝鮮半島に限られると保障できない敵対行為を再開するしかない」と発言できる権限を、自分に与えるよう求めた。李承晩に振り回されることなく、戦争を一日でも早く終結させることこそが大事であると考えたクラークとしては、「李承晩が休戦条項の一部に違反する可能性があることを承知した上で、国連軍共産軍双方が休戦条項の調印にこぎつけることができれば、米国は、休戦を既成事実として受け入れるよう李承晩に迫ることができる」と主張したのである<sup>64</sup>。

クラークの報告に対して米国政府は、国務・国防総省の共同メッセージとして、「現時点で共産側の司令官と個人的な会談を行うのは望ましくない」とした上で、李承晩が休戦協定に違反する可能性を抱えたまま、国連軍側と共産側が同協定を締結するのではなく、休戦に対する李承晩の立場を変化させてから休戦を推進するとの方針をクラークに伝えた<sup>65</sup>。

結局、軍司令官同士の秘密接触による休戦の推進を工作したクラークは、米国政府の方針に従って 1953 年 6 月 22 日、ソウルに向かって李承晩との会談に臨んだ。ところで、この日の会談は、休戦の進展という観点から二つの重要な意味を持つようになる。まず、李承晩による追加的な捕虜釈放の可能性が依然くすぶっている中、クラークは、「北朝鮮軍の

<sup>63</sup> Department of State *Bulletin*, Vol. 28, June 29, 1953, pp. 906-907.

<sup>64</sup> Clark to the Department of the Army, C 63250, June 21, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1230-1231.

<sup>65</sup> *Ibid.*

反共捕虜の収容所における米軍と韓国軍との衝突の可能性を心配している」とさらなる捕虜釈放への懸念を示した。すると李承晩は、「両者の間での物理的衝突のような不祥事を回避するためにあらゆる手段を講じる」と強調し、また、「他の北朝鮮軍及び全ての中国軍捕虜に対しても、収容所の安全と警備を維持するために協力する」と約束した。これで、李承晩が、少なくとも現時点で北朝鮮軍の反共捕虜に対する追加的な釈放に踏み切る可能性はなくなったわけである。

さらに、李承晩は、「韓国自らが休戦協定に調印することは朝鮮半島の分断状況を肯定することになるため、調印はできないが、休戦を支援することはできる」とした。李承晩が休戦自体に対する支援まで表明したのは初めてであって、休戦協定に参加するかどうかをめぐる李承晩の立場が全く分からないまま会談に臨んだクラークとしては、「米国と共産側との間で休戦が成立した場合、彼が、当事者である韓国の署名がない休戦は無効であると主張する恐れはなくなった」と判断するに至ったのである<sup>66</sup>。

以上のように、李承晩は、6月18日の反共捕虜の釈放以降、反共捕虜の追加的な釈放に踏み切ることなく、自らの単独行動によって悪化した状況の沈静化を図ろうとする一方で、休戦協力のための条件をより具体化しながら、「休戦に関わることなく休戦を支援できる」と述べ、韓国の休戦協力への可能性をより鮮明に打ち出した。こう考えると、李承晩による反共捕虜の釈放は、従来の休戦反対の姿勢から本格的な米国との交渉に応じる姿勢への転換を予告するものであったと言えよう。「名誉ある休戦」に向けて米国の取るべき措置は、韓国政府の要求する休戦条件を整えることによって、休戦協力への約束を韓国から取り付けることとなり、これ以降、休戦協力への条件をめぐる米韓間の協議が本格化するのである。

---

<sup>66</sup> Clark to the JCS, DTG 221100Z, June 22, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1231-1234.

## 第二節 相互防衛条約をめぐる米韓協議

### 一 李承晩の休戦条件

前述したように、李承晩は 1953 年 6 月 9 日、休戦協力への条件を具体化してテイラー (Maxwell D. Taylor) 在韓米第 8 軍司令官に提示していた。この四つの項目の中には、その直前の米国からの提案を受けて米韓相互防衛条約の締結も盛り込まれていて、これらの条件をめぐる議論が、実は 6 月 22 日の李承晩・クラーク会談において行われていた。クラーク (Mark W. Clark) 国連軍司令官は、「休戦条項の下での協力に合意するため、米韓共通の立場を確認する必要がある」と強調した上で、まず政治会議に期限を設けることについて、具体的な日数を提示したわけではなかったものの、「一定の期限が設けられるべき」と韓国側の立場に理解を示した。これに対して李承晩は、「政治会議の期限が到来した時点で休戦状態も終わることになるため、米国は、韓国と協力するか、それとも朝鮮半島から米軍を撤退させるかを決定すべきである」と政治会議が失敗に終わった場合における米国の行動方針を明確にするよう求めた。

続く米韓相互防衛条約の条項について李承晩は、「長くて詳細なことを規定するようなものは必要なく、米国による来援の条項さえ盛り込まればいい」と述べた。これについてクラークは、「仮に韓国が侵略者になれば、米国政府が韓国を支援することはない」と述べ、李承晩もこれに理解を示した。さらに、韓国軍の増強についてクラークは、「すでに米国としては十分な保障を約束しており、増強の対象には陸軍だけではなく海・空軍も含まれる」と述べた。

最後にインド軍と中立国送還委員会 (NNRC) からの共産側代表が韓国に滞在する問題についてであるが、これは、李承晩が最も警戒していた事項であった。クラークは、「休戦協定の戦争捕虜に関する条項は多少の修正が可能である」とした上で、李承晩の懸念をある程度和らげる方策があると述べた。あくまでも個人的な提案に過ぎず、今まで議論されたこともなく、従って米国政府と共産側が自らの見解を受け入れるかどうかは全く未知数であると断った上で、クラークは自らの構想を次のように披露した。

1. 北朝鮮軍の反共捕虜およそ 8,600 人は必ず国連の監護下に置かれるべきである。
2. 捕虜が共産側に送還されるかどうかは、専ら個人それぞれの意思によるものであり、捕虜が国連の監護下にいる間、韓国代表はこれについて捕虜たちに十分な説明を行う機会を持つ。
3. 休戦後、北朝鮮軍の反共捕虜を非武装地帯に移送させ、その身柄を中立国送還委員会に引き渡す。同委員会の保護の下、捕虜たちは共産側への送還について説得を受けることになる一方、韓国側代表は、米国側のメンバーとして参加し、共産側代表による暴力あるいは脅しの有無をチェックすることになる。
4. 「中国軍の反共捕虜およそ 14,000 人を中立国に移送させて最終的な送還先を決め



る」ことを、共産側と協議する権限への承認を米国政府に求める。

要するに、休戦と同時に反共捕虜を非武装地帯に移動させることによって、インド軍、共産側の説得者及び中立国送還委員会からの共産代表らが韓国に駐留する必要性を無くするための案であった。ただ、この構想を実現するには、現実的に二つの問題を解決する必要があった。まず、反共捕虜たちを今の収容所から非武装地帯に移送するには、所要の後方支援が増大することになり、とくに済州島に収容中の中国軍の反共捕虜までを移送することは容易ではないはずであった。そしてもう一つの問題は、休戦協定案の中立国送還委員会の権限に関する条項を多少修正することが求められるということであり、これには当然共産側から同意を取り付けなければならなかった。「後方支援の問題は十分に解決できる」と確信していたクラークは、国連軍側代表のハリソン (William K. Harrison, Jr.) から「共産側がこの提案に同意する可能性は高い」との回答を受け、自らの構想に対する米国政府の指針をできるだけ早く通知してくれるよう統合参謀本部に求めた<sup>1</sup>。

翌6月23日、クラークがソウル発東京行の飛行機に搭乗しようとした直前、李承晩は韓国側の覚書(草案)を手渡した。この覚書は、反共捕虜の処遇に関する上記のクラークの構想に対する李承晩の意見を伝えると同時に、予定されているロバートソン (Walter S. Robertson) 極東担当国務次官補の訪韓に備えて韓国政府の立場を表明するためのものであった。

李承晩がクラークに伝えた覚書は、内容の面において、これまでのパターンとは明確に区別されるものであったと言える。つまり李承晩は、従来休戦への反対姿勢を強調しながら自らの要求条件を突きつけてきたのに対して、6月18日の北朝鮮軍反共捕虜の釈放以降、「休戦協定に署名こそできないが、休戦を支援することができる」と表明するとともに、休戦協力の条件をより明確にしながら、これらの条件が充足された場合における韓国側の行動方針を提示するようになったのである。李承晩は、この韓国軍の行動方針として、①単独行動のために国連軍司令部から韓国軍を離脱させることはしない、②韓国国籍の人員が、国連の交渉団のメンバーとして休戦協定に署名することはない、③韓国軍は、国連軍司令部からの命令による部隊移動及び休戦条項の履行と関連した部隊移動を行うことになるが、これは、韓国政府が休戦を受け入れたからではなく、韓国軍が国連軍司令部の指揮下にあるからである、といった内容を覚書に盛り込むことで、「休戦を支援する」ことの意味を明確にした。

その一方で李承晩は、休戦協力のための条件、つまり、政治会議、米韓相互防衛条約、対韓経済・軍事支援、捕虜問題をめぐる内容も、さらに具体化させると同時に修正を加え

---

<sup>1</sup> Clark to the JCS, DTG 221100Z, June 22, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1231-1234. その翌日、クラークは、中国軍反共捕虜の送還について、「休戦会談における交渉の難航を回避し、複雑な政治的要素を排除するために、中国軍反共捕虜を中立国ではなく、北朝鮮軍反共捕虜と同様に非武装地帯に移送させる」と修正して統合参謀本部に報告した。Clark to the JCS, DTG 230020Z, June 23, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, p. 1240.

た。まず、政治会議の期限として「休戦協定の調印から 90 日間」が盛り込まれた。韓国としては、朝鮮半島から中国軍を武力で撤退させたり、あるいは休戦条項に撤退に関する規定を盛り込んだりする準備を行わないとした米国の立場を受け入れただけに、「仮に朝鮮半島から中国軍を撤退させる手続きに合意できないまま政治会議の期限が過ぎると、その時点で休戦は無効となり、韓国軍は米海・空軍からの支援を受けて北へ進撃する」ことを主張した。

そして、米韓相互防衛条約と関連して、韓国側の覚書では、米国の来援に関する内容に加えて同条約の「締結時期」が提示された。「韓国が侵略された場合、米国は、世界大戦の危険性を抱えてでも自動的に来援」し、また、「いずれか一方の締約国の安全が外部からの武力攻撃によって脅かされた場合、他方の締約国は、問題を平和的に解決するために一方の締約国に味方して友好国としての役割を果たすとの友好条項 (amity clause) が同条約に盛り込まれるべき」とする一方、「休戦協定が調印される前に、同条約を締結する」よう求めた。アイゼンハワーの親書を通じて韓国側に提案されたのは、条約の締結に向けた米韓交渉の開始であったことは前述の通りであるが、ここにきて休戦協定の調印に先立って同条約を締結するよう主張する韓国側の立場は、米国の想定をはるかに超えるものであった。後述するように、この条約の締結時期をめぐるのは、米韓間の協議において大きな争点となる。

最後の対韓経済・軍事支援については、「米国は、韓国に対して経済支援だけではなく陸・海・空軍の増強のための適切な軍事援助を行う」と明記されるにとどまった。

ところで、捕虜の処遇に関する前日のクラークの構想に対して、李承晩は、「インド軍と共産側からの説得者が韓国に入国することを禁止する」との従来立場を繰り返しながら、この原則さえ守られる限り、「中国軍捕虜の収容について関与しない」と述べた。つまり、中国軍捕虜に対しては、共産側への送還を希望するにせよ、希望しないにせよ、その処遇をめぐる韓国政府は関わらないことを明確にしたのであった<sup>2</sup>。

その一方で、北朝鮮軍の捕虜のうち、送還を希望する捕虜については、韓国側代表の出席の下、最終審査を行った上で、北へ送還することを求めた。また、北朝鮮軍の反共捕虜について李承晩は、まず「6 月 18 日に釈放されて民間人の身分が与えられた人々の権利を不当に侵害してはならない」とした上で、今だに収容されている 8,600 人については、「国際調査団による 3 日間ほどの短い尋問期間を経て釈放すべき」と主張した<sup>3</sup>。要するに、李承晩は、クラークの構想に概ね同意する意思を表明しながらも、釈放されずに残された北朝鮮軍の反共捕虜については、事実上休戦と同時に釈放すべきと主張したのである。

韓国政府は、目前に迫ったロバートソンとの会談に備えて、休戦条件に関する以上のよ

<sup>2</sup> 李承晩は、送還を拒否して済州島に収容されている中国軍の捕虜から、釈放を求める嘆願を受けていたが、これについてクラークは、中国軍反共捕虜を釈放するような行動を取らないよう、李承晩に要請していた。Clark to the JCS, C 63236, June 21, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1227-1228.

<sup>3</sup> Clark to the JCS, CX 63282, June 23, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1240-1242.

うな立場を固めていた。

## 二 李承晩・ロバートソン会談

休戦条件をめぐる大詰めの米韓協議の過程を考察する前に、まずロバートソンが訪韓することになった経緯を簡単に振り返ってみよう。休戦をめぐる米韓両国政府の立場の溝がなかなか埋まらないなか、米国政府が試みたのは李承晩との直接対話であった。1953 年 6 月 10 日ダレス (John F. Dulles) 国務長官はブリッグズ (Ellis O. Briggs) 駐韓大使に電文を送り、「休戦をめぐるお互いの見解、平和的手段による韓国統一の可能性、また、米韓相互防衛条約と対韓経済援助問題を協議するために、李承晩の訪米を打診する」よう指示した<sup>4</sup>。これを受けてブリッグズは、6 月 12 日李承晩を訪れて彼の訪米を要請したダレスの書信を手渡した。「李承晩が休戦への反対の立場を繰り返したものの、反対の強烈さは従来より弱まっている」と国務省に報告したブリッグズは、「李承晩が訪米の要請を受けて相当鼓舞している」と付け加えた<sup>5</sup>。そして、その二日後の 6 月 14 日、李承晩はダレスに返信を送り、「訪米の要請に応じたいのだが、国内の事情から、当分の間は国を離れられない」と伝えた上で、その代わりにダレスが訪韓することを要請した<sup>6</sup>。

李承晩からの要請を受けたダレスは、建前としては、「会期末を迎えている米議会の日程のため、国務長官としてワシントンを離れられない」ことを理由に、「自身に代わってロバートソンを韓国に派遣する」と提案した<sup>7</sup>。李承晩との直接対話を望んでいたダレスだが、6 月 6 日付のアイゼンハワーの親書への返事がまだ届いておらず、休戦に対する李承晩の立場が明確ではない状況のなか、自らが訪韓するのは問題があると認識していたのであった<sup>8</sup>。そこでダレスは、当初ロバートソンあるいはマッカーサー2世 (Douglas MacArthur II) 国務参事官のような人物を派遣することを念頭に入れていたが、中国共産主義に長らく抵抗してきた経歴を持つロバートソンを特使として派遣した方が、李承晩とより率直な話し合いができるだろうと期待した<sup>9</sup>。

「米韓両国は、政治会議において双方が満足できる結果を出せるよう、とるべき措置に即刻合意しなければならない」とも強調したこのダレスからの書信は、6 月 17 日にブリッグズを通じて李承晩に伝えられた。その場で李承晩は、ダレスが訪韓できない理由に理解

<sup>4</sup> Dulles to Briggs, Deptel 775, June 10, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, p. 1164.

<sup>5</sup> Briggs to DOS, DTG 121210 Z, June 12, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1166-1167.

<sup>6</sup> Rhee to Dulles, June 14, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, p. 1168.

<sup>7</sup> Dulles to Rhee, June 16, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, p. 1188.

<sup>8</sup> 李承晩に訪米を要請するようダレスから指示を受けたブリッグズは、「この時点で彼に訪米を要請することは戦術的に時期尚早である」と慎重な姿勢を見せていた。「いかなるはったり、脅迫に直面することになっても、アイゼンハワーの提示した米国の立場は決して変わらないとの確固たる姿勢を韓国に伝える必要がある」と主張したブリッグズは、「アイゼンハワーの親書への李承晩からの返事を待って訪米を要請すべき」とダレスに勧告した。Briggs to the DOS, DTG 111340 Z, June 11, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1164-1165.

<sup>9</sup> Memorandum by Dulles to Eisenhower, June 14, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1168-1169.

を示した上で、ブリッグズに「ロバートソンの訪韓を歓迎すると米国政府に答申してほしい」と述べた<sup>10</sup>。

以上のような経緯から、ロバートソンの韓国への派遣が決まったわけであるが、ここで前述の李承晩による北朝鮮軍の反共捕虜の釈放に反発したダレスは、6月19日に「米国と協力する意思が韓国にあるとの確信が得られるまで、ロバートソンの訪韓を延期する」とのメッセージを李承晩に伝えた<sup>11</sup>。ところが、米国政府は、ロバートソンの派遣を延期すると韓国に通告してまもなく、彼を派遣する方針に転じた。米国からすれば、韓国による単独行動とみなすべき事件が起こったからこそ、李承晩との直接対話を推進する必要性が増大したと言えよう。ダレスは、アイゼンハワーの特使としてロバートソンを韓国に派遣することにした理由について、「今のところ、米韓両国が電文のやり取りだけで意思疎通を図っており、そこから生じる相互理解の不足という重大な危険性を解消しなければならない」と李承晩に説明した<sup>12</sup>。

ロバートソンが東京を経由して韓国に入国したのは、朝鮮戦争勃発からちょうど3年目となる1953年6月25日のことであった。その翌日から7月11日まで、李承晩・ロバートソン会談はほぼ毎日のように行われていたのだが、この米韓協議においては、①反共捕虜の送還問題、②政治会議の期限と、同会議が失敗に終わった場合における米国のコミットメント、③米韓相互防衛条約の条項とその締結時期、④適切な対韓経済・軍事支援の規模といった休戦協力のための条件をめぐる議論が争点となった。この休戦協力の条件の中で、対韓経済・軍事支援については、当初から大きな論争を交わすことなく、「海・空軍の増強を伴う韓国陸軍の20個師団の規模への増強と、適切な経済援助」へ収斂していったものの、他の条件をめぐる米韓協議の過程は、決して順調ではなかった。

ロバートソンは6月26日の午前、李承晩を訪れた。双方の代表団も同席した拡大会談で李承晩は、休戦協定案のなかに、①反共捕虜の送還問題に関連してインド軍と共産側の代表が韓国に入国することを認める条項が含まれていること、②中国軍の撤退に関する内容が盛り込まれていないこと、③政治会議の期限が規定されていないことから、休戦に反対せざるを得ないと強調した。これに対してロバートソンは、米国の保証が韓国にもたらす利益、戦争を継続することへの同盟国からの反対、また政治会議において韓国との緊密な連携を図ろうとしているダレスの意志への理解を求めた。

この拡大会談の直後に開かれた単独会談において李承晩は、クラークに提示した6月23日の覚書に修正を加えたとして、「仮にこの覚書の条件が充足されれば、休戦を受け入れる意向がある」と表明した。まず、反共捕虜の移送問題をめぐって、「8,600人の北朝鮮軍の反共捕虜を非武装地帯に移送させて中立国送還委員会にその身柄を引き渡す」一方で、「中国軍の反共捕虜については、現在、検討されているように、中立国送還委員会の統制の下、

<sup>10</sup> Dulles to Rhee, June 16, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, p. 1188.

<sup>11</sup> Briggs to the DOS, Embtel 13, June 19, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1221-1223.

<sup>12</sup> Dulles to Rhee, June 22, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1238-1240.

済州島に残留させる」とした。これで、北朝鮮軍の反共捕虜を非武装地帯に移送することについては、先のクラークの構想に李承晩が同意することになるわけだが、なぜか、中国軍の反共捕虜については韓国の領土である済州島にそのまま収容を続けることを提案した。こうなると、李承晩自身が最も警戒しているインド軍と中立国送還委員会の共産側の代表たちが韓国に入国することになりかねない。「中国軍捕虜の配置については関与しない」との立場から一転して、中国軍の反共捕虜への関心を表明し始めた理由は不明であるが、これ以降も反共捕虜に対する李承晩の立場は二転三転することになる。

次の政治会議に関連しては、6月23日の草案通り、その開催期限を「休戦協定の調印から90日間」とした。ただ韓国側は、「政治会議が失敗に終わった場合、軍事行動を再開する」ことを口頭では主張していても、覚書にそれを明記はしないでした。これに対してロバートソンは、政治会議の期限を設けることは不可能であると難色を示しながらも、米 국무省に伝えてみると応えた。

続いて李承晩は、米国政府が米韓相互防衛条約の締結を「保証」することを求めた。ここでいう同条約への「保証」とは、休戦協定の調印に先立って同条約の締結を終わらせることを意味するものであるが、ロバートソンは、「李承晩が望んでいるのは、休戦協定の調印を待たずに、直ちに同条約の締結に向けた米韓交渉に入ることである」と認識していた<sup>13</sup>。ここで生じたずれが、同条約をめぐるこれからの議論を複雑にさせる。

以上のような李承晩の覚書（1次修正案）をめぐる議論は、翌6月27日の会談で行われた。この日の会談の後、李承晩は「今日確認された内容に基づく米韓覚書を作成する」ことを米国側に要請し、これを受けて、ロバートソンとクラークが米韓合意覚書をまとめた。この合意覚書によると、まず、捕虜問題をめぐっては、北朝鮮軍の反共捕虜を非武装地帯に移送させて中立国送還委員会にその身柄を引き渡すことへの韓国の協力義務が強調される一方で、「国連軍司令部の監護下で済州島に受容されている中国軍の反共捕虜を中立国送還委員会が統制する」とされた。

また、政治会議の開催期限については、「米国政府としては、休戦後に開かれるであろう政治会議の開催期限を、他の参加国に明示することこそできない」としながらも、「政治会議の開始から90日が過ぎても、その進展が見込まれず、同会議が、共産主義による浸透と宣伝の場として、あるいは韓国を妨害しようとする場として利用される色合いが濃厚になれば、政治会議から韓国と共に身を引く」とされた。ここでは韓国側の主張通り、事実上、政治会談の期限を設けることになったが、その期限の始まりは、「休戦協定の調印」からではなく、米国側の主張する「休戦の発効から90日以内に開催されるであろう政治会議が始まってから」となり、また、この政治会議が始まるまでの間に、「米韓両国政府は、共同目標をめぐる議論のため、高官レベルの会談を開く」とされた。

<sup>13</sup> Robertson to Dulles, Embtel 29, June 27, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1278-1279. ダレスへのこの報告でロバートソンは、「李承晩が、26日の晩餐会の後、米国との協力を強く希望していると述べた」とした上で、「彼としては、自らのメンツを害することなく、休戦反対の方針から転換する転機を探っている」と判断していた。

さらに、米韓相互防衛条約については、「米国政府は、米比相互防衛条約の枠に沿って、韓国と相互防衛条約の締結に向けた交渉を直ちに準備する」ことになり、同条約の締結時期に関する言及は盛り込まれなかった。

このような米国政府からの保証は、「韓国政府が、国連軍司令官と共産側司令官の間で締結される休戦を支援し、また、休戦条項の履行に協力する」ことと、「米韓両国の間で、これ以上そのような取り決めが必要でないとの同意が得られるまで、韓国軍を国連軍司令部の作戦統制下に置く」ことがその前提とされた<sup>14</sup>。

以上の内容からなる米韓合意覚書は、米国側が作成したとはいえ、6月27日の会談での合意事項を踏まえたものであった。ところが、当日の夜に米韓合意覚書を伝えられた李承晩は、「この覚書には韓国側の立場がまったく含まれていない」と困惑の意を表した。そして翌6月28日、李承晩は自ら作成した覚書（2次修正案）をロバートソンに伝えることになる<sup>15</sup>。

この2次修正案は、6月27日の米韓合意覚書に対する韓国の立場としてだけではなく、6月6日付のアイゼンハワーからの親書への返事としての性格も持つものであった。結果的にそれは、米国との認識のズレをさらに浮き彫りにする内容であった。まず、米韓相互防衛条約に関して、同条約の締結に向けた交渉開始を提案したアイゼンハワーの親書以来となる米国側の立場より踏み込んで、その締結時期を「休戦協定の調印の前」と明記した。

捕虜送還の問題をめぐるのは、「北朝鮮軍及び中国軍の反共捕虜全員を現在の収容施設から非武装地帯に移送させる」としてクラークの構想に同意したものの、北朝鮮軍の反共捕虜に対する尋問期間について「一週間を超えてはならない」と、直ちに釈放すべきとの立場を改めて強調した。一方、中国軍の反共捕虜について「最後まで送還を希望しない捕虜は、どうなるのか」と聞き、彼らに対する李承晩の関心はさらに高まった。

米韓相互防衛条約の締結時期と北朝鮮軍の反共捕虜に対する尋問期間に加えて、政治会議をめぐるのも、米韓双方の立場の隔たりは埋まらなかった。韓国側の2次修正案には、先の米韓合意覚書と同様、「休戦調印の直後に米韓共同目標をめぐる議論のために高官レベルの会談を開く」としながらも、「合法的な単一政府による朝鮮半島の統一、朝鮮半島からの中国軍の撤退といった目標を達成するための具体的な行動手続きに関する合意に至るべき政治会議の期限は、休戦協定の調印から90日以内となり、この期限が経過しても決着が付かなかった場合、米国代表团は、韓国代表团と共に同会議から離脱した上で、他の国々あるいは国際機関と協議を行わずに、直ちに米韓共同の軍事行動を再開すべき」とされた。

米国が前提条件として掲げた「韓国軍が国連軍司令部の指揮下に残る」ことについても、

<sup>14</sup> Robertson to the DOS, Embtel 31, June 27, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1279-1280.

<sup>15</sup> 27日夜、米国側から米韓合意覚書を伝えられた李承晩は、当初「29日に自らの立場を表明する」と米国側に述べた。これに対して米国側は、「28日の午前中には韓国側の不安要素（misgivings）を明確にしてほしい」と求めた。だが、28日午前9時30分から始まった会談において、李承晩は、「自らの覚書を午後には提示する」と述べたものの、結局、李承晩の2次修正案が米国側に伝えられたのは28日午後6時10分であった。

韓国側は、「国連軍司令部が、戦争を勝利に導くことによって、共同の目標のために韓国軍と協力する限り、1950年7月15日のマッカーサーに宛てた手紙に記述されている現行の取り決めの継続に同意する」とした上で、「韓国政府は、韓国軍を国連軍司令部の作戦統制から離脱させることを決めた場合、事前にこれを国連軍司令部に通告する」と敷衍し、米国の出方次第で韓国軍が国連軍司令部の指揮から離脱することもあり得るとの印象を滲ませた<sup>16</sup>。

言うまでもなく、以上のような李承晩の2次修正案の内容は、米国側を失望させるものであった。翌6月29日の会談の場で、ロバートソンは、「韓国側の2次修正案の中には米韓が合意した内容が反映されていないため、議論の土台になりえない」と反対姿勢を明確にした上で、「6月27日の米韓合意覚書こそが韓国側の要求事項を正確に反映している」と主張した。一方、6月27日の会談に同席していたクラークは、「国連軍司令部としては、休戦会談を積極的に推進する方針であり、共産側の書信に返信することを検討している」と述べ、休戦の実現に向けた確固たる意志を強調した<sup>17</sup>。米国としては、韓国側の覚書に対する反対の姿勢を明確にするとともに、変わる余地のない休戦の実現への意志を見せ付けることによって、韓国側を圧迫しようとしたのである。これに対して李承晩は、「休戦への協力を表明するには、明確にすべき事項が多く残されている」と応酬し、「米韓合意覚書にも具体化すべきところが多くある」と反駁した上で、「新たに修正を加えたものを近いうちに提示する」と述べた<sup>18</sup>。

お互いに一步も譲ろうとしない攻防が続くなか、李承晩の「親覚書」が、7月1日に書簡の形式で卞榮泰を通じてロバートソンに伝えられた。李承晩は、これまでのロバートソンとの会談の成果として、「休戦協定の調印の前に中国軍が朝鮮半島から撤退することを、これ以上要求しない」と伝えるとともに、「我々の主な主張に同意してくれば、些細な他の争点は解決できる」と強調した上で、「政治会議の期限を90日間と定め、同会議が失敗に終わった場合、戦闘行為を再開するという米国からの明確な約束こそが、その主な主張になる」と従来の立場を繰り返した。一方、李承晩は、戦争捕虜の送還問題にも触れ、戦争捕虜全員を非武装地帯に移送させるとしたクラークの構想を改めて確認した上で、「最後まで送還を希望しない中国軍の反共捕虜を、台湾に送還すべき」と主張し、中国軍の反共捕虜の処遇についてさらに踏み込んだ立場を表明した<sup>19</sup>。

李承晩からこの書信を受け取ったロバートソンは、「米国としては、相互防衛条約を締結すること以外、いかなる軍事的な行動も約束することはできないと繰り返して強調するしかない」との見解をダレスに報告するとともに、政治会議をめぐって、頑固な姿勢を固守

<sup>16</sup> Aide-memoire from Rhee to Robertson, June 28, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1282-1284.

<sup>17</sup> 実際にクラークは、同じ日の6月29日、共産側に返信を送った。

<sup>18</sup> Clark to the DOS, DTG 290645Z, June 29, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1285-1286.

<sup>19</sup> Rhee to Robertson, July 1, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1292-1295.

し続けている李承晩に対処すべくダレスからの指針を求めた<sup>20</sup>。

ダレスは即刻ロバートソンに電文を送り、「政治会議が失敗に終わった場合、韓国とともにそこから身を引いて、韓国の統一を成し遂げるために軍事行動を再開すると約束することは、米国としては、到底できない」と李承晩に明確にするよう指示した。また、その理由を、「李承晩の提案する米国の独自の軍事行動を取るためには宣戦布告を要するが、米国の憲法上、米議会だけが宣戦布告の権限を有するため」としたダレスは、「大統領の決断による軍事行動の再開を約束することはできない」と韓国側に説明するよう付け加えた<sup>21</sup>。

7月2日午前の会談において、ダレスからの指針を李承晩に伝えたロバートソンは、この日の会談を終えた後、李承晩に宛てる書信とともに、米国の最終的な立場をまとめた覚書の作成に取り組んだ。この書信では、とくに政治会議をめぐる韓国側の要求に触れ、「政治会議が失敗に終わった場合、米国が戦闘行為を再開することは不可能である」と念を押しながらも、「政治会議の開始から90日が過ぎると、この会議から離脱して韓国政府と行動をとるに準備をする」とした上で、「それ以降は、状況を考慮しながら、どのような行動をとるかについて韓国政府と協議する」ことを改めて約束した。この内容は、手紙に添付された全七つの項目からなる米国側の覚書の第5項に盛り込まれ、第4項には、「休戦協定の調印から90日以内に開催されるだろう政治会議における米韓の共同目標を議論するため、米韓の高官レベルの会談を休戦の直後に開く」と記された。

また、米韓相互防衛条約（第1項）に関連しては、「全体的に米比相互防衛条約の枠に沿って、米国は、直ちに条約の草案を作成するための交渉を準備する」としながらも、「条約の批准は、米議会からの助言と同意に左右される」として休戦協定の調印の前に同条約を締結するよう要求する韓国の主張を一蹴した。さらに、軍事及び経済支援については、「侵略から韓国の安全と独立を防衛するため、韓国軍の増強とその維持を支援する。海・空軍の増強を含め、地上軍をおよそ20個師団の規模まで増強させる」（第2項）、「経済支援、後方及びその他の支援に関する統合プログラムを実施する。このプログラムは、議会の権限と予算決定に左右される」（第3項）とそれぞれ明記された。

このような米国の履行事項の前提となる韓国側の同意事項として、第A項では反共捕虜の送還問題が、第B項では韓国軍と国連軍司令部の指揮関係がそれぞれ取り上げられた。まず、前者において、「韓国政府は、北朝鮮軍の反共捕虜を、現在の位置から非武装地帯へ移送することに協力する。彼らの身柄は中立国送還委員会に引き渡されることになり、国連軍司令部からの代表と韓国政府からの代表の立ち入りの下、共産側からの説得者による尋問を受けることになる。尋問の結果、共産側への送還を希望する捕虜たちは送還され、韓国の領土に居住することを希望する捕虜たちは直ちに釈放される」とクラークの構想が反映された。ただ、中国軍の反共捕虜については、韓国政府が、彼らの身柄を中立国送還

<sup>20</sup> Robertson to the DOS, Embtel 2, July 1, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, p. 1295.

<sup>21</sup> Dulles to the Embassy in Korea, Deptel 4, July 1, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, p. 1296.



委員会に引き渡すことに協力するとしながらも、最後まで送還を拒否する反共捕虜に関する言及は控えられ、「共産側への送還を拒否し続ける中国軍の反共捕虜を台湾に送還すべき」との韓国側の主張は盛り込まれなかった。

一方、後者の第 B 項においては、韓国の休戦協定への履行と単独行動の防止を最も重要視する米国の意図が反映された。つまり、「韓国軍を引き続き国連軍司令部の統制下に置く」としつつ、「休戦後、政治会議の開催期間中においても、米韓双方が国連軍司令部による韓国軍の統制を規定する新たな協定の必要性を認めない限り、韓国政府は、韓国軍を国連軍司令部の指揮下に置く」ことを求めたのである<sup>22</sup>。

以上のようなロバートソンの書信と米国側の最終的な立場を示した覚書は、7月3日、李承晩に伝えられ、その翌日にこの米国側の覚書をめぐる米韓協議が行われた。冒頭でロバートソンは、「韓国としては、単独行動を図るより、米国と協力した方が利益になる」と強調し、「今日、この場で米韓合意に至り、その内容を公表する」よう促した。

これに対して李承晩は、「ロバートソンの訪韓のおかげで、多くの恐怖と不明なところが解消された」としながらも、「二つの基本的な問題がまだ議論中である」と指摘した。まず李承晩は、「政治会議が失敗に終わった場合、米国が、韓国とともに共同の軍事行動を再開すると約束することを望んでいる」と述べ、朝鮮問題の解決のために政治的な手段が尽くされた場合、軍事的な手段に移るべきとした主張を崩さなかった。これに対してロバートソンも、米国の憲法上の理由を挙げて、自らの覚書で提示した内容以外のいかなる約束もできないと明言した。

李承晩が、政治会議が失敗に終わった場合、韓国とともに軍事行動を再開すると約束するよう米国に要求し続けた背景には、植民地支配から解放された喜びもつかの間、米ソによって 38 度線を境に朝鮮半島が真っ二つに分断された 1945 年の経験があると言えよう。いざ休戦が成立すると、朝鮮半島の分断状態が続き、結局のところ韓国は再び大国の犠牲になるのではないかという懸念を、彼は常に抱いていたのであろう。

李承晩が指摘したもう一つの問題とは、米韓相互防衛条約に対する米上院の立場であった。現時点では米上院が同条約を批准するかどうかは全く不明なため、李承晩からすれば、韓国国民を安心させることができないということであった。そこで、李承晩は「仮に有力な上院議員から、同条約への批准に関する保証をもらえるなら、大いに役に立つだろう」と述べた。これに対してロバートソンは、アイゼンハワーが、自分を派遣させる前に上院の指導者たちと数回にわたって協議を行ったとした上で、「議員たちも、米比相互防衛条約の内容に準ずる条約が締結されるだろうと認識しており、米韓相互防衛条約の締結にはおおむね支持の意を表した」と強調した。

ところが、この会談に同席していた卞榮泰が突然、「休戦になると、米議会が同条約を承認するという保証を期待できなくなるため、上院による同条約への批准が行われるまで、休戦は見合わせるべきである」と主張した。言い換えれば、単なる両国政府による条約の

<sup>22</sup> Robertson to the DOS, 021750Z, July 3, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1312-1314.

調印だけではなくそれぞれの議会における条約への「批准」までを、休戦協定の締結に先立って完了させるべきとの主張であった。これに対してロバートソンは、「条約が批准されるまで休戦を見合わせることは全く不可能なことであり、韓国としては、できるだけ早く条約の批准が行われるよう努力する」とした米国の善意を受け入れるべきである」と反駁した。すると卞榮泰は、米議会が7月末で会期末を迎えることに触れ、「同条約の批准は、結局来年の1954年に持ち越され、結局、米国は数カ月の間韓国を見捨てることになるだろう」と嘆いた。

これに対してヤング (Kenneth T. Young, Jr.) 北東アジア課長は、「休戦が成立すると、その直後に拡大制裁宣言が発表されることになり、同宣言は、共産側による休戦違反を警告するメッセージとして非常に重要なものである」と述べた。さらにヤングは、「仮に共産側が休戦に違反した場合、我々としては、必ずしも朝鮮半島に限定しない対応をとることになり、米国が韓国を見捨てることは決してありえない」と強調した上で、「この拡大制裁宣言が共産側の侵略に対しての確固たる対応を保証する間、米国と韓国は相互防衛条約をめぐる交渉と批准を進めることになる」と補足した。

休戦の後にも拡大制裁宣言に基づいて、米国が、韓国を見捨てることはなく、米韓相互防衛条約の締結と批准に向けて努力する」としたヤングの説明に、李承晩と卞榮泰は警戒の姿勢を緩めた。李承晩は、「韓国としても、米韓相互防衛条約の草案を作成する作業を進めている」と明かした上で、「米国側の草案を今日中に送ってほしい」と述べた。この7月4日の会談を終えた直後、ロバートソンは、1951年8月30日に締結された米比相互防衛条約の条文とともに、米国側の米韓相互防衛条約草案を李承晩に送った<sup>23</sup>。

米国の歴史に精通しており、米大統領の主導で交渉した他国との条約に対して米上院が常に批准したわけではなかったことをよく知っていた李承晩は、米国内の大衆的支持が落ち込んでいるなか、米上院が米韓相互防衛条約の批准に同意するのかを心配していた。米国側の覚書の内容に従って結論を出すことこそ先送りされたものの、韓国政府が米韓相互防衛条約の締結に向けて積極的に動きだしたことに期待を寄せたロバートソンは、7月4日の会談を終えた後、「米韓相互防衛条約への批准の約束を取り付けるために、米国政府が上院の指導者らと協議する」ようダレスに建議を行った<sup>24</sup>。

週明けの7月6日午前の会談で李承晩は、「米韓相互防衛条約こそが韓国国民に休戦への支持を納得させる唯一の保証になる」と強調した上で、「米議会からの批准を約束するようなものを提供できないのか」とロバートソンに聞いた。この会談の後ロバートソンは、「共和・民主両党の議会指導者たちから同条約への支持の約束を取り付けた後、その趣旨を李承晩に伝えることを検討する」よう改めて國務省に要請した<sup>25</sup>。

ところで、米韓相互防衛条約については、その批准への保証に加えて、韓国側からもう

<sup>23</sup> Memorandum of Conversation, by Robertson, July 4, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1326-1329.

<sup>24</sup> Robertson to the DOS, Embtel 19, July 6, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1336-1337.

<sup>25</sup> Robertson to the DOS, 061600 Z, July 7, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1337-1338.

一つの提案が寄せられた。李承晩は、7月7日午後、米国側の最終的な覚書に対する返事として韓国側の覚書を送り、「日米安全保障条約は、日本国内及びその付近に米軍を駐留することを規定しており、日本が自らを防衛するのに十分な防衛力を持つようになるまで、この在日米軍が駐留すると思われるが、韓国にもこのような米軍の駐留が求められる」と日米安全保障条約の第1条と類似した条項を米韓相互防衛条約の中にも盛り込むことへの妥当性を打診してきたのである<sup>26</sup>。これについてロバートソンは、「李承晩が日米安全保障条約と相互防衛条約との違いをよく理解していないらしい」と評価しながらも、米国政府としては検討の余地があるものと報告した<sup>27</sup>。

ロバートソンから二度にわたる勧告を受けたダレスは、アイゼンハワーの指示に従ってワシントン時刻で7月7日に上院の超党派議員らと協議を行った。そして、この協議の結果として、休戦会談と政治会議における韓国政府からの協力を前提に、「共和・民主両党の上院指導者らが、米韓相互防衛条約への支持を約束するとともに、上院においても同条約に対する好意的な立場が期待されると明言した」ことをロバートソンに伝えた。同時にダレスは、日米安全保障条約の第1条と同様、米軍の駐留を規定する条項を米韓相互防衛条約の中に盛り込むことについても、「何ら支障はない」との指針も伝えた<sup>28</sup>。

このように、米国は、政治会議が失敗に終わった場合における軍事行動の再開を韓国に公約することは一貫して拒否する一方、米韓相互防衛条約をめぐっては、韓国側の要求を受け入れることにした。7月8日、このワシントンの意向を伝えられたロバートソンは、同日の午前10時30分から李承晩との会談に臨んだ。会談の冒頭、「ダレスが、上院の指導者たちに会って米韓相互防衛条約を支持するとの約束を取り付けた」と切り出したロバート

---

<sup>26</sup> Robertson to the DOS, Embtel 29, July 7, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1350-1352. 韓国側の最終的な覚書とも言えるこの文書は、米国側の最終的な覚書と同様、七つの項目からなっている。対韓経済・軍事支援（第2項、第3項）をめぐっては、とくに韓国陸軍の20個師団への増強について、「もはやその水準に達しており、追加的な増強ができるよう師団の数を増やすことも検討すべき」とされた。また、政治会議のあり方をめぐっては、第4項で「休戦協定の調印から90日以内に開催される政治会議における米韓の共同目標を議論するため、米韓高官会談を休戦の直後に開く」とした米国側の条項を全面的に受け入れる一方、第5項において、「韓国としては、政治会議が失敗した場合、韓国とともに軍事行動を再開することを望んでいる」と従来の立場を繰り返しながらも、「仮に軍事行動の再開が困難であれば、朝鮮半島の統一のための韓国の闘争に対して、道徳的・物質的支援を行う」よう米国側に要請した。ここで言う「道徳的・物質的支援」とは、韓国の立場や行動に対する米国の支持と後方支援を意味するものであって、韓国としては、「軍事行動の再開」より低いレベルのコミットメントを提示することによって、自らの案を米国側が受け入れやすくする狙いがあった。さらに、韓国側の同意すべき事項をめぐっては、反共捕虜の送還について（第A項）、「韓国が、全ての反共捕虜たちを非武装地帯に移送させ、中立国送還委員会に彼らの身柄を引き渡すことに協力する」とした上で、共産側への送還を拒否し続ける中国軍の反共捕虜にも触れ、「彼らの希望どおり、台湾に送還すべきである」と重ねて主張した。一方、国連軍司令部による韓国軍への指揮については（第B項）、「韓国軍が国連軍司令部の指揮下に置かれるのは、あくまでも韓国の統一という共通の目的のために国連軍司令部と韓国が協力するときに限られる」と米国側を牽制した。

<sup>27</sup> Robertson to the DOS, Embtel 26, July 7, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1340-1341.

<sup>28</sup> Dulles to the Embassy in Korea, Deptel 20, July 6, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, p. 1340 ; Dulles to the Embassy in Korea, Deptel 21, July 7, 1953, *Ibid.*, p. 1352.

ソンは、これについて歓迎の意を表した李承晩に「共和・民主両党の上院指導者たちが、同条約の批准を支持するつもりであり、上院においてもいい結果が出ることを確信している」と述べた上で、「ただし、韓国政府としては、休戦の成立と政治会議において、米国の一連の努力に協力するとの確信を与えなければならない」と強調した。

また、同条約の批准の時期について、「会期末まで数週間しか残っておらず、今年度中の批准は不可能であろう」としたノーランド (William F. Knowland) 上院共和党院内総務代理の言葉を借りて、ロバートソンは、「韓国政府が協調的な態度さえ堅持すれば、アイゼンハワーと上院の指導者としては、米議会が再召集された際、同条約の速やかな批准を公言する考えである」ことを明らかにした。さらに、日米安全保障条約の特定の条項を組み入れることに関連しても、ロバートソンは、「韓国側に伝えた米国側の草案の中に、日米安全保障条約の第1条と類似した内容を盛り込ませることに問題はない」と述べた。

ところで、クラークが、「休戦の成立後、反共捕虜の全員を非武装地帯に移送させて中立国送還委員会に身柄を引き渡す」ことを提案して以来、李承晩は、ロバートソンらと協議を重ねるうちに、北朝鮮軍の反共捕虜にだけでなく、中国軍の反共捕虜にまで関心を広げ、「最後まで共産側への送還を拒否する中国軍の反共捕虜を台湾に送還すべき」と主張するに至った。米韓相互防衛条約に対する米上院の立場と、米軍の駐留を規定する条項の挿入に対する米国の立場とともに、中国軍の反共捕虜を非武装地帯に移動させる問題について説明を求める李承晩に対して、ロバートソンは「北朝鮮軍及び中国軍の反共捕虜に関連して、クラークから別途の手紙が届くだろう」と伝えた<sup>29</sup>。

早速、翌7月9日の会談に同席したクラークは、「インド軍、中立国送還委員会と共産側からの説得のための人員による韓国駐留の必要性を無くすために、全ての反共捕虜たちを現在の収容所から非武装地帯に移送させる」ことへの理解を李承晩に重ねて求めた。また、クラークは「この構想を実行するには、共産側の同意が必要ではあるが、共産側が同意しない理由がない」と述べ、「兵站支援の増大という問題が生じると予想されるものの、国連軍司令部としては、これを克服するために努力する」と強調した<sup>30</sup>。

この日の夜、李承晩は、諸問題をめぐる自らの立場をまとめた書信をロバートソンに送った。まず、政治会議については、「政治会議の開始から90日が経っても成果がない場合、米韓両国は会議から離脱する」とされ、朝鮮半島の統一をいかに成し遂げるかをめぐる議論が失敗に終わった場合、「韓国としては、国連軍と米軍が、韓国による朝鮮半島の統一という共通の目標を達成するために、韓国軍と行動を共にすることを望むが、仮にこれを受け入れがたいなら、朝鮮半島から侵略者を追い出そうとする韓国軍の努力に対して道徳的・物質的支援を送ると保証することを願う」として、7月7日の韓国側の覚書での主張を

<sup>29</sup> Robertson to the DOS, Embtel 31, July 8, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1352-1354.

<sup>30</sup> なお、クラークは、「非武装地帯内の適当な場所に飛行場を建設して、捕虜たちを現在の収容所から非武装地帯へ直接運ぶことも考えている」と述べ、李承晩も、合理的な方法だとしてクラークの計画を支援すると応えた。Robertson to the DOS, GX 6799, 090445Z, July 9, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1356-1357.

繰り返した。

ところが、反共捕虜の処遇と米韓相互防衛条約の締結時期をめぐるのは、米国の立場に譲歩する内容で修正が加えられた。つまり、李承晩は、反共捕虜の送還問題について、クラークの構想を受け入れると同時に、当初、北朝鮮軍の反共捕虜の全員を直ちに釈放すべきとした要求を撤回し、「他の全ての捕虜たちとともに非武装地帯に移送させて3カ月間の説得期間を設けるに際して、国連軍司令部に協力する」とした。ただ、説得期間が過ぎても共産側への送還を拒否しつづける中国軍の反共捕虜に対しては、北朝鮮軍の反共捕虜と同様、「個人の意思に従って台湾へ送還すべき」との立場を貫いた。

また、米韓相互防衛条約については、休戦後の同条約への批准を約束したアイゼンハワーとダレスからの保証を受け入れ、休戦に先立って同条約を締結すべきだとした要求を撤回した。李承晩は、「韓国政府としては、米議会で今年度中に同条約を批准することの難しさを理解しており、来年度の会期での批准を信じる」と記しながら、韓国側の条約草案を同封した<sup>31</sup>。

この韓国側の条約草案は、去る7月4日に伝えられた米国側の草案に対する検討を重ねたもので、まず、韓国政府の主張通り「米軍駐留」に関する規定を盛り込んでいた。つまり、米軍の韓国駐留に関する条項の挿入を米国側が同意したことを受け、第3条の中に「米国の陸軍、海軍及び空軍を韓国国内及びその附近に配備する必要性が認識されれば、そのための取決めが発効する」との条文が盛り込まれた。

一方、国務省の北東アジア課の作成した米国側の草案との違いとして、とくに注目すべきなのは、第2条、第5条、第9条である。まず、「領域問題」との関連で第2条においては、「締約国は、韓国政府の合法的な領域が北方の鴨緑江（Yalu River）と豆満江（Tumen River）にまで及ぶことを再確認する」とされ、条約の適用範囲として朝鮮半島の全域を想定した。また、いずれかの締約国に対する武力攻撃が行われた場合の行動として、「自国の憲法上の手続きに従って共通の危険に対処する」のではなく、「自動介入」が保証されている北大西洋条約の条項を第5条にそのまま採用しており、さらに、条約の有効期限を規定した第9条では、「いずれか一方による通告から一年後に終了する」ことに代わって、日米安全保障条約の第4条をそのまま取り入れた。

要するに、韓国側の条約草案は、米比相互防衛条約の枠に沿って作成された米国側の草案の内容を基に、北大西洋条約と日米安全保障条約の条項の内、従来の主張が反映された内容を採用して作成されたものであった。米国からすれば、韓国の都合のいい条文だけを組み合わせただけのもので受け止められても仕方がないはずであって、米韓相互防衛条約の条項をめぐるのは、後述するように、休戦協定調印の直後の8月、ダレスが訪韓した際に具体的に議論されることになる。

ところで、韓国側の立場の変化に加えて、何よりもこの7月9日の書信は、「韓国として

---

<sup>31</sup> Rhee to Robertson, July 9, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1357-1359. 韓国側の条約草案の全文は、本稿の巻末の「資料3」を参照。

は休戦を妨害する行為を行わない」との約束を、初めて公式に明記したものとして注目に値する。既述したように、7月8日の会談でロバートソンが、米議会による米韓相互防衛条約の批准は休戦と政治会議に対する韓国政府からの協力次第であると指摘したのだが、これに対して李承晩は、「韓国政府としては、休戦協定に署名こそできないものの、休戦の下の措置と行動が韓国の生存を害しない限り、休戦そのものを妨げる行動は取らない」と明記したのである<sup>32</sup>。

米韓両国の折り合いがつかず平行線を辿るなか、韓国側が大きく譲歩した背景には、ロバートソンの本国への帰国日が迫っており、李承晩としては、いかなる形であれ、米国との合意に至らなければならないとの焦りがあったと言えよう。7月8日の会談においてロバートソンは、米国の立場に改めて言及した上で、「来る金曜日（7月10日）に出国を予定している」と明らかにし、自らの帰国前に合意に至るよう李承晩にプレッシャーをかけたのである<sup>33</sup>。

また、6月18日の北朝鮮軍反共捕虜の釈放という李承晩による単独行動が発端となって中断していた休戦会談が再開するようになったことも、韓国政府としては意識せざるを得なかったのであろう。実は、6月20日の共産側からの書信に対する返事の発送が遅れていることに神経を尖らせていたクラークは、ロバートソンの同意の下、6月29日、休戦会談の再開を求めると同時に休戦を結論付ける内容を盛り込んだ書信を共産側に伝えていた<sup>34</sup>。そして7月8日の正午、金日成と彭徳懷は、国連軍側の連絡将校を通じてクラークに宛てた返信を送り、休戦会談の再開に同意したのである。これを受けて7月10日には休戦会談の本会議が再開されることになっていて、このままでは韓国の意思とは関係なく休戦が進んでしまう恐れがあったのである。

いずれにせよ、李承晩が休戦を妨げないと約束したことに対してダレスは、「完全に満足できるものではないものの、米韓協議が開始された時点に比べれば大きく前進した内容」であり、「李承晩から得られるほぼ全ての条件が得られた」と評価した。合意に至らなかった細部について、「追加的な交渉に臨むより、今後の課題として残しておくべき」と判断したダレスは、韓国側の条約草案についても、「草案をめぐる具体的な検討が國務省内で始まっており、休戦の後、高官レベルの会談を通じて交渉を結論付けるための準備が行われることになる」と李承晩に伝えるようロバートソンに指示した<sup>35</sup>。

結局、ロバートソンの帰国日程は若干延期され、彼は7月11日に李承晩との最後の会談に臨んだ<sup>36</sup>。ロバートソンは、米韓両国の共通認識を盛り込んだ一つの共同声明を発表する

---

<sup>32</sup> *Ibid.*

<sup>33</sup> Robertson to the DOS, Embtel 31, July 8, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1352-1354.

<sup>34</sup> クラークからの書信の全文は、Department of *Bulletin*, Vol. 29, July 13, 1953, pp. 46-47を参照。

<sup>35</sup> Dulles to the Embassy in Korea, Deptel 31, July 9, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1362-1363.

<sup>36</sup> 当初7月10日に予定されていたロバートソンの帰国日が、どのような経緯で延期されたのかについては不明である。ただ、7月9日深夜に李承晩からの手紙を受け取ったロバートソンからすれば、

ことを提案しながら、事前にダレスの検討を済ませていた声明案を李承晩に手交した<sup>37</sup>。李承晩もこの提案に同意し、午後にも共同声明を発表できるようにすると応じた<sup>38</sup>。

6月26日から7月11日まで行われた協議を通じて、米韓両国が実質的に合意に至った点は、殆どなかった。むしろ、諸問題をめぐるそれぞれの認識の相違が以前より際立つようになったと言えよう。政治会議、反共捕虜の処遇、米国による対韓経済・軍事援助といった懸案は、そもそも「休戦が成立する前に解決しなければならない」という緊急性を要する問題ではなかったとすれば、李承晩・ロバートソン会談は、これから解決に向けて米韓両国が取り組むべき問題を浮き彫りにした点に、その意義があるように思われる。もちろん、米国にとって今回の会談の最も大きな収穫とは、李承晩から休戦を妨げないとの保証を確実な形で取り付けたことであり、韓国側が、米韓相互防衛条約の締結時期についても、「休戦の後」とすることで同意した以上、国連軍側と共産軍側による休戦に向けた交渉は大詰めを迎えることになる。

### 三 板門店における交渉の再開と休戦

共産側は1953年7月8日に書信を送り、国連軍側からの休戦会談の再開に同意した。これを受けて板門店における本会議が二日後の7月10日に再開された。李承晩による単独行動に共産側が反発する形で休会となっていた会談が再開されただけに、共産軍側代表の南日は、「米国が、李承晩によって釈放された捕虜たちの逮捕について責任をとるべき」と主張するとともに、今後の再発防止のための措置を求め、さらに、「韓国が休戦条項を履行することを、どうやって保証できるのか」と質した。これに対して国連軍側代表のハリソン

---

李承晩の真意をもっと詳しく探る必要があったのではないかと推測される。7月11日の会談において、李承晩がロバートソンにいつ帰るのかと聞いたところ、ロバートソンは明日(7月12日)と答えている。

<sup>37</sup> ロバートソンが、その妥当性を検討するよう国務省に求めた声明案は、①米韓双方は、議論を重ねながら、多くの異見と誤解を解決してきた、②ロバートソンは今回の成果を報告するため、ワシントンに帰る予定である、③韓国政府は引き続き国連軍司令部と協力する、④米韓両国の間で議論中の他の諸問題をめぐっては、近いうちに合意に至ることが期待される、との4項目からなっている。Robertson to the Department of State, DTG 091125Z, July 9, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1355-1356. これに対してダレスは、米韓共同声明を発表することを承認し、李承晩からの同意を得るために努めるよう指示した。Dulles to the Embassy in Korea, Deptel 31, July 9, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1362-1363.

<sup>38</sup> Memorandum of Conversation, by Robertson, Meeting with President Rhee, July 11, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1373-1374. 余談であるが、実際の共同声明の発表の際には、米韓の足並みがそろわなかった。それぞれの声明発表による混乱を防ぐため、李承晩・ロバートソンの会談結果に関する米韓共同声明を出すことにしたわけだが、この際卞榮泰が、韓国の報道機関に提供するための韓国語訳文の作成に時間がかかるとして、翌12日の午前10時以降に声明文を発表するよう要請し、ロバートソンもこれに同意した。ところが韓国側は、スクリッps・ハワード(Scripps-Howard)新聞社のルーカス(Jim G. Lucas)記者を通じて韓国独自の声明を発表し、現地時間の7月11日の午後にはワシントンでもこの内容が報じられた。後の7月21日午前、駐米韓国大使館の韓豹項参事官がロバートソンを訪れ、「共同声明が発表される前にインタビューの記事を出したルーカスは非倫理的であった」と非難し、韓国側が先に声明を出してしまう形になったことについて釈明した。

は、「休戦の後も韓国軍は国連軍司令部の指揮下にあり続ける」とした上で、6月29日付のクラークからの書簡に触れ、「韓国が休戦の履行に完全に協力するかどうかは保証できないが、国連軍司令部としては最善を尽くすつもりである」と強調した<sup>39</sup>。また、翌7月11日の会談においてもハリソンは、「仮に韓国軍の部隊が休戦条項に違反して侵略行為に出た場合、米国は、韓国軍にいかなる支援も提供しない」と伝えた<sup>40</sup>。

だが、実際に韓国が休戦条項に反した場合、果たして米国が韓国に対する全ての支援を打ち切ることができるのかについては疑問の余地があり、李承晩の単独行動に対する共産側の不安は簡単に解消できるものではなかった。そこで、ちょうど李承晩・ロバートソンの共同声明が公表されるとの情報を聞いたクラークは、「韓国を含めて国連軍側が休戦条項を履行する準備が整っているとの保証を共産側に与えるために、7月9日付の李承晩からの親書の内容を共産軍側に伝えるようハリソンに指示すべき」と統合参謀本部に提案した<sup>41</sup>。クラークとしては、この共同声明を公表することになれば、休戦を妨げないとの約束を盛り込んだ李承晩からの同親書を公開できない理由がないと考えたのである。クラークからの報告を受けた統合参謀本部は、国務省と国防総省からの共同メッセージを通じて、ロバートソンによる反対がないことを条件に、クラークの提案に同意した<sup>42</sup>。

ところが、ロバートソンは、「共同声明の内容とともに、韓国政府から休戦に対する適切な保証を取り付けたことを共産側に通知することに同意する」としながらも、李承晩からの親書の内容に直接触れることについては、強い反対の意を示した。その理由としてロバートソンは、7月2日付の米国側の最終覚書とこれをめぐる議論の内容については、米韓の間で公開しないよう合意したこと、また、李承晩からの書簡のなかには、公開するには適切でない内容が含まれており、この書簡に言及することで李承晩と米国政府の関係に悪影響を与える恐れがあることを挙げた<sup>43</sup>。

結局ハリソンは、1953年7月12日の休戦会談において、「韓国政府との交渉の末、韓国側から休戦の後でも国連軍司令部と緊密に協力するとの保証を得ており、韓国政府を含めて国連軍司令部は、休戦条項を履行する準備ができています」と述べるにとどまった。これに対して南日は、「ハリソンからの発言は有益であり、役に立つと思うが、依然としてより明確な保証が求められている」と述べ、この日の会談も成果なく決裂してしまった<sup>44</sup>。

このように、共産側は、「韓国軍を含めて国連軍司令部が休戦条項を履行する準備ができており、韓国政府からの適切な保証があった」との明言には満足せず、遅延戦術を続けていた。この現状に最ももどかしさを感じていたのは他ならぬクラークであった。クラークは、ロバートソンが、李承晩と会談を重ね、「休戦を妨げない」との約束を李承晩から取り

<sup>39</sup> Editorial Note, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1364-1365.

<sup>40</sup> Editorial Note, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, p. 1368.

<sup>41</sup> Clark to the JCS, CX 63627, July 11, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, p. 1377.

<sup>42</sup> *Ibid.*

<sup>43</sup> Robertson to the DOS, Embtel 44, July 11, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1377-1378.

<sup>44</sup> *Ibid.*



付けたものの、これを休戦会談の場で十分に生かしていないと評価した。李承晩・ロバートソンの共同声明の表現があまりにも一般的な内容であるため、これは、共産側の疑問を解消するのに役立つものではないと判断したクラークは、「書面をもって李承晩から保証を得ていることを、共産側に伝えるべき」と統合参謀本部に再び承認を求めた<sup>45</sup>。

クラークとしては、休戦を妨害しないとした李承晩の保証を、単なる口頭ではなく文書を通じて取り付けたことを共産側に伝えることによって、はじめて休戦交渉の進展を期待できると信じたわけであるが、結局、米国政府が李承晩からの親書に触れてまで共産側に保証を与えることはなかった。統合参謀本部は、国務省・国防総省からの共同メッセージをクラークに送り、「国連軍司令部としては、韓国から休戦条項の履行を妨害しないとの約束を得ていることを明らかにする以外に、保証すべきものはない」と共産側に伝えるよう指示したのである<sup>46</sup>。このような米国の姿勢の背景には、先のロバートソンが挙げた理由に加えて、状況に応じて取るべき行動の自由を自らの手で制限したくないとの狙いがあったのであろう。

この米国政府の立場は、1953年7月16日の会談で共産側に伝えられ、ハリソンは「真に休戦を願っているのであれば、国連軍側の保証を受け入れるべき」と強調した。当然ながら、共産側が国連軍側の保証を受け入れるかどうかを直ちに決定することは困難であって、ハリソンは共産側に配慮して休会を提案し、双方はこれに合意した。その後、共産側は、国連軍側の保証に満足したわけではなかったものの、米国の願い通り、休戦への進展を図ることにした。休会から3日後の7月19日の会談で共産側は、釈放された捕虜たちに関する問題提起を、休戦後の政治会議で行うことを決めるとともに、この政治会議において反共捕虜の問題を解決するよう求めた。さらに、共産側は、軍事境界線の画定をめぐって再交渉することを要求し、この日、双方は、決着のつかない事項を取り除くために、本会議を休会することで合意した。一方では李承晩が休戦を妨害しないとの明確な保証を与え、他方では国連共産双方が反共捕虜の問題の解決を休戦後の政治会議において模索することで合意したことから、朝鮮戦争の休戦会談は最終段階に入ったかのように見えた。

ところが、ここで予期せぬ事態が起こり、7月19日の午前、ブリッグズが白斗鎮に呼び出された。共産側が先の休戦会談の内容を公開したが、その中のハリソンの発言に韓国側が強く反発したのである。つまり、「ハリソンが、仮に韓国政府が休戦条項に違反しても、国連軍司令部によって休戦は維持するだろうと述べ、また中立国送還委員会の活動についてもインド軍の韓国駐留を認めるかのような発言をした」とされ、同席していた卞榮泰も加えて両氏は、この発言に対するハリソンの釈明とともに、次のような4項目に関する米

<sup>45</sup> 敷衍すれば、クラークは、韓国政府と国連軍側が休戦条項を遵守する期間についても、「休戦条項草案第62条に規定されているように、全期間に渡って同条項を遵守することを改めて共産側に保証すべき」と主張した。Clark to the JCS, CX 63715, July 15, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1380-1381.

<sup>46</sup> The JCS to Clark, JCS 943913, July 15, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, p. 1382.

国政府からの回答を求めた<sup>47</sup>。

まず、李承晩が7月9日の書簡で要求した「朝鮮半島から侵略者を追い出すための韓国軍の努力に道徳的・物質的支援を提供するとの米国からの保証」について、白斗鎮と卞榮泰は、「ロバートソンが、ワシントンに持ち帰って議論すると約束した」と述べた上で、その議論の結果を問いかけた。ハリソンによる「国連軍司令部としては、韓国軍による休戦条項への違反を支援しない」との趣旨の発言は、米国の「道徳的・物質的支援」を求めている韓国からすれば、到底容認できないものであって、両氏は、「韓国を支援するとの米国から保証が期待できなければ、韓国政府としては、ロバートソンとの会談の成果を破棄せざるを得ない」と反発したのである。

次の第2項として、白斗鎮は、7月9日の書信とともにロバートソンに伝えた韓国側の米韓相互防衛条約草案に対する米国側の立場を明らかにするよう求めた。「上院の指導者らの支持を得た米国側の条約草案の方が望ましいのではないかと」応えたブリッグズに対して、白斗鎮と卞榮泰は、「李承晩が好んでいるのは韓国側の草案の方である」と強調した上で、ワシントンでのさらなる議論の結果が李承晩を鼓舞させるようなものなのかを質した。

さらに、白斗鎮と卞榮泰は、「ハリソンが、中立国送還委員会は休戦協定に基づいてその役目を果たすべきであり、同協定において韓国への入国が認められている人員の安全は確保されるだろうと発言した」ことに触れ、第3項として、「中立国送還委員会は韓国に入らない」ことと、「捕虜たちを非武装地帯に移送させる」ことを、ハリソンが改めて明言するよう要求した。ちなみに両氏は、「ロバートソンが、7月8日の書簡を通じて近いうちに北朝鮮軍と中国軍の反共捕虜の問題をめぐって、クラークが書簡を送ることになるだろうと伝えたものの、いまだにクラークから書簡が届いていない」と不満を漏らした。

最後に、韓国への経済支援と関連して白斗鎮は、「タスカ報告の勧告事項が履行されていないまま、米議会の会期が終わってしまうと、米国からの支援は期待できなくなるのではないかと」の懸念をブリッグズに伝えた<sup>48</sup>。

「休戦を妨げないとした李承晩からの約束を取り下げる」との公式声明を出すことを、上記の4項目に対する米国政府からの回答が行われるまで見合わせるとした韓国側の強硬な姿勢に、米国側は素早く対応した。真っ先に動いたのはクラークであった。白斗鎮と卞榮泰の指摘通り、クラークはロバートソンから、反共捕虜を非武装地帯に移送させる計画を確認する別途の手紙を李承晩に送るよう依頼を受けていた。ところで、国連軍側は、「非武装地帯の南側への反共捕虜の収容」を内容とする休戦協定修正案を、共産側が受け入れるよう説得を続けていたものの、共産側から同意が得られないままであった。この現状を

<sup>47</sup> Briggs to the DOS, Embtel 46, July 21, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1404-1406.

<sup>48</sup> アイゼンハワーが李承晩に約束した経済援助の規模と内容を確定するため、1953年4月17日に韓国に派遣されたタスカ調査団は、約2カ月間にわたって綿密な調査を行い、3カ年計画の総額10億7百万ドルの経済援助を実施するよう勧告する報告書を提出した(Tasca to the President, July 15, 1953, attached to NSC 156, "Strengthening the Korean Economy," *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1245-1247)。李鍾元『東アジア冷戦と韓米日関係』東京大学出版会、1996年、168頁を再引用。

踏まえて、クラークは 7 月 16 日、「仮に共産軍側が国連軍側の構想に同意しない場合、インド軍が韓国を経由することなく上陸可能な臨津江の北側に、捕虜たちを移送する」案を李承晩に提示し、李承晩もこれに同意した。そこでクラークは、翌 17 日、会談の内容をまとめた書信を李承晩に送ったのだが、これこそがロバートソンの依頼を受けて送ったものであると説明したのである<sup>49</sup>。

一方、白斗鎮と卞榮泰の提示した他の三つの項目に対して、ダレスは李承晩に宛てた手紙を持って米国の立場を改めて説明した。まず、政治会議について、ダレスは、「ハリソンは国連軍司令官の代理として発言を行っており、その意味で彼は、自らの発言と米国政府を結びつける政治的コメントを行わない」とした上で、「彼は、憲法上規定されている宣戦布告（つまり、休戦協定を破棄して敵対行為を再開すること）を行う米議会の権限を制限するようないかなる協定を結ぶ権限も有しない」と述べ、ハリソンの発言の持つ政治性を否定した。また、政治会議をめぐる立場に関しては、「米国政府から出されたコミットメントが有効である」としながらも、「米国政府も、国連憲章第 2 条に関する特別条項(particular reference) あるいは憲法上の手続きを踏まえることなく戦争を遂行することはできない」と強調し、7 月 2 日の覚書を通じてロバートソンが約束した「韓国とともに政治会議から離脱した後、それ以降の行動を決めるために韓国政府と協議する」こと以上を保証することは困難であるとの立場を重ねて表明した。

さらに、ダレスは、対韓経済支援をめぐって、「タスカ報告書に対する国家安全保障会議の企画委員会の検討が終わり、次のステップとして、アイゼンハワー大統領が、数日以内に国家安全保障会議の承認を経て今年度会期からの履行のために必要な立法措置を要請するだろう」と伝えた上で、「休戦後における韓国への経済支援が大幅に増えることになり、その総額は 4～5 年間にわたっておよそ 10 億ドルの規模に達するだろう」と強調した<sup>50</sup>。

---

<sup>49</sup> 李承晩に宛てたこの 7 月 17 日の手紙についてクラークは、「仮に共産側が反共捕虜を非武装地帯の南の地域に移送する案を受け入れなかった場合、その代案として、非武装地帯ではないものの他の国境付近の地域に捕虜たちを移送することを提案することもありうる」と敷衍した上で、「23,000 人もの捕虜の移送とその収容施設の確保には莫大な兵站支援が求められるが、中立国送還委員会の韓国駐留に対する李承晩の懸念を解消するために、国連軍司令部としては、そのような努力を惜しまない」と記した。Clark to the JCS, CX 63870, July 22, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1413-1416.

<sup>50</sup> ロバートソンを韓国に派遣させる際、ダレスは、「議論の進展に役立つのであれば、タスカ報告書の概要を李承晩と白斗鎮に見せてもいい」とロバートソンに伝えており、必要であれば、「米政府としては、タスカの勧告をすでに承認しており、米議会に同報告書を提出する予定である」ことを李承晩に知らせる権限を、ロバートソンに与えるようアイゼンハワーに建議する考えであった。なお、ダレスは、「アイゼンハワーが 3 億ドル規模の対韓経済支援を米議会に要求するだろう」と考え、「米議会としても状況の進展を見据えてこの要求を承認する」と予想していた。Memorandum by the Director of the Office of NA(Young), June 22, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1236-1237. また、7 月 23 日の国家安全保障会議からの承認を受けて、アイゼンハワーは、「休戦調印の直後に、タスカ報告の勧告通り、拡大された対韓経済支援計画の開始を米議会に要請する」との旨を、李承晩に伝えるようダレスに指示した。これに従ってダレスも、ブリッグズに電文を送り、上記の内容を李承晩に伝えるよう指示した。Memorandum of Discussion at the 156th Meeting of the NSC, July 23, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1420-1428.

最後に、米韓相互防衛条約をめぐって、ダレスは、ロバートソンが韓国から帰国した後、上院外交委員会の議員らと十分な議論を行ったことを伝えた上で、「日米安保条約の第1条の内容を取り入れることは可能である」としながらも、「当初上院の指導者らと議論した上で、7月4日に韓国側に提示された米国側の条約草案を、より厳重に固守する必要がある」と強調した。つまり、米国としては、同条約が、米比相互防衛条約をベースにして作成された米国側の草案に、米軍の駐留を規定した条項が加えられる形になることを、韓国政府に改めて認識させようとしたのである。「条約の締結に向けて直ちに交渉に入る準備ができている」と述べたダレスは、アジアにおける強力な反共主義に共感しているスミス（H. Alexander Smith）議員とスパークマン（John Sparkman）議員をこの米韓交渉に同行させることも念頭に入れていると付け加えた<sup>51</sup>。

以上のような米国の立場は、ブリッグズを通じて1953年7月22日の会合で李承晩に伝えられた。同席していた卞榮泰は、依然として「休戦を台無しにするためなら、手段を選ばない」との姿勢を見せ、白斗鎮も、「ロバートソンが韓国政府の要請した道徳的・物質的支援への保証を米国政府から確保することに失敗した」として反発した。一方、李承晩は、ダレスからの保証について「韓国に役立つ希望的な側面が強い」と指摘した上で、この内容を、「李承晩・ロバートソン会談において韓国政府が米国側に譲歩しすぎたとの噂にさらされている韓国国民に公表してもいいのか」とブリッグズに質した。これに対してブリッグズは、「ダレスからの手紙は秘密に指定されているため、米国政府の許可無しに公開してはならない」と応えた<sup>52</sup>。ただ、ほぼ同時に国務省は声明を出し、ダレスが李承晩に宛てた書信を通じて保証した内容を公表した。この声明は、韓国政府とその国民に、ダレスが李承晩に保証した内容を再確認させるためのものであって、声明を出した直後ダレスは、「手紙の内容を公表してもいいと李承晩に直ちに知らせる」ようブリッグズに指示した<sup>53</sup>。

ところが、共産側が公開した7月19日の休戦会談の内容の内、ハリソンが行ったとされる発言に対する韓国政府の不安と不満は、なかなか払拭できるものではなかった。7月24日宵のうちに卞榮泰はブリッグズに電話をかけ、「李承晩がダレスに宛てた大事な内容の親書がある」と伝えた。およそ1時間後に米国大使館に伝えられた書信において、李承晩は、「休戦をめぐる韓国政府の立場を決めるため」として、次の二つの核心的な問題に対して答申するようダレスに求めた。

#### 1. 韓国に対する侵略があった場合、米国による迅速かつ自動的な軍事支援が行われ

<sup>51</sup> Dulles to the Embassy in Korea, Deptel 50, July 21, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1407-1408.

<sup>52</sup> Briggs to the DOS, Embtel 52, July 22, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1416-1418.

<sup>53</sup> ただし、ダレスは、宣戦布告に関する内容については、米国の立場と同盟国との関係、クラークの立場、米国内世論に配慮して、公開を避けるように求め、また、タスカ報告書についても、対韓支援計画に関する米議会の行動を害しないよう、「10億ドル」との数値を除いて公開するよう念を押した。Dulles to the Embassy in Korea, Deptel 55, July 22, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, p. 1418.

るとの条項を米韓相互防衛条約に盛り込むことができるのか。

2. 政治会議の開始から 90 日が過ぎても何ら成果も見込めない場合、米国は、韓国とともに朝鮮半島から中国軍を退却させるための軍事的努力を再開することができるのか。仮にこの米韓共同行動を保証することが困難であれば、米国は、朝鮮半島から侵略勢力を追い出そうとする韓国の軍事的努力に対して、経済的支援に加えて道徳的・物質的支援を行うと約束することができるのか<sup>54</sup>。

李承晩からの親書を受け取ったダレスは、アイゼンハワーに電話をかけてその内容を読み上げながら協議を行い、「米国政府としては、行動の自由を確保し、米憲法上、議会だけが宣戦布告の権限を持つ」との立場を再確認した上で、早速、李承晩への返信を作成した。まず、ダレスは、「休戦協定に反して、韓国が攻撃にさらされやすい状況であれば、米国の速やかで自動的な軍事的対応を期待してもいい」とした上で、「米国による軍事的対応は、韓国に対する攻撃だけではなく、国連軍司令部とその指揮下の米軍に対する攻撃があった場合でも適用される」と述べた。つまり、米国が自動的に軍事的対応を取るようになるのは、米韓相互防衛条約に照らしてではなく、あくまでも休戦協定に違反する行為として、共産側による攻撃が行われた場合であるとの説明であって、これは、李承晩・ロバートソン会談の際、ヤングが韓国側に伝えた説明と通じるものであった。これに加えてダレスは、「米議会からの批准を確実にするため、7 月 4 日に李承晩に提示された米国側の条約草案が厳格に適用されるべきであり、米議会の指導者たちもこの草案を基礎に議論している」と強調し、韓国側の提示した草案を受け入れることは困難であるとの立場を改めて示した。

一方で、政治会議をめぐってダレスは、「韓国との共同軍事行動の再開あるいは韓国政府への道徳的・物質的支援を保証することはできない」という従来の立場を明確にしながらも、政治会議における米韓共同方針の樹立に向けて休戦協定の調印の直後、自らが韓国を訪問する予定であることを明らかにした<sup>55</sup>。

1953 年 7 月 25 日、ブリッグズから上記のダレスのメッセージを受け取った李承晩は、休戦協定に反する行為として韓国が攻撃を受けた場合、米国が迅速かつ自動的に軍事的行動を取るようになるとしたダレスの保証に一応満足する一方、政治会議が失敗に終わった場合における米国からの保証については、「ダレスが訪韓する際に議論されることになる」と理解した」と述べ、韓国としては、政治会議の失敗に伴う米国からの明確な保証を要求し続ける構えを示唆した<sup>56</sup>。

捕虜の送還問題、政治会議、米韓相互防衛条約といった休戦条件に対する米韓間の立場の隔たりのため、長引いていた休戦会談は、1953 年 7 月 27 日に休戦協定が調印され、終止符が打たれた。ただ、締結されたこの休戦協定はあくまでも純粋な軍事休戦であって、そ

<sup>54</sup> Rhee to Dulles, July 24, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1428-1429.

<sup>55</sup> Dulles to Rhee, Deptel 62, July 24, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1430-1432.

<sup>56</sup> Rhee to Dulles, July 26, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1439-1441. なお、この李承晩からの手紙は 7 月 27 日、ワシントンに送られた。

の効力は戦闘行為を停止させるに止まり、朝鮮半島からの外国軍隊の撤退、朝鮮問題の平和的解決の問題は、休戦協定締結後 3 カ月以内に開かれる高級政治会議に持ち越されることになった<sup>57</sup>。

とくに、難航を重ねた捕虜問題については、捕らえられた時に属していた側へ送還されることを主張する捕虜は、休戦協定発効後 60 日以内に集団的に直接引き渡される一方、捕らえられた時に属していた側へ送還されることを希望しない捕虜は、休戦協定発効後 60 日以内にスイス、スウェーデン、チェコ・スロヴァキア、ポーランド、インドからなる中立国送還委員会の管理に移され、90 日間その捕虜の属する側から派遣される説明員の説得を受けることになった。それでもなお送還される権利を行使しない捕虜があれば、その処置は政治会議で 30 日以内に審議決定されることとなった<sup>58</sup>。

#### 四 ダレス訪韓と相互防衛条約の仮調印

休戦協定が調印されるとの仮定で 1953 年 8 月中旬に開かれると予想されていた国連第 7 回総会に先立って、ダレスは、李承晩との会談ができるかどうかを、韓国側に打診してみようブリッグズに指示した。具体的に、①日程は、8 月 3 日で始まる週にすること、②会談の場所は、日本を避けるためにグアムのような米韓の中間地点にすることを提案し、これが困難であれば、韓国で会談することもできること、③仮に李承晩が、政治会議に関する議論とともに米韓相互防衛条約を結論付けることを望んでいるのであれば、共和党と民主党所属の上院議員をそれぞれ一人ずつ同行させる予定であること、そして④米韓会談の結果を国連総会に反映させるためには、国連総会が開かれる前に米国に帰ってくる必要があるため、韓国滞在の期間は 3～4 日間になることを伝えた<sup>59</sup>。

1953 年 8 月 2 日にワシントン・ナショナル空港を出発し、8 月 4 日、ソウルに到着したダレス一行は、翌 5 日から 8 日まで韓国側との協議に臨んだ<sup>60</sup>。8 月 5 日午前にかかれた最

<sup>57</sup> この点について休戦協定第 4 条 60 項は「朝鮮問題の平和的解決を確保するために双方の軍司令官は、双方における関係国の政府に対して、朝鮮からの全ての外国軍隊の撤退、朝鮮問題の平和的解決等の問題を交渉によって解決するため、休戦協定が署名されかつ発効した後 3 カ月以内に双方の一層高級な政治会議を各自任命する代表が開催することをここに勧告する」と規定している。

<sup>58</sup> なお、7 月 27 日に発表されたところによれば、共産側の手中にあった国連軍捕虜は 12,763 人（うち、米軍 3,313 人、韓国軍 8,116 人）、国連側に収容されている共産軍捕虜は 96,300 人（中国軍 19,500 人、北朝鮮軍 76,800 人）に上った。送還を希望しない捕虜の説得に従事する説明員の数は、捕虜 1,000 人に対して 5 人以上、7 人以下と規定された。なお、中立国送還委員会の管理に移されてから 120 日以内に送還を希望しない捕虜、あるいは政治会議においてもその処理について合意に至らなかった捕虜については、同委員会が彼らを民間人として釈放することとなった。外務省国際協力局第 1 課、調書「朝鮮関係文書集」、1955 年 1 月（「朝鮮動乱関係一件 休戦交渉関係（第 3 巻）」A' 7.1.0.5-2、A' 0131、コマ番号 391、外交史料館）。

<sup>59</sup> Dulles to the Embassy in Korea, Deptel 70, July 26, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1441-1442.

<sup>60</sup> ダレスの訪韓の際、米国からロッジ（Henry C. Lodge, Jr.）国連大使、スティーヴンズ（Robert D. Stevens）陸軍長官、ロバートソン（Walter S. Robertson）極東担当国務次官補、マッカードル（Carl W. McCardle）国際問題担当国務次官補、ディーン（Arthur H. Dean）国務長官顧問、（Roderic L. O'Connor）国務長官補佐官、ヤング（Kenneth T. Young, Jr.）北東アジア課長らが同行した。

初の協議では、米国側から、今回の米韓協議の議題として、政治会議のあり方と米韓相互防衛条約の締結の二つの事項が提示された<sup>61</sup>。前述のように、休戦協定においては、政治会議の開催が勧告されただけで、その参加国等の具体的な事項については何ら規定がなく、米韓両国にとって、来るべき朝鮮問題をめぐる関係国との協議の土台になるべく米韓の共同意見を確立することが重大な課題であったのである。この政治会議については、開催時期、場所、協議事項、参加国、開催期間の5項目が提示された。

まず、開催時期をめぐってダレスは、「休戦から3カ月間となる期限まで10日ほど余裕があるため、仮に開催が少し遅れても対応できる」として10月15日の開催を提案した。これに対して李承晩は、「共産側による時間稼ぎを勘案すれば、もっと早い時期に開催した方が望ましい」と述べた。そこでロッジ国連大使が10月1日を提案し、李承晩もこれに同意した。ただ、この開催日程については、他の国から異なる案が提示される可能性もあって、ロッジは、開催が10月1日より遅れる可能性についても指摘し、李承晩も理解を示した。

続いてダレスに開催場所に関する見解を求められた李承晩は、米国のなかでもホノルル（Honolulu）を提案した。これに対してダレスは、「共産側がより中立した地域を好んでおり、ホノルルを含む米国国内とフィリピンでの開催には反対するだろう」と述べた。その後ロッジが、「南米の、例えばリオデジャネイロ（Rio de Janeiro）はどうか」と聞いたところ、李承晩はそれに同意しながら、追加的にマニラ、デンマーク病院船（Jutlandia号）を候補地として提案する一方、英国とインドの影響力の強い地域としてセイロン（Ceylon）を挙げ、政治会議の開催地として適切ではないと強調した。これに対してダレスは、サンフランシスコ講和会議の際、セイロンからの交渉団がアジア諸国の中でも最も強力な反共主義を唱えたこと、また共産主義に関してセイロンはインドと仲間割れしたことを指摘し、「最適とはいえないにせよ、セイロンを候補地から除外すべきではない」と主張した。

タイのバンコクに対する見解を求める李承晩にダレスは、「仮に共産側がインド・シナ地域の乾季を利用して大規模の攻勢をかけた場合、危険な状況に陥る可能性が濃厚である」として会議の場所としては安全ではないとの見方を示した。また、ダレスは、バンドン（Bandung）についても、最近インドネシア政府内における共産主義の影響力が増していることから、適切ではないとの見解を示した。

最終的に李承晩は、北京での開催だけは絶対に同意できないと断った上で、「政治会議の開催地としてサンフランシスコを推薦し、これが受け入れられなかったら、南米のどこかを提示する」ことを提案し、ダレスとロッジはこれに同意した。

「政治会議において議論されるべき議題は朝鮮問題に限られる」というのが、米韓両国の基本的な立場であったが、フランスがインド・シナ問題を提議しようとする動きを見せ

<sup>61</sup> 初日の協議には、韓国側から李承晩、白斗鎮総理、卞榮泰外務長官、孫元一国防長官、金法麟文教長官が、米国側からはダレス、ロッジ、ブリッグズ、ロバートソン、マッカードル、ディーン、ヤング、ボンド（Niles W. Bond）駐日米大使館参事官がそれぞれ出席した。

ていた。ダレスが、「このインド・シナ問題にも取り掛かることが有益であるとしても、朝鮮問題を扱う政治会議の場とは切り離して、別途の会議を設けることが望ましい」との見解を示したのに対して李承晩は、「そもそも朝鮮戦争が特定の地域に限定された戦争であっただけに、その政治会議において議論されるべき問題も限定されるのが当然である」と述べ、政治会議でのアジェンダを朝鮮半島の問題に限定するよう求めた。

また、政治会議への参加国をめぐって李承晩は、米国、韓国、中国、北朝鮮に限定することを提案した。李承晩は、「朝鮮戦争に戦闘部隊を派遣した米国以外の 15 カ国も加えることになると、政治会議が拡大され、インドとチェコ・スロバキアのような国々までも政治会議への参加を希望することになろう」と主張した。さらに、李承晩は、国連側からの代表团について、「米国がこの国々をしっかりとコントロールすべき」と述べ、「共産側は、彼ら陣営からの 3 カ国の国連代表団を統制するはずであって、西側が米国を中心に一丸となって一つの声を出さないと、政治会議は共産側の勝利に終わってしまう」と主張した。とくに李承晩は、依然としてインドに対する不信感を募らせていて、「インドが国連側の代表として参加することに反対する」との立場を明確にした。

これに対してダレスは、「西側としては、政治会議への参加国の数をできる限り減らすべきであり、西側の主張が一つにまとめられるように参加国を構成すべき」としながらも、「とくに去る 3 年間、インドが韓国に医療部隊を派遣していた事実は、政治会議にインドを参加させるべきとする国連内の主張に説得力を持たせている」と指摘した上で、「米国としては、国連の主権国家を統制する権限を持っておらず、ましてや共産側からの参加国まで制限することはできない」と述べた。

最後に、政治会議の期限についてダレスが、「少なくとも 90 日間、議論が行われなければならない」と述べると、李承晩は何のコメントもせずに頷いた<sup>62</sup>。

ところで、米韓協議のもう一つの議題として提示されたのが米韓相互防衛条約の締結であるが、ダレスは「訪韓の際に上院の有力な議員を同行させる」と李承晩に伝えたことは前述の通りである。実際にダレスは、共和党のノーランド (William F. Knowland)、スミス (H. Alexander Smith) 両議員に、また民主党からはジョンソン (Lyndon B. Johnson) 議員やラッセル (Richard B. Russell, Jr.) 議員らに韓国に同行するよう要請したものの、米議会が会期中であることを理由に断られた。当時米議会においては、アイゼンハワー大統領が要求していた国家債務上限法 (debt limitation request) をめぐる議論が大きな争点となっており、共和・民主両党は同法案への対処に追われていたのであった。

そこで、ダレスは、同条約草案の内容を練るため、米国側からはディーンとヤングを、韓国側からは卞榮泰と金法麟を代表とする作業部会を立ち上げることを提案する一方、「今回、上院議員らが同行しなかったため、最終的な結論に達することはできないものの、訪韓の期間中に同条約に仮調印することは可能である」と伝えた。

---

<sup>62</sup> Memorandum of Conversation, "First Meeting Between President Rhee and Secretary Dulles," August 5, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1466-1473.



米議会による同条約の批准への保証を望んでいた李承晩としては、米上院議員らが訪韓しなかったことを残念に思わざるを得なかったものの、正式な調印が先送りされることへの反発は見せなかった<sup>63</sup>。

とはいえ、調印の形式はともかく、李承晩は、ロバートソンに1953年7月9日に提示していた韓国側の条約草案に触れ、締約国同士の強力な対応を内容とする条約を望んでいると強調した。これに対してダレスは、「当事国らを結束させるのは立派な条項ではなく、その裏面にある精神である」とした上で、「米韓相互防衛条約は、韓国に対する攻撃が行われた場合、米国が決して何もしないで事態を傍観することはないというメッセージを敵に伝えることになる」と同条約の抑止力を強調した。また、「米国は既にアンザス条約と米比相互防衛条約を締結しており、米韓相互防衛条約においてもこれらの条約と比べて大きく変わる内容はない」と念を押した。ダレスは、「米韓両国政府としては、何よりも米上院が批准を拒否するような条約を起案してはならない」とし、「条約の精神と目的に対する米国民からの確固たる支持を得るためにも、米上院がその批准を容認できる条項が必要である」と述べた<sup>64</sup>。

政治会議と米韓相互防衛条約をめぐる意見を交わした米韓両国は、二日目の1953年8月6日、米国による対韓経済援助について協議を行った<sup>65</sup>。韓国側は、対韓経済援助と関連した主な懸案として、タスカ報告の勧告事項の履行と米韓合同経済委員会(Combined Economic Board)の設立を提示した。

まず、タスカの勧告事項に関連して争点となったのは、対韓経済援助計画の規模とその援助期間であった。李承晩が、「次の会期で米議会がタスカ報告書の勧告事項を履行するための資金を承認するのか」と聞いたところ、スティーヴンズ陸軍長官は、「国防総省が、タスカ報告の履行のための初期資金として、敵対行為の中止で節約された資金を使用できるよう議会に承認を求め、議会もこれを認めた」と説明した上で、「従って今後、タスカ勧告案の10億ドルから2億ドルを差し引いた8億ドル規模の資金が助成されるだろう」と応えた。

李承晩は援助期間についても、「対韓経済援助計画の履行期間が3年なのか、それとも4年なのか」と尋ね、スティーヴンズは、「現在、タスカ(Henry J. Tasca)が東京に来てお

<sup>63</sup> 初日の会談を終え、「李承晩が同条約の正式調印を望んでいるが、仮調印で十分である」と判断したダレスは、スミス(Walter B. Smith) 国務副長官に電文を送り、「米国側に何らかの義務を負わせるような条項は盛り込まない」とした上で、「韓国での交渉がうまく行けば、その進展に対する見返りとして米韓相互防衛条約の仮調印を行うことへの承認をアイゼンハワーに求める」よう指示した。スミスからの報告を受けたアイゼンハワーは、「同条約の仮調印が望ましいと、ダレスが判断したのであれば、自分としてはそれに同意する」と伝え、仮調印の推進を承認した。Dulles to the DOS, Dulte 13, August 6, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, p. 1475.

<sup>64</sup> Memorandum of Conversation, "First Meeting Between President Rhee and Secretary Dulles," August 5, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1466-1473.

<sup>65</sup> この第2回会談においては、韓国側からの出席者が前日と同じであったのに対して、米国側からダレス、ロッジ、スティーヴンズ、ティラー国連軍司令官代理、ロバートソン、マッカードル、ディーン、ヤングが出席した。

り、来週は彼の後任者であるウッド (C. Tyler Wood) とともにソウルを訪問する予定であるため、その際に詳細な米韓協議が行われることを期待する」と応えた<sup>66</sup>。

李承晩は、タスカの勧告事項の確実な履行に高い関心を示す一方、韓国の経済問題に関わっている諸機関の数が多すぎて各機関の間で相互に調整する過程もなく、個々のやり方で経済支援活動を行っている現状を批判した。そこで李承晩は、関係する諸機関を監督・調整する役割を果たすものとして、合同経済委員会の設立を提案したのである<sup>67</sup>。これに対してダレスは、アイゼンハワーと国家安全保障会議がタスカ報告の勧告事項を概ね承認したことを強調しながら、「米国としては、タスカ報告の原則に基づき、同報告の履行のための初期資金として策定された 2 億ドルを使用するとともに、対韓援助資金が効果的に運用されるよう努める」と約束した<sup>68</sup>。

ところで、以上の 8 月 6 日午前の会談で、白斗鎮は、経済援助問題をめぐり、より具体的に話したいと述べ、スティーヴンズとの会談を要請し、午後から両者の会談が行われた<sup>69</sup>。この白斗鎮・スティーヴンズ会談を皮切りに、対韓経済・軍事支援をめぐる具体的な米韓協議が本格化されることになり、これが次章で詳述する「米韓合意議事録」の基礎をなすものとなる。

この場で白斗鎮は、タスカ報告の勧告事項の履行と米韓合同経済委員会の設置に対する米国の同意を要求するほか、次の三つの事項を正式に要請した。まず、満期軍事転換率 (military conversion rate) について白斗鎮は、「韓国政府としては、180 対 1 の固定為替レートを適用することを切に願っている」と強調した<sup>70</sup>。

<sup>66</sup> 対韓経済援助の執行を国連軍司令官の管轄下に置くことを勧告したタスカ報告書に従って、国連軍司令官の下に経済調整官室 (Office of the Economic Coordinator, OCE) が設置された。初代経済調整官として任命されたウッドは 8 月 21 日に韓国に赴任し、復興援助の実施をめぐって米韓間に本格的な交渉が開始された。4 カ月間にわたる交渉の結果、12 月 14 日、ウッドと白斗鎮国務総理との間で「経済再建と財政安定計画に関する合同経済委員会協定」が締結された。とくに、為替レート問題や韓国政府保有外貨に対する合同経済委員会の統制問題が争点となったこの米韓交渉過程については、李鍾元『東アジア冷戦と韓米日関係』東京大学出版会、1996 年、176～183 頁を参照。

<sup>67</sup> 韓国政府は、「対韓経済援助をめぐって韓国と米国のそれぞれの代表が共同委員長を務める新たな合同経済委員会を設立し、韓国内で救護及び再建活動を展開している機構・組織等を監督・調整する権限を同委員会に与える」との内容を盛り込んだ、7 月 31 日付の了解覚書 (the Memorandum of Understanding) を在韓米国大使館に伝えた。この覚書は 8 月 3 日、米大使館を通じて米國務省に報告された。

<sup>68</sup> Memorandum of Conversation, “Second Meeting Between President Rhee and Secretary Dulles: Economic Assistance to the Republic of Korea,” August 6, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1475-1478. なお李承晩は、国連韓国再建団 (UNKRA) が諸経費の 19 パーセントしか使っていないことを指摘し、「国連韓国再建団が米国の納税者たちのお金を適切に使っていない」と批判した。ダレスはこれに対しても、「自分が影響力を行使して国連韓国再建団の資金の使いどころを見つける」と明確にした。

<sup>69</sup> この協議には、両者のほか、韓国側から孫元一国防長官、白善燁陸軍参謀総長、朴沃圭海軍参謀総長、崔用徳空軍参謀総長が、米国側からは国防総省のサリバン (Charles Sullivan)、駐韓米国大使館のカルブーン (John A. Calhoun) 2 等書記官等が同席した。

<sup>70</sup> 国連軍は、韓国国内で必要なファン貨を韓国銀行から借り入れた後、これをドルで返済する方式を利用していたのだが、この際適用されるファン・ドル為替レート問題は、米韓間で最も大きな争点

また、白斗鎮は、「現在、韓国政府が支払っている施設、労働等に対する現地経費の 10 パーセントを米国政府が肩代わりする」よう要請するとともに、「米国が、日本との行政協定の下、費用の相当額を負担している」現状にも触れ、「去る 3 年間、国連軍が使用してきた用役と公共料金に対する費用を、米国政府が負担する」よう求めた。

一方、韓国側は軍事的支援についても、韓国陸・海・空軍それぞれの提示した計画をまとめて米国側に説明した。孫元一国防長官は、まず韓国陸軍に関して、改善された戦闘食料を含む完全な兵站支援を含め、20 個師団を編制することへの同意とその履行を求めた。また、海・空軍については、自国防衛の任務を果たせるよう、バランスのとれた軍事力を提供できる水準まで増強することを要求した。白斗鎮も「ロバートソンが、韓国海軍と空軍の増強を李承晩に約束した」と述べ、経済及び軍事的支援に対する米国政府の迅速な同意を求めた<sup>71</sup>。

翌 8 月 7 日の協議の場では、以上のような韓国政府の要求に対して、米国側がその立場を表明するとともに、これまで議論されてきた議題をめぐって総合的な意見交換が行われた<sup>72</sup>。まず、対韓経済援助計画の規模と履行期間について、白斗鎮は、タスカの勧告通り、「米議会が 10 億ドル規模の統合支援計画を承認すべきであり、その支援期間が明確にされるべき」と主張し、李承晩も、「3 年になるか、それともそれ以上になるかを明確にする必要がある」とした上で、「個人的には 3 年の方がいい」と述べた。

これに対してダレスは、「企画委員会がタスカ報告書を綿密に分析・検討した結果、国家安全保障会議が推進すべき健全な基準として原則的にこれを承認した」と言いながらも、「その規模と履行期間については、誰も明言できない」と述べて韓国側の理解を求めた。ロバートソンも、「仮に 3 年以内に経済支援計画を達成できなかった場合、そのまま計画の履行を途中で打ち切るべきなのか」と反問した。それでも「援助計画の履行期間を明確にすべき」と固執する李承晩に、ダレスは、「共同声明を通じて 3～4 年間の経済援助計画に言及する」ことを提案し、李承晩もこれに同意した。

さらに、ダレスは、合同経済委員会の設立を通じた経済計画の統合的・効率的な運用について、同感の意を表明する一方、前日の白斗鎮・スティーヴンズ会談において提起された三つの事項に対しては、「関係省庁との協議に加えて米議会からの反応も考慮しなければならないため、今すぐ結論を出すことは難しい」と述べた上で、「タスカとウッドが訪韓する際、具体的な議論がなされることを期待する」とし、李承晩もこれに理解を示した。

対韓経済援助に関連した諸問題をめぐる議論に続いて、李承晩とダレスの間では、米韓

---

の一つであった。この問題に関しては、백두진 (白斗鎮) 『백두진 회고록 (白斗鎮 回顧録)』대한 공론사, 1975, 169～172 頁, 243～248 頁を参照。

<sup>71</sup> Memorandum of Conversation “Discussion of Problems Relating to Economic Aid, Military Assistance and ROK Armed Forces,” August 6, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1478-1480.

<sup>72</sup> この第 3 回会談には、韓国側から李承晩、白斗鎮、卞榮泰、孫元一、金法麟、林炳稷 (Ben Limb) 国連代表が、米国側からはダレス、ロッジ、ブリッグズ、ロバートソン、マッカードル、ディーン、ヤング、ボンダが出席した。

相互防衛条約の条項について議論が行われた。李承晩は、再び韓国側の草案に触れ、韓国に対する侵略が発生した場合、米国による迅速かつ自動的な来援を盛り込むことや、同条約の有効期限を日米安全保障条約の第 4 条と同様な内容にするよう求めた。これに対してダレスは、米議会による批准の可能性との関連で、「米比相互防衛条約のような条項を含まなければならない」ことを改めて明確にした<sup>73</sup>。李承晩は、「ロバートソンが訪韓した際、彼に伝えた韓国側の条約草案に米国政府が同意していないことがやっと分かった」と失望感を顕わにしながらも、米韓相互防衛条約の内容をめぐってこれ以上言い争いたくないとの心境を示した。

李承晩は、米国側が米韓相互防衛条約の締結を提案した当初から、米上院による同条約への批准を強く意識し、米国側が条約への批准を保証するよう強く要求してきた。皮肉にも、条約批准に対する彼の執着振りは、条項の内容をめぐる議論にだけでなく、政治会議をめぐるダレスとの議論においても米国側の主張を後押しすることになる。

「国連における自由陣営の結束力が共産側の衛星国家たちのそれと比べて弱い上、インドと英国が国連に対して大きな影響力を持つ」と判断していた李承晩は、政治会議について「国連が政治会議を主導してはならず、自由陣営の国々からの支持と協力を取り付けた米国が主導権を発揮すべき」と強調した。前述したように、政治会議の開催時期、場所、アジェンダ、参加国、開催期間については一定の米韓合意が得られたものの、政治会議が失敗に終わった場合取るべき行動をめぐっては、なかなかその隔たりが埋まらないでいた。

ダレスが韓国軍に対する国連軍司令部の指揮問題に触れると、李承晩は、「政治会議の開催期間だけではなく、それ以降も韓国軍を国連軍司令部の統制下に置くとクラークに伝えた」としながらも、「ただし、国連軍司令部と韓国政府が同じ目標を追求しないようになった場合、韓国政府としては、韓国軍を国連軍司令部の統制から離脱させるしかない」と述べた上で、「政治会議が失敗に終わった場合、米国が、敵対行為を再開するか、韓国に道徳的・物質的支援を提供するか、いずれかの行動を選択する」よう促した。これに対してダレスは、「国連軍司令部による韓国軍への統制は、米軍の韓国駐留に関する米韓両国の同意をめぐる交渉時期まで含まれる」と述べ、政治会議の失敗とは関係なく、在韓米軍をめぐ

<sup>73</sup> 韓国側の条約草案をめぐって、米韓間で交わされたもう一つの議論として、ダレスは、「条約の目的を一層効果的に (effectively) 達成するため、(後略)」における「効果的に」との言葉を削除すべきと主張した。その理由としてダレスは、「仮に米国が他の国々と締結した条約にはないこの単語が米韓条約にだけ盛り込まれることになると、それぞれの締約国から、自分たちが米国と結んだ条約に基づく行動は効果的ではないのかと、各条約の修正を求められるだろう」と指摘し、「米国と他の国々との関係が複雑になりかねない」との憂慮を李承晩に伝えた (Memorandum of Conversation, “Third Meeting Between President Rhee and Secretary Dulles,” August 7, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, p. 1487)。ところで、この「条約の目的を一層効果的に達成するため」という文言は、ダレスの指摘とは違って、米比相互防衛条約とアンザス条約の第 2 条の中にそれぞれ盛り込まれており、米韓相互防衛条約の後の 1954 年 12 月に締結される米華相互防衛条約の第 2 条にも規定されている。ダレスの勘違いによるものなのか、それとも他の狙いがあるの発言なのかは不明であるが、これに対する韓国側の反発もなかったため、同文言は 8 月 8 日に仮調印された同条約から除外された。

る米韓交渉が継続している限り、国連軍司令部による韓国軍への統制が維持されるべきだと強調した。

それでも李承晩は、「政治会議の後、米国が韓国のために何を支援してくれるのかをこの場で保証する」よう強く望んだ。ところが、ダレスも、「米議会からの同意が得られない」として、政治会議の失敗による戦争再開は認められないとの従来の立場を繰り返す一方、「戦争の再開は、韓国への支援計画に支障を来すだけでなく、米韓相互防衛条約に対する米議会の批准にも悪影響を与えかねない」として、「仮に同条約への批准が成立しなくなると、米国はもはや朝鮮半島に関心を持っていないとの誤ったメッセージを共産側に発してしまう有様になりかねない」と警告したのである。

ダレスは、今回の会談を通じて米韓両国の共通目標を提示することが重要であると述べ、米韓の合意事項を一つの米韓共同声明としてまとめるべきだと強調した。これに対して李承晩は、「米国は、何ができて何ができないのかを、韓国国民に明確に示すべき」と応じ、米韓双方は、この日の午後、共同声明を作成するために協議することで合意した<sup>74</sup>。

これを受けて、4回目の会談が午後4時から行われた<sup>75</sup>。ダレスは冒頭、米韓協議の結論に関する共同声明の草案を韓国側に提示し、その後米国側は、この草案をめぐる韓国側の議論に配慮して会場を退場した。30分間程度の議論を終え、韓国側はいくつかの文脈上の修正を求めるほか、共同声明の中に「韓国政府は、内政問題に関する完全な主権を持っており、ここには、韓国の領土から中国軍を排除する権利も含まれる」との文言を盛り込むことを要請した。

これに対してダレスは、「国連が朝鮮戦争に介入したのは、韓国に対する侵略を、朝鮮半島における単なる内政問題ではなく、国際社会の平和を脅かそうとする共産主義者たちの侵略であると捉えたためであった」と説明した上で、「当初、国連の行動を促した米国の立場と相容れない」と、文言の挿入に反対した。韓国側は、このような米国の説明に理解を示し、共同声明案を受け入れた。

一方、この場では米国側の米韓相互防衛条約の新草案が韓国側に提示された。実は、ロバートソンが米国側の条約草案を韓国側に提示した直後の7月6日、ダレスは新たな草案をまとめた。このダレスの草案は、以前の米国側の草案に比べて、条文の言葉遣いがよりシンプルになり、とくに、国連に関連した内容が削除された。これは、韓国がまだ国連の加盟国でない事情を反映したものであって、当然ながら、韓国側の草案とも異なる内容で

<sup>74</sup> Memorandum of Conversation, “Third Meeting Between President Rhee and Secretary Dulles,” August 7, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1481-1488.

<sup>75</sup> 米国側からダレス、テイラー、ロバートソンが出席したのに対して、韓国側からは、午前中に行われた第3回会談の出席者に加えて、ペンシルベニア州立大学教授のオリバー（Robert T. Oliver）が大統領顧問として出席した。なお、李承晩は「政治会議における韓国代表団の顧問としてオリバーを参加させたい」と述べ、アイゼンハワー大統領の実の弟であり、同大学の学長のアイゼンハワー（Milton S. Eisenhower）に働きかけてくれるようダレスに依頼した。Draft Memorandum of Conversation, “Private Conversation between President Rhee and the Secretary of State,” August 5, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1474-1475.

あったが、米国側の新草案には、7月のロバートソンとの会談において、韓国側からの要請を受けてダレスが承認した在韓米軍の駐留に関する条項が盛り込まれた。「アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を、相互の合意により定めるところに従って、大韓民国の領域内及びその附近に配備する権利を、大韓民国は許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する」(第4条)とされ、日米安全保障条約第1条の米軍配備に関する文言がそのまま適用された。李承晩は、米国による自動的な軍事行動に関する条項の挿入を最後まで求めたものの、結局、文脈の若干の修正を条件として、米国側の新草案に同意した<sup>76</sup>。

以上のような政治会議のあり方、米韓相互防衛条約の締結、そして対韓経済・軍事支援の内容といった争点は、一見米韓両国間の問題であるように思われがちだが、それぞれの事案の中には「日本」との関連性が内在しているのは注目すべきであろう。まず、政治会議との関連で言うと、李承晩は、「韓国国民はソ連より日本の方を恐れている」とし、「日本は、過去の植民地時代の思考を追求しており、朝鮮半島での特別な利益のため、政治会議に参加することを望んでいる」と政治会議への日本の参加に対して警戒心を表した。

また、李承晩は、「米韓相互防衛条約が共産側からの侵略にだけでなく、日本からの侵略に対しても適用されるべき」とロバートソンに主張したのと同様、ダレスにも「韓国はいかなる侵略、つまり共産側による侵略からも、日本による侵略からも保護されるとの米国の保証を願っている」と述べ、同条約が日本からの侵略を想定している点を明確にするよう促した。

日本を軍事的・経済的に再建するのは賢明ではないと主張した李承晩は、自らが日本からの侵略を恐れていることとは裏腹に、米国の一部の有力者によるいわゆる「日本びいき」を批判した。とくに、対韓経済援助との関連で、李承晩は、米経済協力局(ECA)の計画の半分以上が日本に残っている現状に触れ、「経済協力局の資金が日本を再建しようとする者の手に流れることを阻止すべき」と促す一方、韓国産業の自給化を掲げながら「韓国としては、日本から肥料を購入するのではなく、韓国に肥料工場を建設することを願っている」と強調した<sup>77</sup>。このように、米韓協議の過程において李承晩の対日認識が如実に現れており、彼の「日本」に対する警戒と不信感は、これ以降の米韓関係にも影響することになる。

さて、前日の合意を受け、ダレス一行は1953年8月8日の午前10時、韓国側と最後の

---

<sup>76</sup> Memorandum of Conversation, “Fourth Meeting Between President Rhee and Secretary Dulles,” August 7, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1488-1489. ダレスの草案(7月6日付)と米韓の間で仮調印された草案(8月8日付)の全文は、本稿の巻末の「資料4」と「資料5」をそれぞれ参照。

<sup>77</sup> Memorandum of Conversation, “Second Meeting Between President Rhee and Secretary Dulles: Economic Assistance to the Republic of Korea,” August 6, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1475-1478. 日本の軍事力増強を懸念する李承晩にダレスは、日本の軍事力は不完全な装備と編制の下4個師団に過ぎず、国内治安のために計画されるだろう軍事プログラムでも最大10個師団を意図していると指摘した上で、米国政府としても韓国以上に、日本が支配勢力になることを望んでいないと強調した。Memorandum of Conversation, “First Meeting Between President Rhee and Secretary Dulles,” August 5, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1466-1473.

協議を行うため、景武臺に到着した<sup>78</sup>。ダレスが二つの共同声明文の原本のうち、一つを李承晩に伝え、両氏は朗読の後、それぞれ署名した。その後ダレスと卞榮泰は、米韓相互防衛条約の仮調印のため、食堂に移り、韓国政府の閣僚、米国側からの出席者、報道陣らが見守るなか、同条約に署名し、原本を交換した。李承晩は、「この瞬間は、韓国国民にとって最も歴史的な瞬間である」と感激したという。ダレスは、「二つの文書への調印を通じて、米韓両国は、真の効果的な二国間関係の発展のための基盤づくりを成し遂げた」と述べ、李承晩も「米国の朝鮮半島への関心と主導的な米韓相互防衛条約の締結への努力に感謝する」と応じた<sup>79</sup>。

李承晩・ダレス会談の成果として署名された上記の 1953 年 8 月 8 日の共同声明文には、これまで重ねてきた米韓協議の合意事項がまとめられた<sup>80</sup>。まず、休戦協定に基づき、政治会議は、1953 年 10 月 27 日以前に開会されることになるが、共同声明においては「仮に開催から 90 日間が経ってもその成果を見込めない場合、米韓両国の代表団は同会議から撤退し、その後、米韓両国は、統一された自由独立の韓国を成立するための方策を協議する」とされ、政治会議の失敗による戦闘行為の再開を主張する韓国側の意見はひとまず抑えられた。

米国による対韓経済援助については、韓国側の主張が大きく反映された。「3～4 年間にわたって施行される対韓経済援助計画は、米韓それぞれの代表者が共同代表を務める合同経済委員会によって統括される」と援助計画の施行期間が明記されると共に米韓合同経済委員会の設置が盛り込まれた。また、対韓経済援助計画の資金についても、「およそ 10 億ドルが見込まれており、この内、米国防費の節約分からすでに 2 億ドルが当てられている」とその規模が明記された。

この共同声明と米韓相互防衛条約は、どちらかと言えば米国側の主張と立場に沿う形で調印されたと言えよう。何よりもダレスは、米国の義務を拡大しようとした李承晩の試みにうまく対応し、米上院の指導者らと議論してきた主な事項を同条約に盛り込むことに成功した。これについてはアイゼンハワーも、「上院議員が同行しなかったまま、仮調印を行うことに多少心配したのだが、我々が議論してきた内容通りに調印が行われたのだから、

<sup>78</sup> この 5 回目の会談には、韓国側から李承晩、白斗鎮、卞榮泰、孫元一、金法麟、林炳稷が、米国側からはダレス、スティーヴンズ、ロッジ、ブリッグズ、テイラー、ロバートソン、マッカードル、ディーン、ヤング、サリバン、ボンドが出席した。

<sup>79</sup> Memorandum of Conversation, “Final Meeting Between President Rhee and Secretary Dulles,” August 8, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1489-1490. 敷衍すれば、ダレスは、同条約に対する米上院での批准過程と米国民の世論に与える効果を期待しながら、個人的な要望として「来年の 1 月か 2 月に訪米して米議会で演説を行う」ことを李承晩に提案し、李承晩も「前向きに検討する」と応えた。

<sup>80</sup> この共同声明の英文は、Department of State *Bulletin*, Vol. 29, August 17, 1953, pp. 203-204. を参照。なお、韓国政府は李承晩・ダレス共同声明の後、同声明文とともに仮調印された米韓相互防衛条約の全文を公表した。공보처 발행 (公報処発行) 『한미상호방위조약전문: 이대통령과 딜레스 미국무장관 공동성명 (米韓相互防衛条約全文: 李大統領とダレス國務長官の共同声明)』 741. 14, J-0001, 1976～1986。

何ら問題もないだろう」と満足感を示した<sup>81</sup>。さらに、共同声明に、同条約が発効するまで、韓国軍が国連軍の指揮下に置かれることが明記されたことも、韓国の単独行動を心配していた米国からすれば、大きな収穫であったことに間違いないだろう。

一方、米韓相互防衛条約の中に、ダレスとの協議過程において李承晩が主張し続けた米国の自動的な軍事行動に関する条項が盛り込まれることはなかったものの、共同声明に「共産側による韓国への武力攻撃があった場合、国連軍司令部は迅速かつ自動的に反撃する」とされ、米国による事実上の防衛コミットメントが表明された。しかも共同声明には、ちょうど今週休会に入った「米上院が、来年 1 月に会期が始まると米韓相互防衛条約への批准に向けて積極的かつ賛同的に動く」とされ、米議会からの同条約への支持も盛り込まれており、李承晩からすれば、この共同声明の成立とともに、仮調印とはいえ米韓相互防衛条約の締結に漕ぎ着けたことは、韓国の安全保障にとって少なからぬ成果であったと評価できよう。

ただ、後述するように、米韓両国政府は予定通り 1953 年 10 月 1 日に米韓相互防衛条約の締結に正式調印するものの、政治会議の開催の見通しは不透明なままで、韓国側の反発はエスカレートする。李承晩による敵対行為再開の可能性が垣間見られるなか、米国は新たな対韓政策の策定を迫られることになる。

---

<sup>81</sup> Memorandum of Conversation, “Secretary Dulles’ trip to the Far East,” August 10, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1491-1492.



### 第三節 政治会議の開催をめぐる議論と米国の対韓政策の再検討

#### 一 政治会議の開催に関する国連決議

1953 年 7 月 27 日に調印された休戦協定は、純粋な軍事休戦であってその効力は戦闘行為を停止させるだけのものであった。休戦協定第 4 条 60 項は「朝鮮問題の平和的解決を確保するために双方の軍司令官は、双方における関係国の政府に対して、朝鮮からの全ての外国軍隊の撤退、朝鮮問題の平和的解決等の問題を交渉によって解決するため、休戦協定が署名されかつ発効した後 3 カ月以内に双方の一層高級な政治会議を各自任命する代表が開催することをここに勧告する」と規定しており、戦争の原因となった政治的な問題は休戦協定締結後 3 カ月以内に開かれる高級政治会議に持ち込まれることになっていた。

ただ、この休戦協定においては、政治会議の開催が勧告されただけで、その参加国等の具体的な事項については何ら規定がなく、米韓両国にとって、朝鮮問題をめぐる関係国との協議の土台になるべく米韓の共同意見を確立することが重大な課題となっていた。そのため、休戦の直後、ダレス（John F. Dulles）一行が韓国を訪問し、政治会議の開催時期、場所、協議事項、参加国、開催期間をめぐって韓国側と協議を行った。そして、李承晩・ダレス会談の成果として署名された 1953 年 8 月 8 日の共同声明では、「仮に開催から 90 日間が経ってもその成果を見込めない場合、米韓両国の代表団は同会議から撤退し、その後、米韓両国は、統一された自由独立の韓国を成立するための方策を協議する」との内容が盛り込まれ、米韓協議の終始にわたり、「政治会議が失敗に終わった場合は戦争を再開すべき」とした韓国側の主張はひとまず抑えられた。

ところが、米韓両国政府は予定通り 1953 年 10 月 1 日に米韓相互防衛条約の正式調印に漕ぎ着けるものの、政治会議はその開催の見通しすら不透明なままで、韓国側の反発はエスカレートしていく。本節では、李承晩による敵対行為の再開の可能性が再浮上するなか、その対応に追われた米国が新たな対韓政策を策定する過程を明らかにする。

1953 年 8 月 8 日の共同声明では「米韓相互防衛条約への批准が行われるまで、韓国軍を国連軍司令部の指揮下に置く」との内容が盛り込まれており、米上院の日程を考慮すれば、韓国の単独行動を少なくとも 1954 年 1 月まで阻止することに成功した米国側は、1953 年 8 月 17 日から再開される国連第 7 回総会に備えて、政治会議の枠組み作りに着手した。この際、米国が最も重要視していたのは韓国と友好な関係を維持することであった。ダレス国務長官は、李承晩が政治会議への参加をボイコットすれば、政治会議の成功は期待できないと判断し、政治会議のあり方をめぐる議論において韓国と緊密に協力するとともに、仮に李承晩の支持こそ得られなくても彼が受け入れそうな内容で最終的な合意に至ることが大事であると考えた<sup>1</sup>。とくに、「李承晩が、イギリス、フランス、ソ連、中国、インド、米国のような大国が左右する円卓方式を決して認めるはずがない」と判断したダレスは、米国の国連代表団のための次のような指針を作成し、これをロッキンゲル大使に伝えた。

<sup>1</sup> Memorandum by Dulles to Smith, August 14, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1495-1496.

1. 政治会議は円卓会議 (roundtable) ではなく、休戦協定第 4 条 60 項において規定したとおり、両者対面会議 (two belligerent sides) の方式をとる。
2. 国連総会において、反共側から参加する国々を推薦することはできるが、共産側の参加国まで推薦する必要はない。
3. 政治会議での協議は専ら朝鮮問題を議題とする。これは、政治会議が順調に進んだ結果、参加国を入れ替えて別の議題を議論する政治会議に転換する可能性を否定するものではないが、米国政府としては自らこのような可能性に触れ、同意することはできない。
4. 米国は、自国の利益のために行動する権利を持っており、政治会議で他の国々を代表する義務を負っていない。なお、他の国々による推薦あるいは投票にこだわらない。
5. 韓国の政治会議への参加は必要不可欠であり、政治会議のあり方として韓国政府からの反発を招くようないかなる条件も付けられてはならない。
6. 国連総会の採択する決議案の内容が上記の立場と大きく相反する場合、米国は、政治会議への参加を見合わせるべきである<sup>2</sup>。

政治会議の方式を円卓会議ではなく、両者対面会議にすること、また、同会議では朝鮮問題だけを議題にすることに加えて、米国は、政治会議への参加国として、韓国に戦闘部隊を派兵した国々を参加させることを構想していた。米国としては、来るべき政治会議の進展を図り、韓国からの協力を得るためには、国連側の代表として政治会議に参加する国を、国連軍として戦闘部隊を派兵した国々に限定すべきと考えていたのである。

一方、共産側も周恩来による声明を通じて政治会議に関する立場を表明した。周恩来は、休戦協定第 4 条 60 項で提示されているように、「例えば、外国軍隊の朝鮮半島からの撤退問題と、朝鮮問題の平和的な解決問題等を政治会議で議論すべき」とした上で、「朝鮮問題と並行してインド・シナ問題を議論することについては反対する」と述べ、政治会議の議題を朝鮮問題に限定することについては米国の立場と一致した。ところが、政治会議への参加国と会議の方式をめぐって、中国側は「米国、ソ連、イギリス、フランス、中国、インド、北朝鮮、韓国、ポーランド、ビルマ、スウェーデンの 11 カ国が参加する円卓会議とする」ことを主張した<sup>3</sup>。

政治会議の形式と構成国をめぐって、早くも米中両国がそれぞれ立場の隔たりを露呈するなか、1953 年 4 月 18 日から休会に入っていた国連第 7 回総会は、同年 8 月 17 日に再開され、総会の本会議においては、朝鮮問題を第 1 委員会で議論することが決定された。国

---

<sup>2</sup> Dulles to Lodge, August 13, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1492-1493.

<sup>3</sup> Smith to the United States Mission at the UN, August 17, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1496-1497.

連総会は 8 月 28 日、「休戦協定を承認し、国連の目的が代議制の国に統一された独立の民主的朝鮮を平和的手段で達成することにある」ことを確認した上で、「休戦協定のなかの政治会議開催勧告条項に注目し、政治会議の開催を歓迎する」との決議 711 (VII) を採択した。同決議においては、とくに争点となった政治会議へのインドとソ連の参加について、「ソ連に政治会議に参加することを勧告する」ことが盛り込まれる一方、国連側の参加国として「派兵 16 か国中の希望する国及び韓国とする」とされ、インドは除外された<sup>4</sup>。

国連側は共産側に本決議の内容を送付する一方、1953 年 9 月 2 日の参戦 16 カ国会議の結果に基づいて、米国からの要請を受けたスウェーデン政府は、9 月 5 日、駐北京大使館を通じて 10 月 15 日からジュネーヴ、サンフランシスコ、ホノルルのいずれかで政治会議を開催することを提案した。これに対し中国は 9 月 13 日、ハマーショルド (Dag Hjalmar Agne Carl Hammarskjöld) 事務総長宛に電報を送り、国連決議を受諾できないことを伝えるとともに、①朝鮮における双方の交戦国の全てと、ソ連、インド、インドネシア、パキスタン、ビルマを政治会議構成国に加えること、②会議方式を円卓会議とすること、また、③第 8 総会において会議構成国の問題を審議し、中国と北朝鮮をその場に招請することを要求した。

1953 年 9 月 15 日から開催された第 8 総会で、ハマーショルド事務総長が 9 月 17 日、国連と共産側のこれらの往復文書を各加盟国に総会の文書として回付したところ、ソ連代表部は同月 19 日、「総会が 1953 年 8 月 28 日付で採択した決議事項の実施に関する事務総長の覚書を追加議題として総会が取り上げるべき」と主張した。これはソ連側が政治会議構成国の問題を第 8 回総会で再び審議しようとしたものであるが、9 月 22 日の総会本会議では 40 対 8、棄権 10 で本件を議題に採択することが否決された。

ダレスが訪韓した際、「仮に政治会議の開催から 90 日間が経ってもその成果を見込めない場合、米韓両国の代表団は、同会議から撤退し、統一された自由独立の韓国を成立するために、その方策を協議する」ことが米韓の間で合意された。しかし、政治会議の構成国とその方式をめぐる米国側と共産側の立場の隔たりは埋まっておらず、休戦協定に定められていた開催期限である 1953 年 10 月 27 日まで、米韓相互防衛条約の正式調印の時点ですでに 1 カ月を切っていた。

## 二 米韓相互防衛条約の調印と韓国政府の強硬な姿勢

ダレスが訪韓した際に仮調印された米韓相互防衛条約は、予定通り 1953 年 10 月 1 日に

---

<sup>4</sup> そのほか、「事務総長が双方の同意を得て適当な役務及び施設を会議に提供する」、「協定が成立した場合または適当な場合、国連側からの参加国が国連に報告する」ことなどが、決議 711 (VII) に盛り込まれた。なお、韓国側の強い反対に配慮し、インドを政治会議の参加国から外そうとする米国の立場について、ロジは、「次回の第 8 回国連総会議長としてインドのパンデット (Vijaya Lakshmi Nehru Pandit) 女史を支持することで相殺されるだろう」と判断しており、アイゼンハワーもこの意見に同意した。Memorandum of Conversation, "Secretary Dulles' trip to the Far East," August 10, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1491-1492.

ワシントンで正式に調印された<sup>5</sup>。この際、第5条の中に空欄とされていた、条約の発効のための批准書交換の場所が「ワシントン」と決められたことを除いて、仮調印の際の条文がそのまま確定された。韓国政府の代表として9月30日にワシントンに到着した卞榮泰外交長官は、調印式の後、相次いで米国政府の高官との会談に臨んだ。

だが、米韓相互防衛条約の正式調印を祝うべきこの場では、韓国側の強硬な姿勢が再び頭をもたげた。卞榮泰は10月2日、ダレスとの会談に続き、9月15日付で国務長官顧問に任命されたディーン（Arthur H. Dean）とも話し合い、「李承晩は、政治会議の開催が実現できるかどうかを非常に憂慮しており、政治会議の開催が挫折した場合における朝鮮半島の統一のための行動について考えている」と伝えた上で、「政治会議が期限までに開催されない場合、韓国国内では不満が広がり、李承晩としてはある措置の実行を余儀なくされるだろう」と敵対行為の再開に踏み切る可能性を示唆した。

これに対してディーンは、「米韓相互防衛条約が発効するまで、韓国軍は国連軍司令部からの命令に従わなければならない、国連軍司令部は休戦協定を遵守する」とした米韓共同声明の文言を忘れないよう卞榮泰に強調する一方、「拡大制裁宣言に署名した国々は、休戦協定に違反する形で共産側による韓国への武力攻撃が行われない限り、戦争を再開する義務を負わない」と述べ、「米国からの同意を得ないまま、仮に李承晩が38度線以北に進撃したり、武力行為を再開すれば、世界と米国の世論からの支持を失い、結局韓国に対する全ての援助は途切れることになるだろう」と警告した。

すると卞榮泰は、「たとえ米国をはじめとする16カ国からの支援がなくても、李承晩はある行動を取らなければならない」としながら、インド軍による反共捕虜への発砲事件で、韓国国内の世論が怒りに沸き返っており、「李承晩が捕虜たちを自由にするための措置に移るだろう」と第2の捕虜釈放の可能性をも示唆した<sup>6</sup>。

1953年10月5日卞榮泰と会談したアイゼンハワー（Dwight D. Eisenhower）大統領は、韓国政府の高官の発言、とくに、インド軍の発砲により3人の死亡者が発生した事件をめぐって、1953年10月3日「銃を使用する」とした曹正煥（チョ・ジョンファン）外交次官の好戦的な発言に当惑の意を伝えた。ダレスも、「米国としては、中立国送還委員会の5カ国に注意を払っており、休戦条項の公正な解釈と適用のために努力している」と強調した上で、「韓国政府から発信されている脅威的な発言が米国の努力を妨げている」と韓国側の自制を要請した。

ところが卞榮泰は、「平和的な手段を使うには限界がある」と述べ、「反共捕虜が釈放されない場合、どんなことが起こるか計り知れない」と強硬な姿勢を崩すことなく、アイゼンハワーも、「戦争を再開するための口実を探しているような言動は世界中の国々に嫌悪感

<sup>5</sup> 米韓相互防衛条約の調印式において、ダレスと卞榮泰が発表したそれぞれの声明文は、Department of State *Bulletin*, Vol. 29, October 12, 1953, pp. 484-486を参照。

<sup>6</sup> Memorandum by Dean to Dulles, "Conversation with Dr. Pyun," October 2, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1519-1521.

を引き起こすだけで何の役にも立たない」と警告した<sup>7</sup>。

政治会議の開催が危ぶまれるなか、敵対行為の再開を示唆し、また、インド軍による反共捕虜への発砲行為に対して「銃を持って対応する」とした韓国高官らの発言が米国政府に与えた衝撃と危機感は甚だしいものであった。早速ダレスは李承晩大統領に宛てて書信を送り、中立国送還委員会の監護下にある捕虜の送還に関連して、送還はそれぞれの自由意思によるものであり、捕虜に対するいかなる脅迫、強制も許されないとした李承晩の立場に共感を示しながらも、「米国政府が中立国送還委員会の5カ国のメンバーに捕虜送還問題の展開に注目するよう正式に要請した」ことを明らかにした上で、このような状況のもと、曹正煥による10月3日の発言と大規模な捕虜釈放が取り沙汰されていることに強い懸念を示した。そして、ダレスは「米韓両国が今後も直面の懸案をめぐって平和的な解決策を模索するために引き続き協力すべき」と促した<sup>8</sup>。

1953年10月12日午前、このダレスの書信をブリッグズ (Ellis O. Briggs) 大使から受け取った李承晩は、曹正煥の声明と関連して、「インド軍の行為は黙認できない」と非難しながらも、「インド軍に対する韓国軍の兵器使用を示唆したことは誤りであった」と述べ、自らの指示によるものではないことを強調した。

その上で李承晩は、政治会議をめぐる共産側の提案にも触れ、「そもそも朝鮮問題の解決に向け、政治会議において何らかの成果を収める可能性は低いとはいえ、政治会議の開催に応じることへの見返りとして、共産側の主張する中立国 (Neutral Asiatic Representation) の会議参加に同意すれば、政治会議の成功の見込みが完全になくなるだろう」と主張し、中立国の参加を認める円卓会議の形式に反対する姿勢を改めて明確にした。

李承晩との会談を終えたブリッグズは、「李承晩がインド軍に対抗するような単独行動を計画しているとは考えにくい」としながらも、「1954年1月25日になっても中国軍が依然として朝鮮半島に駐留している状況が続けば、韓国としては、戦争を再開することになり、この際米国が韓国を支援して参戦することを期待している」と分析した<sup>9</sup>。

政治会議の失敗に伴う韓国の単独行動の可能性については、米国政府内においても具体的な分析が行われた。「休戦と関連した韓国の行動方針とその可能性」と題した評価書では、休戦状況を崩壊させることができる韓国の能力とともに、政治会議の行方に伴う韓国の行動方針が提示された<sup>10</sup>。まず前者について、「韓国政府としては、朝鮮半島の分断状況が長引けば長引くほど、実質的な安全保障も経済成長も確保できないと信じており、最終的な目標は朝鮮半島を統一することである」とした上で、「国連軍司令部による監視と防止策に

<sup>7</sup> Memorandum of Conversation by Dulles, October 5, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1521-1522.

<sup>8</sup> Dulles to Rhee, October 10, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1528-1529.

<sup>9</sup> Briggs to the DOS, Embtel 318, October 12, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1529-1531.

<sup>10</sup> この特別評価書の作成には国務省と陸・海・空軍の情報機関及び中央情報局 (CIA) が参画しており、情報諮問委員会 (Intelligence Advisory Committee) は、10月13日、評価内容が自らの管轄範囲外として同意を控えた連邦捜査局 (FBI) を除き、同評価書に同意した。

もかわらず、韓国には、休戦状態を崩壊させ、全面戦争の再開を招きかねない敵対行為を開始する能力がある」と評価した<sup>11</sup>。

一方、政治会議をめぐる李承晩の行動方針について、この評価書では、「予定どおり、10月末あるいはその直後に政治会議が開催されたとしても、朝鮮半島の統一に向けた合意に至る可能性が見込めないと判断した場合、李承晩が会議の期限である90日が経過した時点で、会議から韓国を離脱させることが確実視される」とし、また「政治会議において、受け入れがたい決定に合意されようとしたら、李承晩は90日間を待たずに韓国を会議から離脱させる」と予想した。さらに、「10月末あるいはその直後までに政治会議が開催されなかった場合、あるいはその開催が明確に台無しになった場合、李承晩は、政治会議の開始から90日間という米国との約束にとらわれる必要がないと判断するに違いない」と分析した。その上で同評価書は、政治会議からの辞退を決定し、休戦協定を遵守する義務がなくなったと判断した後、李承晩がとるべき次のステップは、敵対行為を再開するかどうかを判断することであり、この際、「李承晩の決定に大きく影響する要素は、米国を全面的な戦争再開に巻き込むことができるかどうかに関する彼自身の判断である」と分析した。

ただ同評価書は、「今のところ李承晩は、米国が韓国による独自の軍事行動を阻止する力を持っていないと確信しており、韓国の軍事行動の再開に対して共産側が大規模な反撃を行った場合、米国が韓国への軍事的支援を拒否することはできないだろうと判断している」とした上で、「軍事行動の再開を決定する際、そのような確信を持ち続けることになれば、李承晩は共産側に対する軍事攻撃に踏み切ることになるだろう」と結論付けた<sup>12</sup>。つまり、米国を戦争に巻き込む一抹の可能性さえ見出すことができれば、李承晩は米国からの最大の支援を期待して戦争の再開に踏み切るだろうが、その反面、戦争を再開しても米国からの支援を一切期待できないと判断することになれば、独自の軍事行動を実行することはできないだろうという分析である。

韓国を訪問した際、李承晩と1時間以上両者会談を行ったハル（John E. Hull）国連軍

<sup>11</sup> 具体的に同評価書は、①韓国政府の組織と機関、国家警察と準軍事組織に対する掌握力、また、民間人と軍人に対する取調べ、逮捕、拘留といった幅広い権限を持っている「憲兵総司令部」（Provost Marshal General Command）を創設することによって、権力を拡大するとともに、国連軍司令部への正式なチャンネルを迂回する新しいチャンネルを確立したこと、②韓国軍には砲、戦闘車両、航空機、また、熟練したパイロットが不足しており、ほぼ全ての兵站支援を国連軍司令部に依存しているため、韓国軍は大規模の作戦能力と維持能力に欠けているといえ、韓国国民からの大衆的支持を考えると、李承晩が軍事行動の開始を命令した場合、それに従う政治・軍事指導者の数は十分であることから、国連軍司令部の施す監視と防止策にもかかわらず、全面戦争の再開にエスカレートしかねない独自の軍事行動を開始する能力があると分析した。さらに、政治会議の場における妨害戦術、独自行動としての政治会議からの離脱あるいは合意事項の受け入れの拒否、米国が韓国をコントロールできないとの確信（例えば、韓国軍が国連軍司令部の指揮から離脱すること）を共産側に与えるための宣伝活動あるいは政治的行動の展開、といった休戦状態を崩壊しかねない多様な政治活動を行う能力も韓国側が保持していると同評価書は指摘した。

<sup>12</sup> Special Estimate, “Capabilities and Probable Courses of Action of the Republic of Korea with respect to the Armistice in Korea,” October 16, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1534-1540.

司令官も、上記の評価書と同様の見解を示した。ハルは、政治会議について、李承晩が、「その開催に懐疑的であり、仮に開催されたとしても朝鮮半島統一のための合理的な解決策に合意することは難しいだろう」と悲観的な見解を強調し、また、「朝鮮半島の統一に向けた政治会議が失敗に終わり、あるいは失敗することが確実視される場合、武力で統一を成し遂げるために北へ進撃する」との意思を改めて表明したことを統合参謀本部に伝えた。その上でハルは、「米国政府の立場に関する彼の判断に基づいて、行動を取るようになるだろう」と報告した。つまりハルとしては、米国が、「いかなる犠牲を払ってでも韓国軍による武力行動を支援する意思がない」と李承晩に明確に理解させることができれば、再び戦争に巻き込まれることなく合理的な方策を模索できる機会が訪れるだろうと判断したのである。

ただ、「今のところ李承晩は、米国が朝鮮半島に深く関与する余り、朝鮮半島から撤退する可能性はまずないと考えているかもしれないし、その可能性は十分ある」ともみたハルは、「韓国が米国の方針に反する行動をとった場合、米国としては、決して同調しないだろうと李承晩に認識させることが非常に大事になってくる」と結論付けながら、①米国の陸・海・空軍は、非武装地帯、あるいはその以北の中国軍及び北朝鮮軍への攻撃作戦を遂行する韓国軍を決して支援しないとともに、②そのような作戦に対していかなる兵站支援も行わない、また③韓国軍によるそのような攻撃が行われた場合、国連軍はあらゆる関与を避け、自らの安全を確保するために必要な行動をとる、そして④米国による対韓経済援助は、上記のような状況の下では直ちに中断される、との米国の立場をできるだけ早く李承晩に伝えるべきだと進言した。

戦争を再開しても米国からの支援を得られないと李承晩に認識させるためにどのような内容を伝えるべきなのかを初めて具体的に提示したこのハルの報告に対しては、ダレスも注目するようアイゼンハワーに呼びかけた。ダレスは、李承晩がハルに表明した単独行動への意志をニクソン（Richard M. Nixon）副大統領にも繰り返して伝えた際、仮にニクソンがこれを黙認すれば、李承晩としては「米国は暗黙的に自分を支持する傾向がある」と思い込みかねない恐れがあると懸念したのである<sup>13</sup>。

ダレスからの報告を受けたアイゼンハワーは、ハルの勧告した上記の 4 項目に同意した上で、中東と極東を歴訪するために出国したニクソンが国務省から韓国の行動に対する米国政府の立場について徹底的に説明を受けていたとはいえ、ハルからの報告の内容をニクソンに改めて説明するようダレスに指示した<sup>14</sup>。

「韓国のいかなる独自の行動も決して支援しない」との立場を直ちに李承晩へ伝えるべきだという見解が米国政府の内外で広がっていくなか、中国と北朝鮮側が 1953 年 10 月 10 日、政治会議の場所、日程、参加国構成をめぐって、板門店で予備交渉を行うことを提案

<sup>13</sup> Memorandum by Dulles to Eisenhower, “Korea,” October 21, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1543-1545.

<sup>14</sup> Memorandum by Eisenhower to Dulles, October 23, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, p. 1558.

し、国連軍側がこれに応じた。10月26日から始まるこの予備交渉には、国連軍側代表として米国からディーン国務長官顧問が出席する予定であった。10月23日午後、東京に到着したディーンは、現地の政治状況と軍事状況について、アリソン（John M. Allison）駐日大使とブリッグズ駐韓大使、ハル国連軍司令官からそれぞれブリーフィングを受けた後、その内容をダレスに伝えた。この電文でディーンは、「韓国が独自の軍事行動に出る可能性は十分あるが、近い将来にそのような行動に踏み切るとは考えにくい」と述べ、李承晩の単独行動の緊迫性を否定しながらも、「いかなる独自の行動に対しても、決して支援しないとの米国の立場を直ちに李承晩に伝えるべきというのが、現地の見方である」と報告した<sup>15</sup>。

翌24日正午、ソウルに到着したディーンは、李承晩との会談に臨んだ。会談の冒頭李承晩は、インドの政治会議への参加に反対する立場を改めて表明するとともに、何カ国が同会議に出席することになるのかを尋ねた。これに対してディーンは、1953年8月28日の国連総会での決議案に基づき、朝鮮戦争に戦闘部隊を派兵した16カ国のうち、参加を希望する国々に韓国が加わることになるとの見方を示した。

続いてディーンは、「独自に軍事行動を再開するとした韓国側の好戦的な発言のため、米国が約束した米韓相互防衛条約の批准の実現や韓国経済を再建するために追加的な予算を確保する可能性が著しく低下している」と李承晩に警告する一方、政治会議を通じて独立した統一韓国を成し遂げようとするアイゼンハワーとダレスの意志を強調した。これに対して李承晩は、「そのための唯一の方法は武力であり、朝鮮半島に100万人もの中国軍が駐留を続ける限り、米韓相互防衛条約も対韓経済支援も何の意味も持てなくなる」と嘆いた。政治会議の有効性に対する悲観的な見解と、武力による朝鮮半島の統一への強い信念をむき出しにした李承晩に対して、ディーンは「8月8日の 李承晩・ダレス共同声明を通じて表明した内容以外に、米国としてはいかなる保証もできない」としか言いようがなかった<sup>16</sup>。

敵対行為の再開の際、韓国軍に対する軍事・軍需支援を提供するとの約束を予め行うよう米国に求めている韓国に対して、米国政府には、いかなる約束もできないし、仮に韓国による敵対行為が再開されても、韓国軍を支援するつもりはないとの立場を、より明確な形で直ちに伝える必要性が高まっていたのである。

### 三 米国の対韓政策の再検討の開始 — NSC 167/2

米国政府は、米韓相互防衛条約が正式に締結された1953年10月の時点で、「李承晩は、米国が韓国による独自の軍事行動を阻止する力を持っていないと確信しており、また、韓国の軍事行動の再開に対して共産側が大規模な反撃を行うことになれば、米国としては韓国への軍事的支援を拒否することなどできないと判断している」と分析していた。そして、軍事行動の再開を決定する際、そのような確信を持ち続けていれば、つまり、米国を戦争に巻き込む一抹の可能性さえ見出すことができれば、李承晩は米国からの最大の支援を期

<sup>15</sup> Dean to Dulles, October 24, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1558-1561.

<sup>16</sup> *Ibid.*



待して戦争の再開に踏み切ることになる一方、戦争を再開しても米国からの支援を一切期待できないと判断することになれば、独自の軍事行動の実行には至らないだろうと判断した。

このような認識に基づき、国家安全保障会議の企画委員会は、政治会議が失敗に終わり、あるいは無期限に延期された場合、発生しかねない緊急事態に備えるための米国の行動方針（NSC 167）を定めた。この文書では、①共産側による敵対行為が発生した場合、②共産側と韓国側のいずれも休戦協定を遵守し、ある一方による敵対行為が発生しない場合、③韓国側が単独行為として、戦争再開に踏み切った場合、といった三つの事態におけるそれぞれの行動方針が盛り込まれた。この内、前者の二つの事態に対して米国が採択すべき行動方針は明確であるとされた。つまり、①の場合、「米国は、共同政策宣言（Joint Policy Declaration）を発動し、NSC Action No. 794 が提示する内容に従って軍事的・外交的手段を講じることになる」と指摘し、「事前の計画と準備のため、この軍事的・外交的手段を緊急に検討することが求められる」と促した<sup>17</sup>。また、②の場合においては、「当分の間、対韓政策に関するさらなる検討が行われるまで、既存の対韓政策文書で提示されている手段を継続する」とされた。

一方、NSC 167 は、「米国としては、韓国が独自の軍事行動を再開しないようあらゆる手段を使って説得すべきである」としながら、「ただ、この手段は、懸命な説得にもかかわらず韓国が軍事行動を再開し、あるいは再開しようとする動きが見られる場合、米国が履行しようとする行動方針に左右される」と指摘した。そして「李承晩に単独行動の再開を思いとどまらせるよう、できるだけ効果的に説得するには、説得に失敗した場合、どのような行動方針を取るべきかを『今』決定しなければならない」とした上で、韓国が独自の軍事行動を再開した場合、選択可能な四つの行動方針を以下のように提示した。

- A. 韓国に対する全ての経済・軍事支援を中止し、韓国軍への兵站及びその他の支援を拒否する。引き続き休戦協定を遵守するとの国連軍側の立場を共産軍側に伝える。共産側の攻撃から国連軍を保護する。仮に韓国の攻撃に対する共産側の反撃が国連軍の安全を脅かす場合、国連軍の安全を確保するために必要な軍事行動を取るよう準備する。
- B. 上記 A と同様、全ての援助を中止すると同時に、支援を拒否する。在韓米国人を非難させる。（釜山あるいは外国への）国連軍の撤退を開始し、韓国が方針を転換した場合に限って、撤退を中止する。また、撤退する国連軍の安全が危険にさらされた時だけ、共産側に対する敵対行為を再開する。
- C. 「未公開」

<sup>17</sup> 第 145 回国家安全保障会議での決定に基づいて確定された NSC Action No. 794 には、「統合参謀本部の選択した軍事行動が外交政策に与える影響について、国務省が分析を行う」ことが盛り込まれた。Memorandum of Discussion at the 145<sup>th</sup> Meeting of the National Security Council, Wednesday, May 20, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1064-1068.

D. 敵対行為の再開を受け入れ、武力による朝鮮半島の統一のための米韓合同行動の戦略とその遂行タイミングに関する計画を韓国側と協議する<sup>18</sup>。

このような NSC 167 をめぐっては、国務省と統合参謀本部がそれぞれ分析に着手した。まず、統合参謀本部は、基本目標として、「韓国軍による独自行動を開始しないよう李承晩を説得し、また、独自行動のための彼の命令に対しても韓国軍が従う可能性を低下させる」ことを掲げた。この基本目標に基づいて統合参謀本部は、「朝鮮半島を武力で統一させるために韓国側が敵対行為を再開することに国連軍司令部が同調すべきではない」と上記の選択肢「D」を明確に否定した上で、全体として前者の三つの項目を組み合わせた行動方針を採択すべきとウィルソン (Charles E. Wilson) 国防長官に勧告した。

ただ、同じく NSC 167 に対する評価を行った国務省の見解とは違って、統合参謀本部は、「李承晩への警告手段として、国連軍が朝鮮半島から撤退する可能性を示唆すべきではない」とし、また、「韓国軍による単独行動に関する命令の発令を防ぐために、主要人物を逮捕して拘留することも含むあらゆる手段を講じるべき」とする一方、共産側に、①韓国軍に対する共産側の攻撃によって、国連軍に被害が生じたり、あるいは国連軍が危険に陥ったりすれば、国連軍司令部としては共産側に攻撃を行うこと、②仮に共産側が国連軍を攻撃すると、その反撃の範囲は必ずしも朝鮮半島に限らないことを知らせるべきと主張した。

これに対して国務省の見解をまとめたボーウィ (Robert R. Bowie) 政策企画室長は、「統合参謀本部の計画の下では、李承晩が、結局のところ米国を巻き込むことができると判断しかねない」と批判した上で、「国連軍の撤退の可能性を示唆することは、李承晩に単独行動を放棄するよう説得したり、単独行動に反対する韓国国内の世論を動員するに際して最も効果的なカードとなる」と主張した。ボーウィとしては「戦争に巻き込まれることを避けるため、朝鮮半島から米軍を撤退させる意思がある」と李承晩に明確に伝えるべきだと主張したのである<sup>19</sup>。

さらに、統合参謀本部が李承晩と他の韓国の指導者らを拘留することを主張していることに対しても、ボーウィは、「韓国国民だけではなく多くのアジアの人々は、そのような米国の行動を韓国の独立への不当な介入として捉えるだろう」とした上で、深刻な混乱と内

<sup>18</sup> Report by the Planning Board to the NSC, “NSC 167: U.S. Course of Action in Korea in the Absence of an Acceptable Political Settlement,” October 22, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1546-1558.

<sup>19</sup> ただ、国務省の主張する国連軍の「撤退論」は、実際の行動方針としての構想ではなく、あくまでも李承晩への警告手段としての構想であった。11月5日の169回 NSC において、スミス国務副長官は「李承晩を説得するためにも、朝鮮半島からの撤退の可能性について彼に通告しなければならない時期が到来するかもしれない」と再び撤退論に触れながらも、「実際にそのような意図があることを意味するのではなく、李承晩を思いとどまらせるための手段として使うことを意味する」と述べた。アイゼンハワーも「朝鮮半島からの撤退は3年間にわたって払い続けてきた犠牲を無駄にさせることだ」と強調した上で、「米国としては、朝鮮半島からの撤退を計画することは考えられない」と明言した。Memorandum of Discussion at the 169<sup>th</sup> Meeting of the National Security Council, Thursday, November 5, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1595-1598.

戦の危機に陥る可能性を指摘しながら、「その結果、国連軍が自らの安全を確保して撤退する能力が低下してしまう」と統合参謀本部の見解を非難した<sup>20</sup>。

以上のような国務省と統合参謀本部との間の見解の違いは、1953年10月29日の第168回国家安全保障会議で具体的に議論された。全体として国務省の見解より統合参謀本部の見解が反映されるようになった。李承晩への警告内容に国連軍の撤退の可能性を言及すべきかについて、「適切な時期に、韓国が単独で軍事行動を再開する場合、直接であれ間接であれ国連軍による韓国軍への支援は行われず、全ての対韓経済的支援も直ちに中止となり、また国連軍司令部としては、戦争に巻き込まれることなく国連軍の安全を確保するためのあらゆる措置をとるとの立場を李承晩に伝える」とされ、国連軍の撤退の可能性に直接触れることは避けられた。その代わりに、仮に李承晩からその撤退の可能性について聞かれた場合、「韓国が国連軍司令部と協力しない場合、国連軍司令部としては、李承晩と協議することなく、国連軍司令部の利益のためにだけ行動することになる」と答えることが定められた。

また、「李承晩の単独行動による破滅的な結果から、国連軍の安全を確保するために取るべき我々の行動は、より防御的で、同盟国からも支持を得られるようなものにならなければならない」とした国務省の主張は受け入れられず、「米国としては、李承晩が韓国軍に攻撃命令を下すとの情報をできるだけ早い段階で入手するためのあらゆる措置を取るべき」とされ、このような措置として、「通信・輸送・警察機能を統制し、軍と民間の主な人物を逮捕・監禁できる手段としての戒厳令を発令することも排除しない」と決定された。

一方、この日の会議では、米国の行動方針として、李承晩から「どんな場合でも独自の攻撃行為を行わない」との約束を引き出すことも盛り込まれ、このような保証を李承晩に要求するとともに米国の立場を彼に伝える任務を、ニクソン副大統領に遂行させることが検討された<sup>21</sup>。

以上のような議論を踏まえて、国務省と国防総省が中央情報局の支援のもと、1953年11月2日にまとめた NSC 167/1 では、①李承晩に独自の軍事行動の再開を思いとどまらせるため、直ちに警告すべき内容、それと同時に②李承晩から引き出すべき保証、③李承晩が韓国軍に攻撃命令を下すとの情報をできるだけ早い段階で入手するため、また、仮に攻撃再開の命令が韓国の野戦指揮官らに伝えられたとしても、実際の攻撃が行われる可能性を減らすためのあらゆる措置、そして④実際に李承晩が敵対行為を再開した場合にとるべき

---

<sup>20</sup> Memorandum by the JCS to Wilson, “United States Courses of Action in Korea in the Absence of an Acceptable Political Settlement (NSC 167),” October 27, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1563-1567; Bowie to Dulles, “Comments on JCS views regarding NSC 167,” October 28, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1567-1569.

<sup>21</sup> Memorandum of Discussion at the 168<sup>th</sup> Meeting of the National Security Council, Thursday, October 29, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1570-1576. なお、この日の決定事項は、NSC Action No. 949 となり、アイゼンハワーの承認を得た上で、ハル国連軍司令官にも送られた。The JCS to Hull, JCS 951671, October 31, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1576-1577.

措置、が段階的にうたわれた<sup>22</sup>。

ところで、ここで留意すべきなのは、この NSC 167/1 のなかに、草案の NSC 167 で想定されていた三つの事態の内、李承晩が敵対行為を再開した場合における行動方針だけが盛り込まれている点である。これは、NSC 167 が検討された先の 168 回国家安全保障会議での決定によるもので、同会議では三つの事態の行動方針に関する検討作業がそれぞれ分かれて進められることになったのである。すなわち、共産側によって敵対行為が再開された場合における行動方針については、「国務省と統合参謀本部が、中央情報局の支援のもと、軍事・外交手段を緊急に再検討する」とされ、その検討結果を 1953 年 11 月 19 日の国家安全保障会議において報告することが決定された。同様に、共産側と韓国側のいずれも休戦協定を遵守し、ある一方による敵対行為が発生しない場合における行動方針についても、とくに「NSC 156/1 の韓国経済を強化するためのプログラムを促進する」とした大統領の要望に注目する」とされ、NSC 167/1 からは脱落した<sup>23</sup>。そして、それぞれの事態における行動方針は、後述するように、対韓政策の全般に関する政策文書である NSC 170/1 に盛り込まれることになる。

さて、李承晩による敵対行為の再開を防ぐとともに、実際に敵対行為が発生した場合、これに対応するための行動方針を策定された NSC 167/1 をめぐっては、1953 年 11 月 5 日の 169 回国家安全保障会議において引き続き議論されることになった。会議の冒頭、前日に作成された NSC 167/1 に対する統合参謀本部の意見書が朗読された。この意見書のなかで統合参謀本部は、NSC 167/1 の内容についておおむね同意する意思を表明しながらも、3 カ所に修正を加えるよう求めた。第 1 に、統合参謀本部は、米国が独自に行う行動と、国連軍司令部としての立場の下でとる行動とを明確に見分ける必要があると指摘した。

残り 2 カ所は「韓国側が単独で戦争の再開に踏み切った場合における行動方針」が記述されているパラグラフ 5 に関する修正であって、第 2 に、統合参謀本部は「韓国軍の攻撃行動を阻止しながら国連軍の安全を確保できるその他の軍事措置をとる」(C 項)とされている部分の前に、「敵対行為を制限し、休戦状態を回復できる見込みがある場合に限って」との文言を挿入するよう求めた。その理由として、韓国軍による敵対行為の再開を防ぐために国連軍が適切な努力を行ったにもかかわらず、韓国軍と共産側の衝突が大規模に拡大した場合、国連軍としては自らの安全を確保するための措置を超える軍事的措置をとらない方が、米軍と国連軍のための選択となると説明した統合参謀本部は、「韓国軍の軍事行動を防ぐためにさらなる軍事的措置をとるべきではない」と主張した。

---

<sup>22</sup> Draft Report by the Department of State and Defense With the Assistance of the Central Intelligence Agency to the National Security Council, “United States Courses of Action in Korea in the Absence of an Acceptable Political Settlement (NSC 167/1),” November 2, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1583-1584.

<sup>23</sup> アイゼンハワーは、NSC 156/1 に基づく韓国経済を強化するためのプログラムの履行によって、「米国と協力することが利益につながる」と韓国国民がはっきり認識することを期待した。NSC 156/1 の内容については、“Strengthening the Korean Economy,” July 17, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1384-1394 を参照。

そして統合参謀本部は第 3 に、これまで自らが主張して NSC 167/1 に盛り込まれることになった「仮に共産側が国連軍を攻撃すると、その反撃の範囲は必ずしも朝鮮半島に限らないと共産側に知らせる」(F 項)との行動方針を削除すべきだと主張した。従来の立場から転換することとなった理由について、統合参謀本部は「韓国軍の敵対行為の再開に対して共産側がこれに対応して攻撃した場合、ある程度国連軍にも影響を及ぼすことになる」と予想されるが、国連軍が巻き込まれる事態を考慮せずに、国連軍側による反撃の範囲が朝鮮半島に限らないと先頭に立って表明することは賢明ではない」とした上で、「仮に共産側が敵対行為の再開以前の休戦状態を回復するために韓国軍に対応するのであれば、国連軍としては、反撃の範囲を拡大すべきではない」と付け加えた<sup>24</sup>。

統合参謀本部がその修正を求めた三つの内容をめぐって議論を行った出席者たちは、米国が独自にとる行動と、国連軍司令部としての立場からとる行動とを明確に見分ける必要があるとの指摘については同意する一方、後者の二つの内容については、意見が分かれた。まず、スミス (Walter B. Smith) 国務副長官は「この二つの提案を受け入れることに気が進まない」と反対の意を明確にした。とくにパラグラフ 5 の C 項をめぐる統合参謀本部の修正について、「まるで李承晩に振り回されるために作られたような気がする」としたスミスは、「統合参謀本部の提案のままでは、敵対行為の再開への無制限の権限 (blank check) を李承晩にあたえるに等しい」と述べた上で、「休戦に反して共産側に対する敵対行動の開始に成功すれば、米国としては韓国に協力するとのメッセージとして李承晩が受け止める恐れがある」と懸念した。このパラグラフ 5 の C 項に対する統合参謀本部の修正についてはウィルソン国防長官も憂慮を表明し、更なる議論が必要であるとしてスミスの考えを支持した。

これに対してアイゼンハワーは、「休戦協定を遵守するよう李承晩を説得するために最大限の努力を行うことを求めるとの記述を念頭に入れて、統合参謀本部の提案を理解すべき」と強調した上で、統合参謀本部が修正を求めた意図を説明するようダンカン (Duncan) 提督に要請した。ダンカンは、「統合参謀本部の提案は、敵対行為を開始しないよう李承晩を説得するための手段と距離を置いており、実際に韓国軍が攻撃を開始した際、米国としてどのような行動をとるべきかと関係がある」と強調した。また、パラグラフ 5 の F 項についてダンカンは、「統合参謀本部としては、国連軍が自らの対応について共産側に予め提示することを回避するため、削除すべきだと考えている」と説明した<sup>25</sup>。

結局この日の会議では結論に至らず、パラグラフ 5 の C 項と同一の F 項に対する修正についてアイゼンハワーから、国務長官と国防長官にその判断を委ねることを提案した。これを受けて両長官は協議を行い、パラグラフ 5 の C 項をそのまま維持する一方、同一の F 項を削除することで合意した。米国政府としては、行動の自由を自ら制限するようなことは避

<sup>24</sup> Memorandum by the JCS to Wilson, "Course of Action in Korea," November 4, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1585-1587.

<sup>25</sup> Memorandum of Discussion at the 169<sup>th</sup> Meeting of the National Security Council, Thursday, November 5, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1595-1598.

けるべきと判断したのであろう。その結果 NSC 167/1 は、1953 年 11 月 6 日アイゼンハワーの承認を経て最終的に NSC 167/2 として策定された<sup>26</sup>。

ところで、この NSC 167/2 の取り扱いについて、「同文書にアクセスするにはその必要性を持った場合に限る」との原則の下、特別保全措置を徹底的に遵守するよう強調された。これは、NSC 167/2 のパラグラフ 4 の内容が黒く塗りつぶされたまま、いまだに公開されていないことから分かるように、その秘密性が高く求められているからである。そもそもパラグラフ 4 は、NSC 167 で提示された選択肢 C（未公開）に該当するものであって、その内容を推測できる手がかりとなるのが、NSC 167 に対する見解を示した統合参謀本部からの意見書である<sup>27</sup>。この意見書のなかには、米国がとるべき行動方針として、NSC 167 の選択肢の A、B、C を組み合わせた内容が盛り込まれており、その内容から、C の内容はおそらく「韓国軍による単独行動に関する命令の発令を防ぐために、主要人物を逮捕して拘留することを含むあらゆる手段を講じる」ことであろう。なお、NSC 167 を検討した 168 回国家安全保障会議の直後、統合参謀本部はハル司令官に電文を送って同会議の決定事項を伝えているが、ここでも、李承晩が韓国軍に攻撃命令を下すとの情報をできるだけ早い段階で入手するため、「通信、輸送、警察機能を統制し、軍と民間の主な人物を逮捕及び監禁できる手段としての戒厳令を発令することも排除しない」との方針が明記されている<sup>28</sup>。そして、この李承晩排除計画は、NSC 167/2 と同様にその内容が公開されてはいないが、後述の NSC 170/1 の付属文書 A に盛り込まれたと考えられる。

#### 四 ニクソン副大統領の訪韓

「韓国が単独で軍事行動を再開する場合、如何なる場合でも国連軍が韓国軍を支援することはなく、国連軍の利益のためだけに行動する」との米国の立場を李承晩に伝えるとともに、彼から「どんな場合でも独自の攻撃行為を行わない」との約束を引き出す任務を託されたのはニクソン副大統領であった。

ダレスは、中東と極東を歴訪するため 1953 年 10 月 7 日に出国していたニクソンに書信を送り、李承晩から「米国を巻き込むことができるなんて思い込んでおらず、武力で朝鮮半島を統一しようとも企てていない」との明確な保証を引き出す必要があることを強調した上で、そのような保証を求めているアイゼンハワーの親書を李承晩に伝えるよう要請した<sup>29</sup>。その後ダレスは同年 11 月 9 日、李承晩に明確に伝えるべき具体的な内容を盛り込んだ NSC 167/2 を、別途のメモとして台湾を訪れていたニクソンに送った。

<sup>26</sup> Report by Lay to the NSC, “NSC 167/2 : U.S. Courses of Action in Korea in the Absence of an Acceptable Political Settlement,” November 6, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1598-1599.

<sup>27</sup> Memorandum by the JCS to Wilson, “United States Courses of Action in Korea in the Absence of an Acceptable Political Settlement (NSC 167) ,” October 27, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1563-1567.

<sup>28</sup> The JCS to Hull, JCS 951671, October 31, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1576-1577.

<sup>29</sup> Dulles to Nixon, November 4, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1590-1593.

1953 年 11 月 12 日（木曜）ソウルに到着したニクソンは、同日の午後に予定されていた李承晩との会談に先立って駐韓米大使館でヤング（Kenneth T. Young）国務北東アジア課長からブリーフィングを受けた<sup>30</sup>。これは、ニクソンが李承晩との会談に臨む前に現地の説明を受ける必要性を指摘した前述のハルからの勧告によるものであって、国務省から同年 11 月 6 日、「アイゼンハワーの親書をニクソンが李承晩に伝える予定である」ことを知らされたディーンは、ニクソンへのブリーフィングを用意するようヤングに指示を出した。これを受けてヤングは、「朝鮮半島における米国の目的と方針」と題されたブリーフィングを行い、米国の目的として、①できる限り共産勢力より力の優位を確立・維持すること、②独立した統一韓国の樹立に向けて政治的な解決のために努力することを示した上で、このような米国の目的を達成するため、「休戦協定を遵守するとともに、政治会議の開催をめぐって米国と協力するよう李承晩を説得しなければならない」とニクソンに強調した<sup>31</sup>。

その直後、李承晩を訪れたニクソンは、ブリッグズ、ハル、白斗鎮国務総理、卞榮泰外交長官らの同席のもとで 45 分間初の会談を行い、その後 2 時間にわたる単独会談の場で、アイゼンハワーの親書を手渡した。この 1953 年 11 月 4 日付の親書でアイゼンハワーは、「（上院が 1954 年 1 月に再召集されてから 60 日程度になると思われる）米韓相互防衛条約への批准が行われるまで、韓国軍を休戦条項を遵守する国連軍司令部の指揮下に置く」とした 1953 年 8 月 8 日の共同声明に触れた上で、次のような三つの観点から明確な保証（explicit confirmation）を行うよう強く要請した。

まず、政治的観点から、「大事になってくるのは米韓相互防衛条約の批准である」と指摘したアイゼンハワーは、批准を審議する議会から好意的な反応を得るためには、同条約が域内の平和と両国の相互防衛に資するとの確信を上院に与えなければならないとした上で、「いざ同条約が発効されれば、李承晩が戦争再開に踏み切るのではないか」との見方が上院内で広がることになると、米国政府として同条約の批准を要請することはできなくなると述べた。韓国からすれば、皮肉にも、かつて休戦協定への同意、少なくとも妨害はしないことへの見返りとしてその締結に向けた交渉の開始が提案された米韓相互防衛条約は、この時点では単独で敵対行為を再開しないと約束することへの圧力としてその批准の可否が活用されることになった。

続いて軍事的観点から、アイゼンハワーは「米軍と国連軍の安全を確保し、同時に共産側による戦争再開に対して直ちに対応しなければならないが、このような事態に対応するための軍事計画を立てるには、韓国軍と他の国連軍との協力こそが前提となる」と強調した。そして、「仮に韓国軍が独自に共産側への攻撃を再開するのであれば、韓国軍と国連軍の結束が揺らぐことになり、適切な軍事計画を樹立することはできない」と付け加えた。

さらにアイゼンハワーは、「経済的観点からいえば、大統領として、来年度会期内に対韓

<sup>30</sup> この場には、ディーン国務長官顧問、ブリッグズ大使、ハル国連軍司令官、テイラー（Maxwell D. Taylor）在韓米第 8 軍司令官も同席した。

<sup>31</sup> Dean to the DOS, November 13, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1607-1609.

支援金の拡大を議会に要請することを考えているが、この際、支援拡大が韓国の長期的な再建につながるとの確信を与えなければならない」とした上で、「議会が、復興支援によって立てられた建物は単に攻撃ターゲットになりかねないと判断することになれば、対韓支援の拡大を要請することはできなくなる」と述べた。結論的にアイゼンハワーは、とくに米韓相互防衛条約への批准と対韓経済支援の拡大を確保するために、米議会が提起する疑問に答えられる明確な保証が求められると改めて強調した<sup>32</sup>。

これに加え、このアイゼンハワーの親書には、NSC 167/2 の決定に基づいて、李承晩に警告すべき内容も盛り込まれていた。つまり、李承晩が「韓国の軍事行動の再開に対して共産側が大規模な反撃を行った場合、米国が韓国への軍事的支援を拒否することはできないだろう」との判断に至らないよう、アイゼンハワーは、「米国としては、韓国軍が戦争を再開した場合、どんな形にしろそれを支援して休戦協定を無駄にさせるような行為を断固として行わない」とした上で、「共産側が休戦協定を遵守している状況のなか、仮に韓国軍が軍事行動の再開を計画しているとすれば、その戦争に米軍と国連軍が巻き込まれないように、安全を確保し、最善の方法を計画することが、私の責任である」と韓国軍による戦争に米軍あるいは国連軍が巻き込まれる可能性を否定した<sup>33</sup>。

李承晩からすれば、以上のアイゼンハワーの親書が少なからぬ衝撃となったにもかかわらず、会談中、終始真摯で穏やかな姿勢を保ち続けたと会談の雰囲気を描写したニクソンは、李承晩がこの親書をゆっくり、注意深く読み上げた後、「独自の行動を開始する前にアイゼンハワーに予め通告することを誓う」と口頭で約束したことをダレスに伝えた<sup>34</sup>。

ただ、この時点で、李承晩による口約が、アイゼンハワーの求める明確な保証として認められたわけではなかった。というのも、李承晩との会談を終え、ブリッグズの官舎で李承晩が口頭で約束した内容をめぐって議論を行ったニクソンらは、「李承晩が米国の立場に応じてもう一步前進するのではないか」と期待したものの、NSC 167/2 に基づきアイゼンハワーの親書を通じて李承晩に求めているのは「どんな場合でも独自の攻撃行為を行わない」との内容であることを確認していたからである。

それに加えて形式面において、条件付の内容であった李承晩の約束は口頭によるものであって、文書の形ではなかった点からも、明確な保証とは程遠いものであったと言えよう。

---

<sup>32</sup> Dulles to Nixon, November 4, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1590-1593.

<sup>33</sup> *Ibid.*

<sup>34</sup> この日の会談では、その他にも対日認識と米国による対韓援助と関連した経済問題が取り上げられたものの、ニクソンはアイゼンハワーの求めた保証に集中して話題の拡大を極力避けようと努めた。Draft Telegram from Nixon to Dulles, November 13, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1609-1610. 当時、米韓両国政府の間では対韓経済援助をめぐる交渉が難航する一方、韓国側が500人余りの日本人漁師を逮捕・拘留したため、日韓関係は陰悪化していた。この二つの懸案についてダレスは、「韓国にとってこれらの問題は、ある意味、非常に大事な意味を持っている」と指摘しながらも、「あくまでも中心的な課題は『休戦を維持する』ことであり、李承晩との会談においては、米国が韓国の立場を無視しているとの印象さえ与えないように対応してほしい」とニクソンに助言した。Dulles to Nixon, November 4, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1590-1593.



実際に、アイゼンハワーは、李承晩に返信を求めながら、それを「ニクソンに直接手渡すか、駐韓米大使館を通じて送る」よう親書を締めくくっており、この李承晩からの返信こそが、米国が求めている明確な保証であったのである。とはいえ、ニクソンらは、アイゼンハワーの親書への返事がいつごろ送られるか不透明ななか、「明確な保証を李承晩に急き立てるのは賢明ではなく、彼に落ち着いて考える時間をあたえるべき」と判断した。

ニクソンは訪韓から3日後の1953年11月15日、韓国を離れて次の訪問先である日本に向かった。そして、李承晩からの返事が届いたのは11月18日のことであって、そこには「アイゼンハワーに通告することなく、単独行動をとることはない」と李承晩が口頭で行った約束の内容が盛り込まれていた。ニクソンは、翌19日、李承晩からの返事とともに、李承晩との会談内容を記した電文をダレスに送ってアイゼンハワーにも報告するよう伝えた。

この李承晩・ニクソンの会談内容と首脳同士の書信交換に関しては、同年11月23日の第172回国家安全保障会議でダレスから報告が行われた。ダレスは、李承晩から「共産側に対して独自に敵対行為を再開しない」との保証を取り付けるための米国の努力と関連して、ニクソンが李承晩にアイゼンハワーの親書を手交したことと、ニクソンから会談内容と李承晩の返事が送られたことを明らかにした。その上で、「李承晩が、自らの返事のコピーが作られないよう要請しながら、アイゼンハワーと事前協議を行わないまま、独自に敵対行為を再開しないと約束した」と述べ、「これは、米国が李承晩から取り付けようとする保証とほぼ一致するものである」としたニクソンの見解に同意を表明した<sup>35</sup>。

## 五 NSC 170/1 の形成

さて、前述の168回国家安全保障会議での決定に従って、企画委員会が1953年11月9日に作成した「朝鮮半島における米国の目的と行動方針」(NSC 170)は、同年11月19日の第171回国家安全保障会議での議論を経た上で、NSC 170/1として確定される。従来作成されてきた対韓政策の文書<sup>36</sup>はNSC 170/1に取って代わられることになり、このNSC 170/1についてはアイゼンハワー政権期の対韓政策の基本文書として数多く取り上げられてきた。ここからは、NSC 167シリーズをめぐる検討過程を念頭に置きながら、企画委員会が作成したNSC 170が、第171回国家安全保障会議の場でどのような議論を経てNSC 170/1として

<sup>35</sup> Memorandum of Discussion at the 172<sup>nd</sup> Meeting of the National Security Council, Monday, November 23, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1625-1626.

<sup>36</sup> NSC 118/2, "United States Objectives and Courses of Action in Korea," December 20, 1951, *FRUS, 1951*, vol. 7, pt. 1, p. 1385; NSC 154/1, "United States Tactics Immediately Following an Armistice in Korea," July 7, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1341-1344; NSC 156/1, "Strengthening the Korean Economy," July 17, 1953, *Ibid.*, vol. 15, pt. 2, pp. 1384-1394; NSC 157/1, "U. S. Objectives with Respect to Korea Following an Armistice," July 7, 1953, *Ibid.*, vol. 15, pt. 2, pp. 1344-1346; NSC 167/2, November 6, 1953, *Ibid.*, vol. 15, pt. 2, p. 1598; Report by the Special Committee to the National Security Council, "Additional UN Forces for Korea," July 17, 1953, *Ibid.*, vol. 15, pt. 2, pp. 1394-1401.

採択されたのかを考察する。

草案の NSC 170 では、前述の NSC 167 で想定された三つの事態、つまり、①韓国側が単独行為として、戦争再開に踏み切った場合、②共産側による敵対行為が発生した場合、③休戦協定が遵守され、ある一方による敵対行為が発生しない場合、のそれぞれにおける行動方針に加えて、朝鮮問題の政治的解決に向けた交渉において共産側から満足すべき合意事項を引き出すための行動方針が新たに盛り込まれた。このうち、韓国による戦争再開を防ぐとともに、実際に敵対行為に踏み切った際の行動方針については、既定の NSC 167/2 がそのまま受け継がれ、とくに、付属文書「A」のなかには、李承晩が韓国軍に攻撃命令を下すとの情報をできるだけ早い段階で入手するための手段と、仮に李承晩がそのような決定をしたとしても攻撃命令が出されないように、また李承晩から攻撃命令が下されたとしても野戦の指揮官らにこの命令が伝えられないようにするためのあらゆる措置が含まれたと考えられる。このような措置のなかに、前述した「通信・輸送・警察機能を統制し、軍と民間の主な人物を逮捕・監禁できる戒厳令の発令」が盛り込まれていると推測される。

また、共産側が敵対行為を再開した場合の行動方針について、NSC 170 は、①共同政策宣言を発令するとともに、②中国本土まで戦争を拡大する必要があることを国際社会に明確に表明し、③今後統合参謀本部と国務省によってそれぞれ緊急に検討される軍事的・外交的措置を履行するに加えて、④中国との拡大戦争を遂行するための兵力とその他の軍事支援を国連加盟国に呼びかけることを提示した。

このうち、①と②に関連して、統合参謀本部案では、「実際に共同政策宣言に提示されている行動を行う時に、中国本土まで戦争を拡大する必要性を世界に表明すべき」と主張し、「軍事行動を実際に中国本土まで拡大するのかを決めるまで、共同政策宣言の発令を行わない」よう提案した。これに対してはアイゼンハワーが、「予定しているバミューダ会談においてこの問題を予備的なやり方で議論することも禁じているのか」と反問し、ダレスも「教育的な作業を行った上で、近いうちに同盟国らとも議論を開始することが重要である」と主張したため、結局、ラドフォード (Arthur W. Radford) 統合参謀議長はこれに関する統合参謀本部の提案を撤回した。

さらに、④の「兵力」については、ダレスから「仮に中国本土まで戦争が拡大されても、追加的な地上軍による作戦が含まれないことを明確にしたい」との申し入れがあり、この「兵力」を削除することで合意された。

ところで、③の共産側が敵対行為を再開した場合における軍事的・外交的措置について、第 168 回国家安全保障会議で、国務・国防総省及び中央情報局が軍事・外交手段を検討し、この日の会議に報告書を提出することになっていたことは、前述の通りである。すなわち、国防総省が軍事的行動方針に関する勧告案をまとめた後、国務省と中央情報局がその軍事的行動方針の外交的な結果を検討するという手順となっていたが、実は国防総省の検討作業に遅れが出ていた。当初国家安全保障会議としては、NSC 170 とともに、共産側が朝鮮半島において敵対行為を再開した場合にとるべき軍事的な行動方針とこの行動方針が持つ外

交的意味を同時に検討して、後者を前者のなかに盛り込もうとしたのだが、結局 NSC 170/1 には、「後日承認されるはずの外交・軍事的手段を実行する」ことが盛り込まれるに止まった。この外交・軍事的手段をめぐる国務省と国防総省のそれぞれの検討過程については次章で詳述する。

さらに、NSC 170 には、米国の当面の目標として「朝鮮半島における力の優位を維持すること」が掲げられ、その「力の優位」を達成するための手段として提示されたのが、休戦協定が遵守され、ある一方による敵対行為が発生しない場合における行動方針であった。具体的には、米韓相互防衛条約の批准、相当の数の米軍の段階的な撤退を可能にするほどの韓国軍の増強・維持、在韓米軍の任務を肩代わりできるような他の国連軍の増強、国連の枠の中で引き続き韓国の民主的制度・政府の強化に協力すること、韓国経済の復興支援などが盛り込まれた。とくに、「韓国軍の増強・維持」について統合参謀本部は、「この条項が、極東地域における米国の強力な軍事態勢の支援を背景に、究極的には韓国の独自の軍事力によって適切な朝鮮半島の防衛体制が提供される可能性を排除するものではない」と解釈した。つまり、今後の政策としてはもちろん、李承晩への警告の内容として米軍の撤退を伝えることにさえ強く反対してきた統合参謀本部が、休戦状態の長期化を前提に、当面の行動方針として、在韓米軍の撤退に初めて言及したのである。

また、ここでもう一つ指摘しておくべきは、「韓国経済の復興支援」をめぐる軍部と国務省及びアイゼンハワーとの議論に関する解釈である。当初 NSC 170 は、長期的な経済発展や生産拡大に対して消極的な姿勢を示しており、これについて李鍾元は「軍事的な考慮を優先した軍部の意見が強く反映された」結果であると指摘している<sup>37</sup>。だが、「米国と協力することの利点を韓国国民に認識させるため、生産性を増大させ、直ちに完成できるプロジェクトに重点をおくべき」との国務省の立場に対して、統合参謀本部は、ハンフリー(George M. Humphrey) 財務長官やウィルソンほど積極的に賛成する姿勢こそ見せなかったものの、「自らの権限範囲を超えている」として発言を差し控えていた<sup>38</sup>。むしろ、「韓国の復旧計画があまりにも遅れている一方、共産側は北朝鮮の復旧においてより印象的な成果を収めている」と米国の対韓援助計画の成果に対して失望感を顕にしたアイゼンハワーに、スタッセン(Harold E. Stassen) 対外活動局長官が、「李承晩という障害にもかかわらず、我々は多くの食料と医療物資などを韓国に提供してきた」と指摘した上で、米国の計画がアイゼンハワーが表現するほど憂鬱なものではないと反駁する場面もあったことを考慮すれば、対韓経済援助をめぐる NSC 170 に消極的な姿勢が表明されたことの背景として、軍部の影響だけを指摘することには抵抗があると言わざるを得ない。

他方、NSC 170 では、長期的目標として、「平和的手段」による「韓国の統一」が掲げられ、具体的には朝鮮問題の政治的解決に向けた共産側との交渉を通じて朝鮮半島の「中立

<sup>37</sup> 李鍾元『東アジア冷戦と韓米日関係』東京大学出版会、1996年、50頁。

<sup>38</sup> ハンフリーは、アイゼンハワーと国務省の立場に同意し、「具体的な成果をあげるために、韓国の復旧のために当てられている資金をできるだけ早く執行することが求められる」と述べ、ウィルソンもそれに負けじと、パラグラフ 10e の「制限された援助」の「制限」を削除すべきと主張した。

化」統一を目指すことが盛り込まれた。この政治会議に臨む米国の立場は、すでに採択されていた NSC 157/1 の方針を事実上継承するものであったが、統合参謀本部は、このような立場が、「今の状況のもと、韓国が米国の安全保障体制と結束し、ひいては軍事同盟として朝鮮半島の統一を成し遂げることは不可能であるとの判断から採択された」と指摘した上で、「朝鮮半島における米国の基本的な目標は、統一、独立、非共産化の韓国を樹立することになるべき」であり、この目標を達成するまで、米国は極東において強力な軍事態勢を維持しなければならないし、この態勢には適切な規模の韓国軍を維持することとそのため米国からの支援が欠かせないと強調した<sup>39</sup>。

要するに、とくに米国からの支援がなければ、「韓国が、国内の安全を維持し、大規模の攻撃を除く外国の侵略から自国の領土を守ることができる能力を確立・維持することは不可能である」と判断した統合参謀本部は、朝鮮半島の政治的解決を模索する過程において、米国が受け入れられる韓国中立化の度合いは、「適正な水準の韓国軍を確立するための米国からの支援が含まれることを排除するようなものになってはならない」と主張したのである。

カトラー (Robert Cutler) 国家安全保障担当特別補佐官から「中立化」方針に反対する立場についての説明を求められたラドフォードも、「統合参謀本部としては、韓国の中立化が非武装化を意味するのかどうか曖昧であると考えている」とした上で、「共産側が極東での拡張政策を追求する限り、中立韓国の領土的・政治的統合への保証が得られたとしても、中立化した韓国は結局、共産側の転覆に屈するのではないか」との懸念を示した。

これに対してアイゼンハワーは、「共産側が、仮に中立韓国の領土的・政治的統合に同意したとしても、新しくできたその韓国を転覆させ、自らの衛星国として支配するためにあらゆる方法を画策してくるだろうことは承知しており、韓国中立化の案は、政治会議に共産側を留めておくための効果的な提案として提示されたものである」とした上で、正確には「親米的な中立化」を構想していると説明した。中立化が非武装化を意味するのについても、アイゼンハワーは「中立化した韓国にも武装して治安を維持する権利を保持する」と述べ、ダレスも「スイスと同様、韓国の中立化が必ずしも非武装を意味するものではない」とした上で、「米国が沖縄に軍を駐留することによって韓国に安保の傘 (protective umbrella) を提供することも、韓国経済の自立のため経済的支援を行うことも排除するものではない」と付け加えた。

ところが、このようなアイゼンハワーとダレスからの説明にも、依然として腑に落ちないところがあったラドフォードは、「中立化」の正確な意味について改めてダレスに説明を求めた。するとダレスは、「米国をはじめとする自由世界が韓国の独立を支持することは自由である一方、中立化した韓国が米国の軍事同盟国として韓国領土の内に米軍基地を提供

---

<sup>39</sup> 統合参謀本部はこのような方針を NSC 157 に対する見解として提示していた。Memorandum by the JCS to Wilson, "NSC 157: U.S. Objective with respect to Korea Following an Armistice," June 30, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1288-1291.

することはないと説明し、アイゼンハワーもこの意見に同意した。結局この「中立化」については、カトラーの提案により、「米国が、中立化した韓国に軍事的及び経済的支援を提供することを排除しない」ことを確認する文言を挿入することで決着した<sup>40</sup>。

以上のような検討過程を経て1953年11月20日にアイゼンハワーの承認を得たNSC 170/1には、まず、韓国あるいは共産側による戦争再開の試みを阻止しながら、実際に敵対行為が発生した場合に取るべきそれぞれの行動方針が盛り込まれた。そして、休戦協定が遵守され、ある一方による敵対行為が発生しない場合、朝鮮半島における「力の優位」を維持・強化することが当面の目標として定められ、「米韓相互防衛条約の批准」、米軍の段階的な撤退を可能にするほどの「韓国軍の増強・維持」、生産性の拡大に重点を置いた「対韓経済援助計画の推進」といった行動方針も盛り込まれた。さらに、NSC 170/1では、長期的に共産側との政治的解決を通じて目指すべき目標として、韓国による「親米的」な中立化統一が掲げられた。

アイゼンハワー政権期の対韓政策の基本文書として位置づけられるこのNSC 170/1が策定された背景には、休戦協定に定められている政治会議の開催の目処が立っておらず、その開催期限が迫るなか、政治会議が失敗したり、あるいは無期限に延期された場合に発生しかねない緊急事態に備えるための対策に追われていたという事情があった。ここでいう緊急事態には、韓国側が現状に反発を強めて敵対行為を再開することだけではなく、共産側による軍事行動の再開も含まれており、さらに、当分の間、戦争が再開されないまま、休戦状態が続く可能性も想定されていた。この三つのそれぞれのケースにおける行動方針に加えて、韓国による「親米的」な中立化統一という長期的目標がNSC 170/1に盛り込まれたのである。

米国の取るべき行動方針が三つの事態に分けて策定されたことは、NSC 167から始まってNSC 170/1に至るまでの過程を分析するにおいて看過すべきではない観点であるが、NSC 170/1のなかに、共産側による敵対行為が発生した場合に取るべき行動方針、つまり、軍事・外交手段は盛り込まれておらず、その意味で「未完」の政策文書とも言えよう。これは、担当の国防総省と国務省のそれぞれの検討作業に遅れが出たためであり、その作業は結局年明けまで長引くことになる。

---

<sup>40</sup> Memorandum by the JCS to Wilson, “NSC 170: U. S. Objectives and Courses of Action in Korea,” November 17, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1610-1613; Memorandum of Discussion at the 171<sup>st</sup> Meeting of the National Security Council, Thursday, November 19, 1953, *Ibid.*, vol. 15, pt. 2, pp. 1616-1620.

### 第三章 ジュネーヴ政治会議と米韓相互防衛条約の発効

#### 第一節 米韓相互防衛条約の批准書交換の延期

##### 一 共産側の敵対行為の再開への対応

1953 年 10 月 1 日、正式に調印された米韓相互防衛条約に対して、翌年の 1954 年 1 月には米韓それぞれの議会において批准が行われた。同条約が発効されるには、批准書の交換という手続きだけが残されていたのだが、同年 3 月と 5 月、2 回にわたってこの手続きを完了させる機会があったにもかかわらず、最終的に同条約が発効されるのは 11 月のことである。米韓相互防衛条約の発効が遅れた背景には、休戦をめぐる交渉が始まって以来、米韓両国の間で引きずられてきた様々な問題をめぐるそれぞれの食い違った思惑があったのである。

本章では、米韓相互防衛条約の発効に至る過程において、前章で言及した政治会議の開催を含む休戦協力への条件をめぐる議論がどのような展開を見せ、最後はどのような形で収斂していくのかを追うことにする。この際注目に値するのは、ジュネーヴ政治会議の開催と失敗に関連した米韓それぞれの動きである。結論からすれば、政治会議の開催に向けた試みが活発になるにつれ、韓国政府の反発は激しくなり、それが米韓相互防衛条約の批准書交換の延期に大きく影響していた。一方、同政治会議の失敗を、米韓関係を再定義する絶好のタイミングとして捉えた米国政府は、両国が抱えている懸案を一気に解決しようと試みることになり、この過程で韓国に提示されたのが「米韓合意議事録」であった。議事録への同意と同時に米韓相互防衛条約の批准書の交換も行われることになるが、ここでは両者の関係を再考する。

ところで、休戦後の対韓政策の全般に関する検討作業の過程で策定された NSC 170/1 のなかに、共産側による敵対行為が発生した場合に取るべき軍事及び外交手段が盛り込まれていなかったのは前述のとおりである。その後統合参謀本部は、共産側による戦争再開に伴って米国が取るべき軍事的手段を再検討し、その結果をほぼ 1 カ月かけて練り上げた。共産側が朝鮮半島で敵対行為を再開した場合、統合参謀本部は、①原子力兵器を利用して中国、満州、朝鮮半島のそれぞれの標的に対して大規模の航空作戦を遂行し、また、朝鮮半島の敵を減ぼすために、陸・海・空軍の間の共同作戦を通じて得られた戦果を拡大させるとともに、②その後、発生しかねない朝鮮半島とその周辺における緊急事態に対応するため、どの程度の軍事増強が必要なのかについて議論することを、直ちに取るべき最善の行動方針として提示した。

さらに、このような「軍事的措置」は、①韓国の努力に応じて共産側の実働部隊を減ぼす、②敵が朝鮮半島と極東に対してこれ以上侵略することができないように、その能力を封じる、③増強された韓国軍が韓国の防衛に対して全ての責任を果たせるような状況を作

る、④西側の国々と連携し、独立した統一韓国を樹立するための状況を作る、といった「軍事目的」に資するべきと主張した<sup>1</sup>。

この統合参謀本部の検討結果は、国家安全保障会議での議論に先立って予め検討できるよう、1953年11月27日、国務省に送られた。国務省が、統合参謀本部の提示した米国による軍事行動の対象と手段に対する政治的含意を評価する際、最も憂慮したのは、ソ連の軍事介入の可能性であった。統合参謀本部の草案を検討したボーウィ（Robert R. Bowie）政策企画室長は、統合参謀本部案の最も重要な問題点として、統合参謀本部が攻撃を意図している地域とターゲットの一般的性格が明確でないことを指摘した上で、「統合参謀本部の提示した行動方針は様々な形態の攻撃手段を使うことが想定されており、そのため日本と沖縄にある米軍基地に対してソ連が攻撃を行うリスクがある」と危惧した<sup>2</sup>。つまり、ボーウィは、統合参謀本部の勧告した行動方針が攻撃対象と攻撃手段を限定していないため、ソ連の介入をもたらし、全面戦争へエスカレートする可能性が濃厚であると指摘したのである。

さらに、統合参謀本部の提示した「軍事目的」についても、ボーウィは「米国の一般目標として直ちに採択すべきだと勧告しているのか、それとも共産側が敵対行為を再開した場合だけに該当する目標として提示しているのかが曖昧である」と主張した。あたかも、米国が朝鮮半島において敵対行為を再開してまで、この「軍事目的」を追求すべきだと解釈される余地があると考えたボーウィは、以上の事項を統合参謀本部に質すようダレス（John F. Dulles）国務長官に報告した<sup>3</sup>。

1953年12月3日の第173回国家安全保障会議においてダレスは、統合参謀本部の勧告案の政治的不利益を指摘して辛辣な批判を加えた。会議の冒頭、「米国の軍事目的と行動方針」に関するラドフォード（Arthur W. Radford）統合参謀議長の口頭報告が行われた後、ダレスは「統合参謀本部の計画は中国、延いてはソ連との全面戦争を想定している」と指摘した上で、ソ連との全面戦争に参戦することを望んでいない同盟国や西側の国々から米国が孤立してしまう恐れがあることを理由に、さらなる検討が必要であると主張した。その一方でダレスは、「国連軍と米軍は、ソ連の介入の可能性を最大限低下させる方向で行動することができるはず」とも強調し、ソ連の介入の危険性を恐れずに行うことができる行動として、①中国沿岸に対する封鎖、②中国沿岸周辺の島嶼のうち、海南島を優先的に奪取す

<sup>1</sup> Memorandum by the JCS to Wilson, "U.S. Course of Action in Korea," November 27, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1626-1629.

<sup>2</sup> 具体的にボーウィは、攻撃対象ごとにソ連の介入を引き起こす可能性を以下のように分析した。

| 米国の攻撃対象              | ソ連による反撃の範囲        |
|----------------------|-------------------|
| 空軍基地、兵站線、北朝鮮に移動する中国軍 | 在韓米軍基地に限定         |
| 中国の主要都市              | 日本と沖縄の米軍基地にも及ぶ可能性 |
| 旅順港と大連               | 日本と沖縄にある米軍基地      |
| ウラジヴォストークとソ連の極東地域    | 第三次世界大戦へ拡大        |

<sup>3</sup> Memorandum by Bowie to Dulles, "JCS Memorandum: U.S. Course of Action in Korea," December 3, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1634-1636.

ることを、新たに提示した。

これに対してラドフォードは、「そもそも戦争が再開された時の我々の立場を予想することは不可能であり、そのため共産側の攻撃に対応するための長期にわたる軍事計画を立てることは容易ではない」と応え、統合参謀本部の計画があくまでも開戦初期の中国からの攻撃に即刻対応するためのものであることを強調した。一方、米国が追求すべき目的に関してラドフォードは、「統合参謀本部がいくつかの仮定を設定したことは本筋から脱線している」とした上で、「開戦初期には全ての力量を動員して共産側の攻撃に対応しなければならないが、それ以降の目的に関する輪郭を描くのは軍部の役割ではない」と述べ、軍事目的を開戦初期のものとして限定する必要性を認めた。

ところが、同盟国らに米国の見解を共有してもらうための時間的余裕が必要であるとの観点から、「共産側からの攻撃を受けて自動的に全面的な軍事行動で対抗する権限を軍に与えるのは危険である」と主張するダレス、「部隊の安全を確保する義務を背負っている野戦の指揮官たちを多くの制約で縛るのは危険である」と反発するラドフォードとの間で統一見解がまとまる気配は見られなかった。そこで、アイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 大統領は、「ダレスとラドフォードのそれぞれの立場の間に根本的な違いは存在しない」と議論をまとめながら、「国務省と統合参謀本部が共同でさらなる検討を行った上でその結果を反映する」ことを提案した。結局この会議では、今後、国務省と統合参謀本部が上記の議論を踏まえて検討を行い、共産側が朝鮮半島で敵対行為を再開した場合における軍事目的と主な行動方針に関する修正報告を、1954年1月1日まで作成することが決定された<sup>4</sup>。

この会議での決定に基づき、統合参謀本部は11月27日の草案に修正を加えた案をまとめた<sup>5</sup>。「共産側が敵対行為を再開した場合、米国がとるべき初期軍事目的(initial military objectives)と主な行動方針」と題したこの修正案では、まず、文書名からも分かるように、「軍事目的」に対する国務省からの指摘が反映された。つまり、統合参謀本部が勧告する米国の軍事目的は、今すぐ採択すべき一般目的ではなく、あくまでも共産側が敵対行為を再開した場合における「初期」のものとされ、当初草案に盛り込まれていた「西側の国々と連携し、独立した統一韓国を樹立するための状況を作る」との内容が削除された。

ところが、このような初期軍事目的を達成するために統合参謀本部が提示した「行動方針」の中では、積極的な軍事行動の色彩がより鮮明に打ち出された。というのも統合参謀本部は、草案の内容をそのまま踏襲した上で、中国側の戦争遂行能力を低下させるための追加措置として、ダレスが提示した中国の沿岸部に対する封鎖と、海南島の優先的な奪取に加えて、「中国沖合いの島嶼の奪取」と「国民党の軍による中国本土への侵入」が新たに盛り込まれたのである。

統合参謀本部は、「共産側の韓国侵略の再開に対する積極的な対応によって、第3次世界

<sup>4</sup> Memorandum of Discussion at the 173<sup>rd</sup> Meeting of the National Security Council, Thursday, December 3, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1636-1645.

<sup>5</sup> Memorandum by the JCS to Wilson, "Analysis of Possible Courses of Action in Korea," December 23, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1673-1675.



大戦にエスカレートしかねない恐れがあることは認識している」としながらも、仮に共産側が在韓米軍を攻撃する事態が発生した場合、「我々が取るべき軍事行動として、統合参謀本部の提示する案に取って代われるものはない」と主張し、これをウィルソン（Charles E. Wilson）国防長官に報告した。

ウィルソンを通じて統合参謀本部の修正案を受け取った国務省は、早速その政治的影響に関する分析に着手し、国防総省との調整に入った。米国の反撃に対して予想されるソ連と国際社会のそれぞれの反応を基準として分析を行った国務省は、「米国としては、軍事行動を開始することを決める際、ソ連が介入するリスクを下げつつ、米国の行動に対する国連と同盟国からの支持を確保する可能性を最大化させる方向で選択肢を十分考慮すべき」とした上で、そのためには、米国による空爆の対象を、朝鮮半島の近くにありながら、共産側の戦争遂行と直接関係のある標的に限定すると同時に、旅順港と大連をその攻撃対象から外すべきだと反論し、また、その次の段階の追加措置についても、中国沿岸に対する封鎖に止まるべきと付け加えた。

国務省は、数多くの中国本土の標的に対する大規模な空襲とともに、中国本土への上陸あるいは中国沖合の島嶼の奪取が行われた場合、ソ連側が、米国の狙いが中国政権を完全に転覆させることにあると確信するに至る一方、国連と米国の同盟国たちは、ソ連による公式な参戦あるいはヨーロッパへの侵略といった深刻な危険を招きかねないと信じるようになることと憂慮した。そして、その結果、米国が国際社会から支持を取り付けることが難しくなり、同盟国の間の結集力も瓦解しかねないと分析したのである<sup>6</sup>。

1954年1月7日の午前、以上のような軍事行動の政治的意味に関して国務省側からブリーフィングを受けた国防総省の関係者は、共同報告書の最後に「以上のいかなる条項も、部隊の安全を確保するために必要な措置を取ることができる極東軍司令官の権限を制限するものではない」との文言を挿入するよう要請した。まさにダレスの指摘を牽制するものであって、この国防総省からの要請は、同日、国務省と国防総省の共同案として国家安全保障会議に送られた報告書に付記され、翌1月8日の第179回国家安全保障会議において争点となった。

ダレスは、「この最後の文章が、ワシントンに報告することなく原子力兵器を使用する権限を現地司令官に与えるためのものなのか」と質した。これに対してラドフォードは、「実際に原子力攻撃を開始しようとしても、今の状況では発射まで22時間かかる」とした上で、「原子力攻撃を行う前に大統領の許可を待つには十分である」と答えた<sup>7</sup>。アイゼンハワーも、バミューダ会談において「チャーチルが、共産側の敵対行為に対して米国が早い段階

<sup>6</sup> Memorandum by the JCS and the DOS to Lay, "Analysis of Possible Courses of Action in Korea," January 7, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1700-1703.

<sup>7</sup> なお、アイゼンハワーは、「原子力兵器を使用するかどうかを決定するのは私だが、同兵器を実際に使用することになった場合、迅速に使えるよう万全を期すべき」とラドフォードに指示した。ラドフォードは「今後、6カ月から8カ月以内に、原子力兵器の使用に必要な時間を、現行の22時間から4時間へ短縮することができる」との見方を示しながら、「できる限り迅速に無力化させるべきと認識している攻撃標的を少なくとも22カ所把握している」とアイゼンハワーに報告した。

から原子力兵器を持って反撃すれば、戦争再開の責任が共産側にあることを国際社会に証明することが難しくなると危惧していた」と紹介しながら、「22 時間もの差は共産側の責任を立証するに十分である」と強調した。そして、アイゼンハワーは、共産側による敵対行為の再開に対して、「ハル（John E. Hull）極東軍司令官には原子力兵器の使用を除く、あらゆる措置を講じる権限が与えられている」と結論付けた<sup>8</sup>。

原子力兵器を使用するには、ワシントンからの承認が必要であることが確認されたものの、ダレスは、偶発的な挑発に触発され、原子力兵器が使用される可能性への警戒心を顕にした。彼は、「国境地域での軍事衝突を引き起こすことによって、韓国側を非難する口実を設けて戦争を再開する意図が共産側にあるのではないか」と指摘した上で、「共産側の侵略による戦争再開の状況は当初から非常に複雑かつ不明なため、侵略行為として見なすべきかどうかを慎重に判断しなければならない」と主張した。

これに対してアイゼンハワーとラドフォードは懐疑的な見解を示した。原子力兵器の使用についてアイゼンハワーは、「少なくとも国境での偶発的な事件が原因となって原子力兵器が使われることはない」とした上で、「あくまでも共産側による全面的な攻撃に適用される」と強調した。論理的に考えれば、共産側の第 1 の攻撃目標は米空軍であると判断していたラドフォードも、「仮に共産側が全面戦争の再開を目的に国境地域での軍事衝突を引き起こせば、米国側に戦線前方の空軍基地を防護する時間的余裕を与えることになり、結果的に米空軍を攻撃する機会を自ら放棄する有様となる」と述べ、共産側がメリットのない国境紛争を引き起こす可能性を否定した。

するとダレスは、ソ連が戦争に介入する状況に関する統合参謀本部の情報分析にも触れ、「ソ連はとくに、自分の国境の近くに設定された標的については非常に敏感である」と最後まで注意を呼びかけたものの、「極東における戦争に介入することは、ソ連としては危険を伴う作戦であり、兵站線も拡張するため、全面的に介入するとは考えられない」と判断

---

<sup>8</sup> アイゼンハワーは、イギリスのチャーチル（Sir Winston Churchill）首相、フランスのラニエル（Joseph Laniel）首相らと 1953 年 12 月 4 日から五日間バミューダで朝鮮半島をめぐる会談を行った。ダレス、イギリスのイーデン（Robert Anthony Eden）外相、フランスのビドー（Georges-Augustin Bidault）外相らも同席したこの会談で、アイゼンハワーは、共産側が敵対行為を再開した場合における米国の意図と行動方針について説明を行った。原子力兵器を使用する構想に対して英仏両国の首脳は、「いかなる場合においても、たとえ共産側が敵対行為を再開したとしても、原子力兵器を使用すべきではない」と一様に反対した。チャーチルは、「予め国連の同盟国から同意を得ることができなければ、同兵器の使用には賛成できない」と述べた上で、同兵器の使用に対する世界の国々からの批判や、イギリス諸島へのソ連の報復攻撃が生じることへの懸念を表明した。さらに、チャーチルは「この兵器が実際に使われることより、これを使用する計画を公表することの方が心配だ」と述べながら、アイゼンハワーが国連総会で行う予定であった原子力の平和使用に関する演説と、原子力兵器を使用する計画が、矛盾していると指摘した。チャーチルのこの見解をアイゼンハワーは、「必要であれば同兵器の使用を計画することもあり得るとはいえ、その計画を公に公表することは容認できない」との趣旨であると理解した。アイゼンハワーは、自らが行った 12 月 8 日の演説を通じて、「自由世界の小さな国々を元気づけられるのを感じた」と述べ、「避けられるなら、この国々を失望させたくない」と原子力兵器の使用計画を公表しない方向で調整する考えを滲ませた。Memorandum of Discussion at the 174th Meeting of the National Security Council, Thursday, December 10, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1653-1655.

したアイゼンハワーは、「我々のヨーロッパでの計画と同様、開戦初期、戦線の近くにある敵の空軍基地の全てを同時に打撃すれば、敵は戦争を遂行するにあたって不自由になるだろう」と述べ、敵の航空基地にとって聖域はないことを改めて明確にし、統合参謀本部の考えに寄り添った。

仮に共産側が敵対行為を再開すれば、これを排除するために全ての力を注がなければならないとしながらも、政治的観点から、米国による攻撃対象は、朝鮮半島と満州、とくに朝鮮半島への兵站線、空軍基地及び貯蔵施設に限定すべきであり、ソ連の周辺地域、中国本土及び旅順港と大連の地域に対しては、同地域にある施設等が敵の戦闘能力に資するものの確信が持てない限り、攻撃対象から外すべきとした国務省の主張は、アイゼンハワーとラドフォードの反対で退けられた。ダレスとしては、「共同報告書の提示した行動方針の根拠となる仮定（presumption）、例えばソ連が戦争に介入する状況、あるいは原子力兵器の使用に対する同盟国の立場は、常に変化を伴う」ことを前提に、「このような状況分析に基づいて計画された米国の行動方針と目的をめぐっては、国家安全保障会議の場で定期的に検討を行うべき」との自分の主張が盛り込まれることで、「初期軍事目的を達成するためには、統合参謀本部の提示する行動を行わなければならない」と認めざるを得なかった<sup>9</sup>。

## 二 在韓米軍の撤退問題

共産側が戦争を再開した場合における米国の目的及び行動方針と並行して議論が行われたのが、在韓米軍の撤退問題である。NSC 170/1 を策定する過程で統合参謀本部が、当面の行動方針として、休戦状態の長期化を前提に在韓米軍の撤退を構想したことは前述の通りであるが、共産側による敵対行為の再開に対応するための行動方針をめぐって議論が行われた先の 173 回国家安全保障会議では、統合参謀本部から、「共産側による敵対行為の再開が行われないまま、長期にわたる休戦状態に陥った場合、韓国陸軍の 20 個師団への増強によって、相当の数の米軍が朝鮮半島から撤退することが可能になる」との見解も同時に示されたのである。具体的には、在韓米軍の撤退を段階的に進み、最終的には、米軍 2 個師団と国連 1 個混成師団の 3 個師団からなる 1 個軍団を韓国に残すとの内容であった<sup>10</sup>。

この際争点となったのが在韓米軍の撤退を開始する時期であった。最初に撤退させる規模は 2 個師団にすることがすでに決まっていて、この日の国家安全保障会議では、在韓米軍 2 個師団を撤退させることによって、米国としては、朝鮮半島における目的を達成・維持しているとの確信を、また、中国と再び戦争を遂行する意図がないことを、同盟国と共産側に示すことになると同時に、李承晩による独自の敵対行為を阻止するに際して有効な「心理的效果」が得られるとの認識で一致した。

だが、在韓米軍 2 個師団の撤退を開始する時期についてラドフォードは、「休戦状態の長

<sup>9</sup> Memorandum of Discussion at the 179<sup>th</sup> Meeting of the National Security Council, Friday, January 8, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1704-1710.

<sup>10</sup> なお、この 1 個軍団に対しては、戦術航空部隊と適当な規模の海軍（appropriate naval forces）が支援を行い、また、比較的多くの米軍事顧問団が補強されることも盛り込まれていた。

期化と判断できる状況なのかどうかにかかっている」と述べ、直ちに撤退させることには慎重な姿勢を見せた。彼としては、共産側が敵対行為を再開した場合における行動方針について議論している最中であっただけに、仮に共産側から攻撃を受けた場合、これに反撃できない状況に置かれていてはいけなさと考えたのである。そもそも、「休戦状態の長期化」こそ統合参謀本部の構想する在韓米軍の撤退の前提であったのである。

これに対してアイゼンハワーは、「ただちに在韓米軍を撤退させない理由が見当たらない」と断言した上で、「2 個師団の撤退は、韓国軍の 20 個師団の戦闘準備が終わる時期と深く関係している」と述べ、その時期をラドフォードに聞いた。ラドフォードが、「米軍が撤退する際、その装備を韓国軍に譲渡すれば、おそらく 1954 年 2 月から 3 月の間、韓国軍は 20 個師団に達することができる」との見方を示すと、アイゼンハワーは、自らのイニシアチブで 1954 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日にわたって在韓米軍 2 個師団の撤退を完了させることを決めた<sup>11</sup>。

1953 年 12 月 26 日、アイゼンハワーは声明を出し、休戦協定の条項、韓国の軍事力の増強、米空軍戦力の強化を挙げ、在韓米軍 2 個師団を撤退する方針であることを正式に発表した。ただ、この際アイゼンハワーは、「共産勢力による韓国への侵略が行われた場合、米国としてはこれまでより嚴重に対応する準備ができています」とも強調し、今回の在韓米軍の撤退表明を共産側が誤ったメッセージとして受け止めないよう牽制した<sup>12</sup>。

一方で、米国の在韓米軍の撤退方針に対する韓国政府の反発も十分予想されていただけに、米国側は李承晩にも配慮して、公式声明の発表前の 12 月 24 日、在韓米軍 2 個師団の撤退方針を予め伝えた。これはカトラー (Robert Cutler) 国家安全保障担当特別補佐官の進言によるものであって、撤退方針が決められた直後、「米国政府の撤退方針を単にメッセージだけで李承晩に知らせるのは適切ではない」としたカトラーは、「12 月 26 日の声明発表に先立って、極東を歴訪する予定のラドフォードが直にその旨を伝えるべき」とアイゼンハワーに進言し、アイゼンハワーがこれに同意したのであった。

これを受けてラドフォードは 1953 年 12 月 24 日、ともに訪韓していたロバートソン (Walter S. Robertson) と李承晩を訪れ、在韓米軍 2 個師団の撤退方針を伝えた。ただ、この方針に対する彼の反応は、予想以外にも冷静なものであって、李承晩は、「我々としては、友達にいつまでも韓国のために戦ってくれるよう要請するわけにはいかない」と述べ、米軍が撤退する際、その装備と武器を韓国軍に引き渡すとのラドフォードの言葉にも感謝の意を伝えた<sup>13</sup>。12 月 26 日の声明発表後における韓国政府の動向について、ブリッグズ

<sup>11</sup> Memorandum of Discussion at the 173<sup>rd</sup> Meeting of the National Security Council, Thursday, December 3, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1636-1645. 1953 年末現在、韓国には米軍 8 個師団 (陸軍 7 個師団、海兵 1 個師団) の 32 万 5 千人が駐留していたが、この撤退方針に従って、米 45 師団と 40 師団の撤退が 1954 年 6 月までに完了した。김일영・조성렬『주한미군—역사, 쟁점, 전망 (在韓米軍—歴史、争点、展望)』한울, 2003 年、76 頁。

<sup>12</sup> *Public Papers of the Presidents of the United States: Dwight D. Eisenhower, 1953*, Washington D. C.: U. S. Government Printing Office, 1960, pp. 860-861.

<sup>13</sup> Rhee to Eisenhower, February 4, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1745-1747.

(Ellis O. Briggs) 駐韓大使も「アイゼンハワーの声明の内容が韓国政府を失望させたのは確かであるが、だからといって韓国がこの声明に反発して唐突な行動を引き起こす可能性はない」と本国に報告した<sup>14</sup>。

ところが、ここにきて米韓両国の関係の火種として再燃したのが、いまだに進行中であった戦争捕虜の処遇をめぐる問題であった。休戦協定及びその付属協定は、捕虜で本国に送還されることを主張する者は休戦協定発効後 60 日以内に集団的に直接引き渡されるとしている一方、本国に送還されることを希望しない捕虜は、休戦協定発効後 60 日以内に中立国送還委員会の管理に移され、90 日間本国から派遣される説明員の説得を受けることを規定していた。これに基づいて、送還を希望する捕虜の送還業務は、同委員会の監督の下、1953 年 8 月 5 日から同年 9 月 6 日まで行われた。

その後、送還を拒否する捕虜は、国連軍側から 1953 年 9 月 23 日までに、共産軍側から同年 9 月 24 日にそれぞれ中立国送還委員会の管理下に移された。だが、共産軍側から施設が十分ではないとの不満の声が出る一方、反共捕虜の中では本国からの説得を受けたくないという反発する人員も多く、説得作業が開始されたのは 1953 年 10 月 15 日のことであった。説得作業の開始に遅れが出た分、中立国送還委員会の管理に移されから 90 日目にあたる 12 月 22 日を過ぎた時点で、およそ 22,000 人の反共捕虜の内、3,000 人余りだけが共産側の説得のための面談を終えていた<sup>15</sup>。

問題は、1953 年 12 月 22 日以降も、送還の権利を行使することへ転向する人も出ており、この結果に韓国政府が反発したのである。卞榮泰は 12 月 31 日ブリッグズに電話をかけ、「インド軍が中国軍と北朝鮮軍捕虜たちを不法に監護しており、この内 125 人を共産側に送還しようとしている」との韓国の情報当局から得た状況を非常に興奮して知らせてきた。ブリッグズは、とりあえずこの問題を調べてみると約束した上で、翌年の年明けにこの問題をめぐって会談を行うことにした。

1954 年 1 月 1 日、ブリッグズは李承晩を訪れ、「説得を受けた捕虜のうち、127 人が共産側に送還されることになった」と説明し、「インド軍による暴力、強制、説得は確認されておらず、今回の措置が決して韓国政府の憂慮する説得期間の延長を意味するものではない」と強調した。その上でブリッグズは、共産側の関係者らが韓国の領土に入らないで済むことから、「共産主義を信奉する捕虜たちを送還した方が韓国側の利益になるはず」と述べ、「米国としては、休戦協定の権限範囲にだけでなく、強制送還禁止の原則に従って、捕虜送還を施行するつもりである」と重ねて強調した<sup>16</sup>。

これに対して李承晩は、「インド軍を信頼できず、我々には反共捕虜を彼らから保護する

<sup>14</sup> Briggs to the DOS, Embtel 605, December 31, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1679-1680.

<sup>15</sup> 제임스・로버트 (James F. Schnabel, Robert J. Watson) (国防部戦史編纂委員会訳) 『한국전쟁 (朝鮮戦争)』 下巻、国防部戦史編纂委員会、1991 年、447～448 頁。

<sup>16</sup> 卞榮泰の抗議内容について報告を受けた米国政府は、「戦争捕虜に対する説得期間はもう過ぎているとはいえ、韓国領土に親共捕虜を滞在させることは何ら利益にならないことを韓国側に強調する」ようブリッグズに指示していた。

義務がある」と述べ、「韓国憲兵が収容所のゲートに立ち入り、そこから送還業務の様子を監視することを望む」と伝えた。同席していたテイラー（Maxwell D. Taylor）在韓米第 8 軍司令官は、非武装地帯に立ち入りのできる国連の人員の数に制限があることを指摘しながらも、捕虜送還の手続きを監視できるようオブザーバーとしての立ち入りを検討する意向があることを李承晩に伝えると同時に、国連警備隊として務めている非武装の米海兵隊を韓国軍に交代させることを提案した<sup>17</sup>。

李承晩との会談の後、早速軍事停戦委員会（MAC）のレーシ（Julius K. Lacey）国連軍側首席代表と会って韓国軍警備隊及びオブザーバーの可能性について話し合ったテイラーは、1954 年 1 月 4 日、李承晩に宛てた書簡を伝えた。この中でテイラーは、「国連警備隊の任務を米海兵隊から韓国軍に転換させ、この韓国軍警備隊が収容所の外から 1 月 7 日から始まる捕虜の点呼の様子を監視する」ことを認める一方、共産側への送還を希望する捕虜の送還手続きを中立国送還委員会が行う間、韓国からのオブザーバーを参観させることについては難色を示した。その理由についてテイラーは、戦争捕虜の送還業務は中立国送還委員会の固有の任務であり、そこにどんな形であれ韓国側が加わることになると、共産側の反発を招くのは必至であると説明し、また、韓国軍警備隊が捕虜収容所の中で監視することについても、インドの承認を得ることは容易ではないと伝えた。

このテイラーからの書簡が伝えられた当日、卞榮泰は、「インド警備隊による不法な送還宣告を阻止するため、1 月 6 日正午まで武装した韓国警察を非武装地帯に移動させる」とハルに通告した。翌 1 月 5 日、ブリッグズとテイラーはほぼ 2 時間にわたって李承晩と会談した。冒頭、テイラーは 1 月 4 日付の自身の書簡に触れ、「国連軍司令部としては、この提案が休戦協定の枠内で施行できる唯一のものである」と釘をさした。これに対して李承晩は、韓国オブザーバーが捕虜を検証して宣告する手続きを参観するとともに、非武装の韓国警備隊がインド軍を収容所の中から監視することを容認するよう改めて要請した。

会談中、終始卞榮泰に駆り立てられてインド軍を激しく非難し続けていた李承晩に、テイラーは、「仮に非武装地帯において韓国による武装介入が実際に行われた場合、米第 8 軍部隊と休戦協定に違反した者たちとの間で武力衝突は避けられないだろう」と厳しい口調で警告した。すると李承晩は、「卞榮泰の通知内容が作成されたのはテイラーからの書簡が届く前であった」と述べ、テイラーからの提案に反発する形で卞榮泰による通知が出されたわけではないことを強調した。その上で李承晩は、「卞榮泰の通知は単なる提案に過ぎない」と説明し、真に受けまいよう強硬な姿勢を一変させた。

李承晩としては、一部の反共捕虜が転向したとして彼らを説得期間を過ぎているにもかかわらず、共産側へ送還することに強く反発し、非武装地帯に韓国軍を移動させる構えを見せたものの、結局テイラーの断固とした姿勢に屈せざるを得なかった。李承晩との会談を終えたブリッグズは、李承晩が国連軍に対して武力で対抗する意図が全くないと判断し、「韓国側の要求に敏感に反応する必要はなく、テイラーが提案した内容どおりに事を進め

<sup>17</sup> Briggs to the DOS, Embtel 610, January 1, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1683-1685.

ればいい」と結論付けた<sup>18</sup>。

### 三 捕虜送還問題の結末

休戦協定では、休戦成立から3カ月以内、すなわち1953年10月26日までに政治会議が開かれるよう規定しているが、10月に入っても政治会議開催の見通しが立っていなかった。そんな中、政治会議に中立国も参加すべきだと主張してきた中国と北朝鮮側が10月10日、政治会議の場所、日程、参加国構成をめぐって、板門店で政治会議予備交渉を行うことを提案してきた。国連軍司令部がこの提案に応じて、1953年10月26日から板門店で予備交渉が始まったのだが、会議の構成国をめぐり双方の基本的な立場の隔たりを埋めることはできず、ディーン（Arthur H. Dean）国連側代表は12月8日、限られた数の中立国の参加に同意する一方、ソ連を共産側のメンバーとして参加させて両者対面方式を固守する「一括妥結案」を提案した。この提案を受けて、いくつかの懸案が作業部会の下で議論され、その2週間後、政治会議の構成国、会議期間、場所を同時に議論するための計画が提示された。

ところが、ソ連を中立国として会議に参加させるべきとする共産側の主張、インドの参加に対する韓国側の反対、そして中立国の役割をめぐり立場の隔たりは、予備交渉の最後まで克服できないものであった。交渉は双方からの非難と反論が相次ぎ、結局ディーンは1953年12月12日に同交渉の休会を宣言した。

仮に政治会議の開催をめぐり動きが順調に運んでいたとすれば、本国に送還されることを希望しない捕虜に対する説得が12月23日まで行われ、翌12月24日からは捕虜問題の審議に移り、そして30日以内の1954年1月22日までに政治会議においてその処置が決定されたはずであった。ところが、政治会議が開かれなかった場合における捕虜の処置については何らの規定も定まっておらず、この現状を打開しようと動き出したのはインド政府であった。

まず、インド出身のパンデット（Srimati Vijaya Lakshmi Pandit）国連総会議長は1954年1月11日、第8総会の決議716（VII）を引用して2月9日に国連総会を再開することへの回答1月22日までに送るよう加盟国に要請した<sup>19</sup>。これに合わせて、ネール（Jawaharlal

<sup>18</sup> なお、ブリッグズは、ブライアン（Blackshear M. Bryan）米第1軍団長が1月7日から再開される捕虜の点呼の様子を韓国軍警備隊が収容所の外から監視することについて理解を表明したことに触れ、「我々としては、チマヤ（K. S. Thimayya）中立国送還委員会議長がスイス、スウェーデンと今の案をできるだけ早く推進するよう促すべき」と本国に具申した。Briggs to the DOS, Embtel 620, January 5, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1692-1694. また、ブリッグズは、今般の卞榮泰からの通知に関連してワン（Wang）駐韓国府大使とも会談し、「国府側が介入した痕跡は全くなく、あくまでも李承晩と卞榮泰による威嚇である」と本国に報告した。

<sup>19</sup> 第8総会は朝鮮問題に直接触れることなく、1953年12月8日、決議716（VII）を55対0、棄権5で採択した。同決議では、「第8総会を休会すること」とともに、総会を再開する要件として、①議長の見解において朝鮮問題に関する事態の発展により、総会再開が理由あるものと認められた時、②朝鮮問題に関する事態の発展を理由として1または2以上の加盟国が総会再開を議長に要請した時を規定した。Department of State *Bulletin*, Vol. 29, December 21, 1953, pp. 877-878.

Nehru) インド首相の指示を受けたピライ (Narayana Ragnavan Pillai) 外務次官が1月12日、アレン (George V. Allen) 駐印米国大使を訪れ、「2月9日に国連総会を開催することへの米国からの支持」を要請した。これに対してアレン大使は、私見だと断った上で「米国政府の決定は捕虜問題の行方にかかっている」と述べ、1月23日以降反共捕虜をどう処理するのかについてインドの立場を明確にするよう促した。

ピライは、「中国に何を言われようが、どんなにひどい目に会おうが、インド政府としては、反共捕虜を国連軍司令部に引き渡す方針を変更するつもりはない」と明言しながら、「中立国送還委員会が反共捕虜たちの身柄を1月20日から国連側に引き渡す」ことに米国が同意するよう求めた。それによって、1月23日の0時の時点では、中立国への送還を希望する少人数の捕虜だけがインド軍の管理下に残ることをピライは望んだ。

アレンは、「1月23日以前に捕虜を引き渡すことが休戦協定の違反とみなされかねないため、米国政府としては受け入れがたい」との立場を、すでにメノン (V. K. Krishna Menon) インド国連大使に表明したと伝えたが、ピライは、「22,000人も的人员を真冬の一晩の内に移送するのは物理的に容易ではなく、少なくとも3日間はかかるだろう」と述べ、米国側の理解を求めた。するとアレンは、「物理的な便宜のための調整であれば、捕虜の移送期間を1月20日～22日に設定することもあり得る」と応じてインド政府の要請に理解を示した。

ピライとの会談を終え、「反共捕虜を国連側に引き渡すとしたインド政府の方針は信頼できる」と判断したアレンは、「米国政府が、1月20日から22日の間に反共捕虜を受け入れることに同意するとともに、国連総会の再開を支持すべき」と米国務省に促した<sup>20</sup>。

ただ、中立国送還委員会の一員としてインド政府が、休戦協定の規定に鑑みて1954年1月23日以降捕虜を管理する権限がないとの立場を明確に示したとはいえ、「最後まで本国への送還を望まない捕虜を民間人として即時釈放すべき」とした国連軍司令部の考えと一致していたわけではなかった。この問題をめぐってアレン駐印大使と議論したインドのメノン国連大使は、「インド政府としては、政治会議を通じて捕虜問題が解決するまで、国連軍司令部が反共捕虜を監護すべきと考えている」と強調した<sup>21</sup>。およそ22,000人の反共捕虜を国連軍司令部に引き渡す全権を、1月10付で与えられたチマヤ (K. S. Thimayyaa) 中立国送還委員会議長もハル国連軍司令官に書簡を送り、「政治会議が開催され、捕虜たちの処遇をめぐる議論が行われるまで、彼らの身分を捕虜として維持すべき」との旨を伝えた<sup>22</sup>。

アレンが、メノンの発言を「中国を懐柔するための明白なジェスチャーである」と指摘したように、このようなインド政府の立場の背景には、「中国への一定の配慮」があったと言えよう。ピライも、先のアレンとの会談において、「1月23日の捕虜引渡しへの中国の反発は、捕虜の説得期間の終了や点呼開始に対する中国のそれに比べ物にならないほど甚だしい」としながら、「インド政府が捕虜の送還問題をめぐってかつてない難しい立場に置か

<sup>20</sup> Allen to the DOS, Embtel 1094, January 12, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1718-1719.

<sup>21</sup> Young to the DOS, 219, January 15, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1725-1726.

<sup>22</sup> Department of State *Bulletin*, Vol. 30, January 25, 1954, pp. 113-115.



れている」と明かした<sup>23</sup>。

インド政府の方針に対する米国政府の立場は、1月16日付のハル司令官の返信で示された。インド警備隊（CFI）が1月20日、独自に捕虜たちを国連軍司令部に引き渡すことについてハルは、「人道主義的な観点から、また休戦協定の恩恵を完全に保障するために、捕虜たちの収容施設を用意しておく」と表明した上で、「1月23日以前に捕虜たちの身柄が国連軍司令部に引き渡されることは、1月23日付で民間人としての身分を得ることになっている捕虜たちの権利に何ら影響を及ぼすものではない」と述べ、1月23日をもって完全なる自由民間人として彼らを釈放する意向を明確に示した<sup>24</sup>。

結局のところ、中立国送還委員会は1月20日、21,809人（中国軍捕虜14,227人、北朝鮮軍捕虜7,582人）に上る反共捕虜を、捕虜の身分のまま国連軍側に引き渡した<sup>25</sup>。そして国連軍司令部は、共産側の反対を押し切り、三日後の23日をもって反共捕虜全員を民間人として釈放した。一方、共産側は、送還委員会の措置を休戦協定違反であると非難し、同委員会から引き渡された親共捕虜347人の引き受けを拒否していたが、1月28日に彼らを受け入れた。これで、送還業務を終えた中立国送還委員会は2月1日に解散され、捕虜をめぐる長い論争は幕を下ろしたのである。

中立国送還委員会の議長国として、捕虜の送還問題に中心的な役割を演じてきたインド政府は、最後まで自国への送還を拒否した捕虜たちの身分を民間人と宣言することを避けるなど、中国に対する一定の配慮を見せていたものの、国連軍司令部によって釈放された14,000に達する元中国軍の多くは、彼らの意思で台湾に渡ることになった。インド政府としては、中国が被るはずの「心理的敗北」（psychological defeat）をいかに補償するか、その対策に迫られることになるが、2月9日に国連総会を再開するよう求めた前述のパンデット総会議長の要請には22カ国だけが賛成して、過半数の賛成を得るには至らず<sup>26</sup>、国連総会の場を利用した関係改善の道も閉ざされることになった。

#### 四 ベルリン外相会議と批准書交換の延期

アイゼンハワーは、事前通告なしで単独行動を遂行することはないと約束した李承晩の書簡（1953年11月18日付）への返事を作成し、米韓相互防衛条約への批准と対韓経済支援プログラムに必要な法律の制定を米議会に要請する考えを明らかにした<sup>27</sup>。ボーウィが起

<sup>23</sup> Allen to the DOS, Embtel 1094, January 12, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1718-1719. 例えばネール首相から、反共捕虜を国連軍側に引き渡すとのインド政府の方針を伝えられた周恩来は、「彼らはインド軍の捕虜ではなく中国軍の捕虜であるため、インド軍が彼らを釈放する権利を持たない」と激しく抗議した上で、「1月23日に彼らを脱走させ、その後インド軍が彼らを射殺した方がまし」とまで興奮したという。Young to the DOS, 219, January 15, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1725-1726.

<sup>24</sup> Department of State *Bulletin*, Vol. 30, January 25, 1954, pp. 115-116.

<sup>25</sup> Department of State *Bulletin*, Vol. 30, January 25, 1954, pp. 153-154.

<sup>26</sup> United Nations, *Yearbook of the United Nations, 1954*, New York: U. N. Department of Public Information, 1955, p. 30.

<sup>27</sup> Eisenhower to Rhee, January 2, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1685-1686.

草した内容をダレスとロバートソンが検討したこの書簡は、同年 12 月 30 日の第 178 回国家安全保障会議で承認された上で、翌年の 1954 年 1 月 4 日、ブリッグズに送られた<sup>28</sup>。

ブリッグズは 1954 年 1 月 6 日、李承晩を訪れて 1 月 2 日付のアイゼンハワーの書簡を李承晩に手渡した。この書簡を読み上げた李承晩は、米韓相互防衛条約への批准と経済支援プログラムの提供について、朝鮮半島の統一という自身の信念を放棄させようとする「安っぽい政治賄賂」(cheap political bribes) とたとえながら、その受け入れを拒んだ。さらに、李承晩は「平和的な手段による統一」、「相互の同意の下、米韓両国が行動を共にする」といった文言に不快感を示した上で、「米国が朝鮮半島を統一しようとする韓国の努力を支援しないなら、韓国としてはソ連側と交渉を開始せざるを得ない」と威嚇した<sup>29</sup>。

対韓経済支援をめぐるウッド (C. Tyler Wood) 経済調整官との激論、「平和的な統一は不可能」との李承晩の信念を裏付けるかのような板門店における交渉の行き詰まり、また、反共捕虜に対する説得期間を過ぎているにもかかわらず、送還を希望する捕虜を共産側に送還する動きといった一連の出来事の影響で、怒りを募らせていた韓国政府は、「韓国軍を非武装地帯に進駐させる」と通知して米国を脅かしたものの、ハルとテイラーの断固とした姿勢の前で結局屈服を余儀なくされた。アイゼンハワーの提案に対する李承晩の反発は、その屈服の反動という側面も持っていたと考えられる。

それでも米韓相互防衛条約への批准の手続きは順調に進み、韓国の国会では 1954 年 1 月 15 日に、米上院では同月 26 日にそれぞれ批准が承認された。これで同条約の発効のためには「批准書の交換」の手続きだけを残すことになったのである。

ところで、米韓相互防衛条約への批准と反共捕虜の全員釈放を受けて、米韓両国の関係は良い方向に向かうかと思いきや、韓国政府の強硬な姿勢が再び頭をもたげようとしていた。その最大の原因として、休戦以前から続いてきた政治会議に対する李承晩の根強い不信感が挙げられる。1953 年 10 月 26 日から開催されたものの、同年 12 月 12 日から無期限延期されていた板門店での予備交渉が、双方の連絡将校によって年明けの 1954 年 1 月 14 日より再開された。当初この板門店交渉の再開を工作していた米国側は、李承晩と協議を行って彼から理解と支持を取り付けようとした。だが、板門店会議の再開に対して厳しく非難する李承晩の姿勢に直面したブリッグズは、「事前に李承晩を訪問して理解を得ようとしても、このような状況が改善されることを期待できない」として、板門店交渉の再開をめぐって李承晩との協議を断念するよう国務省に勧告した<sup>30</sup>。これを受けて米国務省はブリッグズの建議を承認することになり、頭越しで進められている板門店交渉への李承晩の不信感はさらに激しさを増していくばかりであった。

こうしたなか、李承晩の描写する「ばかげた試み」に向けた政治予備交渉の再開に続き、1954 年 1 月 24 日からはベルリンにおいて、1949 年のパリ会議以来約 5 年ぶりとなる米国、

<sup>28</sup> Briggs to the DOS, Embtel 635, January 6, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1696-1698.

<sup>29</sup> *Ibid.*

<sup>30</sup> Briggs to the DOS, Embtel 639, January 7, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, p. 1698.

英国、フランス、ソ連の 4 カ国外相会議が行われ、政治会議の開催に向けた調整が始まった。すると 1954 年 2 月 9 日、韓豹項（ハン・ピョウク）駐米参事官はアイゼンハワーに宛てた李承晩の親書を携わって國務省を訪れた。この親書は、韓国政府が米国政府に協力し、また戦争を再開しないと約束することを条件に、対韓経済援助と米韓相互防衛条約の批准を約束したアイゼンハワーからの書簡（1 月 2 日付）への返事の性格を持つものであった。この中で李承晩は、「平和の代償として、朝鮮半島に 100 万人以上の中国軍の駐留が継続している一方、毎日 3,000 人もの北の住民が飢餓、寒さ、病気、殺人等で死に追い込まれている」と主張した上で、「それにもかかわらず、何の役にも立たない政治会議の開催に向けた動きが続けられている」とベルリン会議を念頭に朝鮮問題の政治的解決を模索しようとする姿勢を厳しく批判した。

一方、韓豹項が携帯した親書で、李承晩は米国の対日経済・軍事的再建のための計画に対して強い不満を吐露した。まず、「日本政府が、韓国内の資産の 85% が日本のものであり、朝鮮戦争で破壊された資産に対して韓国政府が賠償すべきだと公然と主張している」と指摘した李承晩は、「日本の漁師たちが植民地時代と同様に韓国の領海に侵入して漁業行為を試みているため、生計手段を失いかねない韓国の漁師たちが我慢できず、その結果、両国の沿岸で衝突が起きている」との見解を示した。その上で、「ところが米国は、韓国側の立場を擁護するところか、日本側の味方になってどちらが侵略者なのか、その是非を正そうとしない」と批判した。

そして、李承晩は、韓国経済の復旧・復興のために割り当てられたはずの米国の支援金についても、「韓国経済のためというより、日本の経済のために活用されている」とした上で、「経済協力局（ECA）と国連韓国再建団（UNKRA）を通じて韓国経済のために使われるべき 5 億 1,500 万ドルが日本から消費財と旧式の機械を輸入する用途に使用されており、その間、日本は米国とドイツから新しいモデルの機械を続々取り入れている」と指摘した。さらに李承晩は、「1 年目の支援金のうち 3,000 万ドルを米財務省に返上した経済協力局が、日本が受注量を満たすために十分な消費財を確保していないことを理由に、2 年目には前年度の倍の 6,000 万ドルを返上した」と述べ、韓国経済の復旧・復興のための資金が実際には日本経済のために使われていると厳しい口調で批判した。

最後に李承晩は、「以上のような状況の下、米国政府に協力し続ける限り、韓国は再び 40 年前の日本植民地時代に逆戻りするか、もう一つの中国に落ちぶれるだろう」と述べ、「こうなった以上、我々の力で統一を成し遂げるまで戦い続けるしかなく、あわよくば自由独立国家になるだろうが、失敗してもどちらかによる統一国家にはなれるはず」と親書を締めくくった<sup>31</sup>。

以上のような内容に対して、ロバートソン極東担当國務次官補は、「事実とは程遠い内容が含まれており、非常に攻撃的な論調のため、アイゼンハワーに大きな衝撃として受け止

---

<sup>31</sup> Rhee to Eisenhower, February 4, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1745-1747.

められかねない」として、この親書の撤回を考慮するよう韓豹項に要求した<sup>32</sup>。

梁裕燦（ヤン・ユチャン）駐米大使が不在であったこともあって、ロバートソンは後日、ワシントンに帰ってきたばかりの梁裕燦と会談し、李承晩の親書を受理しなかった理由について「米韓両国の関係に深刻な影響を及ぼしかねないと判断したため」と説明した。そしてロバートソンは、「米国政府として、李承晩と閣僚らによる韓国内外での発言に注目している」と述べ、米国政府を罵倒するかのような内容に懸念を示した。これに対して梁裕燦は、ロバートソンの意見に一定の理解を示しながらも、「李承晩は、ドイツとオーストリアの情勢をめぐる動きに注視しており、朝鮮半島の分断状況の固定化を心配している」と述べ、彼の感じる不安や失望の甚だしさへの配慮を求めた上で、「今日の会談内容を李承晩に率直に報告して、親書の内容を修正するよう具申する」と約束した<sup>33</sup>。

結局、李承晩は2月24日、親書の取り消しを求めた米国政府の要求を受け入れた。とはいえ、李承晩が政治会議の開催に向けた動きに対する非難と不信の姿勢を軟化させたわけではなかった。そして、このような李承晩の態度は、後述するように、米韓相互防衛条約の発効を遅らせた直接的な原因となるのである。

4週間にわたって1954年2月18日まで続いたベルリン会議においては、とくに具体的な問題解決にまで至らなかったが、いわゆるジュネーヴ政治会議の開催が提案された。会議の最終日に発表された共同声明では朝鮮問題について次のようにうたわれた。

米国、フランス、英国、ソ連の外相は、平和的手段による統一された独立朝鮮を確立することが、国際緊張を減少させるとともに、アジアの他の地域の平和を回復するに際して重要な要素となることを認めた。朝鮮問題の平和的解決に達するため、米国、フランス、英国、ソ連、中華人民共和国、韓国、朝鮮人民民主主義共和国及び朝鮮戦争に兵力を持って参加している他の国で出席を希望する国々の代表が4月26日からジュネーヴにおいて会議を開催するよう提案する<sup>34</sup>。

ベルリン会議での合意により、閉ざされていた政治会議への道がようやく開かれたわけだが、この政治会議と進行中の在韓米軍の撤退計画との関係を直ちに検討すべきだとの意見が出はじめた。1954年2月24日、米国防総省が検討中の在韓米軍の配置計画案について、ハルから概略的な説明を受けたブリッグズは、「在韓米軍の再編計画を考慮する際、ジュネーヴ政治会議における朝鮮半島からの外国軍の撤退に関する我々の立場と関連して考慮すべき」と米國務省に促した。ジュネーヴ会議に臨む際、完全な共産主義の統制下でない限

<sup>32</sup> ただ、翌2月10日、國務省から送られた本書簡のコピーをアイゼンハワーも実際に読んだ。Memorandum of Conversation, by Robertson, "Letter from President Rhee to President Eisenhower," February 9, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, p. 1747.

<sup>33</sup> Memorandum of Conversation, by Robertson, "President Rhee's Letter of February 4 to President Eisenhower," February 15, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1749-1750.

<sup>34</sup> Department of State *Bulletin*, Vol. 30 March 1, 1954, pp. 317-318.

り、共産側としては、朝鮮半島の統一問題にはそれほど関心を持たないはずであって、外国軍隊の即時撤退への合意を引き出すために努力を集中すると予想されるなか、ブリッグズは、仮にジュネーヴ会議の前にあるいはその最中に在韓米軍の追加的な配置計画が公表されたり、実際に履行されたりすれば、政治会議における米国の交渉力は一段と弱まる一方、共産側としては戦術的利益を確保する結果となると判断したのである。そこで、ブリッグズは、もうすぐ完成される予定の在韓米軍の配置計画に関する情報が可能な限り公開されないよう強く求め、そのためにも「他の関係国らと議論する際、米国としては、関連情報が公の場に出ることを防ぐためのあらゆる措置を講じることが大事になってくる」と付け加えた<sup>35</sup>。

ブリッグズと同様、ヤング (Kenneth T. Young, Jr.) 国務北東アジア課長も在韓米軍の追加的な縮小あるいは再編に関する計画の公開とその施行を、ジュネーヴ政治会議において一定の合意に達するまで延期することが賢明であると考えていた。そして、ヤングは、朝鮮半島からの外国軍の完全な撤退に対して取るべき立場と、在韓米軍の配置に関する計画の公開・施行との関係について、「緊急に議論すべき、きわめて重要な問題である」とロバートソンに報告するとともに、自ら起案したスミス (Walter B. Smith) 国務副長官への報告書を添付した<sup>36</sup>。

後日、電話でスミスと議論したウィルソン国防長官も国務省の勧告に同意したため、在韓米軍の追加的な撤退をめぐっては、来るべきジュネーヴ政治会議の進捗状況を見極めながら計画・実行されることになった。

ベルリン会議での合意に伴い、米国として解決すべきもう一つ問題は、韓国政府からジュネーヴ政治会議に参加するとの答えを引き出すことであった。ダレスは早速、韓国の政治会議への出席を求める要請書を送り、米国政府と足並みをそろえるよう促した。ところが1954年3月6日、卞榮泰はダレスに答弁書を送ったものの、政治会議への参加については明言を避けた。

その直後、ベルリン会議での合意を警戒していた李承晩はアイゼンハワーに宛てた 1954

<sup>35</sup> ブリッグズをはじめ、ハリソン (William K. Harrison, Jr.) 中將、アリソン駐日大使、パーソンズ (James G. Parsons) 駐日大使館参事官、カルフーン (John A. Calhoun) 駐韓大使館一等書記官などが出席した、この2月24日の会合において、ハルは、「国防総省としては、今年度中に在韓米軍を撤退させ、その後1~2年以内に大部分の在韓米軍を再配置することを考慮している」と説明する一方、訓練と作戦統制のために一部の部隊と大規模の軍事顧問団 (a large military mission) を引き続き韓国に駐留させる可能性についても言及した。Memorandum by Young to Robertson, "Withdrawal of Foreign Forces from Korea and Korean Political Conference," March 1, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1752-1753.

<sup>36</sup> *Ibid.* 具体的にヤングは、近いうちに国防長官あるいは国防副長官と議論する場を設けて、以下のような事項を指摘するよう勧告した。①在韓米軍の追加的な配置の時期、スピード、規模に関する最終的な決定は、ジュネーヴ会議での成果が確定するまで延期すべきである、②在韓米軍の配置計画は、ジュネーヴで米国が取るべき実際の立場との関連で考慮すべきである、③米国としては、在韓米軍の配置に関する計画が早まって公開されないよう、あらゆる予防的な措置を講じるべきである。Memorandum by Robertson to Smith, "Troop Withdrawal from Korea and the Korean Political Conference," March 1, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1753-1754.

年 3 月 11 日付の書簡のなかで、「朝鮮半島の統一を図るために独自の行動をとる」ことを示唆するとともに、ジュネーヴ政治会議に出席する条件として、「統一のための韓国軍の軍事行動を支援するか、それとも韓国側の主張どおり韓国軍の増強を進めるか」を突きつけ、米国の選択を促した<sup>37</sup>。

米国政府への不満を露骨に表した 2 月 9 日の親書の受理を拒んだ矢先であっただけに、この李承晩からの書簡に怒りを募らせたダレスは、3 月 18 日に予定されていた米韓相互防衛条約の批准書交換の延期を指示するに至った。米國務省は 3 月 16 日、駐米韓国大使館に批准書交換を延期する旨を一方的に伝えながらも、その理由については一切言及しなかった。

このように、米韓相互防衛条約の批准書交換の日程が突如延期されたのは、3 月 11 日付の李承晩の書簡の内容に対する米国政府の憤りが直接的な原因であったといえよう。ただ、この事態は、李承晩からすれば、韓国の政治会議への参加を望む米国政府に韓国軍の増強について一層の検討を迫るきっかけとなったのも確かであろう。同月 22 日に李承晩に伝えられた返信を通じて、アイゼンハワーは、自らの 1953 年 11 月 6 日の書簡において示していた韓国の独自行動に対する米国の立場を改めてまとめる一方、李承晩の二者択一的な提案を断りながらも、韓国軍増強の一環として「予備師団」(reserve forces)を創設する案を提示したのである<sup>38</sup>。

## 五 韓国軍の増強問題

韓国政府側が軍の増強をより積極的かつ具体的に米国に要請してきたのは米韓相互防衛条約が正式に調印された直後からであった。1953 年 10 月、孫元一国防長官は 2 回に渡ってウィルソン米国防長官に書簡を送り、韓国地上部隊の装甲力及び火力の強化と海・空軍の増強を要請した<sup>39</sup>。また、翌年の 1 月には白斗鎮國務総理が、韓国陸軍に 15～20 個師団を新たに編成し、これを維持するための支援を求める書簡を米陸軍長官に伝えた。

一方、アイゼンハワーが承認していた韓国軍の兵力規模は、陸軍が 20 個師団の 655,000 人、海軍が 15,000 人と最大 83 隻の艦艇、また、空軍が 1 個航空団 9,000 人、そして 1 個旅団からなる海兵隊の場合は 23,500 人であった。1954 年 1 月 8 日の第 179 回国家安全保障会議において、韓国に対する侵略が行われた場合、中国の攻撃目標に対する報復攻撃の際はもちろん、韓国軍への支援の際にも、米国としては原子力兵器を使用できる能力を備えなければならないとアイゼンハワーが承認したのは前述のとおりであるが、これは、侵略

<sup>37</sup> Memorandum by Radford to Dulles, March 17, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1764-1765.

<sup>38</sup> Dulles to Briggs, Deptel 748, *FRUS, 1952-1954*, vol. 16, pp. 44-46.

<sup>39</sup> 孫元一は具体的に、①陸軍：追加の装甲及び砲兵部隊、1 個空挺 RCT(regimental combat team)、②海軍：DD(destroyer)6 隻、DE(destroyer escort)16 隻、AM(fleet minesweeper)4 隻、AO(oiler (vessel))2 隻、AE(ammunitions ship)2 隻、AR(repair ship)1 隻、③空軍：5 個航空団(fighter wing)、2 個軽爆撃団(light bomb wing)、1 個偵察団(reconnaissance wing)、1 個輸送隊(transport squadron)、必要な指揮・支援部隊(command and support unit)の増強を求めた。

に毅然として対抗するとの米国の意志表明とあいまって、原子力兵器による報復に対する共産側の恐怖こそが、朝鮮半島における侵略戦争の主な抑止力として働いているとの考え方の表れであった。

このような米国の政策方針とこれに対する大統領の承認に基づいて韓国軍の増強が進められるようになるわけだが、韓国政府が韓国陸軍の師団の規模を当初の 20 個から 35～40 個に増やすよう要請したことを受け、アイゼンハワーは、その妥当性を検討し、企画委員会での議論を経た上で国家安全保障会議に報告するよう国防総省に指示した<sup>40</sup>。そして統合参謀本部は韓国軍の増強案を検討した結果を 1954 年 3 月 31 日、ウィルソン国防長官に報告した。

統合参謀本部は、韓国の動員可能な兵力、また米国からの支援を受けた韓国経済の潜在力から捻出可能な最大限の陸軍の規模として、20 個師団の確立を勧告する一方、韓国海・空軍の規模についても、韓国の動員能力と経済力の観点から、現在承認されている水準が適切であると判断した。統合参謀本部としては、韓国軍の常備兵力の目標について、現時点でアイゼンハワーの承認を受けている規模が適切であり、それこそが米国からの支援の下、韓国が持ちこたえられる最大の規模であると結論付けたのである。

ただ、統合参謀本部は、①単純な韓国陸軍の編成を、持続的な戦闘作戦の遂行できる野戦軍(field army)体制へ発展させる<sup>41</sup>、②現在の承認通り、韓国海軍の現代化を推進する<sup>42</sup>、③小規模の部隊が散在している海兵隊 1 個旅団を、1 個戦闘師団へ再編成する、④既存の航空団(fighter wing)にジェット戦闘機を装備すると共に、有能な戦術統制機構を編成することによって、韓国空軍の現代化を推進する<sup>43</sup>、といった措置を通じて、韓国軍の増強が

<sup>40</sup> Memorandum by Wilson to Lay, "Expansion of Republic of Korea Armed Forces," April 2, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1778-1779.

<sup>41</sup> 1954 年 3 月末の時点で、韓国陸軍は完全装備の 18 個の戦闘師団と、基幹編成の 2 個師団で編成されており、このうち基幹編成の 2 個師団に対してウィルソン国防長官は、1954 会計年度の第 3 四半期と第 4 四半期にそれぞれ撤退する予定の在韓米軍の第 40 師団と第 45 師団の装備を譲り渡して完全編成師団へ増強することを正式に承認していた。また、韓国陸軍には、最終的に野戦軍体制へ切り替えることができるよう、1 個の軍団司令部が追加されて野戦軍司令部が運用されていた。

<sup>42</sup> 統合参謀本部は、韓国側の海軍増強の要求に対する検討を行い、兵力を 10,000～15,000 人まで増やすとともに、DE(destroyer escort) 2 隻、PCEC(escort amphibious control vessel) 4 隻、LSM(landing ship, medium) 12 隻、LST(tank landing ship) 4 隻、ARL(landing craft repair ship) 1 隻、Y0(fuel oil barge) 1 隻、AKL(light cargo ship) 3 隻を、新たな増強目標に盛り込んだ。統合参謀本部としては、「この増強を通じて韓国は、小さいけれど均衡の取れた海軍を保有することになり、韓国海軍は、米国の支援の下、規模を維持しながら、作戦もできる」と確信した。この統合参謀本部案は、後に相互防衛援助計画(MDAP)として国防長官の承認を受けた。

<sup>43</sup> この統合参謀本部案は、ハル極東軍司令官の報告を反映したものである。ハルは 2 月 12 日、韓国が米国からの支援の下、維持できる海兵隊の適切な規模として 1 個師団を提示した。彼は、「現在、韓国海兵隊は小部隊からなる 1 個旅団で編成されており、この小部隊たちは、海兵隊の統合的な戦闘能力の発展を低下させる傾向の特殊任務を遂行している」と指摘した上で、「韓国軍の海兵隊が持続的な戦闘作戦を遂行できるよう、現在の兵力の範囲内で、旅団から師団へと再編成すべき」と主張した。その一方でハルは、空軍増強に関する韓国政府の計画と、それに対する韓国空軍顧問団、第 5 航空司令官、極東空軍司令官(COMFEAF)からのそれぞれのコメントを添付させた上で、極東空軍司令官の案への支持を表明した。なお、極東空軍司令官の勧告案は、「6 Fighter Bomber Squadrons, 1 Composite Group, 1 Air tactical Control Squadron, 1 Tactical Control Group,

可能であると勧告した。

その一方で、統合参謀本部は、アイゼンハワーが 1954 年 3 月 20 日付の書簡を通じて李承晩に提案した韓国軍の「予備師団」の創設について、「韓国の動員能力と経済力の範囲内で、有事の際、常備師団へ増強できる相当規模の予備師団を組織し、訓練することによって韓国の安全保障が強化される」とした上で、「予備師団の規模は主に米国から提供される装備の有用性に左右されるため、この韓国の予備兵力に関する米韓共同計画を推進するかどうかを決定することが求められる」と付け加えた<sup>44</sup>。

統合参謀本部から報告を受けたウィルソンは、「韓国の安全が、韓国軍自体の規模によって保障されるのではなく、韓国が侵略された場合、直ちに来援できる米国の軍事態勢とそれによる抑止効果に左右される」と述べ、統合参謀本部の増強案に同意する意見書をレイ（James S. Lay, Jr.）国家安全保障会議事務局長に発送した。この意見書でウィルソンは、統合参謀本部の結論を実行するための費用及び時間計画をめぐって検討中であるが、現在の主な相互防衛援助計画（MDAF）の下、韓国軍に統合参謀本部の勧告する装備を導入できるのは 1956 会計年度以降となる」との見方を示す一方、韓国予備師団に関する米韓共同計画の実行可能性について、「国防総省としては、具体的な勧告事項を検討した上で、国家安全保障会議に報告する考えである」と伝えた<sup>45</sup>。

以上のような韓国軍の増強に関する国防総省案をめぐっては 4 月 13 日の第 193 回国家安全保障会議で議論された。ここでとくに議論を呼んだのは、ジェット戦闘機の導入をめぐってであった。韓国軍を増強させる方向で米国が応じれば、韓国政府としては今にでも政治会議に参加するとの意向を表明するだろうと考えていたスミス国務副長官は、「中国が北朝鮮に多くの戦車と砲を支援している現状を考えると、いくつかの装備を韓国軍に提供する際、戦闘に必要な装備にまで厳しい原則を適用すべきではない」としながらも、統合参

---

1 Communications Group, Sufficient personnel and equipment to man a 9-airbase complex on an austerity basis」を提案していて、これは、韓国政府が提案した 8 と 1/3 航空団への増強を遥かに下回る規模であった。ところが、その後さらなる検討を行った米空軍司令部は、「韓国空軍を増強しない代わり、戦闘航空団にジェット戦闘機を導入するとともに、効果的な戦術航空統制機構を設置する」と結論付けた。米空軍司令部としては、時代遅れの回転翼航空機（F-51s）で編成されていた韓国空軍の航空団の予備部品の不足が深刻になっているとの現実的な理由に加えて、「白斗鎮の提案どおり韓国空軍を増強させても、抑止力を提供する義務から米国は自由になれないとはいえ、士気と国家威信のため、韓国に名目上の軍勢力（a token force）を提供することが大事である」との配慮から、韓国空軍には現在の規模の下、現代の装備が編成されるのが望ましいと判断したのであった。また、戦術航空統制機構についても、米空軍司令部は「戦術航空統制機構を含む全ての在韓米空軍の撤退を想定するのであれば、韓国空軍に効果的な戦術航空統制機構を設置することが重要である」と考えた。ただ、米空軍司令部は、「現在承認されている支援計画の下、相互援助計画と米空軍の両方の予算、またはそのどちらかの予算が有効でないため、この米空軍司令部の計画を 1956 会計年度内に達成することはできない」と付け加えた。

<sup>44</sup> Memorandum by the JCS to Wilson, “Recommendations of the Korean Minister of Defense Concerning Expansion of the Republic of Korea Armed Forces,” March 31, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1779-1785.

<sup>45</sup> Memorandum by Wilson to Lay, “Expansion of Republic of Korea Armed Forces,” April 2, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1778-1779.



謀本部が韓国空軍の戦闘航空団の規模を 1 個に制限する代わりに、ジェット戦闘機の導入を勧告したことに対しては同意できない姿勢を明確にした。その上でスミスは、「今後ジェット戦闘機を導入した二番目の航空団を創設する可能性を残しておく」ことを提案し、韓国空軍へのジェット戦闘機の導入決定を阻止しようとした。

ドッジ (Joseph M. Dodge) 予算局長官が、「米国からの援助を受けて韓国の軍事力が強化すればするほど、その軍事力を維持するための経済力を保つため、より大規模の経済支援を要求するだろう」との見解を示したように、韓国軍の増強それ自体に対する慎重な立場は、単にジェット機の導入に限るものではなかった。これに対してラドフォードは、ドッジの懸念を認めながらも、「米国としては、極東における国々の軍事力を強化するために努力している」と指摘した上で、「韓国、日本、台湾といった国々が直面している問題は経済力の脆弱さであり、米国としては、これらの国々が一定の規模以上の軍事力を保持することを願っているのであれば、そこへの援助の提供を惜しむべきではない」と強調した。

アイゼンハワーも「統合参謀本部の勧告内容はもっともであり、現在の兵力の範囲内で韓国軍の質を向上させるために我々にできることが多い」と強調し、事実上統合参謀本部案への支持を表明した。するとラドフォードは、「ヴァン・フリート (James A. Van Fleet) が有用なアイディアを持っている」と述べ、臨時調査のためにヴァン・フリートを韓国に派遣することを建議した。このヴァン・フリート派遣案に対しては、ニクソン副大統領が「ヴァン・フリートへの李承晩の信頼は絶対的である」と後押しし、スミスも「ヴァン・フリートが調査を終えて帰国した後は、包括的な報告書の作成を指示する」よう求めた。

結局この日の会議では、①韓国軍の将来の常備兵力 (active armed forces) の規模と構成 (size and composition)、②韓国軍の予備兵力のための米韓共同計画の実行可能性について米国政府に勧告することを目的とした韓国への派遣任務の受け入れを、ヴァン・フリートに要請することが決定された。また、韓国軍の増強について、ヴァン・フリートの報告を受けて修正がなされるまで、統合参謀本部の勧告内容を米国政府の仮の立場とすることで同意した。

休戦交渉の段階から、最も大きな争点となり、本来なら、政治会議を通じて解決すべき捕虜の送還問題は、休戦協定の規定する期限まで同会議の開催が実現されなかったため、国連軍司令部による捕虜釈放で決着した。その後、ベルリン会合をきっかけに、ジュネーヴ政治会議の開催に向けた動きが本格化すると、李承晩は再び強硬な姿勢に転じ、このような態度に憤りを感じた米国は、予定されていた米韓相互防衛条約の批准書交換を一方的に延期させたものの、以降この政治会議のあり方をはじめ、韓国軍の増強、また、在韓米軍の更なる撤退をめぐる韓国側の要求への対応に追われることになる。

## 第二節 ジュネーヴ政治会議と米韓関係

### 一 先送りされた批准書の交換

政治会議それ自体に対する不信感を強めていた韓国政府は、その開催を 1 週間後に控えていた 1954 年 4 月 19 日、ジュネーヴ政治会議への参加を表明した。米国側による積極的な努力もあったが<sup>1</sup>、韓国政府としては、朝鮮統一の機会を韓国が妨げたという国際社会からの非難を避けるための措置であった<sup>2</sup>。韓国側の政治会議の参加表明を待ち望んでいた米国政府は、ジュネーヴ現地に派遣される米韓代表団同士の協力だけではなく、李承晩に直接働きかけるため、4 月 22 日にディーン (Arthur H. Dean) 国務長官顧問を韓国に派遣すると発表した<sup>3</sup>。

4 月 24 日ソウルに到着したディーンは、ジュネーヴ政治会議において米韓が足並みをそろえるよう、李承晩と会談を重ねていた。そのようななか、5 月 26 日の会談において李承晩は、駐米大使館の韓豹項公使から「米国務省が米韓相互防衛条約の批准書を交換する準備を済ませた」との報告を受けたと明かした上で、同条約の 2 カ所に対して修正することができないのかと聞いた。具体的に李承晩は、米韓相互防衛条約の有効期限に関する条項 (第 6 条) を、日米安全保障条約の「効力終了」に関する第 4 条と類似した内容へ修正するとともに、北朝鮮から共産侵略者を追い出そうとする韓国の軍事行動に対する米国からの支援を盛り込んだ「侵略者条項」を挿入するよう要請した。

ディーンから肯定的な返事を引き出そうとする李承晩の努力が長く続いたこの日、李承晩は後者の修正について、「今は主張しない」ことに同意したものの、前者に関しては、日米安全保障条約との差別を無くすためにも効力終了条項を修正すべきだと主張した。その上で李承晩は、「米国務省が、条約の効力終了に関する修正に同意し、米上院に修正された条約の批准を勧告するとの声明を発表する」よう要求した。これに対してディーンは、「条約自体に米上院からの同意が必要であり、条約を修正するには、これまでの手続きを再度済まさないといけない」と指摘した上で、そのような手続きが次の会期まで持ち越されかねないとし、またその際、修正が加えられた条約に対して米議会が批准を承認するかどうか不明であると強調した<sup>4</sup>。

去る 1954 年 3 月に米韓相互防衛機条約の批准書交換が一度延期されて以降、同批准書交換の準備を整えていた米国政府は、再び予期せぬ李承晩の要請に直面する形となった。ディーンの報告を受けたダレス (John F. Dulles) 国務長官は、次のような米韓相互防衛条

<sup>1</sup> 例えば、米調整官のジョンソン (U. Alexis Johnson) は、「韓国政府が政治会議への参加を表明することが最も重要である」とした上で、そのためにディーンを韓国に向かわせ、李承晩との会談に臨ませよう勧告した。Memorandum by Johnson to Dulles, "Arthur Dean's trip to Korea," April 14, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1789-1790.

<sup>2</sup> 韓豹項 (徐承元・阪田恭代訳)「李承晩と韓米外交」(4)『関東学院法学』12 巻 4 号、2003 年 3 月、410 頁。

<sup>3</sup> Department of State *Bulletin*, Vol. 30, May 10, 1954, p. 708.

<sup>4</sup> Briggs to the DOS, Embtel 1247, May 26, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 16, pp. 319-321.

約の修正に対する米国の立場を、適切な時期に李承晩に伝えるようブリッグズ (Ellis O. Briggs) 駐韓大使に指示した。

1. 日米安保条約は、米国にいかなる義務も付与していない一方、日本にいかなる権利も与えていない。
2. 同条約は、日本とその周辺に米軍を駐留させ、特定の目的のためにこの米軍を運用する権利、また基地使用に関して日本側が提起する権限を拒否する権利、さらに、在日米軍を第三国に移動し、あるいは作戦行動を取る権利を、米国側に与えている。
3. 効力終了について日米安全保障条約は、個別的若しくは集団的の安全保障措置が効力を生じたと日本国及びアメリカ合衆国の政府が認めない限り、有効であると規定している。この条項は、日本側が一方的に条約の破棄を通告できないようにする効果を持っており、その意味で、条約の効力終了を規定した条項をめぐっては、(韓国側ではなく) 日本側の方が差別を受けていると言える。
4. 米国が負う義務を規定していながら、それを終了させることのできない条項を盛り込んだ条約に対して、アイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) が米上院にその批准を勧告できるとは考えられない<sup>5</sup>。

ところが李承晩は、間をおかずにディーンに書信 (1954 年 5 月 29 日付) を送り、「条約の有効期限に関する条項において、日米安全保障条約が締約国間の合意を規定しているのに対して、米韓相互防衛条約は一方の通告によって効力を失うことになっていることから、日米安全保障条約に比べて米韓相互防衛条約が差別的な側面を持っている」との認識を示し、当該条項の修正を重ねて要請した<sup>6</sup>。

するとダレスは、自身が提示した上記の趣旨を、同じく書信の形で作成して李承晩に至急伝えるよう、ブリッグズに指示した<sup>7</sup>。ブリッグズは 1954 年 6 月 4 日の午前、ダレスの指示に基づいて作成した書信 (6 月 3 日付) を李承晩に手渡した<sup>8</sup>。

ここで注目すべきなのは、李承晩の条約修正の要求に対するダレスの対応である。ダレスは李承晩の要請に対して難色を表明しながらも、3 月の対応とは違って、批准書交換の延期を一方的に通知し、あるいは条約発効の遅れの責任を韓国側に転嫁するような強硬な措置を取らなかったのである。

---

<sup>5</sup> Dulles to the Embassy in Korea, Deptel 956, May 27, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1799-1800.

<sup>6</sup> Briggs to the DOS, Embtel 1272, May 31, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 16, pp. 327-328.

<sup>7</sup> Dulles to the Embassy in Korea, Deptel 974, June 2, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, p. 1802.

<sup>8</sup> ブリッグズは、注(5)で提示された理由の観点から、「日米安全保障条約と相互防衛条約とは根本的に異なり、従って日米安全保障条約の満了条項は米韓相互防衛条約のモデルであるアンザス条約と米比相互防衛条約のそれと対照的である」とした書信を作成して、李承晩に伝えた。Briggs to the DOS, Embtel 1297, June 4, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1802-1803.

ダレスが多少微温的とも言える対応をとった背景には、米韓相互防衛条約の発効と韓国軍に対する国連軍司令部の指揮権問題があった。1953 年 8 月 8 日の李承晩・ダレス共同声明では、「米韓相互防衛条約の発効が期待され、また発効されるまで」韓国軍を国連軍司令部の指揮下に置くことが盛り込まれていたのだが、同条約の発効に伴う韓国軍への指揮権の問題が指摘されはじめたのである。韓国との批准書交換を控えていた 5 月 20 日、ディーンは「米韓相互防衛条約の発効と同時に、李承晩は韓国軍を国連軍司令部の指揮下に置く義務から解除される」との認識を示す一方、ハル（John E. Hull）国連軍司令官は「米韓相互防衛条約の発効の前、あるいは発効と同時に、韓国軍を引き続き国連軍司令部の指揮下に置くとの約束を韓国政府から取り付けておく必要性が緊急に求められる」と主張した<sup>9</sup>。

ジュネーヴ政治会議における韓国政府からの協力の観点から、条約の批准書交換を進めていたダレスは、ブリッグズに電文を送り、今のような時期に韓国軍の指揮権に関する要求を李承晩に求めているのか問うと同時に、その場合に予想される李承晩の反応に関してコメントを求めた<sup>10</sup>。

ブリッグズはダレスの質問に対して、「条約の効力終了を規定した条項の修正を求めた李承晩の要求を拒否する場で、敢えて韓国軍と国連軍司令部との指揮関係を取り上げることには望ましくない」と答えた上で、「状況の進展に応じて柔軟に、例えば、仮に韓国政府が韓国軍を国連軍司令部の指揮から離脱させると脅す場合、韓国軍に対する米国からの兵站支援は期待できなくなろうとの声明で対応すればいい」との見解を示した<sup>11</sup>。

ブリッグズの報告を受けたダレスは、李承晩・ダレス共同声明の取り決めについて、批准書交換が延期された 3 月末の時点で効力を失ったとの認識を固めた上で、韓国軍を国連軍司令部の指揮下に置く明確な根拠があろうがなかろうが、ブリッグズの勧告どおりに対応すればいいと判断するに至った<sup>12</sup>。そこで、ダレスとしては、条約の批准に伴う韓国軍と国連軍司令部の指揮関係の行方を憂慮する声を押し切ってまで、批准書交換を推進しようとも、条約の修正を求めていた李承晩を指揮関係の明確化を理由に刺激しようとしなかったのである。そして、次節で詳述するように、この韓国軍に対する国連軍司令部の指揮権の継続は米韓相互防衛条約の発効、つまり批准書交換のための新たな条件として位置づけられることになる。

ブリッグズですら「国防省が、米韓相互防衛条約の批准を望んでいるのかどうか確信できない」と不満を漏らすほど、ダレスが批准書の交換をめぐる立場を韓国側に明確に示さなかったのは、李承晩の穏健な対応にも起因しているといえよう<sup>13</sup>。実は、ダレスの書信の

<sup>9</sup> Dulles to the Embassy in Korea, Deptel 956, May 27, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1799-1800.

<sup>10</sup> *Ibid.*

<sup>11</sup> Briggs to the DoS, Embtel 1259, May 28, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1800-1801.

<sup>12</sup> Dulles to the Embassy in Korea, Deptel 984, June 4, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, p. 1804.

<sup>13</sup> Dulles to the Embassy in Korea, Deptel 956, May 27, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1799-1800. ブリッグズは、米韓相互防衛条約の修正を求めた李承晩の発言が、同条約の批准

形で伝えられる前の時点で、李承晩は米韓相互防衛条約の条項の修正に対する米国政府の否定的な立場を察知していた。1954年5月28日と6月2日、米國務省を訪れた韓豹項駐米公使が、同省の職員から米韓相互防衛条約の有効期間に関する条項の修正はもちろん、「侵略者条項」の同条約への挿入を認められないとの旨を伝えられていて、彼はこの内容を李承晩に報告したのであった。にもかかわらず、米国政府の明確な反対を目の前にした李承晩の反応は、米国政府の予想とは違って、同条約の修正及び批准書の交換をめぐる立場を表明することもなく、とくに反発する様子は見られなかったという。当時李承晩が、すでに米韓それぞれの議会での批准まで済ませていた条約の条項修正をどこまで切に願っていたのかは定かではないが、批准書交換の業務を所管する國務省としては、「我々が批准書の交換を提案したものの、韓国政府がこれに応じておらず、発効が先送りされているのは専ら韓国側の責任だ」と敢えて韓国側に迫る必要はなくなり、来るべき米韓交渉におけるカードを温存させることができたのである。

## 二 ジュネーヴ政治会議の決裂と米韓関係の再定義

前述のベルリン会議の共同声明に従い、最終的にはソ連、中国、北朝鮮、韓国及び国連側の朝鮮派兵 16 カ国中の希望する国（南アフリカのみ不参加）の合計 19 カ国の参加により、1954年4月26日からで開催された。同会議における朝鮮問題の主たる争点は、①朝鮮統一のための全朝鮮選挙の方式、②外国軍隊の撤退の時期に集約されたが、国連側と共産側及び韓国側の態度が終始対立した。

まず、前者の朝鮮統一のための全朝鮮選挙の方式に対する国連側の立場は、米国と英連邦諸国の間に発言上ニュアンスの相違はあったが、朝鮮問題の解決のために尽くしてきた業績から、国連こそ人口比例に基づく全朝鮮選挙の監視に当たる資格を有するとの主張であった。韓国側は、国連監視下に行われた 1948 年 8 月の韓国総選挙を、全朝鮮統一選挙の南半分に当たるものとして認めることを主張し、全朝鮮同時選挙の実施に反対してきたが、その後国連監視下の全朝鮮同時選挙の実施に概ね同意した。

これに対して共産側は、朝鮮戦争の交戦相手とみなした国連による選挙監視に反対した上で、民主団体の代表者を含む同数の南北双方の朝鮮議会代表者からなる「全朝鮮委員会」を設置して、この全朝鮮委員会が選挙手続きを定めた上で、同委員会の監視の下に選挙を行うことを主張した。その後共産側は、監視機関としては中立国（チェコ・スロヴァキア、ポーランド、スイス、スウェーデン）からなる全朝鮮選挙監視委員会を設置してジュネーヴ政治会議終了後、6 カ月以内に人口比例により秘密投票による普通選挙を行うというところまで国連側と妥協したものの、「全朝鮮委員会」が投票手続きを定めるべきだとの立場は崩さなかった。

一方、外国軍隊撤退の時期については、国連側は全朝鮮統一政府が確立されるまで国連軍が朝鮮から撤退しないとの態度を取った。韓国は、全朝鮮選挙に関する国連側の主張に

---

書の交換をさらに先送りする根拠として解釈できるとの見解を示した。

概ね同意した後、全朝鮮選挙実施 1 カ月前までに中国軍が撤退するよう求めると同時に、国連軍に対しては、選挙実施前に撤退を開始することは可能であっても、全朝鮮統一政府による支配が国連により確認されるまで撤退を完了してはならないと主張した。

これに対して共産側は、当初全ての外国軍隊の 6 カ月以内の撤退を主張してきたが、その後、ジュネーヴ政治会議の参加国の同意を得た時期に均衡の原則を遵守して速やかに外国軍隊を撤退することを提案した。

以上のように、全朝鮮選挙監視機関として国連を認めるか否かの問題を除き、両者の主張は字句の表現上、相当歩み寄りを見せたが、同じ字句の解釈においても、例えば秘密投票、普通選挙等について両者の大きな隔たりは埋まらなかった。1954 年 6 月 15 日、国連側の韓国派兵 15 カ国及び韓国は 16 カ国宣言を発表し<sup>14</sup>、共産側の反対を押し切って朝鮮問題の討議を打ち切り、問題を国連に持ち込む態度を明確にした。この間、ソ連が「ジュネーヴ政治会議の参加国は、朝鮮問題の最終的解決まで朝鮮における平和の維持に脅威となるようないかなる措置も取らないことに同意する」趣旨の宣言案を提出したが、国連側はこれに応じず、ジュネーヴ政治会議は幕を下ろした。

さて、米国の対韓経済政策に対する李承晩の不満と批判はジュネーヴ会議の開催中にも激しさを増していった。これは、米国が 1953 年 8 月、対韓援助計画を公式に発表したものの、その計画が実在しているとの明確な証拠としての成果がいまだ表れていないとの彼の判断、また、日本からの調達が継続していることに起因するものであった。とくに、李承晩は、韓国国内におけるインフレの主な原因として、米陸軍によるファンの供給と為替レートの変動を指摘した上で、インフレを緩和するために、「固定レート」を宣言してこれを固守するよう求める一方、日本から消費財を輸入する政策が韓国経済に大きなダメージを与えていると主張した<sup>15</sup>。

このような李承晩の態度に対して、経済分野だけではなく、米韓関係の全体的な文脈の中で緊急に対応すべきだと米国政府に促したのはブリッグズ駐韓大使であった。彼は、均衡のとれたプログラムの採択の観点から、また、米韓間の協力関係を相互的なものにするため、米韓関係の全ての分野における診断を早急に行う必要があると主張した。その上でブリッグズは、「例えば、民間経済援助プログラムが、軍事援助プログラムを含む全体のプログラムにおいて不可欠なものにならなければ、韓国経済の安定化を期待することはできない」と述べ、軍事、非軍事援助プログラムを統合するか否かに関する決定を急ぐよう促した。

一方、軍事面、とくに韓国軍の増強問題についても、「李承晩が自らの要求を米国から引

<sup>14</sup> 16 カ国共同宣言の日本語訳は、神谷不二編『朝鮮問題戦後資料』2 巻、日本国際問題研究所、1978 年、735～736 頁に収録。

<sup>15</sup> 国務省は 6 月 1 日付で、新しい満期軍事転換率 (military conversion rate due) を適用することを考慮していて、ウッド (C. Tyler Wood) 経済調整官とハル国連軍司令官が、現在の 180 : 1 に代わって 300 : 1 の新為替レートを適用するよう勧告した。これに対してブリッグズは、「国連軍司令官の勧告には政治的考慮に欠けている」とした上で、「300 : 1 の為替レートで交渉を進めると、ややもすれば李承晩からの反発を引き起こすかもしれない」との見解を示した。

き出すために、今後、政治会議との関連で必要以上に頑固な態度を取る恐れがある」と懸念していたブリッグズは、韓国軍の規模と編成、そして、そのような規模の韓国軍を維持するために米国が負担すべき年間費用に関する算出を急ぐべきだと主張した。

要するに、米国がジュネーヴ政治会議の失敗を認める、言い換えれば、政治会議を通じた朝鮮半島の統一はもはや不可能であることを認めた途端、李承晩は気難しい態度を取るだろうと診断したブリッグズは、この時こそが米韓関係を再設定できる絶好のタイミングであると考えたのであった。そこでブリッグズは、「米国としては、自らの意図と能力について明確な立場を表明する一方、これを受け入れるかどうかを韓国側に促すべき」とダレスに報告した<sup>16</sup>。

そして、前述したように、李承晩の米韓相互防衛条約の条項の修正要請に対する米 국무省の対応が微温的であったことに加えて、未だ米防総省によって検討中である韓国軍の増強計画、また、実効性の乏しい対韓経済援助計画に対して、もどかしさを募らせてきたブリッグズは、ジュネーヴ政治会議が終了した直後、これまでの自らの見解をまとめてダレスに報告した。ここでブリッグズは、1953年8月の李承晩・ダレス共同声明に触れ、朝鮮半島の統一のための政治会議が水泡に帰した場合、「米韓協議の実施」が盛り込まれていると指摘した上で、「米国としては、朝鮮半島の統一をめぐる韓国と協議することを約束したとの立場を受け入れるべきであり、そうすることによって主導権を握らなければならない」と改めて主張した<sup>17</sup>。

これを受けてダレスは1954年6月18日李承晩に書信を送り、「統一された独立かつ民主的韓国を達成するにあたって、ジュネーヴ政治会議での議論がもはや役に立たないことが立証された」と述べ、同会議から撤退することに理解を示した。そしてダレスは、政治会議が失敗に終わった場合、米韓の間でさらなる協議を行うことを盛り込んだ李承晩・ダレスの共同声明に触れ、この米韓協議のため、李承晩の米国公式訪問をアイゼンハワーに建議する考えであることを明らかにした。

このダレスの書信を受け取った李承晩は、ところが、訪米要請を受け入れることについて「アイゼンハワー、ダレスと話し合えることは意義深く、非常に光栄であり、個人的には受け入れたい」としながらも、彼自身が高齢であることや飛行機に乗ることがフランチェスカ（Francesca Donner Rhee）女史にも不都合に影響を及ぼしかねないことから、「今のところ韓国を離れることはできない」と否定的な立場をブリッグズに伝えた。その上で李承晩は、話題を切り替え、①朝鮮半島の問題をめぐる共産側との協議は完全に終了し、従って、②韓国政府としては朝鮮戦争の休戦状態が終結したとみなすべき「ポスト・ジュネーヴ宣言」を構想していることを明らかにした。具体的に李承晩は、ジュネーヴ会議の再開あるいは同会議に代わる全ての計画への参加をボイコットするとともに、国連特別総

<sup>16</sup> Briggs to the DOS, Embtel 1141, May 10, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1791-1792 ; Briggs to the DOS, Embtel 1212, May 19, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1793-1795.

<sup>17</sup> Briggs to the DOS, Embtel 1358, June 18, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1808-1811.

会に反対し、また、これ以上休戦協定に拘束されないことを、この「ポスト・ジュネーヴ宣言」に盛り込もうとしていると述べ、米国側の理解を求めた。

これ以上、共産側との対話を通じた朝鮮問題の解決を模索しないとの立場に関しては、前述したように、ダレスが李承晩に宛てた書信を通じてこれを認めており、米国政府としては概ね同意できるものであった。だが、休戦協定に関する李承晩の解釈に対してブリッグズは、「休戦協定第 62 項に基づいて休戦は有効である」との米国政府の認識を伝えるとともに<sup>18</sup>、ジュネーヴでの最後の会議においても、スミス国務副長官が同様の趣旨の演説を行ったことを李承晩に喚起させた。

すると李承晩は、「休戦状態が終結したとの見方を示したからといって、それが直ちに北への単独行動を計画していることを意味するものではない」と明言しながらも、「今後、休戦条項に縛られることはないだろう」と重ねて強調した。そして李承晩は「ポーランドやチェコ・スロヴァキアの関係者が韓国領土を歩き回ることをこれ以上認められない」と強く訴えた<sup>19</sup>。

自らの訪米の可能性を否定した上で、休戦状態の終了を主張する李承晩の態度から、ブリッグズは、「今のところ、李承晩が北への進撃など極端な行動に出る可能性はないものの、休戦状態への公然たる非難、韓国国内における中立国監視委員会（NNSC）の活動禁止といった独自の行動に出る可能性を考慮すれば、今後李承晩との交渉において困難を極める事態が生じかねない」と判断し、「米韓両国の関係を友好に維持するに際して、米国に期待できることと、そうでないことを李承晩に明確に認識させることが緊要である」と強調した。

ちなみに、ブリッグズは、李承晩が自らの訪米について否定的な立場を示したもう一つの理由として、「米国の官僚たちと世論に影響されやすいワシントンより、ソウルで交渉に臨んだ方が交渉力を高められるとの彼の判断があったのではないか」と指摘した。実際、ここ数年間、米韓関係における重要な課題を議論するため、米国政府の高官らが韓国を訪れており、ブリッグズとしては、李承晩が今後も米韓関係における懸案を議論する際、米国国内以外の場所でワシントンから派遣される高官と交渉する方式を好み続ける可能性があるとして分析したのである。そこでブリッグズは、仮に李承晩が自分に話した理由を挙げてダレスからの訪米要請を正式に断れば、「米韓関係における問題を米国の全世界的な問題と責任の文脈から議論する必要性を、李承晩が理解することが大事である」と付け加えた。

さらに、上記の李承晩との会談の直後ブリッグズは、韓国軍の増強問題とその他の懸案との関係を考慮してきたと伝えながら、「米国としては、他の懸案と併せて韓国と議論を進められるよう、韓国軍増強の規模に関する方針をできるだけ早く決定しなければならない」と国務省に主張した。ブリッグズは、「韓国軍の規模を決定するには、最大限の熟考を要す

<sup>18</sup> 休戦協定の第 5 条の 62 項では、「この休戦協定の条項は、双方が互いに受諾できる修正及び補足によるかまたは双方の間の政治的手段による平和的解決のための適当な協定の規定によって明確に取り替えられるまでは、引き続き効力を有するものとする」と規定している。なお、本協定全文の日本語訳は、市川正明編『朝鮮半島近現代史年表・主要文書』原書房、1996 年、69～87 頁。

<sup>19</sup> Briggs to the DOS, Embtel 1376, June 21, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1811-1813.



る」としながらも、「李承晩としては、ヴァン・フリート（James A. Van Fleet）が韓国軍の相当な増強を米国政府に勧告することを期待しており、この韓国軍の増強の持つ政治的・経済的含意も看過できない」として、韓国軍の規模に関する米国の方針を急いで決定する必要性を訴えた<sup>20</sup>。このような観点からブリッグズは、4月16日付のアイゼンハワーの親書<sup>21</sup>とウィルソン（Charles E. Wilson）国防長官がヴァン・フリートに伝えた指令<sup>22</sup>に従って、ハル極東軍司令官の協力の下、予備的な形であれ、ヴァン・フリートの任務に対する結論を早急に出すべきと主張した<sup>23</sup>。

### 三 在韓米軍の撤退をめぐる動きの再開

ジュネーヴ政治会議の開催に伴い、その議論が先送りされていた在韓米軍の更なる撤退問題に対しては、国連側によって同会議が打ち切られた直後、米国政府の内外において議論の再開を求める声が上がってきた。ウィルソン国防長官だけでなく、現地のブリッグズ大使とハル司令官も米国政府に電文を送り、在韓米軍の撤退をめぐる議論を再開するよう促し、ダレスも、アイゼンハワーが1953年12月26日に公表した撤退計画に基づいて、在韓米軍の再編に向けた動きを再開することが求められると判断した。ただ、更なる在韓米軍の撤退が米国の対韓政策の後退として捉えられかねないとも懸念したダレスは、在韓米軍の撤退計画を発表する際、どのような説明あるいは声明が必要なのかについてブリッグズに意見を求めた<sup>24</sup>。

これに対してブリッグズは、まず1953年12月に在韓米軍の撤退が発表された際、李承晩にはこれを米国のアジア政策との関連で理解してもらえず、見捨てられる恐怖だけを増幅させる結果となったと評価した上で、「十分な議論を行った上で撤退計画を完成させ、米国のより広い範囲の目的の観点からこれを韓国側に説明すれば、李承晩の理解と協力を得られる可能性は十分である」と述べた。その半面、「撤退計画を発表するに際して、適切な

---

<sup>20</sup> ウィルソン国防長官は4月21日、「アイゼンハワー大統領がヴァン・フリートを米国の軍事援助プログラムのための極東調査団長に任命した」と発表した。Department of State *Bulletin*, Vol. 30, May 10, 1954, p. 708. 5月10日から韓国を訪問していたヴァン・フリートは、「米国としては、極東地域で韓国と共同して共産主義と戦わなければならないため、韓国側が求めている35個師団の建設に協力すべきと信じている」と李承晩に伝え、韓国軍の増強について驚くべき肯定的な態度を見せた。Briggs to the DOS, Embtel 1141, May 10, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1791-1792.

<sup>21</sup> アイゼンハワーは、持続的な戦闘作戦を可能にするために韓国陸軍を野戦軍体制にするとともに、海兵隊を旅団から戦闘師団へ再編成すること、また海軍を現代化し、空軍に対してはジェット機を導入させ、操縦士を養成することなど、韓国軍の増強のために支援策を打ち出した。Eisenhower to Rhee, April 16, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 16, p. 103.

<sup>22</sup> ウィルソンは4月26日、ヴァン・フリートに指令を出して、「アイゼンハワーが、李承晩と彼の軍事助言者らと協議を重ね、韓国軍の状況を徹底的に研究して、ハル司令官の協力の下、韓国軍の師団編成と将来の規模、また韓国予備軍に対する米韓共同プログラムの妥当性に関して勧告するよう要請した」と伝えた。これがヴァン・フリート任務の一般指針を形成した。

<sup>23</sup> Briggs to the DOS, Embtel 1383, June 23, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1813-1815.

<sup>24</sup> Dulles to the Embassy in Korea, Deptel 1043, June 26, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, p. 1815.

準備を行わなければ、朝鮮半島に対する米国のコミットメントが弱まったとのメッセージとして認識されかねない」としたブリッグズは、「米韓関係の全般的な文脈から在韓米軍の撤退問題を考慮すべき」であり、「とくに撤退に関する決定は、韓国軍の増強規模について我々がどのような結論に至るのかにかかっている」との認識を伝えた<sup>25</sup>。

在韓米軍の撤退をめぐるダレスからの電文に対しては、アリソン（John M. Allison）駐日大使も自らの意見を寄せてきた。彼はまず、「ヴァン・フリート調査団の軍事部門メンバーと話し合った際、極東地域における米軍の自然な縮小が在韓米軍の撤退につながり、その意味で米軍の再配置が恒常的に進行しているとの印象を受けた」と述べ、「共産側としても、彼らの軍の配置計画を公表する必要があるとは考えていないのに、なぜ米国政府はその撤退計画をわざわざ公表しようとするのか」と追加的な撤退計画を敢えて公表する必要があるのかと疑問を呈した。

ただアリソンは、「米国内政治の観点から考えると、どうしても追加的な撤退計画を公表する必要があることを理解できなくもない」とした上で、その際、単に在韓米軍の撤退計画そのもののだけを発表することは、朝鮮半島に対する米国のコミットメントの低下あるいは弱化の証拠として解釈されがちなため、「米国の全般的な極東政策の文脈との関連で撤退計画を公表すべき」と主張した<sup>26</sup>。

極東の現地外交官らに加えて、ヴァン・フリートも訪問先の台湾から、ダレスの電文に対する自らの考えをウィルソンに報告した。ヴァン・フリートは、「李承晩が、韓国軍の増強を伴う在韓米軍の撤退には反対しない立場である」と言及した上で、「在韓米軍の多くを撤退しなければならないことには同意するが、それに相応する韓国軍の追加的な増強に関する内容を韓国側に提示する準備ができるまで、米軍撤退計画をの公表すべきではない」と勧告した<sup>27</sup>。

在韓米軍の撤退計画の公表に先立って、韓国軍の増強に対する米国政府の立場と方針を決定しなければならないとした意見には、ハル極東軍司令官も同じ考えであった。リッジウェイ（Matthew Bunker Ridgway）陸軍参謀総長から、上記のヴァン・フリートの見解に対するコメントを報告するよう求められたハルは、「韓国軍の増強のために米国側が何を実行すべきかが明確になり、その内容を韓国側に伝える準備が整うまで、在韓米軍の撤退を

<sup>25</sup> Briggs to the DOS, Embtel 1398, June 28, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1813-1815.

<sup>26</sup> アリソンは、米国のアジア政策の一環として在韓米軍の撤退が行われると理解されれば、①米軍が専ら朝鮮半島にだけ関心を持っているのではなく、他の地域に対する侵略に備えるため、戦略的予備の確保についても関心を持っている証拠として受け止められる、②韓国から撤退した米軍の柔軟性を知らせることによって、インド・シナ情勢と関連して我々の交渉力が高められる、③在韓米軍の撤退は、東南アジアにおける集団安全保障体制の強化に貢献できる、④継続的な在韓米軍の撤退は、北への軍事的行動を支援しないとされた米国の立場を、見たところでは裏付けることになる、⑤継続的な在韓米軍の撤退は、また、平和的手段を探そうとする米国の努力の表れとも受け止められることによって、「問題解決の方法をどちらかと言えば、軍事的手段に頼りがち」とのアジア諸国の対米認識が薄れる、といった効果が期待できると付け加えた。Allison to the DOS, Embtel 3257, June 29, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1816-1817.

<sup>27</sup> Van Fleet to Wilson, MG 7558, July 3, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1819-1821.

めぐる韓国政府との議論は先送りすべき」と報告した。またハルは、「在韓米軍の米国本土への撤退は米国政府の弱気とみなされる恐れがある一方、在韓米軍を極東の他の地域に再配置する場合、米国の戦略的柔軟性が増大している証拠として受け止められる」と述べ、米国の全体的な極東政策の文脈から米軍の再配置に関する計画を検討するよう勧告した<sup>28</sup>。

さて、在韓米軍の再編計画を公表する際、極東全体における米国の立場を表明しなければならないことについては、ヴァン・フリートも全く同感であったが、在韓米軍の再編と絡んでいるのが在日米軍の再編問題であった。そして、この地域における米軍の再編計画とこれに伴う韓国軍の増強計画の内容をめぐって両氏の見解は分かれていた。つまり、ヴァン・フリートは、在日米軍を先に撤退させるとともに、日本、韓国、台湾の戦闘師団をそれぞれ 10 個ずつ新たに創設する計画を公表するよう主張し<sup>29</sup>、また、撤退計画の最後の段階として、在韓米軍の 2 個師団のうち、1 個師団を沖縄へ、1 個師団をハワイへそれぞれ移動させることを勧告した。

これに対してハル司令官は、在韓米軍 2 個師団を、沖縄とハワイへそれぞれ移動させることについてはヴァン・フリートの考えと一致したものの、在日米軍より在韓米軍の方を先に撤退させるべきだと主張した。また、新たに創設される韓国軍の師団についてもハルは、その全てを日本、台湾と同様に縮小された兵力の師団にすべきだと勧告した<sup>30</sup>。このように、在韓米軍の撤退について、ハルがより積極的な姿勢を見せる一方、韓国軍については抑え気味の増強計画を構想した背景について、国連軍の戦力が共産側のそれより相対的に優位に立っているとの彼の判断が働いていた。1954 年の春以来、共産軍側が、北朝鮮軍の軍団の数は 6 個から 7 個に増強したものの、北朝鮮に駐留していた 19 個の中国集団軍のうち、8 個の集団軍が撤退したのに対して、休戦が成立した 1953 年 7 月以来、韓国軍の師団の数が 5 個増え、在韓米軍は 2 個師団しか撤退していないことから、ハルは朝鮮半島における戦力は、国連側が共産側より相対的に優勢に立っていると評価したのであった。

いずれにせよ、「在韓米軍の撤退計画の発表に先立って韓国軍の増強計画を確定すべき」という意見をめぐって極東現地の外交官と軍指導部の間で異論の余地はなかった。そして米国政府は、後述するように、李承晩の訪米を見据えて検討を重ねて韓国軍の増強計画を確定し、それを在韓米軍の撤退に関する計画とともに、韓国側に提示することになる。

#### 四 李承晩の訪米をめぐる調整

訪米を打診してきたダレスの書簡に李承晩が返事を送ったのはその 2 週間後のことであ

<sup>28</sup> Hull to Ridgeway, C 68619, July 5, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1822-1825.

<sup>29</sup> ただ、韓国の 2 個師団を除く他の師団は、人員が縮小された師団 (reduced-strength division) あるいは予備師団 (reserve division) になる。

<sup>30</sup> Van Fleet to Wilson, MG 7558, July 3, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1819-1821; Hull to Ridgeway, C 68619, July 5, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1822-1825. なお、ハルの勧告に対してはアリソン駐日大使も支持しており、ハルは、「第 1 騎兵師団を北海道から東北地域へ撤退させる計画を発表する予定であり、それに伴って、北海道の防衛任務は自衛隊に委任されることになる」と述べた。

った。1954 年 7 月 2 日付のこの書簡で李承晩は、「16 カ国による満場一致の支持を受けてジュネーヴ政治会議から成功裏に撤退できたのは、控えめに言っても偉大なる道徳的勝利だ」と評価した上で、「同政治会議の決裂に伴って米韓協議が行われるべき」としてダレスの提案に同意する一方、共産側との平和的交渉の無意味さが端的に証明されたとしながら、「現状を打破するために新たな手段を講じるべき」と主張した。

この新たな手段として李承晩が真っ先に提示したのは「戦争の再開」であった。李承晩は、米国側に提案すべき明確な軍事計画を練っておいたとした上で、「この計画を実行すれば、ほとんど犠牲を払わずに鴨緑江まで進撃することができると確信している」と強調した上で、「他の境界線よりもこの歴史的な境界線を確保した方が共産側の侵略に対応しやすいし、この最終的かつ制限的な行動が決して全面戦争にまでエスカレートする恐れはない」と主張した。

その一方で李承晩は、「アイゼンハワーとしては、いかなる場合でも戦争再開だけは避けるべきとの立場を堅持している」と理解を示した上で、アイゼンハワーが 1954 年 4 月 16 日付の書簡で明らかにしていた構想を実行することが、戦争再開に代わる唯一の選択肢であると述べた。李承晩としては、アイゼンハワーが提示した韓国軍の増強計画がヴァン・フリースの権限の下で滞りなく実行されなければならないと願っていたのである。さらに、これに加えて、李承晩は、韓国政府が従来要求してきた通り、韓国陸軍の 20 個師団を新たに創設するとともに、それに相応しい海・空軍を武装する計画を、共産側の増強の流れを考慮してスピーディに実行することを望んだ<sup>31</sup>。

近い将来に朝鮮半島の統一を達成することに失敗したことへの補償として、韓国軍の実質的な増強を期待していた李承晩は、その内容を訪米から帰ってきて韓国国民に提示できることを望んでいたのであった。ただ、米国からすれば、ヴァン・フリースの勧告案が提出され、ハル極東司令官の協力の下でこれを議論するまでは、李承晩に具体的な増強案を伝えることは困難であった。

事実上、李承晩から訪米要請を受け入れることへの条件を突きつけられたダレスは、早速上記の内容をアイゼンハワーに報告した。アイゼンハワーが、韓国軍の師団の数を増やすことへの李承晩の要求に対する返事を確定する前に、ヴァン・フリースから報告を受けることができるのかと聞くと、ダレスは、「仮に李承晩が訪米するのであれば、上下議院の共同会期に間に合わせるため、米議会が休会に入る前にワシントンに着くことを希望するだろう」とした上で、この点がタイミングを狂わせていると指摘した。

これに対してアイゼンハワーは、「そもそも韓国軍の増強計画を考慮する際、ヴァン・フリースの勧告事項がどれほど重要な意味を持つのか疑わしい」とした上で、「彼は野戦指揮官としては立派であるが、政策立案者としては必ずしもそうとは限らない」と述べた。これを受けてダレスは、李承晩の要求に対する米国政府からの返事を作成するため、国防総

---

<sup>31</sup> Rhee to Dulles, July 2, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1818-1819.

省の見解を確認するとアイゼンハワーに報告した<sup>32</sup>。米国政府としては、ヴァン・フリースの報告を待たずに、国務省と国防総省との間の調整を通じて韓国軍の増強案をまとめて韓国側に提示しようとしたのである。この場合、第 193 回国家安全保障会議で議論された統合参謀本部案が勧告する水準が韓国側に伝えられる可能性が考えられるが、実際に米国側が提示した韓国軍の増強計画については次節で詳述する。

ところで、訪米への条件を表明してから間もない 1954 年 7 月 10 日の午前、李承晩はブリッグズに電話をかけ、ワシントンへの訪問要請を受け入れる考えであると伝えた。訪米要請に応じるための条件を提示したばかりであっただけに、その理由について李承晩は、ダレスから再び要請があったことに加えて、梁裕燦駐米大使から、自らが提示した二つの選択肢を含む米韓両国の間の懸案めぐってアイゼンハワーと直接会談を行うことへの利点を強調する報告があったことを、説明した<sup>33</sup>。

実際に 7 月 7 日、訪米の要請に対する条件を盛り込んだ李承晩の書簡を伝えるために国務省を訪れた梁裕燦は、「個人的に李承晩がワシントンに訪問することを切に願っており、李承晩に訪米するよう促し続けている」と強調した上で、「仮に李承晩の訪米が実現すれば、米議会が休会に入る前に実施されなければならない」と述べた。また、「李承晩が望んでいるのは、北朝鮮の軍事力より優位に立てるよう韓国軍の軍事力が増強されることであり、彼が訪米することになれば、それを含むいくつかの懸案をめぐって議論が行われることを期待する」と伝え、李承晩の訪米の実現に含みを持たせた<sup>34</sup>。

李承晩の通知を受けたブリッグズはその当日に李承晩を訪れ、訪問日程と訪米団の規模について話し合った。まず、2～3 週間以内に訪米に向かって出発することや、ワシントンでの日程が終わった後、ニューヨーク市に 1～2 日間、またホノルルに 1～2 日間滞在することが話し合われた。

訪米団の規模について李承晩は、フランチェスカ女史、孫元一国防長官、休戦交渉の際、韓国側のオブザーバーを務めた崔徳新、丁一權陸軍参謀総長、英語の流暢でない崔用徳空軍参謀総長に代わって金貞烈国連軍韓国軍事使節団長、1～2 人の長官、そして李承晩の書信と声明の作成を補佐し、大統領広報秘書を務めているグレン (William A. Glenn) を含めて 9～10 人規模になることを希望した。これまでの経験から米韓交渉での合意を妨げる人物として米国務省から目をつけられてきた卞榮泰については、同行するとの言及はなく、李承晩の訪米の間、韓国に残ることが予想された<sup>35</sup>。

ブリッグズの報告を受けたダレスは、1954 年 7 月 26 日～同月 30 日の日程でワシントン訪問を要請するアイゼンハワーの招待状を李承晩に送るよう指示した。公式訪問の日程に

<sup>32</sup> Memorandum of Conversation, by Dulles, July 7, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1828-1829.

<sup>33</sup> Briggs to the DOS, Embtel 27, July 10, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1830-1831.

<sup>34</sup> Memorandum of Conversation, by McClurkin, "Proposed Visit to Washington by President Rhee," July 7, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1829-1830.

<sup>35</sup> Briggs to the DOS, Embtel 27, July 10, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1830-1831.

についてダレスは、ニューヨークを訪問した後、駐米韓国大使館に戻ってもかまわないが、その翌週は米議会における会期末であり、7月30日以降は、仮に李承晩が更なる交渉を希望したとしても、アイゼンハワー及び自身と会談することはできないことを明確にするよう付け加えた。

さらに、ダレスは、李承晩への招待状を作成する際、7月2日の書信を通じて李承晩が求めた事前の約束について、「米国政府としてはいかなる約束も与えるつもりはない」ことを明確に記述するよう指示した<sup>36</sup>。

ダレスの指示を受けたブリッグズは、この間のフランチェスカ女史からの要望<sup>37</sup>の内容も反映して次のような招待状を作成し、7月12日の正午、これを李承晩に手渡した。

1. アイゼンハワーに代わって、国賓として米国への訪問を要請する招待状を送ることになり光栄です。7月26日～30日の日程でワシントンを訪問することに合わせて、米国政府としては全ての便宜を提供します。ハル極東軍司令官が特別機を用意することになり、訪米を終えて帰国する際、ホノルルを経由することになります。
2. ワシントンに滞在する間、ブレアハウスを自由に利用することができ、ワシントンでの日程を終えた後はニューヨークを訪問することも計画中です。
3. 以上の一般計画に同意してくれば、米国政府はすぐに具体的な計画を完成させてお伝えします。ご承知のとおり、あなたの訪米期間は米議会の会期末と重なります。米国政府としては相当負担のかかる時期です。
4. ダレスは、「米国政府としては、李承晩の訪米を歓迎している。7月2日付の書信で提示された要請についてはいかなる保証も予め約束することができないものの、今回の訪米がその問題を含めて米韓両国の関係における重要な懸案をめぐって意見を交わすいい機会になるだろう」との立場を伝えようとの指示がありました<sup>38</sup>。

上記の内容を伝えられた李承晩は、ワシントン訪問期間中の米韓交渉の進捗状況によってはワシントンに戻る可能性を排除しないとしながらも、ニューヨークへの訪問については2～3日間程度を言及し、また、その訪問を終えて韓国に向かうことにしたいとの考えを表明した。これで李承晩の訪米に向けた計画は大体この方向で進められるようになった。

ジュネーヴ政治会議はその成果の有無はさておき、それ以降の米韓関係の行方において

<sup>36</sup> Dulles to the Embassy in Korea, Deptel 32, July 10, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, p. 1833. この点に関しては、7月7日の梁裕燦との会談で、ダレスは、「ヴァン・フリートが帰国し、勧告事項を提出するまで、韓国軍の増強に関連した具体的な事項を決定することは難しい」とした上で、「米国政府としては、李承晩の求めた訪米の条件について予め約束することはできない」と伝えた。Memorandum of Conversation, by McClurkin, “Proposed Visit to Washington by President Rhee,” July 7, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1829-1830.

<sup>37</sup> フランチェスカ女史は、①ソウルとワシントンの間を飛行する際、航空機の運用に必要な停泊を除いてどこにも寄らないこと、②いかなる場合においても、日本には寄らないこと、また、③訪米を終えて韓国に帰る際にホノルルに寄ることを、李承晩が希望していると知らせてきた。

<sup>38</sup> Briggs to the DOS, Embtel 30, July 12, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1834-1835.

大きな意味を持つ。同政治会議における韓国政府の協力確保の観点から、行き詰まっていた米韓相互防衛条約の批准書交換を再開しようとしたダレスは、李承晩からは予期せぬ条約の修正要求に直面する一方、ハルからは同条約の発効による国連軍司令部の指揮権の失効を懸念する声もあったため、積極的に批准書交換を進めようとしなかった。李承晩も、米国側が条約修正に難色を示したことに対してこれといった反発を見せず、批准書交換に関する自らの具体的な立場も表明しなかったため、それ以来同条約をめぐる動きは自然と「漂流」することになる。

一方、政治会議の開催決定を受け、先送りされていた在韓米軍の更なる撤退問題をめぐる米国政府内の議論は、ジュネーヴ政治会議が幕を下ろすと同時に再開された。ただし、極東の現地からは、この在韓米軍の撤退計画に先立って、韓国軍の増強計画に関する計画を確定する必要があるとの意見が相次ぎ、米国政府としては、韓国側の軍備増強の要請に対応する必要性が高まった。これに加えて、米軍によるファン引き出し及び為替レートの変動、また、日本から消費財を購入することへの韓国政府の反発も徐々にエスカレートしており、米韓関係における様々な懸案が、政治会議の決裂を前後して浮き彫りになったのである。

何よりも韓国統一に対する李承晩の強硬な姿勢が懸念されるなか、この時期こそが米韓関係を再定義できる絶好のタイミングだと判断したブリッグズ大使が「両国間の懸案に対する米国の意図と能力について明確な立場を表明する一方、これを受け入れるかどうかについて韓国側に返答を迫るべき」と米国政府に勧告したのだが、これが次節で論じる米韓合意議事録と同文書をめぐる米韓協議につながるのである。

### 第三節 米韓合意議事録と批准書の交換

#### 一 李承晩の訪米 — 米韓合意議事録の提示

アイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 大統領の就任以来初となる米韓首脳会談が 1954 年 7 月 27 日、午前 10 時からホワイトハウスで開かれた。今後の協議に向け、予備会談の性格を持っていたこの席の冒頭、ダレス (John F. Dulles) 国務長官は、「朝鮮半島問題をめぐって政治会議で何ら成果を出せなかった場合、米韓両国が新しい計画を導くために改めて協議する」ことを盛り込んだ 1953 年 8 月の李承晩・ダレス共同声明に基づいて今般の協議を行う運びとなったとした上で、「米韓両国には政治・軍事・経済面で議論すべき懸案が山積している」と指摘し、様々な懸案の解決に向けて取り組む考えを示唆した。

具体的にダレスは、政治面における朝鮮半島の統一問題について、米国政府の長期目標であり続けてきたことを強調し、「国連総会で引き続き議論されるだろう」と述べた。また、韓国の一般的な経済状況について、「韓国が自立経済の主体になれるよう、長期間にわたる取り組みが求められる」とする一方、軍事面においては、「増強した韓国軍をどのように維持するのかという問題が重要であるが、インフレと闇市場の影響で経済的危機に陥っている韓国政府にとって大規模な軍隊を維持するのは相当な負担となる」と述べ、韓国側の主張する軍備増強案を牽制した。

これに対して李承晩は、ジュネーヴ政治会議の終了に伴い、様々な懸案の解決に向けた米国政府の立場を明確にするよう強く求め、「今般の協議を通じて米国側が朝鮮問題に対する相当な理解を表明することを期待する」と述べた。とくに「現在、韓国に駐留している国連軍としては、駐留が長引くのを願っていないだろう」とした上で、「我々としては敵と接触している最前線で多少積極的な行動を取るつもりである」と挑発行為に出る意図があることをにじませた。

するとアイゼンハワーは、「ドイツ、オーストリア、インドシナと同様、朝鮮半島の統一を即刻に成し遂げるための方法がないことは残念であるが、米国としては、統一の手段として戦争を表明するいかなる取り決めにも応じることはできない」と武力による行為への反対の姿勢を明確にした。ダレスも、「現在の悪を正すため、意図的に戦争を再開することになると、全世界を凄まじい戦争に巻き込むことになり、その弊害は想像すらできないだろう」と警告した上で、「現時点で唯一の選択肢は戦争だけと結論付けるのは正当ではない」と強調した。

ところが李承晩は、「米国と韓国の兵士たちがこの戦争で尊い命を捧げたのは、そうすることが世界の民主主義を守護する道であると信じていたからである」と指摘した上で、「戦争だけが解決策ではないものの、真剣に考えてほしい」と述べ、朝鮮統一に対する自らの立場への理解を重ねて求めた。するとアイゼンハワーは、「米国政府としても常に慎重にこの問題に取り組んでいる」と強調した上で、「戦争を遂行する際、奇襲は大事な要素であるが、我々の自由国家たちは独裁国家ではないゆえに、この奇襲の効果を活用できないハン



ディキャップを負っている」と応酬した。

以上のように、朝鮮統一をめぐっては、従来の米韓双方の主張が繰り返され<sup>1</sup>、目立った進展はなかったものの、この初日の会談では、米韓両国それぞれの軍事当局者同士が韓国軍の増強問題をめぐって協議することで合意した。同時に、経済問題をめぐっても、米韓双方は軍事問題をめぐる協議と並行して協議を行うことで合意し、これに従って同日の 27 日の午後から、実務者間の協議が本格的にスタートした<sup>2</sup>。

翌 28 日、午前 10 時から国務省で行われた 2 回目の米韓協議では、ウィルソン国防長官から前日の米韓軍事代表による作業部会で議論された内容に関する報告があった。ウィルソンは、「1955 会計年度中に、分野によっては 1956 会計年度までに実行すべき韓国軍の増強計画について議論があった」とした上で、次のような内容を明らかにした。

- a. 兵士の養成プログラムは月に 2 万人を養成できるペースまで進んでいるが、これは入隊志願者の数をはるかに上回るペースであり、同プログラムを 2 年間継続した後、月に 1 万人を養成する水準までペースを落とす。
- b. 予備師団を創設する。
- c. 陸軍の上限を 65 万 5 千人とする、およそ 71 万 5 千人規模の兵力水準。
- d. 陸軍の兵士たちの訓練状態と栄養状態について、米国としては、この分野に対する追加的な支援を行う必要性、また、韓国国内のインフレへの対策を講じる必要性を認識している。
- e. 小銃と弾薬を韓国国内で生産するために工場を建設することに関して、米国は前向きに検討を行うことで同意した。
- f. 海軍における艦船の数の増加。
- g. 空軍の現代化及び操縦士・整備士の訓練。

これに対して李承晩はウィルソンの報告を支持する意向を表明しながら、「韓国軍の増強プログラムは両国にとって利益になるだろう」と強調するとともに、「増強された軍事力に対する韓国政府の財政負担を和らげるために、米国から更なる経済支援が欠かせない」と述べ、軍事・経済両面におけるより踏み込んだ計画の推進を促した<sup>3</sup>。

ところで、1954 年 7 月 29 日の第 208 回国家安全保障会議では、より具体的な韓国軍の増強案が報告された。まず、空軍の増強についてウィルソンは、「朝鮮戦争の際、非常に効果的であった 85-F と 86-F を導入する予定であり、韓国軍の操縦士らが飛行訓練のために米

---

<sup>1</sup> なお、会談を終えたアイゼンハワーは、「李承晩が朝鮮半島での戦争を願っていると表明しながらも、この戦争が必ずや全面的な世界大戦へエスカレートするものと認識していないことについて、「想定外」とダレスに驚きを漏らした。

<sup>2</sup> Hagerty Diary, July 27, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1839-1847.

<sup>3</sup> United States Summary Minutes, “Second Meeting of United States-Republic of Korea Talks, July 28, 1954, 10 a.m.,” August 2, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1847-1848.

国に来ることになっている」としながら、3 個のジェット飛行隊、1 個の輸送飛行隊、P-51 戦闘機が装備された 2 個の飛行隊から成る韓国空軍の増強案に触れ、この計画の実行を通じて、韓国空軍は 200 機の航空機と 6 個の飛行隊を保有することになると説明した。また、韓国海軍の増強については、ラドフォード (Arthur W. Radford) 統合参謀本部議長が「新たに護衛駆逐艦 2 隻を供給するといった小規模の増強を計画している」と付け加えた。

さらに、韓国陸軍についてウィルソンは、10 個の予備師団を新たに創設する計画であると述べ、「この内、4 個師団に対しては韓国から撤退する米軍の装備を提供する一方、残り 6 個師団には消火器の 20% を支援する」と説明し、また、韓国側から 800 万ドル規模の消火器の生産工場を韓国国内に建設するよう求める提案があったことにも触れ、「米国の立場からすれば悪くない構想である」との見解を示した。この小銃工場を韓国に建設する案については、スタッセン (Harold E. Stassen) 対外活動局長官が慎重な姿勢を見せたのに対して、アイゼンハワーは「いつまで経っても米国が小銃と弾薬を韓国に提供する義務を負うわけにはいかない」と述べ、工場建設の妥当性を指摘した<sup>4</sup>。

韓国軍の増強をめぐる、当初第 193 回国家安全保障会議で承認された統合参謀本部の増強案を計画していた米国政府は、上記のように計画をより具体的かつ前向きに検討を進めていた。これは、極東米軍の再編、とくに在韓米軍の撤退計画の推進と深く関連していて、極東及び西太平洋地域における米軍の再配置を計画している米国政府としては、韓国側から在韓米軍の撤退に対する理解を得るためにも、従来の内容より踏み込んだ増強案を示す必要性が高まってきたのである。この日の国家安全保障会議でアイゼンハワーは、「極東地域における米軍再編を可能にするため、我々は現地の当事国の防衛力増強を望んでいる」とした上で、「韓国軍増強に関する韓国政府の要請に共感の意を表明するとともに、米国には何ができ、何を計画しているのか、その詳細を韓国側に文書で伝えるべき」と強調した<sup>5</sup>。

ただ、米国による韓国軍の増強計画はあくまでも抑制的な側面を持つものであった。例えば、韓国側がとくに関心を表明していた、撤退予定の在韓米軍の装備を韓国軍に譲ることについてウィルソンは、「韓国軍に米軍の装備が必要になったのは、ヴァン・フリート (James A. Van Fleet) が韓国軍に定員を大幅に削減した 4 個の予備師団を創設することを提案したためである」と指摘した上で、「国防総省としては、撤退する 4 個師団の装備を、完全に韓国側に引き渡すことを望んでいるわけではない」と述べた。ラドフォードも、「新設の 4 個師団に、米軍師団に装備されている数ほどの砲を提供する必要はない」との見方を示し、今後どのような装備を韓国に残すことができるのかを決める際、検討の余地があることを示唆した<sup>6</sup>。

<sup>4</sup> Memorandum of Discussion at the 208<sup>th</sup> Meeting of the National Security Council, Thursday, July 29, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 13, pt. 2, pp. 1850-1856.

<sup>5</sup> *Ibid.*

<sup>6</sup> とくにリッジウェイ (Matthew Bunker Ridgway) 陸軍参謀総長は、「自らの装備を引き渡したまま撤退する米軍を再び装備させるには限界があり、結局すでに不足している動員備蓄品を当てるしか

同日の午後、第 3 回目の米韓会談がホワイトハウスで開かれた。この日の協議では、まず、韓国側の要請に応じて共同声明を 7 月 30 日に発表することで合意した。

そして、会談開始の直前、韓国側に提示された「米韓合意議事録」の最初の草案をめぐって、韓国側が検討を進めることで同意した。この議事録は、米韓両国の懸案に対する米国の立場と韓国が今後何を準備してほしいのかを示したもので、「韓国の履行事項」に関する 4 項目と「米国の履行事項」に関する 7 項目からなっていた。

まず、韓国の履行事項としては、①国際連合を通じた可能な努力も含む朝鮮統一の努力において、戦争以外の適切なあらゆる措置によって米国と協力する、②国際連合軍司令部が大韓民国の防衛の責任を担っている間は、韓国軍を国際連合司令部の作戦指揮権の下に置く、③経済プログラムを効果を高めるために必要な措置を講じる、そして、④日韓関係の改善に向けて日本と協議を進め、この際、米国を仲裁者として指名する、ことが盛り込まれた。とくに、武力による韓国統一を支持しないとの米国の立場に同意するとともに、韓国軍と国連軍司令部の指揮関係の継続、また、日韓関係の改善といった、韓国政府に対する米国側の要望が明記された。

一方、米国の履行事項のなかには、①韓国の政治、経済及び軍事分野における支援プログラムの継続、②1 個軍団規模の国連軍を維持、③休戦協定に違反して韓国に侵略が発生した場合、憲法上の手続きに従い、侵略者に対してその軍事力を行使、④戦争以外の適切なあらゆる措置によって、韓国の統一を支援、⑤韓国軍の増強を支援、⑥今年度中に直接の軍事支援を実施、⑦韓国の再建のための経済プログラムを施行することが盛り込まれた。

米国側がこのような合意議事録の草案を提示したことに関連して李承晩は、「7 月 31 日にワシントンを離れる予定である」とした上で、「韓国政府の経済及び軍事アドバイザーらが引き続き米国に滞在し、合意議事録で提示された項目をめぐって米国側との協議に臨むこともありうる」と述べ、同議事録をめぐる議論に前向きな姿勢を示した<sup>7</sup>。

翌 7 月 30 日の第 4 回の協議の多くの時間は、前日韓国側に伝えられた合意議事録草案の内容をめぐる議論に費やされた。この日、李承晩は、韓国政府の意図と方針に関する声明に基づいてファン・ドル交換レートに関する条項（パラグラフ 3 の a 項）を議論する際にだけ出席し、その他をめぐる協議には梁裕燦、孫元一、白斗鎮を当たらせた。協議の終わりに韓国側は、李承晩の同意を得られることを前提として、合意議事録の修正草案に同意した。この修正草案では、前日の最初の草案に若干修正が加えられ、とくに、韓国の統一に関する米国の立場が打ち出された「戦争以外の適切なあらゆる措置によって」との文言が削除された<sup>8</sup>。武力による統一の可能性も念頭におく韓国側の要請による削除だと思われ

---

ない」との現状を指摘し、在韓米軍の装備を韓国側に引き渡す問題を再考するよう強く促した。

<sup>7</sup> United States Summary Minutes, “Third Meeting of United States–Republic of Korea Talks, July 29, 1954, 2:30 p.m.,” August 2, 1954, *FRUS, 1952–1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1849–1850.

<sup>8</sup> 7 月 29 日の最初草案と 7 月 30 日の修正草案の全文は、Draft Agreed Minute of Conferences Between President Rhee and President Eisenhower and Their Adviser, July 31, 1954, *FRUS, 1952–1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1859–1860 を参照。

るが、とはいえ米国がここで韓国の統一に対する従来の方針の明記を放棄したわけではなかった。後述するように、米国の立場は最終的にまとめられた同議事録の最終草案の中に復活するのである。

韓国側の主張が反映されて、「交換レートを 180 対 1 とする」ことも新たに挿入されたこの修正案に対して李承晩は、同意を与えないまま、翌 7 月 31 日にワシントンを去った。そして彼は、梁裕燦を通じて「同議事録に対するさらなる研究が必要であり、今後米国側が提示する対韓経済・軍事プログラムの詳細な内容を見極めた上で、議事録への同意を判断したい」との考えをブリッグズ (Ellis O. Briggs) 駐韓大使に伝えた<sup>9</sup>。

## 二 中立国監視委員会の活動に対する韓国側の反発

ストロム (Carl W. Strom) 公使は 1954 年 8 月 20 日、駐韓米国大使館のスタッフらの共通の意見として、「李承晩が、軍事及び経済プログラムの内容を完全に履行するよう米国側に要求する一方、米韓の合意事項について文書を持って協定を結ぶことを極力避けようとする性向がある」と指摘した上で、「できるだけ早く米韓合意議事録草案への公式な同意を李承晩から引き出すべき」と国務省に勧告した<sup>10</sup>。

これを受けてダレスは、米国に滞在中だったブリッグズ駐韓大使、ロバートソン (Walter S. Robertson) 次官補と意見を交わし、米国の対韓軍事・経済援助プログラムに関する最終的な決定がなされるまで、米韓合意議事録の草案に署名するよう韓国政府に働きかけることにした。そして、8 月 21 日に米国を離れる予定であるブリッグズが韓国に着くと同時にこの作業に取り組むことができるように準備するようストロムに指示を出した<sup>11</sup>。

ところが、韓国国内の状況からすれば、同議事録への同意どころか、米国に対する反感が高まる一方であった。ブリッグズは、李承晩がワシントンから帰国して以来展開していた大衆集会について、これらの集会が米国の国益に反する内容であると本国に報告した。具体的に、まずワシントンでの会談では公表していなかった在韓米軍の再編計画について、ブリッグズは「放棄、1950 年当時の無気力な韓国軍への回帰、そして米国の対韓コミットメントの低下などと表現されている」と述べ、このような事実と異なった宣伝が韓国国民の不安を煽っており、これが広範にわたる不安の要因としてエスカレートされる恐れがあると指摘した。

また、米国による対韓軍事支援をめぐっては、「現在、孫元一国防長官と米国の当局者らの間で協議が進められているにもかかわらず、李承晩から援助の規模及び方式が十分ではないと批判されている」と伝えた。さらに、「米国としては、経済援助計画への新たな脅威

<sup>9</sup> United States Summary Minutes, “Fourth Meeting of United States–Republic of Korea Talks, July 30, 1954, 3 p.m.,” Undated, *FRUS, 1952–1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1856–1860.

<sup>10</sup> Dulles to the Embassy in Korea, Detel 148, August 20, 1954, *FRUS, 1952–1954*, vol. 15, pt. 2, p. 1866.

<sup>11</sup> Dulles to the Embassy in Korea, Deptel 148, August 20, 1954, *FRUS, 1952–1954*, vol. 15, pt. 2, p. 1866.

にさらされている」とも指摘したブリッグズは、「韓国政府が、経済調整官をウッド(C. Tyler Wood)に代わって、コールター(John B. Coulter) 国連韓国再建団代表やヴァン・フリートといった人物を擁立しようと目論んでおり、その間ドル・ファン為替レートをめぐる論争あるいはボイコットを引き起こし、援助計画の実効性が甚だしく妨害されている」と報告した<sup>12</sup>。

なかでも、ブリッグズが最も深刻に受け止めていたのは、中立国監視委員会(NNSC)の活動に対する反発から、韓国政府が独自の行動に踏み切る事態が発生する可能性であった。ジュネーヴ政治会議が失敗に終わったにもかかわらず、長引いている休戦状態、とくに中立国視察班の共産側代表(チェコ・スロヴァキア、ポーランド)が依然として韓国に滞在している現状に対する韓国側の反発は甚だしいものであった。事態の発端は、元容徳国軍憲兵総司令官が、ちょうどワシントンで米韓会談が行われていた1954年7月30日、「中立国視察班の共産側代表が即刻韓国から出国しない場合、対抗措置を取る」と警告したことにある。かつて反共捕虜の釈放を秘密裏に成功させた元容徳の発言であっただけに、米国政府は事態を深刻に受け止めた。

その翌日、テイラー(Maxwell D. Taylor) 在韓米第8軍司令官とストロム公使は卞榮泰(ピョン・ヨンテ)を訪れ、「中立国視察班は国連憲兵の保護を受けており、仮に韓国側が彼らに制裁を加えた場合、武力衝突が起こりかねない」と指摘した上で、元容徳の声明発表は李承晩の訪米成果に悪影響を与える可能性が高いと警告した。

李承晩との会談に臨んでいたダレスも元容徳の声明に触れ、「米国としては、北朝鮮地域で課せられている措置と同様の制限措置が中立国視察班の共産側代表にも適用されるよう取り計らうとともに、中立国監視委員会の活動を終了させるため、スイス及びスウェーデンと協議を行っている」と述べた。そして、米国が協議を進めている間、武力行為に出ないと約束するよう李承晩に求めた。

これに対して李承晩は、「中立国視察班の共産側代表らが比較的に自由に韓国国内を出回りながら共産側のための情報を収集している」と述べ、「もはや失敗に終わった政治会議に基づいている休戦協定の終了を宣言すべきである」と主張しながらも、「本国に適切な指示を出す」と約束した<sup>13</sup>。

ところが、元容徳が声明を発表した直後、韓国では、チェコ・スロヴァキアとポーランドの代表団を狙った示威活動による事故が発生し、死傷者こそ出さなかったものの、危機感を募らせた現地のテイラーとストロムは本国に電文を送り、①中立国監視委員会のメンバーらに対する不法行為の中断、②司法当局による無秩序の収束を韓国政府に強く求めるよう勧告した。これを受けて国務省は、中立国視察班への敵対行為に抗議するとともに、声明を通じて予告した行動を実行することはないとした李承晩の保証を喚起させる公式文

<sup>12</sup> Briggs to the DOS, Embtel 266, September 5, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1870-1871.

<sup>13</sup> United States Summary Minutes, "Fourth Meeting of United States-Republic of Korea Talks, July 30, 1954, 3 p.m.," Undated, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1856-1860.

書をストロムに送り、卞榮泰に伝えるよう指示した。

1954年8月5日に米國務省からの外交文書を伝えられた卞榮泰は、ここ数日間、中立国監視委員会の活動に反対する示威活動が起こっていないことを強調した上で、これ以上同様の示威が発生しないだろうと保証した。そして、その二日後の8月7日、卞榮泰はストロムに書信を送り、「当分の間、7月30日の声明を通じてほのめかした行動を実行しないよう、李承晩が元容徳に指示した」と伝えた。

米国側が韓国から中立国監視委員会を撤退させる方策を模索し<sup>14</sup>、そのような措置が講じられるまで韓国政府は独自の行動を見合わせることにしたのだが、それから数週間が経過しても、中立国視察班の活動中止に向けた進展は見られなかった。そこで、卞榮泰は1954年9月1日、ブリッグズを訪れ、「スイスとスウェーデンが自発的に撤退する意思を持っていないのは確かであり、韓国政府としてはチェコ・スロヴァキアとポーランドを韓国から追放する方針を固めた」とした上で、「通知を受けてから1週間以内に韓国から撤退するよう彼らに求めることにした」との書信を伝えた<sup>15</sup>。

ダレスに宛てたこの書信を受け取ったブリッグズは、「米国政府としては、中立国視察班を強制的に追放させようとする韓国の意思を非常に憂慮している」とした上で、「韓国側による脅威は、自発的に撤退するようスイスとスウェーデンに働きかけている米国の努力を妨げるだけ」と卞榮泰に自制を求めた。一方でブリッグズは、「韓国側が今行動しようとしており、私が見る限り彼らにはそうする資格がある」と韓国の立場への理解を表明しながら、中立国監視委員会の活動中止を宣言する権限をハル（John E. Hull）国連軍司令官に付与するよう、米国政府に強く促した<sup>16</sup>。

卞榮泰の書信の内容を伝えられたハル司令官も、書信のなかで言及したとおり、韓国政府が中立国監視委員会に対して最後通牒を出すのではないかと懸念し、「メンツをつぶされずに発言を撤回することはできないし、流血事態を起こさずに行動を実行することも難しい」ことを卞榮泰に認識させるために彼に書信を送る一方<sup>17</sup>、国連軍司令部による「一方的

<sup>14</sup> ダレスとしても、中立監視委員会の韓国滞在が長期化する場合、①中立国監視委員会に対する韓国側の独自の行動を支持せざるを得なくなり、②第9回国連総会の際、共産側の工作によって、中立国監視委員会が満足すべき成果を挙げているとの決議が成立する事態が発生しかねない、と現状を深刻に受け止めていた。そして、スイスとスウェーデンそれぞれの米国大使館にも電文を送り、「当該国が国連総会が開催される前に中立国監視委員会のメンバーを辞退するよう強く促す」よう指示した。Memorandum by Hull to Dulles, "Matters of Concern to the Far East Command with Respect to Korea," September 10, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1873-1874.

<sup>15</sup> Briggs to the DOS, Embtel 253, September 1, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1866-1868.

<sup>16</sup> Briggs to the DOS, Embtel 254, September 1, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1868-1869.

<sup>17</sup> ハルが卞榮泰に宛てた書信の内容は以下のとおりである。「李承晩が訪米した際、中立国監視委員会の活動を中止させるための措置を取らないことに同意する一方、ダレスは休戦を維持したまま、中立国監視委員会の活動を終了させるための方法を模索することで合意した。中立国監視委員会の活動をめぐっては、米国政府としては入念に検討しており、多くの国々が関わっている問題だけに容易に解決できないのも事実である。休戦の下、私には中立国監視委員会がその機能を果たせるよう状況を整えることだけではなく、中立国監視委員会の安全を確保する責任を負っている。彼ら

な宣言」を通じて中立国監視委員会の機能を中止させる方策を検討するようダレスに促した。ハルは、「中立国監視委員会に対して共産側がとっている制限措置は、事実上休戦協定の当該条項の無効を国連側に通告する行動に等しい」と宣言する権限を軍事停戦委員会から付与されていると述べ、「国務省としてはこのような方法をとることに気が進まないかもしれないが、休戦協定における中立国監視委員会の活動に関連した条項が無効になったと見なすべき」と主張した<sup>18</sup>。

このように、米国の対韓政策及び休戦体制に対する韓国政府の不満が増幅しつつある中、中央情報局をはじめとする米情報当局から、韓国が独自の軍事行動を計画しているとの報告が数回にわたって行われた。ところで、この軍事計画については、実は李承晩自らがその存在を米国側に伝えていた。1954年7月末の訪米の際、李承晩は、朝鮮統一をめぐって平和的な手段による統一の方針を重ねて主張する米国側に対して、「世界大戦へ拡大する恐れもなく、朝鮮半島の統一を成し遂げられる計画を持っている」と言い出し、「仮に米国が、統一のための韓国の努力を支援すると明言すれば、この秘密計画を公開して米国側と議論する用意がある」と漏らしたのである<sup>19</sup>。ただ、その後、李承晩は、「計画の妥当性を検討するのに適格な米国の軍事当局者に朝鮮半島の統一計画を披露したい」としながらも、「朝鮮半島を統一するための軍事的手段を米国が真剣に考慮することになった時に限って、この計画の価値が発揮される」とした上で、「米当局からそのような趣旨の申し入れがあれば、いつでも計画を説明する」と述べ、米韓協議の場での公開を見送った<sup>20</sup>。

韓国が独自に軍事計画を立てているとの情報については、ハルも「李承晩の指示に従い、韓国軍の参謀たちが独自の軍事行動計画を作成しているのは確か」とリッジウェイ陸軍参謀総長に報告した。ただ、ハルは、韓国側に自らの軍事計画を実行しても所期の目的を達成することができないこと、言い換えれば米国を巻き込む可能性がないことを確信させることができれば、とくに憂慮すべき問題にはならないと判断していた。そしてハルは、作戦計画の実行を断念させるために、「韓国によるいかなる敵対行為の再開に対しても決してこれを支援しない方針であり、責任を共産側になすりつけようとする偶発的な軍事衝突にも騙されるつもりはない」との米国の立場を、李亨根（イ・ヒョングン）合同参謀本部議

---

を保護する義務から解除されるまで、あらゆる手段を使って責任を全うするつもりである。米韓両国が緊密に協力することを盛り込んだ李承晩・ダレス声明に基づいて、韓国政府が急に独自の行動に出ることなく、米国の決定を待ってくれることを願う」。Hull to Ridgway, C 69481, September 2, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1869-1870. 一方、ハルの書信に対して卞榮泰は、政治会議の失敗にもかかわらず、韓国における中立国視察班の共産側メンバーの滞在が長期化している現状を踏まえ、中立国視察班の撤退に向けた実効性のある措置を要請するとともに、在韓米軍の撤退が進められていることにも触れ、「ある程度の抑止効果を期待するには韓国軍の増強が計画・実現されなければならない」と強く訴えた。Briggs to the DOS, Embtel 266, September 6, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1871-1872.

<sup>18</sup> Memorandum by Hull to Dulles, "Matters of Concern to the Far East Command with Respect to Korea," September 10, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1873-1874.

<sup>19</sup> Hagerty Diary, July 27, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1839-1847.

<sup>20</sup> United States Summary Minutes, "Third Meeting of United States-Republic of Korea Talks, July 29, 1954, 2:30 p.m.," August 2, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1849-1850.

長、丁一權（チョン・イルクオン）陸軍参謀総長といった軍首脳部に明言しておいたと付け加えた<sup>21</sup>。

このように、韓国による敵対行為の再開の可能性が指摘されると、ダレスはブリッグズに電文を送り、そのような韓国の軍事計画を阻止するための行動について彼の意見を求めた。

これに対してブリッグズは、「韓国国内の事情がさらに陰悪化する恐れがある」と評価した上で、「明確な証拠を盛り込んだ米韓合意議事録を李承晩に提示することが最も大事である」と述べ、同議事録草案の完成を急ぐよう勧告した。そして、ブリッグズは、「我々の提示する条項に対して、李承晩が容易に同意するだろうとの楽観論を証明すべき証拠はほとんどない」としながらも、李承晩が政治的現実に対して理解を表明した事例があることから、「米国の立場が真剣であり、いかなる脅しにも屈することがないと判断すれば、彼の態度も変わるだろう」と付け加えた<sup>22</sup>。

米韓合意議事録草案を早期にまとめて李承晩に提示する必要性については、ハルも「李承晩が今後、同議事録を拒否し、あるいは条項の大幅な修正を求めてくる可能性は十分想定される」としながらも、米韓合意議事録の合意に向けた韓国との交渉を急ぐようダレスに助言した<sup>23</sup>。

### 三 米韓合意議事録の最終草案

現地の米当局者らがその完成を急ぐよう再三促した「米韓合意議事録」をめぐるのは、李承晩の訪米によるワシントンでの米韓会談の結果、韓国代表团、米國務省、対外活動局、国防総省、財務省、予算局のそれぞれの代表からなる「経済小委員会」が設置され、1954年7月30日に米韓当局の間で合意された修正草案を基に、対韓経済及び軍事援助プログラムを調整するための議論が続けられた。そして、同小委員会での協議内容を踏まえて國務省、国防総省及び対外活動局によってまとめられた米韓合意議事録の最終草案が、1954年9月9日の第213回国家安全保障会議に報告された。翌9月10日、アイゼンハワー大統領

---

<sup>21</sup> Hull to Ridgway, C 69527, September 7, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1872-1873. なお、ハル司令官は李承晩の判断に対する韓国軍首脳部の影響力に期待を寄せており、その根拠として、過去、李承晩が全面的な攻撃計画を念頭に置いた際、韓国軍首脳部がその実行を思いとどまらせた事例が考えられる。1954年3月25日、孫元一国防長官はブリッグズを訪れ、「3月23日の会議で、李亨根合同参謀本部議長、丁一權陸軍参謀総長、白善燁第1野戦軍司令官らが、韓国の独自の軍事行動によって朝鮮半島の統一を達成することはできないとの意見を、李承晩に明確に伝えた」と極秘で伝えた。この情報の信頼性についてブリッグズは、「疑う余地がない」とした上で、「韓国軍の指導部が軍事行動の再開と関連した軍事的要素を現実的に評価している」と分析した。ブリッグズによれば、この内容をテイラー米第8軍司令官にも伝えており、テイラーが韓国軍の将軍たちと李承晩との関係に関する報告を準備していたという。Briggs to the DOS, Embtel 936, March 25, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1766-1767.

<sup>22</sup> Briggs to the DOS, Embtel 266, September 5, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1870-1871.

<sup>23</sup> Memorandum by Hull to Dulles, "Matters of Concern to the Far East Command with Respect to Korea," September 10, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1873-1874.



の承認を受けたこの最終草案は、米韓それぞれの履行事項を盛り込んだ本文と、付属文書 A（効果的な経済計画のための措置）及び付属文書 B（1955 会計年度における大韓民国の軍事力の水準ならびにそのためのアメリカ合衆国による支援）からなる<sup>24</sup>。

この最終草案は 9 月 14 日の経済小委員会で韓国代表団に提示され、議論が行われた。まず、韓国の履行事項のパラグラフ 5（大韓民国は、アメリカ合衆国の援助計画に通常適用される法律及び慣例に合致する援助資金の行政上の手続きに協力する）をめぐって、米国としては、対外活動局の役割に関する韓国政府筋から公然の批判が度々あったことを踏まえて、韓国の方針と意図を明記する必要性という観点から同条項を設けた。これに対して韓国側は「対外活動局の措置に対して引き続き協力することは当然のことであり、敢えてこの条項を挿入することは、韓国政府が対外活動局に協力していないと印象付けてしまうだけ」と反発した。

ワシントンでの米韓協議の過程では、韓国側から「軍事計画の実行において米韓間の協議と韓国政府の同意を要する」との条項を挿入してほしいとする要請があった。これを受けて、米国の履行事項のパラグラフ 3 が設けられたが、ただ、ここでは「同意」(concurrency)という単語が抜けていて、韓国側はこれに失望感を隠さなかった。

付属文書 A のパラグラフ 1 に対して韓国側は、その内容に同意しながらも、ファン引き出しに関する現行の取り決めが有効であること、つまり、固定為替レートではなく様々な現実的な交換レートを適用することに異議を唱えた。米国としては、ファン引き出しに関する新しい計画が成果を挙げない場合に備えて、少なくとも米韓両国の合意による別の計画が立てられるまで、現行の取り決めを維持すべきだと考えていた。

付属文書 A のパラグラフ 2 をめぐって、韓国側は、中国あるいは北朝鮮を相手に貿易を継続している国々からの調達を禁止するよう求めるとともに、「最善の品質」(best quality)の文言に代わって「必要とされる品質」(required quality)にしよう要請した。韓国側がこのような修正を求める理由について直接的に言及してはいなかったものの、それは調達対象国から日本を除外するためであった。これに対して米国側は、「援助資金の使用において、非共産主義国家に対する差別があってはならない」との方針を貫いた。

最後に、付属文書 B をめぐって、韓国側は、「韓国軍への援助及び装備に関して、米国が具体的な履行事項を表明するのは適切かつ緊要である」と表明する一方、節約に関しては単に「協力する」とした一般的な発言に止まっていた。とくに、パラグラフ 4 の「装備及び編成表」の改正のための履行事項について、「合意議事録のなかに具体的に示すべきではなく、野戦で更なる協議を行うべき」と主張し、また、米国からの援助を含むあらゆる軍事計画に対する監督機能を共同軍事委員会 (Joint Military Committee) が所管することを規定したパラグラフ 10 に対しても異議を唱えた。

これに対して米国側は、①韓国の軍事予算及び計画に対する検討と分析を韓国側と共同

---

<sup>24</sup> 米韓合意議事録の最終草案の全文は、The Department of the Army to Hull, DA 967743, September 15, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1875-1881 を参照。

で行うことを望んでおり、韓国との協議が適切であれば、援助を利用する具体的な措置を独自で決められる権利を留保する、②付属文書 B に提示されている軍事部門の詳細及び原則に関する取り決めは、米国がその線に沿って韓国軍への支援を行うことにおける必須条件である、との立場を強調した。

このように、米国側の提示した最終草案に対しては韓国側から異議が寄せられたものの、アイゼンハワーの承認を受けた同草案の内容に関しては、韓国政府との交渉過程で本質的な修正が求められる場合、ダレス国務、ウィルソン国防、スタッセン対外活動局長官が共同でアイゼンハワーに報告することが義務付けられていて、米国政府としては確固たる姿勢で韓国との交渉に臨む方針を固めていた。そして、この最終草案をブリッグズ、ハル、ウッドが韓国政府に正式に提示し、同草案への合意に向けて交渉に臨むことになった。

スミス国務副長官は 1954 年 9 月 18 日、ブリッグズに電文を送り、米国政府の方針として、韓国政府と交渉する際に強調すべき点を伝えた。スミスは、「対韓援助金額が、米国による他の対外援助の中でも最も規模が大きく、当初米議会に提出した予算を 1 億ドル以上上回っている」こと、また「これが最近まで続いた米韓協議を踏まえて韓国側に配慮した結果であり、その財源は確保されていないため、おそらく他の国への支援計画を削って賄うことになる」ことを韓国側に強調するよう求めた。要するに、米韓合意議事録が韓国にとって受け入れがたい保証を求めている一方、米国政府としても、韓国の立場に配慮して対韓援助規模を拡大するために少なからぬ障壁を乗り越えてきたことを強調することによって、韓国側が草案に歩み寄ることを期待したのであった<sup>25</sup>。

ところで、「できるだけ早く米韓合意議事録草案を李承晩に提示して、同草案への同意を取り付けるよう努力してほしい」との本国からの注文にも関わらず、ブリッグズらがこの最終草案を李承晩に正式に伝えたのは一週間後の 1954 年 9 月 27 日のことであった。ブリッグズ自身も、米韓合意議事録草案を早期に完成させ、李承晩に伝えることを米国政府に再三勧告していただけない、同草案の提示が遅れたのに対しては疑問が生じる。これは 1953 年 10 月のいわゆる「久保田発言」に端を発して日韓会談が中断して以来、日韓関係の改善に向けた動きが見られない中、李承晩が日韓不和を煽る発言を毎日のように繰り返していたことが背景にあると考えられる。ブリッグズは本国に電文を送り、「親日性向の人物としてダレスも攻撃の的になっている」と伝えながら、「米韓合意議事録と同時に、日本との関係を改善するよう促す別途の文書を提示して、それぞれの文書に対する韓国政府の同意を取り付けるべき」と主張した。彼としては、日韓関係の改善への約束を米韓合意議事録に結び付けて、その実現に向けて韓国側に働きをかけることを構想し、米国政府の返事を待っていたのであった。

韓国側に日本との関係を改善するよう求めずに、対韓支援、とくに軍事援助計画の履行を約束してはいけないとの意見は、すでにダレスからも出されていた。極東及び西太平洋

---

<sup>25</sup> Smith to the Embassy in Korea, Deptel 204, September 18, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1882-1884.

における米軍の再編計画と韓国軍の増強案をめぐって話し合われた先の第 208 回国家安全保障会議（1954 年 7 月 29 日）において、ダレスは、「韓国政府が、自国の領土だと主張する地域から日本国籍の漁船を追い出すため、さらなる艦船の増強を求めている」と指摘した上で、「日韓の間に漁業権に関する協定が結ばれるまで、艦船、ジェット戦闘機といった起動装備の提供を約束すべきではない」と主張したのである。ただ、当時のダレスの意見に対しては、起動装備の提供を条件とした漁業協定の実現を疑問視する声や、「日韓の間の漁業権の問題の解決においては米国が仲裁者としての役割を果たすべき」とのウィルソン国防長官の意見にもぶつかり、日韓関係との関連から韓国軍の増強案に修正が加えられることはなかった<sup>26</sup>。

同様に、軍事支援の内容を盛り込んだ米韓合意議事録の履行と日韓関係の改善への約束とをセットにして韓国との交渉に臨むことを勧告したブリッグズにも、日韓関係の改善については、米韓合意議事録の合意とは切り離してより長期的な観点から取り組むべきとした米国政府の意向が伝えられた。スミスは、「日韓関係は、両国に辛抱強くかつ確固たる圧力をかけることによって正常化に向かって前進するものである」とした上で、「そのような圧力をかけるためには、米国が仲裁者として役割を担うことが効果的である」と説明した。そしてスミスは、李承晩との交渉に当たっては、議事録草案とは別途に、「米国としては日韓関係の改善に向けて仲裁者としての役割を果たす意向がある」ことを伝えるよう指示するに止まり、李承晩に議事録草案を提示するための会談を開始するよう再度促した<sup>27</sup>。

#### 四 最終草案をめぐる攻防

ブリッグズは国務省の指示に従って 1954 年 9 月 27 日に李承晩を訪れ、米韓合意議事録の最終草案を正式に伝えた<sup>28</sup>。この場で李承晩は、韓国統一の問題に関する持論を展開することに終始した。彼は、「統一された独立かつ民主的韓国を樹立することが最も重要であり、早急に解決すべき喫緊の課題である」と平和的な手段に縛られない姿勢を強調した。また、米軍の撤退問題について、「共産側の脅威への正しい評価に欠けている行為である」と批判した上で、「米国からの支援の有無に関係なく、自らのとるべき行動を決める時がきた」と繰り返して独自の行動に踏み切る可能性に触れた。

一方、ブリッグズは、韓国の福祉と安全保障はもちろん、共産主義への対抗といったアジアにおける共通の目的のため、友好的な日韓関係は不可欠であり、日韓関係の改善に向

<sup>26</sup> この場でラドフォードは、韓国海軍の増強について、「護衛駆逐艦 2 隻といった小規模の増強に止まっている」と説明する一方、空軍の増強については、「韓国側が、韓国空軍に提供された回転翼航空機もジェット機のように攻撃能力を持っていると満足している」と指摘した上で、「ジェット機を保有するため、果たして韓国側が日本との交渉に乗り出すのか」と否定的な考えを示した。Memorandum of Discussion at the 208<sup>th</sup> Meeting of the National Security Council, Thursday, July 29, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 13, pt. 2, pp. 1850-1856.

<sup>27</sup> Smith to the Embassy in Korea, Deptel 216, September 22, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, p. 1887.

<sup>28</sup> この日の会談では、両氏のほか、米国側はハルとウッドが、韓国側は卞榮泰、孫元一、白斗鎮が同席した。

けて米国が建設的な役割を果たせるよう、米国を仲裁者に任命することを提案した。これに対して李承晩は、米国の提案を明確に拒んだわけではなかったが、かと言って受け入れる余地についても何ら言及しなかった。李承晩は、ただ「日本が韓国を再び占領しようとする野望を捨てずにいる」と日本に対する不信感を顕にしながら、日韓交渉の再開の条件として、①韓国合併条約の公式な取り下げ、②書籍、文化財及び金（gold reserves）の返還、③漁業禁止令の受け入れ、そして④対韓請求権の放棄を挙げた<sup>29</sup>。

米国政府から「我々の立場を明確に表明した後、米国政府が米韓合意議事録及びその付属文書の合意を急いでいるとの印象を与えないため、同議事録をめぐる議論の日程については韓国側の申し入れがない限り、先に言及しないこと」との指示もあって<sup>30</sup>、ブリッグズらが韓国側の反応を待っているうちに時間が経過し、次回の米韓交渉が開かれたのはほぼ1カ月ぶりのことであった。この場で最大の争点となったのは、ファン・ドル論争であって、要は、米国側が様々な現実的な為替レートを適用するよう求めているのに対して、李承晩は、「深刻さを増していた韓国国内におけるインフレの原因が専ら変動為替レートの適用にある」と主張しながら、固定為替レートに固執した。2時間にわたって双方の攻防が続くなか、この問題への解決策を見出すことはできず、ブリッグズは、「我々の草案に対して韓国側から同意を得られない限り、米国としては、いかなる経済及び軍事支援計画の履行を約束することはできない」と重ねて米国の草案を受け入れるよう求めた。

すると卞榮泰が、米国の草案を検討して作成されたものとして韓国側の「対案」と「覚書」を提示した。この対案は、これまでワシントンで行われた米韓協議の場で繰り返されてきた韓国側の立場を盛り込んだものであって、全ての分野において韓国側の立場をより強く前面に打ち出す内容であった。例えば、武力によって朝鮮半島の統一を実現させようとする韓国の努力に対して米国からの支援を求める一方<sup>31</sup>、付属文書Aのパラグラフ1においては、国連のファン貸与に関する現行の取り決めに無効にすることを要求した。

さらに、対案とともに提示された「覚書」のパラグラフ13では、事実上ウッ드의更迭を求める「新しい経済調整官の任命」が盛り込まれていた<sup>32</sup>。

即刻ブリッグズは、韓国側の対案及び覚書をダレスに報告しながら、「米国としては、受け入れることができないとの立場を、できるだけ早く文書の形で韓国側に返信すべき」との意見を添えた。とくに、彼は、仮に李承晩がウッドを好ましくない外交官と公言することを示唆する場合、「ウッドの知識と力量は米韓関係に役立ってきたと信じている米国政府

<sup>29</sup> なお、卞榮泰は上記の条件に加えて、日本政府が、「久保田発言を撤回し、李承晩ラインを受け入れる」と公言することを求めた。Briggs to the DOS, Embtel 362, September 27, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1888-1889.

<sup>30</sup> Smith to the Embassy in Korea, Deptel 216, September 22, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, p. 1887.

<sup>31</sup> これに関連して、韓国側の「対案」では、合意議事録の最終草案における韓国の履行事項のパラグラフ1と米国の履行事項のパラグラフ5がともに削除されていた。

<sup>32</sup> 韓国側の提示した米韓合意議事録の「対案」は Briggs to the DOS, Embtel 475, October 22, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1900-1901 を、「覚書」は Briggs to the DOS, Embtel 476, October 22, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1902-1905 をそれぞれ参照。

としては、ウッドを陥れるような措置が相互の信頼及び協力に悪影響をもたらすことになると認識している」との立場を韓国政府に伝えることへの承認を建議した<sup>33</sup>。

ブリッグズの報告を受けたダレスは、彼の勧告通り、次のような内容を含めた返信を作成するよう指示した。

1. 韓国側が提示した対案における主な項目は、米国の草案と相容れないものであり、全体的に米国の履行事項を強化する一方、韓国の履行事項については弱化させるものでって、米国政府としては受け入れることができない。
2. 議事録の内容に関する米国の立場については、李承晩が訪米した際、またその後の米韓協議を通じて十分説明を行ったつもりである。韓国統一のような本質的な問題に対する米国の立場は揺るぎないものであり、米国の草案を韓国が受け入れない限り、米国としては如何なる経済及び軍事援助に関する計画の実行を保証できない。対韓援助計画の実行に支障が生じないように、米国の草案を再考した上、米国の草案に同意するよう韓国政府に求めるところである。

一方、韓国側の「覚書」についてもダレスは、米国政府のウッドへの信頼、また、対外援助史上、対韓援助計画の持つ意味に加えて、「日韓関係との関連で、米国は仲裁者の役割を担う意向を数回にわたって表明してきたが、この問題と米韓合意議事録に合意する問題とは切り離して取り組むべきであり、先に行うべきなのは、米韓両国が韓国の経済と軍事力を発展させることに力量を集中できるよう、合意議事録に署名すること」とのメッセージを韓国側に口頭で伝えるよう指示した<sup>34</sup>。

1954年10月29日の午前、ブリッグズは、ダレスの指示に従って作成した書信を李承晩に手渡ししながら、韓国側の「対案」に反対する立場を明確に表明した。ブリッグズの説明を聞いた李承晩は、統一問題に関する条項をめぐって二つの選択肢を提案した。その一つは、韓国の履行事項におけるパラグラフ1<sup>35</sup>と米国の履行事項におけるパラグラフ5<sup>36</sup>をともに米国の草案から削除する案であり、もう一つは、米国の履行事項のパラグラフ5に含まれている「平和的な手段によって」という文言だけを削除する案であった。そして李承晩は、「韓国政府としては、いずれかの選択肢に対して米国政府が同意することを望んでいる」と述べ、このような要請をワシントンに報告してくれるようブリッグズに求めた<sup>37</sup>。

<sup>33</sup> Briggs to the DOS, Embtel 474, October 22, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1898-1900.

<sup>34</sup> Dulles to the Embassy in Korea, Deptel 295, October 26, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1905-1906.

<sup>35</sup> 韓国の履行事項のパラグラフ1：韓国は、国際連合を通じた可能な努力も含む朝鮮統一の努力において、米国政府と協力する。

<sup>36</sup> 米国の履行事項のパラグラフ5：米国は、平和的なあらゆる手段によって韓国の統一を支援する。

<sup>37</sup> Briggs to the DOS, Embtel 509, October 29, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1907-1910.

さらに、翌 10 月 30 日、卞榮泰も米韓合意議事録の修正を求める書信をブリッグズに送ってきた。ここで卞榮泰は、米国の履行事項におけるパラグラフ 5 の「平和的な手段によって」の文言を削除するとともに、韓国が共産側の侵略を受けた場合、軍事的支援のための米国の来援を規定した米国の履行事項のパラグラフ 4<sup>38</sup>において「休戦協定の違反」という文言を削除するよう求めた<sup>39</sup>。

この修正要請は、そもそも先の韓国側の「対案」にも盛り込まれていた内容であって、これまで議論してきた「最終草案」を受け入れるための条件として提示したのではなく、あくまでも従来の主張の繰り返しに過ぎなかった。ブリッグズから韓国側の要請に関する報告を受けた国務省としても、真剣に検討しようとはせず、韓国政府に返信もしないでいた。だが、韓国側の修正要請が糸口になって、後述するように、その後米韓合意議事録の同意に至り、しかも漂流していた米韓相互防衛条約の批准書の交換が実現するのである。

## 五 合意議事録と批准書の交換

米韓合意議事録の合意に向けた米韓交渉が行き詰まり、米韓両国の間の懸案に対する李承晩の最終的な立場が不透明なままで、韓国との交渉に臨んでいる現地の米当局者の間では米韓合意に至らないのではないかと憂慮する声が高まっていた。また、米韓交渉に常に付きまとっていた中立国監視委員会の活動に対する韓国側の反発はますます激しくなり、1954 年 10 月 22 日の米韓交渉の席で李承晩は、「韓国領土に中立国監視委員会が駐留している現実に憤りを覚える」とした上で、「韓国警察が彼らを逮捕し、非武装地帯に連れ去ってそこで釈放する」計画を提案するに至った。これに対してハル司令官は、独自の行動をとらないよう李承晩に自制を求める一方、「李承晩が我々を戸惑わせる行動をとる前に、韓国から中立国監視委員会の撤退を促すための措置を急がなければならない」と重ねてワシントンに危機感を伝えた<sup>40</sup>。

こうしたなか、1954 年 11 月 8 日、東京ではブリッグズ、ハル、テイラー、ウッドによる会合が開かれ、四氏は、今の米韓関係を明確に満足のゆかない関係であると評価した上で、今後李承晩が米韓合意議事録の合意に同意せず、また、米国に対して友好的ではない行動をとり続ける場合、これにうまく対処するための一般計画（general plan）が必要になるとの認識で一致した。

そこでハル司令官は、米国政府の対韓政策の方針に対する李承晩の抵抗が継続する場合、これに対応するための政治、経済及び軍事手段を含む一般計画の概要を作成し、ワシントンにその検討を促した。李承晩に米国の方針への協力を促すために圧力をかけることを内

<sup>38</sup> 米国の履行事項のパラグラフ 4: 米国は、休戦協定に違反して韓国に不意の侵略 (Unprovoked Attack) があつた場合、米国の憲法上の手続きに従い、侵略者に対してその軍事力を行使する。

<sup>39</sup> Briggs to the DOS, Embtel 540, November 9, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1914-1915.

<sup>40</sup> Briggs to the DOS, Embtel 509, October 29, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1907-1910.

容とするこの計画で、ハルは、現状を 4 段階に分け、段階が上がるにつれて李承晩への圧力を強める措置を構想した<sup>41</sup>。

ブリッグズも、「李承晩が真の同盟国として米国に協力する意思を明確にしない限り、圧力を緩めてはいけない」と毅然とした対応を呼びかける一方、確定した米国の方針に対して李承晩が決して鈍感ではないとも評価した上で、「米韓合意議事録の条項の一部を修正するよう要請したことに対して早急に返信を送るべき」とダレスに勧告した<sup>42</sup>。ブリッグズとしては、米国からの返信が伝えられた後も韓国側の態度に変化が見られない場合、ハルの勧告に沿って圧力をかけることが望ましいと判断したのであった。

ブリッグズの勧告を受けてダレスは、卞榮泰が 2 カ所の修正を求めたのに対して、「米国としては長い間検討を重ねてきた米韓合意議事録草案の一部を修正することを認めるわけにはいかない」とした上で、その理由を次のように説明するようブリッグズに指示した。

1. 韓国統一に対する米国の立場について、「米国政府が平和的手段による韓国統一を重要視している」と繰り返し韓国側に伝えてきた。
2. 米国の履行事項におけるパラグラフ 4 の「休戦協定の違反」という文言の削除について、韓国への侵略の際、米国の行動の法的根拠を明確にするために「米韓相互防衛条約の批准書の交換が行われるまで」同文言の明記が求められる。

このように、ダレスは、卞榮泰が求めた米韓合意議事録の修正要求を退けるとともに、1955 会計年度の 3 分の 1 以上が経過してしまった現状に触れ、「更なる遅延戦術は、韓国経済の再建のためのプログラムと韓国軍の増強を遅らせるだけ」と同議事録の合意に向けた進展を促すよう付け加えた<sup>43</sup>。

韓国の修正要請に対する米国政府の立場が伝えられたのは 1954 年 11 月 14 日であるが、この日の面会は卞榮泰からの申し入れによるものだった。この場で卞榮泰は、韓国側の代表として国連総会に出席するために 11 月 16 日にニューヨークに向かって出発する予定であるとした上で、「旅立つ前に米韓合意議事録への同意を決着させたい」との意向を示した。そして卞榮泰は、自身がダレスに宛てた書信への返事がまだ届いてないのかと聞き、突然ともいえる状況を前に、ブリッグズはダレスから届いたばかりの返事を卞榮泰に手渡したのである。

まず、米国の履行事項のパラグラフ 4 のなかに、なぜ、「休戦協定の違反」との文言が必要なのかに関する説明を受けた卞榮泰は、「直ちに米韓相互防衛条約の批准書を交換するこ

<sup>41</sup> なお、李承晩の極端な態度が変わらず、李承晩政権を交替させるための動きが見られない現状を想定した第 4 段階においては、最後の手段として韓国軍事顧問団の撤退を計画している。Hull to Ridgway, C 70208, November 8, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1911-1914.

<sup>42</sup> Briggs to the DOS, Embtel 540, November 9, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1914-1915.

<sup>43</sup> Dulles to the Embassy in Korea, Deptel 326, November 12, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1915-1916.

とへの承認を李承晩から得る確信がある」と即答した。では、米韓相互防衛条約の有効期限に関する条項（第 6 条）の修正を要求しながら、米韓相互防衛条約の批准書交換に積極的に乗り出していないでいた韓国側が、なぜ、ここで条約の批准書交換に前向きな姿勢に転じるようになったのか。当初ダレスが、米韓相互防衛条約の批准書交換の可能性を念頭に置いた上で、前記のような説明を韓国側に行うようブリッグズに指示したかどうかは今のところ定かではないが、議事録への米韓合意の実現が厳しいとされる中、彼がここで合意議事録と相互防衛条約との接点を作り、批准書交換を所管する責任者として条約の発効に決着をつけようとしたと考えるには無理がある。一方、韓国側が「休戦協定の違反」との文言の削除を求めたのは、韓国への侵略に対する米国の軍事対応が共産側による侵略だけに限定されるのを望んでいなかったためである。つまり、韓国は、共産側による侵略だけでなく、それ以外による、とくに日本からの侵略がその対応すべき対象から除外されるのを憂慮したのであった。

いずれにせよ、議事録の最終草案における米国の履行事項のパラグラフ 4 の条項から、米韓相互防衛条約との接点生まれ、漂流していた同条約の発効に至る可能性が開かれたと言えよう。

もう一つ、韓国統一に関する米国の立場に関連して卞榮泰は、米国の履行事項のパラグラフ 5 の中の「平和的な手段によって」という文言を削除するか、さもなくばパラグラフ 5 の全てを削除するよう重ねて要請した。なんとしても武力手段を明確に否定する条項が盛り込まれることを阻止しようとした卞榮泰は、「その代わりに、我々は韓国の履行事項のパラグラフ 1 を受け入れる用意がある」と述べた<sup>44</sup>。米国の履行事項のパラグラフ 5 を削除することに関連して、ブリッグズが「仮に米国政府がこの提案を受け入れることになれば、ダレスから韓国の統一に関する米国の立場を明記した書信が送られることになるだろう」と卞榮泰に応じると、卞榮泰もこの事項を李承晩に報告して議論する考えを伝えた。

卞榮泰が国連総会の出席のためにソウルを離れる 11 月 16 日の前に米韓合意議事録の合意に至る可能性を見込んだブリッグズは、彼の発言を同議事録を受け入れるための条件と受け止め、次のような解決策を受け入れるよう本国に勧告した。

1. 米韓相互防衛条約の批准書の交換を直ちにワシントンで行うことを条件に、米国の履行事項のパラグラフ 4 のなかの「休戦協定の違反」という文言を削除する。
2. 韓国の履行事項におけるパラグラフ 1 の維持に同意すること、また、平和的な手段による韓国統一を支援するとして米国の立場を盛り込んだダレスからの書信を受け入れることを条件に、米国の履行事項のパラグラフ 5 を削除する。

<sup>44</sup> なお、卞榮泰からこのような条件を示される前の時点で、ダレスも全く同じような案を立てていた。つまり、ダレスは、韓国統一のための米国の努力に協力することを規定した韓国側の履行事項のパラグラフ 1 をそのまま維持する一方、米国の履行事項のパラグラフ 5 を全て削除する案を検討しており、この情報をブリッグズにだけ伝えていた。Dulles to the Embassy in Korea, Deptel 326, November 12, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1915-1916.



同時にブリッグズは、上記の解決策に対して韓国側が最終的に同意すれば、米韓合意議事録の合意に署名できる権限を自分に与えるよう求めた<sup>45</sup>。

ここに来て韓国政府が議事録への合意に意欲を示した背景には、「米韓関係の行き詰まりが続けば、国連総会において、米国側が韓国の立場より他の同盟国の立場に配慮する事態が発生しかねない」という懸念に加えて、韓国国内の政治状況もあったと指摘できよう。つまり、李承晩としては、三選禁止条項を初代大統領に限り適用しないことを柱とする憲法改正案を押し通そうとしている時点で、米国との論争を公然と繰り返すのが自らの立場を危うくするだけだと認識したのであろう。乗り気でない国会を説得して憲法改正を実現させるには、米国との関係を改善することだけではなく、懸案の米韓合意議事録を韓国側に有利な方向で解決したことをアピールする必要があったのである<sup>46</sup>。

さて、ブリッグズの勧告通り、ダレスは、米国の履行事項のパラグラフ 4 のなかの「休戦協定の違反」の文言と同パラグラフ 5 をそれぞれ削除することに同意する権限をブリッグズに付与しながら、最終的に同議事録に合意する前に韓国側と二つの「覚書」を交換するよう条件付けた。つまり、「休戦協定の違反」の削除に関連して、ダレスは「米韓相互防衛条約の批准書が実際にワシントンで交換されない限り、修正されたパラグラフ 4 は有効ではない」との内容の覚書とともに、米国に履行事項のパラグラフ 5 の削除に関連して、「平和的な手段による韓国統一を支持する」とした従来の米国の立場に変わりはない」ことを、当初の書信の形に代わって同じく覚書で交換するよう指示したのである。ただし、ダレスは「韓国の統一に関する米国の立場については、これまで公式であれ非公式であれ明確に伝えられてきただけに、韓国側がパラグラフ 5 の削除を米国政府の方針が変化した証拠だとして巧妙に利用する恐れがないと判断すれば、これを改めて覚書にする必要はない」と述べ、二つ目の覚書の交換についてはブリッグズの判断に委ねた<sup>47</sup>。

韓国側が米国の履行事項に関する条項の内、2カ所の削除に伴う覚書の交換に同意すれば、米国政府を代表して合意議事録に署名する権限も与えられたブリッグズは、1954 年 11 月 15 日の午前、李承晩を訪れて直談判に臨んだ。米韓合意議事録の合意に向けた解決案を伝えられた李承晩はその場で、「駐米大使に米韓相互防衛条約の批准書を米国政府側と交換するよう指示する」と答え、またパラグラフ 5 を削除することについても満足の意を表明し

<sup>45</sup> Briggs to the DOS, Embtel 558, November 14, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1917-1918.

<sup>46</sup> 1954 年 5 月 20 日の民議員選挙で圧勝した自由党は、無所属議員も引き込んで改憲可能な数を確保し、国会への憲法改正案の上程を準備していた。初代大統領に限り、三選制限条項を撤廃して終身執権を可能にするこの改正案は、11 月 27 日に票決に付されたが、在籍 203 人中、賛成 135 票で、改憲定足数 136 票に 1 票不足で否決された。しかし政府は、「在籍 203 人の 3 分の 2 は 135.333 人であり、『四捨五入』すれば、改憲に必要な数は 135 人となる」と言い張り、国会は 11 月 29 日、野党議員が退場する中で改憲案の否決を翻し、可決動議案を通過させた。徐仲錫（文京洙訳）『韓国現代史 60 年』明石書店、2008 年、38～41 頁。

<sup>47</sup> Dulles to the Embassy in Korea, Deptel 327, November 14, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1918-1919.

た。

李承晩の意向が確認された直後、ブリッグズは修正した米韓合意議事録とその合意に伴う覚書を作成して同日の午後、卞榮泰に伝えた。これに対して卞榮泰は、李承晩の最終的な承認を条件に、1954 年 11 月 17 日に米韓合意議事録に署名することに同意した<sup>48</sup>。

去る 1954 年 7 月末から協議を重ねてきた米韓両国は、合意議事録への署名まで、あとブリッグズの提示した覚書に対する李承晩の同意だけが残っているかのように見えた。ところが、11 月 17 日の午前、ブリッグズから二つの覚書を実際に提示された李承晩は、「米韓相互防衛条約の批准書が実際にワシントンで交換されない限り、『休戦協定の違反』との文言が削除されたパラグラフ 4 は有効ではない」との覚書については何ら異議を唱えなかったものの、米国の履行事項のパラグラフ 5 の削除に伴って作成された韓国の統一に関する米国の立場を盛り込んだ覚書に対して待ったをかけた。つまり、「独自の行動がいずれ必要になる」とした韓国側の立場を、この覚書のなかに盛り込むよう要請したのであった。

これに対してブリッグズは、韓国側が主張するパラグラフ 5 の削除を米国政府から認めもらうには、統一に向けた米国の努力に協力することを規定した韓国の履行事項のパラグラフ 1 を維持すると同時に、統一に関する米国の立場を示した同覚書の交換に同意しなければならないと強調した。さらにブリッグズは、同覚書のなかに韓国の独自行動に関する内容を新たに盛り込むことになれば、米韓合意議事録の全ての内容を再検討しなければならない、米韓合意の道はさらに遠のくと警告した。

結局、3 時間を超える論争の末、李承晩は渋々二つの覚書の交換を認めるとともに、合意議事録の調印式を予定通り 16 時に実施することに同意した。

お互いに従来立場を崩さず、平行線を辿ってきた合意議事録をめぐる米韓交渉は、韓国側が争点を絞って 2 カ所の条項修正を申し入れるとともに、同議事録への合意に前向きな姿勢を示したことを機に大きく動き始めた。米韓合意に至る可能性を見込んだ米国側は、条項修正の要請を受け入れる条件として、それぞれの修正を補う内容が盛り込まれた二つの覚書を交わす案を提示し、最終的には李承晩がこれに同意することでほぼ 4 カ月にわたる交渉に終止符が打たれた。結局、1954 年 9 月 27 日に韓国側に提示された最終草案の内容は、上記の 2 カ所に修正が加えられただけで、他の韓国及び米国の履行事項、また、経済及び軍事プログラムに関する二つの付属文書の内容は、そのまま最終的に合意されたのである<sup>49</sup>。

<sup>48</sup> この日の李承晩との会談には、韓国を訪問していた下院議員のヴォリス (John Martin Vorys)、リチャーズ (James P. Richards) 両氏も同席しており、李承晩から同意を取り付けるに際して非常に役立ったという。とくに両氏は、米国による次年度 (1956 年) の対韓援助計画の継続には、合意議事録への同意が必ず必要であるとの印象を李承晩に与えるとともに、米韓相互防衛条約の批准書を直ちに交換する必要性を強調することによってブリッグズの働きかけをサポートしたのであった。Briggs to the DOS, Embtel 559, November 15, 1954, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, p. 1919.

<sup>49</sup> 当初、米国による対韓軍事支援に関する付属文書 B (1955 会計年度における大韓民国の軍事力の水準ならびにそのためのアメリカ合衆国による支援) は公開されていなかったが、近年その内容が明

同時に、1954 年 6 月以来その批准書の交換をめぐる動きが皆無に等しかった米韓相互防衛条約も、同年 11 月 17 日にワシントンで批准書が交換され、ようやく発効するに至った。これは、合意議事録の調印に伴って交わされた「米韓相互防衛条約の批准書が実際にワシントンで交換されない限り改正されたパラグラフ 4 は有効ではない」との覚書によるものであった。合意議事録への同意を拒んでいた韓国政府に対して、米国側が、相互防衛条約の批准書交換の条件として、同議事録に同意するよう韓国側に迫ったとの従来の見方は、修正すべきであろう。米韓合意議事録に同意したから批准書の交換が行われたのではなく、批准書の交換こそ同議事録の発効の条件であったのである。

---

らかになった。『韓国大統領統治史料集』2 巻、396～401 頁（“Agreed Minute Between the Government of US and ROK, With Appendix A and B,” November 19, 1954, NSC 170/1-Korea, Box 7, White House Office. Office of the Special Assistant for Nation Security Affairs: Records 1952-1961, Special Assistant Series, DDEL）。この文書の中の付属文書 B と最終草案のそれをつき合わせた結果、その内容は完全に一致していることが分かった。

## 結 論

本稿は、米韓同盟が形成された時期の主役であった李承晩大統領に対する再評価の流れのなか、依然として独裁、腐敗政権のイメージは強く残っているものの、彼の外交及び安全保障分野への貢献についても冷静かつ的確な評価が求められるとの認識に共感しながら、米韓同盟の形成過程を米韓相互防衛条約の「締結」と「発効」に至る二つの過程を中心に分析を行ったものである。

まず、米韓相互防衛条約の「締結」過程においては、この過程がまさに朝鮮戦争の収束に向けた休戦協定の調印をめぐる過程そのものであったとの認識に基づいて、米韓相互防衛条約、韓国軍の増強及び経済支援、政治会議のあり方、また、いわゆる「反共捕虜」の送還問題といった韓国の休戦協力に関連した要素に分析の焦点をあてた。朝鮮戦争の休戦と米韓相互防衛条約との関係に関する従来の研究が一貫して指摘しているのは、李承晩が、米国と同条約を結ぶために、休戦への反対と強硬な発言を繰り返していたということである。

だが、当初から彼が米国との相互防衛条約の締結を目的に休戦に反対する意図があったのかに関しては、議論の余地があると思われる。というのも、李承晩が相互防衛条約の締結を米国に要求したのは、休戦との関連からというより、韓国の安全保障確保の観点からであったためである。つまり、休戦に対する李承晩の反対姿勢は、中国軍の撤退、反共捕虜の送還、そして休戦後、朝鮮問題の政治的解決のために開かれるであろう政治会議をめぐる米韓間の意見の隔たりから起因するものであって、彼が相互防衛条約をどこまで意識して休戦に反対したのかについては不明である。

一方、休戦協力の条件と並行して相互防衛条約の締結を要求する韓国に対して、米国は、韓国が同条約の締結に必死であると判断し、休戦協定の成立のために同条約の締結を利用しようとした。すなわち、米国は、条約締結の条件として休戦への協力を韓国側に要求したのである。休戦と米韓相互防衛条約を関連付けたのは米国の方であったと考えるべきであり、李承晩が休戦反対を主張し続けた結果、米韓相互防衛条約の締結という成果を挙げたと評価するのは、事後的な評価であると言わざるを得ない<sup>1</sup>。

実際、李承晩としては、米国との相互防衛条約の締結だけでなく、他の休戦協力への条

---

<sup>1</sup> 米韓相互防衛条約の「代償」的性格は、米国が他の国々と締結した相互防衛条約においても見られる特徴である。朝鮮戦争勃発を背景に、日本との早期講和を推進しようとした米国は、「対日講和7原則」に日本の再軍備を制限する項目が含まれなかったことに強い反発を惹起するオーストラリアに対し、対日講和への同意を条件として米国の公式のコミットメントを提案した。これが安全保障取り決めの構成国を調整する協議過程を経て、アンザス条約と米比相互防衛条約の締結に繋がった。菊池努「講和の『代償』—オーストラリアと ANZUS 条約の締結」『中部大学国際関係学部紀要』6号、1990年。一方、米韓相互防衛条約が発効した直後の1954年12月2日に締結された米華相互防衛条約についても同じことが言える。同年9月、中国軍による沿岸諸島への砲撃が始まると、国連による台湾海峡停戦を模索した米国は、停戦案の国連への提出を承服させることを目的に、国府との相互防衛条約の締結に向けた交渉を開始したのであった。松島和美「米華相互防衛条約の締結と終焉」『鵬友』36巻2号、2010年。

件も譲れないものであって、韓国側の休戦受け入れを条件に米韓相互防衛条約の交渉開始の提案を盛り込んだアイゼンハワー（Dwight D. Eisenhower）大統領の親書が送られた 1953 年 6 月 7 日以降も、休戦反対の姿勢を一向に軟化させようとしなかった。

条約の締結に向けた米韓交渉の開始の見通しが立たないまま、板門店においては、李承晩からの強い反対にもかかわらず、大詰めの協議が行われていた。休戦会談の進展ぶりに危機感を覚えた李承晩は、1953 年 6 月 18 日の未明、およそ 25,000 人の北朝鮮軍の反共捕虜の釈放に踏み切った。この反共捕虜の釈放をめぐっては、「李承晩が、自らの実行力を見せ付けることによって、韓国側の主張と要求事項の受け入れを米国に迫る狙いがあった」との分析もある。確かにこの李承晩の単独行動は米国政府に大きな衝撃を与えた。とくに、共産側からだけではなく、同盟国からの非難を予想していたアイゼンハワーは、この事態で休戦の可能性がなくなるのではないかと懸念するほどであった。ただし、李承晩による捕虜釈放の可能性については、遅くともその 1 カ月前の 1953 年 5 月中旬ごろから予測されていて、クラーク（Mark W. Clark）国連軍司令官は、同事態が発生した場合における武器使用の行動方針まで立てていた。

一方、反共捕虜の釈放の直後、追加的な捕虜脱出が取り沙汰されるなか、李承晩は、結局第二の捕虜釈放に踏み切ることなく、自らの単独行動によって悪化した状況の沈静化を図った。休戦協力のための条件をより具体化しながら、「休戦に関わることなく休戦を支援できる」と米国側に伝え、韓国の休戦協力への可能性を初めて表明したのである。こう考えると、李承晩による反共捕虜の釈放は、従来の休戦反対の姿勢から本格的な米国との交渉に応じる姿勢への転換を予告するものであったと言えよう。「名誉ある休戦」に向けて米国の取るべき措置は、韓国政府の要求する休戦条件を整えることによって、休戦協力への約束を韓国から取り付けることとなり、これ以降、休戦協力への条件をめぐる米韓間の協議が本格化するのである。

1953 年 6 月 26 日から 7 月 11 日まで、ほぼ毎日のように行われた李承晩とロバートソン（Walter S. Robertson）極東担当国務次官補の会談においては、①反共捕虜の送還問題、②政治会議の開催期限と、同会議が失敗に終わった場合における米国の取るべき行動、③米韓相互防衛条約の条項とその締結時期、④適切な対韓経済及び軍事支援の規模といった休戦協力のための条件をめぐる議論が争点となっていた。この長い協議を通じて、米韓両国が最終的に合意に至った点は殆どなく、これから解決に向けて米韓両国が取り組むべき問題を浮き彫りにさせた点に、その意義があるように思われる。

もちろん、米国にとって今回の会談の最も大きな収穫とは、李承晩から「休戦を妨げない」との保証を確実な形で取り付けたことであった。休戦合意に向けて緊急性を要していた反共捕虜の送還問題について、李承晩は当初、北朝鮮軍の反共捕虜の全員を直ちに釈放すべきだとした要求を撤回し、彼らを「非武装地帯に移送させて 3 カ月間の説得期間を設けるにあたり、国連軍司令部に協力する」とした。また、休戦調印後 3 カ月以内に開催されるだろう政治会議についても、韓国側は「開催期限が経過しても決着が付かなかった場

合、直ちに米韓共同の軍事行動を再開すべき」と主張しながらも、その開催期限を、会議の開始から 90 日間とすることに同意し、その後、国連軍側と共産軍側は 1953 年 7 月 27 日、休戦協定に調印した。

1953 年 8 月 4 日からダレス (John F. Dulles) 国務長官一行が韓国を訪問し、米韓協議の成果として発表された 8 月 8 日の共同声明と、これと同時に仮調印された米韓相互防衛条約の条項は、どちらかと言えば米国側の主張と立場に沿う内容であった。韓国政府は当初、条約の適用範囲として、北方の鴨緑江と豆満江にまで及ぶ朝鮮半島の全域を想定し、また、いずれかの締約国に対する武力攻撃が行われた場合の行動として、「自国の憲法上の手続きに従って共通の危険に対処する」のではなく、自動的な軍事行動に関する条項の挿入を最後まで求めたものの、これらの条項が盛り込まれることはなかった。米国政府側は、米上院による同条約への批准を強く意識した李承晩の執着ぶりをうまく利用して、自らの提示した草案の主な事項を同条約に盛り込むことに成功したのである。

同様に、共同声明において、同条約が発効するまで、韓国軍が国連軍の指揮下に置かれることが明記され、また、「仮に政治会議の開催から 90 日間が経ってもその成果を見込めない場合、米韓両国の代表団は同会議から撤退し、その後、米韓両国は、統一された自由独立の韓国を成立するための方策を協議する」と政治会議の失敗に伴う戦闘行為の再開を主張する韓国側の要求がひとまず抑えられたことも、韓国の単独行動を心配していた米国からすれば、大きな収穫であったことに間違いないだろう。

一方、米韓相互防衛条約の中に、ダレスとの協議過程において李承晩が主張し続けた米国の自動的な介入を規定する条項が盛り込まれることはなかったものの、共同声明に「共産側による韓国への武力攻撃があった場合、国連軍司令部は迅速かつ自動的に反撃する」とされ、米国による事実上の防衛コミットメントが表明された。しかも共同声明には、「米上院が、来年 1 月に会期が始まると米韓相互防衛条約への批准に向けて積極的かつ賛同的に動く」とされ、米議会からの同条約への支持も盛り込まれており、李承晩からすれば、この共同声明の成立とともに、仮調印とはいえ米韓相互防衛条約の締結に漕ぎ着けたことは、韓国の安全保障にとって少なからぬ成果であったと評価できよう。

同条約の条項をめぐる米韓協議において、李承晩が「日本」というファクターを常に意識していたことは注目に値する。彼は、米韓相互防衛条約が、共産側からの侵略だけでなく、日本からの侵略に対しても適用されるべきだと主張し、日本からの侵略に対する警戒心を明確にした。また、米軍の駐留を規定した日米安全保障条約にも触れ、李承晩は、在韓米軍の駐留に関する条項を米韓相互防衛条約に設けるよう要請した。これを米国側が受け入れ、第 4 条には「アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を、相互の合意により定めるところに従って、大韓民国の領域内及びその附近に配備する権利を、大韓民国は許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する」とされ、日米安全保障条約の第 1 条の中の米軍配備に関する文言がそのまま盛り込まれた。さらに、条約の有効期限について李承晩は、米国の主張する「いずれかの一方による通告から一年後に終了する」のではなく、日米安全保

障条約の第4条と同様、締約国間の合意によって効力が失われることを望んだのである。

さて、1953年10月1日、米韓相互防衛条約が正式に調印されたことを受け、翌年の1月には米韓それぞれの議会において批准が行われた。同条約が発効するには、批准書の交換という手続きだけが残されていたのだが、最終的に批准書の交換が行われたのは1954年11月のことであった。米韓相互防衛条約の第2の局面である「発効」に至る過程においては、なぜ同条約の発効をめぐる手続きに遅れが出たのか、その原因を解明するとともに、最終的に条約の発効に至った経緯を追究し、この過程で提示された「米韓合意議事録」と同条約との関係を再考した。

まず、米韓相互防衛条約の発効が遅れた要因として、休戦以前から続いてきた政治会議に対する李承晩の根強い不信感が挙げられる。1953年10月26日から開催されたものの、同年12月12日から無期限延期されていた板門店での政治予備交渉が、双方の連絡将校によって年明けの1954年1月14日より再開された。李承晩の描写する「ばかげた試み」に向けた予備交渉の再開に続き、1954年1月24日からはベルリンにおいて、米国、英国、フランス、ソ連の4カ国外相会議が行われ、政治会議の開催に向けた調整が始まった。すると、1954年2月9日、韓豹項駐米参事官がアイゼンハワーに宛てた李承晩の親書を携えて国務省を訪れた。李承晩の親書を手交されたロバートソンは、「事実とは程遠い内容が含まれており、非常に攻撃的な論調のため、アイゼンハワーに大きな衝撃として受け止められかねない」として、この親書の撤回を考慮するよう韓豹項に要求した。

4週間にわたり1954年2月18日まで続いたベルリン会議においては、いわゆるジュネーヴ政治会議の開催が提案された。これによって閉ざされていた政治会議への道がようやく開かれたわけだが、ベルリン会議での合意に警戒心を募らせた李承晩は、アイゼンハワーに宛てた1954年3月11日付の書簡のなかで、「朝鮮半島の統一を図るために独自の行動をとる」ことを示唆するとともに、ジュネーヴ政治会議に出席する条件として、「統一のための韓国軍の軍事行動を支援するか、それとも韓国側の主張どおり韓国軍の増強を進めるか」を要求し、米国の選択を促した。

米国政府への不満を露骨に表した1954年2月の親書の受理を拒んだ矢先であっただけに、この李承晩からの書簡に怒りを覚えたダレスは、1954年3月18日に予定されていた米韓相互防衛条約の批准書交換の延期を指示するに至った。米国務省は1954年3月16日、駐米韓国大使館に批准書交換を延期する旨を一方的に通告したのである。

朝鮮統一の機会を妨げたという国際社会からの非難を避けるため、韓国政府は、その開催を1週間後に控えていた1954年4月19日、ジュネーヴ政治会議への参加を表明した。同会議における韓国からの協力確保という観点から、1954年3月に米韓相互防衛条約の批准書交換が先送りされて以降、同批准書交換の準備を整えてきた米国政府は、再び予期せぬ李承晩の要請に直面することになる。李承晩が、米韓相互防衛条約の有効期限に関する条項（第6条）について、「ある一方の通告によって効力を失うことになっている」ことから、「締約国間の合意を規定している日米安全保障条約に比べて差別的な側面を持ってい

る」との認識を示し、日米安全保障条約の第 4 条と類似した内容への修正を求めてきたのである。

ところで、1953 年 8 月の李承晩・ダレス共同声明では、「米韓相互防衛条約が発効するまで、韓国軍を国連軍司令部の指揮下に置く」ことが盛り込まれていたのだが、韓国側が条約の修正を要請した時期とほぼ同時に、米国政府内では、同条約の発効に伴う韓国軍への指揮権の問題が指摘されはじめた。韓国軍による独自の行動をコントロールするために必要な指揮権をいかに確保し続けるのか、その対策が急がれるなか、米国政府としては、条約の批准に伴う韓国軍と国連軍司令部の指揮関係の行方を憂慮する声を押し切ってまで、批准書交換を推進しようとも、また、指揮関係の明確化を理由に、条約の条項修正を求めてきた李承晩を刺激しようとしなかったのである。条項の修正に対する米国政府の否定的な立場を目の前に、韓国側が反発する様子もなかったため、それ以来同条約の発効をめぐる動きは皆無に等しかったと言える。

一方、朝鮮半島の統一のための選挙方式と外国軍隊の撤退の時期をめぐって、国連側と共産側及び韓国側の態度が終始対立したジュネーヴ政治会議は、結局 1954 年 6 月 15 日、何ら成果も挙げずに、物別れに終わった。これと同時に、米国政府内においては、1953 年 12 月の在韓米軍 2 個師団の撤退決定に続く更なる撤退計画をめぐる議論が再開された。ただ、極東の現地からは、この在韓米軍の撤退計画に先立って、韓国軍の増強計画に関する計画を確定する必要があるとの意見が相次いだ。これに加えて、ファン・ドル為替レート、また、日本から消費財を購入することへの韓国政府の反発も徐々にエスカレートし、米韓関係における様々な懸案が、政治会議の決裂を前後して浮上してきた。

何よりも韓国統一に対する李承晩の強硬な姿勢が懸念されるなか、この時期こそが米韓関係を再定義できる絶好のタイミングだと判断したブリッグズ (Ellis O. Briggs) 駐韓大使が、「両国間の懸案に対する米国の意図と能力について明確な立場を表明すると同時に、これを受け入れるかどうか韓国側に返答を迫るべき」と米国政府に進言した。これを受けて米国政府は、米韓両国が抱えている懸案を一気に解決しようとし、この過程で韓国に提示したのが、1954 年 7 月末の李承晩の訪米を見据えてまとめられた「米韓合意議事録」草案である。その後、米国は、韓国側の代表団とワシントンでの協議を経て同議事録の最終草案を完成し、1954 年 9 月 27 日、この最終草案を韓国政府に正式に提示した。

この合意議事録をめぐっては、当初から米韓両国の立場の隔たりは大きく、米国政府は、同最終草案に盛り込まれている対韓経済及び軍事支援の履行の条件として同草案に同意するよう韓国政府に圧力をかけたものの、韓国政府も自らの作成した「対案」を突きつけ、双方の間ではまったく折り合いがつかなかった。難航していた米韓交渉は、韓国側が 1954 年 10 月末、争点を絞って 2 カ所の条項修正を申し入れるとともに、議事録への合意に前向きな姿勢を示したことを機に大きく動き始めた。議事録への合意に至る可能性を見込んだ米国側は、条項修正の要請を受け入れる条件として、それぞれの修正を補う内容が盛り込まれた二つの「覚書」を交わすことを提案し、最終的には李承晩がこれを受け入れて 4 カ



月に及ぶ交渉に終止符が打たれた。

同時に、1954 年 6 月以来「漂流」していた米韓相互防衛条約も同年 11 月 17 日、ワシントンで批准書が交換されてようやく発効するに至った。韓国側の要求通り、合意議事録の条項に修正を加える代わりに、米国がその受け入れを求めた「覚書」の中には「米韓相互防衛条約の批准書が実際にワシントンで交換されない限り、改正された条項は有効ではない」との条件が盛り込まれていて、同条約の批准書交換は、李承晩が梁裕燦駐米大使に批准書を交換するよう指示したことによるものであった。米韓合意議事録をめぐる交渉過程において韓国側が最終的にその修正を求めた条項から、そもそも全く無関係だった同議事録と相互防衛条約との間で接点生まれ、「漂流」していた同条約の「発効」に繋がったのである。こう考えると、合意議事録への同意を拒んでいた韓国政府に対して、米国側が、相互防衛条約の批准書交換の条件として、同議事録に同意するよう韓国側に迫ったとの従来の見方は、修正されるべきであろう。米韓合意議事録に同意したことを受けて批准書の交換が行われたのではなく、批准書の交換こそ合意議事録の発効の条件であったのである。

自らの「対案」を提示して議事録の合意に対抗してきた韓国側が米韓合意に前向きな姿勢を見せながら、最終的に求めたのは、2 箇所の条項修正であった。まず、韓国統一に関する米国の立場に関連して、武力手段を明確に否定する条項が盛り込まれることだけでは何としても避けようとした韓国側は、該当の条項を削除する代わりに、「国際連合を通じた可能な努力も含む朝鮮統一のための米国の努力に協力する」ことに同意した。

一方、韓国側は、自国への侵略に対する米国の軍事対応の対象が共産側による侵略だけに限定されるのを望んでいなかった。つまり、「共産側以外」による侵略に対しても、米国が軍事的に対応すべきだとした韓国側は、米国の履行事項のパラグラフ 4 において「休戦協定の違反」という文言を削除する代わりに、米韓相互防衛条約における第 6 条（有効期限）の修正要請を撤回し、同条約の批准書交換に同意した。

とくに、韓国側がその修正を求めた後者、つまり、最終草案における米国の履行事項のパラグラフ 4 は、二つの側面で重要な意味を持つと言える。第一に、同パラグラフの修正要求とそれに伴って交わされた「覚書」の内容から、そもそも全く無関係だった合意議事録と相互防衛条約の間で接点生まれ、「漂流」していた同条約の「発効」に繋がった点である。もしも同パラグラフの修正をめぐる米韓の相互作用がなかったとしたら、米韓相互防衛条約の批准書交換は、1954 年 11 月 17 日よりさらに遅れたかも知れない。

第二に、韓国側は、同パラグラフ 4 の解釈において、米国の軍事対応の対象から「共産側以外」による侵略が除外されるのを恐れていたのだが、この「共産側以外」とはまさに「日本」のことであった。日本を脅威として認識していた韓国政府の姿勢は、米韓合意議事録における復興支援の対日調達、米国によるいわゆる日本びいきに対する反発といった単なる「反日」を超えるものであった。韓国軍を国連軍司令部の作戦指揮権の下に置くことについて「国連軍司令部が、韓国の防衛と統一、また、韓国陸軍の 10～15 個師団の増強のために、韓国政府と協力する」ことを、その条件として合意議事録に盛り込むことを

主張してきた、日本からの侵略を想定した条項への修正を優先したのである。

米韓相互防衛条約の締結と発効をめぐる米韓協議の過程で明らかになったように、李承晩の要求通りになったのは殆どなかったと言っても過言ではない。米韓合意議事録の調印過程を通じて、米国政府は、「平和的な手段による朝鮮統一を支援する」とした米国の立場を韓国政府に明確にすると同時に、朝鮮統一のための米国の努力に韓国政府が協力することを明文化した。韓国軍に対する指揮権も引き続き国連軍司令部が持つことになり、韓国政府が脅し続けてきた戦争再開による韓国統一や韓国軍の単独行動の可能性は封じられた。一方、米韓相互防衛条約の有効期限を規定した第 6 条において、協議を通じた合意ではなく、通告によって効力を失うことになったことも、李承晩のフリーハンドを狭める一定の効果が期待できたのであろう。最終的に合意された条約と議事録の内容を見る限り、米国の立場がそのまま押し通されたのである。

ただ、米国との協議の過程において、韓国政府が「北進」あるいは「単独行動」の脅しだけを演出したわけではなく、自らの構想に基づいた「案」を作り、協議の場でそれを主張し続けたことも事実である。米韓相互防衛条約に米国の「自動介入」条項は盛り込まれなかったものの、「在韓米軍」の駐留を規定する条項が盛り込まれ、米国が他の国々と締結した相互防衛条約に比べ、決して後退したものではないのである。

1953 年 7 月に休戦協定が調印された後も、尾を引いていた休戦条件をめぐる米韓間の交渉は、合意議事録と相互防衛条約の発効によって一段落したと言えよう。だが、これ以降、合意議事録の「履行」をめぐる議論が本格化し、同議事録の規定する対韓経済及び軍事支援プログラムが実際に履行される過程こそ米韓同盟の形成過程そのものであるといわざるを得ない。1950 年代の米韓同盟の形成期について、本稿の研究はその一部しかカバーしていない。今後、米韓同盟形成の全体像の観点から、対韓経済プログラムの実行をめぐる動きに加え、韓国軍の増強が在韓米軍の更なる撤退計画とどのように連動して進められるのか、また、韓国軍の増強に関連して、合意議事録では国連軍司令部と韓国当局との継続的な協議を規定しているが、その協議過程に対する実証的な分析がそれぞれ求められる。

## 資 料

### 資料1. Mutual Defense Treaty between the United States of America and the Republic of the Philippines

Washington, August 30, 1951

The Parties to this Treaty,

Reaffirming their faith in the purposes and principles of the Charter of the United Nations and their desire to live in peace with all peoples and all Governments, and desiring to strengthen the fabric of peace in the Pacific Area,

Recalling with mutual pride the historic relationship which brought their two peoples together in a common bond of sympathy and mutual ideals to fight side-by-side against imperialist aggression during the last war,

Desiring to declare publicly and formally their sense of unity and their common determination to defend themselves against external armed attack, so that no potential aggressor could be under the illusion that either of them stands alone in the Pacific Area,

Desiring further to strengthen their present efforts for collective defense for the preservation of peace and security pending the development of a more comprehensive system of regional security in the Pacific Area,

Agreeing that nothing in this present instrument shall be considered or interpreted as in any way or sense altering or diminishing any existing agreements or understandings between the United States of America and the Republic of the Philippines,

Have agreed as follows:

#### ARTICLE I

The Parties undertake, as set forth in the Charter of the United Nations, to settle any international disputes in which they may be involved by peaceful means in such a manner that international peace and security and justice are not endangered and to refrain in their international relations from the threat or use of force in any manner inconsistent with the purposes of the United Nation.

#### ARTICLE II

In order more effectively to achieve the objective of this Treaty, the Parties separately and jointly by self-help and mutual aid will maintain and develop their individual and collective capacity to resist armed attack.

### ARTICLE III

The Parties, through their Foreign Ministers or their deputies, will consult together from time to time regarding the implementation of this Treaty and whenever in the opinion of either of them the territorial integrity, political independence or security of either of the Parties is threatened by external armed attack in the Pacific.

### ARTICLE IV

Each Party recognizes that an armed attack in the Pacific Area on either of the Parties would be dangerous to its own peace and safety and declares that it would act to meet the common dangers in accordance with its constitutional processes.

Any such armed attack and all measures taken as a result thereof shall be immediately reported to the Security Council of the United Nations. Such measures shall be terminated when the Security Council has taken the measures necessary to restore and maintain international peace and security.

### ARTICLE V

For the purpose of Article IV, an armed attack on either of the Parties is deemed to include an armed attack on the metropolitan territory of either of the Parties, or on the island territories under its jurisdiction in the Pacific or on its armed forces, public vessels or aircraft in the Pacific.

### ARTICLE VI

This Treaty does not affect and shall not be interpreted as affecting in any way the rights and obligations of the Parties under the Charter of the United Nations or the responsibility of the United Nations for the maintenance of international peace and security.

### ARTICLE VII

This Treaty shall be ratified by the United States of America and the Republic of the Philippines in accordance with their respective constitutional processes and will come into force when instruments of ratification thereof have been exchanged by them at Manila.

### ARTICLE VIII

This Treaty shall remain in force indefinitely. Either Party may terminate it one year after notice has been given to the other Party.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned Plenipotentiaries have signed this Treaty.  
Done in duplicate at Washington this thirtieth day of August 1951.

資料 2. Draft Mutual Defense Treaty between the United States of America and the Republic of Korea\*

June 5, 1953

The Republic of Korea and the United States of America, the Parties to this treaty, Reaffirming their faith in the purposes and principles of the Charter of the United Nations and their desire to live in peace with all peoples and all governments, and desiring to strengthen the fabric of peace in the Pacific Area,

Recalling with mutual pride the close relationship which brought the two peoples together in a common bond of sympathy and mutual ideals to fight side by side against communist aggression in Korea,

Desiring to declare publicly and formally their sense of unity and their common determination again to defend themselves against external armed attack so that no potential aggressor could be under the illusion that either of them stands alone in the Pacific Area,

Desiring further to strengthen their present efforts for collective defense for the preservation of peace and security pending the development of a more comprehensive and effective system of regional security in the Pacific Area,

Agreeing that nothing in this present instrument shall be considered or interpreted as in any way or sense altering or diminishing any existing agreements or understandings between the United States of America and the Republic of Korea,

Have agreed as follows:

ARTICLE I

The Parties undertake, as set forth in the Charter of the United Nations, to settle any international disputes in which they may be involved by peaceful means in such a manner that international peace and security and justice are not endangered and to refrain in their international relations from the threat or use of force in any manner inconsistent with the Purposes of the United Nations.

ARTICLE II

In order more effectively to achieve the objective of this Treaty, the Parties separately and jointly, by self-help and mutual aid, will maintain and develop their individual and collective capacity to resist armed attack.

---

\* 『韓国大統領統治史料集』2 巻、144～147 頁（“Letter with Draft of Security Pack,” June 2, 1953, 320.1 US-ROK Vol. 1, 1953, Box 6, Entry 2846, RG 84, NARA）。米比相互防衛条約（資料 1）と比べて、新しく追加されたところはイタリック体を、削除されたところは取り消し線をそれぞれ使って表記した。

### ARTICLE III

The Parties will consult together from time to time regarding the implementation of this Treaty and whenever, in the opinion of either of them, the ~~territorial integrity,~~ political independence or security of either of the Parties is threatened by external armed attack in the Pacific.

### ARTICLE IV

Each Party recognizes that an armed attack in the Pacific region on either of the Parties *in areas, under their respective administrative control, as such areas are now or may hereafter be mutually defined in administrative agreements of the type referred to in Article V of the present Treaty,* would be dangerous to its own peace and safety, and declares that it would act to meet the common dangers in accordance with its constitutional processes.

Any such armed attack and all measures taken as a result thereof shall be immediately reported to the Security Council of the United Nations. Such measures shall be terminated when the Security Council has taken the measures necessary to restore and maintain international peace and security.

### ARTICLE V

*In order to advance the purposes of the present Treaty, the Parties have concluded the necessary administrative agreements which shall come into force simultaneously with this Treaty.*

### ARTICLE VI

The Treaty does not affect and shall not be interpreted as affecting in any way the rights and obligations of the Parties under the Charter of the United Nations or the responsibility of the United Nations for the maintenance of international peace and security.

### ARTICLE VII

This Treaty shall be ratified by the United States of America and the Republic of Korea in accordance with their respective constitutional processes and will come into force when instruments of ratification thereof have been exchanged by them at \_\_\_\_\_.

### ARTICLE VIII

This Treaty shall remain in force indefinitely. Either Party may terminate it one year after notice has been given to the other Party.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned Plenipotentiaries have signed this Treaty.

Done in duplicate at \_\_\_\_\_, in the English and Korean Languages, this

\_\_\_\_\_ day of \_\_\_\_\_, 1953.

For the United States of America \_\_\_\_\_

For the Republic of Korea \_\_\_\_\_

資料3. Republic of Korea Draft of Mutual Defense Treaty between the United States and the Republic of Korea\*

July 9, 1953

The ROK and USA, the Parties to this treaty,

Reaffirming their faith in the purposes and principles of the Charter of the United Nations and their desire to live in peace with all peoples and all governments, and desiring to strengthen the fabric of peace in the Pacific Area,

*Remembering with deep satisfaction that earliest formal relations between our two nations commenced with Amity Treaty of 1882,*

Recalling with mutual pride the close relationship which brought the two peoples together in a common bond of sympathy and mutual ideals to fight side by side against communist aggression in Korea,

Desiring to declare publicly and formally their sense of unity and their common determination again to defend themselves against external armed attack so that no potential aggressor could be under the illusion that either of them stands alone in the Pacific Area,

Desiring further to strengthen their present efforts for collective defense for the preservation of peace and security pending the development of a more comprehensive and effective system of regional security in the Pacific Area,

Agreeing that nothing in this present instrument shall be considered or interpreted as in any way or sense altering or diminishing any existing agreements or understandings between the United States of America and the Republic of Korea,

Have agreed as follows:

ARTICLE I

The Parties undertake, as set forth in the Charter of the United Nations, to settle any international disputes in which they may be involved by peaceful means in such a manner that international peace and security and justice are not endangered and to refrain in their international relations from the threat or use of force in any manner inconsistent with the Purposes of the United Nations.

ARTICLE II

*The parties reaffirm their recognition of fact that lawful jurisdiction of ROK*

---

\* Republic of Korea Draft of Mutual Defense Treaty Between the United States and the Republic of Korea, July 9, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2, pp. 1359-1361. 米国側の条約草案（資料2）と比べて、新しく追加されたところはイタリック体を、削除されたところは取り消し線をそれぞれ使って表記した。



*extends throughout traditional area of Korea and specifically northward to Yalu and Tumen Rivers.*

### ARTICLE III

In order more effectively to achieve the objective of this Treaty, the Parties separately and jointly, by self-help and mutual aid, will maintain and develop their individual and collective capacity to resist armed attack. *If the US should find it desirable to station its land, sea, or air forces in or about Korea, arrangements for this purpose can be readily effected.*

### ARTICLE IV

The Parties, *through their Foreign Ministers or their deputies* will consult together from time to time regarding the implementation of this Treaty and whenever, in the opinion of either of them the *territorial integrity*, the political independence or security of either of the Parties is threatened by external armed attack in the Pacific.

### ARTICLE V

~~Each Party recognizes that an armed attack in the Pacific region on either of the Parties in areas, under their respective administrative control, as such areas are now or may hereafter be mutually defined in administrative agreements of the type referred to in Article V of the present Treaty, would be dangerous to its own peace and safety, and declares that it would act to meet the common dangers in accordance with its constitutional processes.~~

*The parties agree that an armed attack against one shall be considered an attack against the other; and consequently the parties agree that, if such an armed attack occurs, each of them, in the exercise of the right of individual or collective self-defense recognized by Article 51 of Charter of UN, will assist the party so attacked by taking forthwith and immediately such action as it deems necessary, including the use of armed force, to resist armed attack.*

Any such armed attack and all measures taken as a result thereof shall be immediately reported to the Security Council of the United Nations. Such measures shall be terminated when the Security Council has taken the measures necessary to restore and maintain international peace and security.

### ARTICLE VI

*For purpose of Article V, an armed attack on either of parties is deemed to include an armed attack on metropolitan territory of either of the parties, or on the island territories under its jurisdiction in the Pacific or on its armed forces, public vessels or aircraft in Pacific.*

#### ARTICLE VII

The Treaty does not affect and shall not be interpreted as affecting in any way the rights and obligations of the Parties under the Charter of the United Nations or the responsibility of the United Nations for the maintenance of international peace and security.

#### ARTICLE VIII

This Treaty shall be ratified by the United States of America and the Republic of Korea in accordance with their respective constitutional processes and will come into force when instruments of ratification thereof have been exchanged by them.

#### ARTICLE IX

*This Treaty shall expire whenever in the opinion of the Government of ROK and USA there shall have come into force such UN arrangement or such alternative individual or collective security dispositions as will satisfactorily provide for the maintenance by UN or otherwise of international peace and security in the Korean area.*

IN WITNESS WHEREOF the undersigned Plenipotentiaries have signed this Treaty, etc.

資料 4. Draft Mutual Defense Treaty between the United States of America and the  
Republic of Korea approved by Dulles\*

July 6, 1953

The Parties to this treaty,

Reaffirming their desire to live in peace with all peoples and all governments,  
and desiring to strengthen the fabric of peace in the Pacific Area,

Desiring to declare publicly and formally their common determination to defend  
themselves against external armed attack so that no potential aggressor could be under  
the illusion that either of them stands alone in the Pacific Area,

Desiring further to strengthen their efforts for collective defense for the  
preservation of peace and security pending the development of a more comprehensive  
system of regional security in the Pacific Area,

Have agreed as follows:

ARTICLE I

The Parties undertake to settle any international disputes in which they may be  
involved by peaceful means in such a manner that international peace and security  
and justice are not endangered and to refrain in their international relations from  
the threat or use of force in any manner inconsistent with the Purposes of the United  
Nations.

ARTICLE II

The Parties will consult together whenever, in the opinion of either of them, the  
political independence or security of either of the Parties is threatened by external  
armed attack in the Pacific. This will also, in conclusion and agreement, take  
administrative steps to implement this treaty and further its purposes.

ARTICLE III

Each Party recognizes that an armed attack in the Pacific region on either of the  
Parties in territories now, or hereafter brought peacefully, under their respective  
administrative control would be dangerous to its own peace and safety, and declares  
that it would act to meet the common dangers in accordance with its constitutional  
processes.

ARTICLE IV

This Treaty shall be ratified by the United States of America and the Republic of

---

\* Dulles to the Embassy in Korea, Deptel 19, July 6, 1953, *FRUS, 1952-1954*, vol. 15, pt. 2,  
pp. 1339-1340.

Korea in accordance with their respective constitutional processes and will come into force when instruments of ratification thereof have been exchanged by them at \_\_\_\_\_.

#### ARTICLE V

This Treaty shall remain in force indefinitely. Either Party may terminate it one year after notice has been given to the other Party.

## 資料5. Text of Draft U. S. -ROK Mutual Defense Treaty\*

Seoul, August 8, 1953

The Parties to this Treaty,

Reaffirming their desire to live in peace with all peoples and all governments, and desiring to strengthen the fabric of peace in the Pacific Area,

Desiring to declare publicly and formally their common determination to defend themselves against external armed attack so that no potential aggressor could be under the illusion that either of them stands alone in the Pacific Area,

Desiring further to strengthen their efforts for collective defense for the preservation of peace and security pending the development of a more comprehensive and effective system of regional security in the Pacific Area,

Have agreed as follows:

### ARTICLE I

The Parties undertake to settle any international disputes in which they may be involved by peaceful means in such a manner that international peace and security and justice are not endangered and to refrain in their international relations from the threat or use of force in any manner inconsistent with the Purposes of the United Nations, *or obligations assumed by and Party toward the United Nations.*

### ARTICLE II

The Parties will consult together whenever, in the opinion of either of them, the political independence or security of either of the Parties is threatened by external armed attack ~~in the Pacific~~. *Separately and jointly, by self help and mutual aid, the Parties will maintain and develop appropriate means to deter armed attack and will take suitable measures in consultation and agreement to implement this Treaty and to further its purposes.*

### ARTICLE III

Each Party recognizes that an armed attack in the Pacific area on either of the Parties in territories now under their respective administrative control, or hereafter *recognized by one of the Parties as lawfully brought under the administrative control of the other*, would be dangerous to its own peace and safety and declares that it would act to meet the common danger in accordance with its

---

\* Department of State *Bulletin*, Vol. 29, August 17, 1953, p. 204. ダレス草案（「資料4」、1953年7月6日付）と比べて、新しく追加されたところはイタリック体を、削除されたところは取り消し線をそれぞれ使って表記した。

constitutional processes.

*ARTICLE IV*

*The Republic of Korea grants, and the United States of America accepts, the right to dispose United States land, air and sea forces in and about the territory of the Republic of Korea as determined by mutual agreement.*

ARTICLE V

This Treaty shall be ratified by the United States of America and the Republic of Korea in accordance with their respective constitutional processes and will come into force when instruments of ratification thereof have been exchanged by them at \_\_\_\_\_.

ARTICLE VI

This Treaty shall remain in force indefinitely. Either Party may terminate it one year after notice has been given to the other Party.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned Plenipotentiaries have signed this Treaty.

Done in duplicate at \_\_\_\_\_ this \_\_\_\_\_ day of \_\_\_\_\_.

For the United States of America:

For the Republic of Korea:

資料 6. Mutual Defense Treaty between the United States of America and the Republic of Korea\*

Washington, October 1, 1953

The Parties to this Treaty,

Reaffirming their desire to live in peace with all peoples and all governments, and desiring to strengthen the fabric of peace in the Pacific Area,

Desiring to declare publicly and formally their common determination to defend themselves against external armed attack so that no potential aggressor could be under the illusion that either of them stands alone in the Pacific Area,

Desiring further to strengthen their efforts for collective defense for the preservation of peace and security pending the development of a more comprehensive and effective system of regional security in the Pacific Area,

Have agreed as follows:

ARTICLE I

The Parties undertake to settle any international disputes in which they may be involved by peaceful means in such a manner that international peace and security and justice are not endangered and to refrain in their international relations from the threat or use of force in any manner inconsistent with the Purposes of the United Nations, or obligations assumed by and Party toward the United Nations.

ARTICLE II

The Parties will consult together whenever, in the opinion of either of them, the political independence or security of either of the Parties is threatened by external armed attack. Separately and jointly, by self help and mutual aid, the Parties will maintain and develop appropriate means to deter armed attack and will take suitable measures in consultation and agreement to implement this Treaty and to further its purposes.

ARTICLE III

Each Party recognizes that an armed attack in the Pacific area on either of the Parties in territories now under their respective administrative control, or hereafter recognized by one of the Parties as lawfully brought under the administrative control of the other, would be dangerous to its own peace and safety and declares that it would act to meet the common danger in accordance with its

---

\* イタリック体で表記された部分は、仮調印された草案（資料 5、1953 年 8 月 8 日）に追加されたものを示す。

constitutional processes.

#### ARTICLE IV

The Republic of Korea grants, and the United States of America accepts, the right to dispose United States land, air and sea forces in and about the territory of the Republic of Korea as determined by mutual agreement.

#### ARTICLE V

This Treaty shall be ratified by the United States of America and the Republic of Korea in accordance with their respective constitutional processes and will come into force when instruments of ratification thereof have been exchanged by them at *Washington*.

#### ARTICLE VI

This Treaty shall remain in force indefinitely. Either Party may terminate it one year after notice has been given to the other Party.

In Witness Whereof the undersigned Plenipotentiaries have signed this Treaty.

Done in duplicate at *Washington, in the English and Korean languages, this first day of October 1953.*

For the United States of America:

*John F. DULLES*

For the Republic of Korea:

*Y. T. PYUN*

### 米韓相互防衛条約（アメリカ合衆国と大韓民国との間の相互防衛条約）

1953 年 10 月 1 日（ワシントン DC）署名

1954 年 11 月 17 日発効

この条約の締結国は、

すべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、及び太平洋地域における平和機構を強化することを希望し、

いかなる潜在的侵略者も、いずれか一方の締約国が太平洋地域において孤立しているという錯覚を起すことがないようにするため、外部からの武力攻撃に対して自らを防衛しようとする共同の決意を公然と且つ正式に宣言することを希望し、また、

太平洋地域における地域的安全保障の一層包括的且つ有効な制度が発達するまでの間、平和及び安全を維持するための集団的防衛についての両国の努力を強化することを希望して、次のとおり協定した。



## 第一条

締約国は、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によって、国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、国際連合の目的又は締約国が国際連合に対して負っている義務と両立しないいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

## 第二条

締約国は、いずれか一方の締約国の政治的独立又は安全が外部からの武力攻撃によって脅かされているといずれか一方の締約国が認めたときはいつでも協議する。締約国は、この条約を実施しその目的を達成するため、単独に及び共同して、自助及び相互援助により、武力攻撃を阻止するための適当な手段を維持し発展させ、並びに協議と合意とによる適当な措置を執るものとする。

## 第三条

各締約国は、現在それぞれの行政的管理の下にある領域又はいずれか一方の締約国が他方の締約国の行政的管理の下に適法に置かれることになったものと今後認める領域における、いずれかの締約国に対する太平洋地域における武力攻撃が自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

## 第四条

アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を、相互の合意により定めるところに従って、大韓民国の領域内及びその附近に配備する権利を大韓民国は許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。

## 第五条

この条約は、アメリカ合衆国及び大韓民国により各自の憲法上の手続に従って批准されなければならない。この条約は、両国がワシントンで批准書を交換した時に効力を生ずる。

## 第六条

この条約は、無期限に効力を有する。いずれに一方の締約国も、他方の締約国に通告を行ってから一年後にこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

1953年10月1日にワシントンで、英語及び韓国語により、本書二通を作成した。

アメリカ合衆国のために

ジョン・フォスター・ダレス（署名）

大韓民国のために

Y・T・ピョン（署名）

## Understanding of the United States

January 28, 1954

It is the understanding of the United States that neither party is obligated, under Article III of the above Treaty, to come to the aid of the other except in case of an external armed attack against such party; nor shall anything in the present Treaty be construed as requiring the United States to give assistance to Korea except in the event of an armed attack against territory which has been recognized by the United States or lawfully brought under the administrative control of the Republic of Korea.

## 米韓相互防衛条約，合衆国の了解

1954 年 1 月 28 日

次のことが合衆国の了解である。すなわち、いずれの締約国も、この条約の第三条の下では、他方の国に対する外部からの武力攻撃の場合を除いては、その援助に赴く義務を負うものではない。また、この条約のいかなる規定も、大韓民国の行政的管理の下に適法に置かれることになったものと合衆国によって認められた領域に対する武力攻撃の場合を除いては、合衆国が大韓民国に対して援助を与えることを義務づけるものと解されてはならない。

(注) 合衆国は 1954 年 1 月 28 日付の文書でこの了解文を大韓民国に通告し、大韓民国は 1954 年 2 月 1 日付文書でその受領を確認した。

### 資料7. アメリカ合衆国と大韓民国との間の合意議事録\*

AGREED MINUTE BETWEEN THE GOVERNMENTS OF THE UNITED STATES AND THE REPUBLIC OF KOREA  
BASED ON THE CONFERENCES HELD BETWEEN PRESIDENT EISENHOWER AND PRESIDENT RHEE AND  
THEIR ADVISERS IN WASHINGTON, JULY 27-30, 1954 AND SUBSEQUENT DISCUSSIONS BETWEEN  
REPRESENTATIVES OF THE TWO GOVERNMENTS

(アイゼンハワー大統領と李大統領及び両者のアドバイザーとの間でワシントンで開かれた1954年7月27日～30日の協議、また両国政府の代表らによる後続の審議に基づいたアメリカ合衆国と大韓民国との間の合意議事録)

署名 1954年11月17日 (ソウル)

効力発生 1954年11月17日

アメリカ合衆国と大韓民国が緊密な協力関係を維持することは、すでに相互の有益になることが証明され、かつ共産主義者の侵略に対する自由陣営の戦いと自由に生きていこうとする決意において大きく貢献しており、これは両国共通の利益に繋がる。

よって、大韓民国は、次の事項を実行する意図を持っており、それを自らの政策とする。

1. 大韓民国は、国際連合を通じた可能な努力も含む朝鮮統一の努力において、アメリカ合衆国と協力する。
2. 大韓民国は、国際連合軍司令部が大韓民国の防衛の責任を担っている間は、韓国軍に対する作戦指揮権を変更することが最大の相互的及び個別的利益に達することができるとの合意に至る協議が行われない限り、韓国軍を国際連合司令部の作戦指揮権の下に置く。
3. 大韓民国は、付属文書Bに提示されている韓国軍の兵力水準及び諸原則を受諾する。それは、経済の安定と両立しながら利用可能な資源の範囲内で、効果的な軍事計画の維持を可能にする。
4. 大韓民国は、引き続き投資計画の私的所有を奨励する。
5. 大韓民国は、アメリカ合衆国の援助計画に通常適用される法律及び慣例に合致する援助資金の行政上の手続きに協力する。
6. 大韓民国は、付属文書Aに提示されている措置を含めて、経済計画をより効果的に実行するための必要な措置をとる。

アメリカ合衆国は、大韓民国が実現すると公言している状況に基づいて、次の事項を実

---

\* 『韓国大統領統治史料集』2巻、396～401頁 (“Agreed Minute Between the Government of US and ROK, With Appendix A and B,” November 19, 1954, NSC 170/1-Korea, Box 7, White House Office. Office of the Special Assistant for Nation Security Affairs: Records 1952-1961, Special Assistant Series, DDEL)。本文中の取り消し線で表記されている部分は、当初最終草案に盛り込まれていたものの、1954年11月17日の米韓合意の際、最終的に削除された。なお、日本語訳は筆者による。

行する意図を持っており、それを自らの政策とする。

1. アメリカ合衆国は、大韓民国の政治的、経済的及び軍事的強化のため、1955会計年度に反映された総額7億ドルに達する経済支援並びに直接軍事支援を含む援助計画を継続する。これは、当初アメリカ合衆国が計画した1955会計年度の大韓民国への援助金額を、1億ドル以上上回る規模である。この総額のうち、1955会計年度の債務に利用できる経済援助額は、韓国民間救護計画（U.S. Appropriation Civil Relief in Korea: CRİK）からの繰越金及びアメリカ合衆国からの国連韓国再建団（UN Korean Reconstruction Agency: UNKRA）への拠出金を含めて、およそ2億8千万ドルに達する（1955会計年度における実際の支出額は、およそ2億5千万ドルになると推計される）。

2. アメリカ合衆国は、付属文書Bに略記されているように、両国政府のしかるべき軍事代表らによって練り上げられるはずの取決めに従い、予備軍制度の拡充を含む韓国軍の常備編成の強化を支援する。

3. アメリカ合衆国は、韓国軍の常備編成を支援するための計画を履行するにあたり、大韓民国のしかるべき軍事代表と十分な協議を行う。

4. アメリカ合衆国は、~~休戦協定に違反して~~大韓民国に不意の侵略（Unprovoked Attack）があった場合、アメリカ合衆国の憲法上の手続きに従い、侵略者に対してその軍事力を使用する。

~~5. アメリカ合衆国は、平和的なあらゆる手段によって韓国の統一を支援する。~~

5. アメリカ合衆国は、議会からの必要な承認を条件として、大韓民国の再建のための経済計画を引き続き推進する。

## 付属文書A

### 効果的な経済計画のための措置

大韓民国は、経済計画を効果的に施行するため、次のようなものを含む必要な措置を受け入れる。

1. 交換レートに関しては、大韓政府の公定レートと対充レート（the counterpart rate）を180対1とする。ただし、アメリカ合衆国が提案したように、米軍が韓国銀行を通じてドルを売ることによるファン引き出しを補うために、様々な現実的な交換レートでドルの交換を行うものとする。また韓国経済に流入する援助物資に対しても、一般に同様のレートで交換を行うものとする。このような財源を使うことによって、韓国経済及び韓国予算に最大限の貢献をもたらす。実際に米韓両国ともに満足できる形で上記の取決めが実施されている限り、アメリカ合衆国によるファン引き出しに関する現行取決めの適用は停止する。

2. アメリカ合衆国から現物で供与されない援助計画のための物資に関して、求められる品質の物を最善の価格で獲得できる非共産圏のどこの国からでも購買できるものとする（韓国において、競合的な世界価格で可能な限り最大限調達するというのが、その目的で

ある)。

3. しかるべき米国の代表者たちに、彼ら自身が保有している外国為替の使用に関する韓国の計画について、適切な情報を提供することを規定するものとする。

4. 大韓民国は、国の予算のバランスを保ち、かつインフレを継続的に抑えるため、現実的な努力を行う（インフレを抑えつつ大韓民国の予算を拡充することが、両国政府の目指すところである）。

### 付属文書B

1955会計年度における韓国軍の兵力水準並びにそのためのアメリカ合衆国による支援

1. アメリカ合衆国は、次のような兵力数の支援を最大限行う。

陸軍：661,000    /    海軍：15,000    /    海兵隊：27,500    /    空軍：16,500  
合計：720,000

韓国政府が、仮に国連軍司令官との協議の後、4つの軍の間の兵力数を多少変更することを希望するのであれば、アメリカ合衆国としては、最大720,000人を超えない範囲でそのような調整に同意する。720,000人という数字の中に、全ての訓練兵士並びに常勤予備役が含まれていることは、了解済みである。

2. 利用可能な範囲内の軍事・経済計画を含む改定総合予算計画に関する大韓民国とアメリカ合衆国との共同協議並びに協定が合意されるまで、給料面においては、一人当たり一日平均為替の6,900ファンから、一人当たり20,000ファンを超えない範囲で年間平均為替への引上げ、並びに給食手当においては、一人当たり一日平均為替の24,800ファンから、一人当たり38,000ファンを超えない範囲で年間平均為替への引上げが、それぞれ1955年1月1日以降行われる。ところが、アメリカの支援あるいは他の要素による上記の引上げが、大韓民国の財政的・経済的立場への逆効果を伴わないことを保障するため、大韓民国は、上記のような引上げを実施する前に、国連軍司令官と協議する。給食手当は、1955会計年度中、およそ現在の水準でのアメリカ合衆国による直接給食支援から、引き続き補充するであろう（今のところ、「戦闘」食料並びにCOMPONENTS for BISCUITS）。大韓民国側からの要請による給料と給食手当の追加引上げに関する決定は、後続の議論を通じて行われる。

3. 大韓民国は、1955年末まで10個の師団を目標に、元現役出身の訓練された有能な兵力から構成されるだろう予備師団の編成計画を受け入れる。陸軍の訓練は、月におよそ10,000人から20,000人を訓練できる程度に加速化されるだろう。このようなレベルの訓練は、適齢期の全ての青年が入隊して訓練キャンプを終えるまで、少なくとも1年、長ければ2年間、続くだろうと想定される。それ以降は、海軍、海兵隊並びに空軍に対する訓練並びに新兵募集を除いて、月およそ10,000人程度まで、訓練のスピードは下がるだろう。訓練の負担が軽くなり、かつ予備役の数が増えるにつれ、現役兵力の数もそれに応じて調整されるだろう。

4. アメリカ合衆国は、予備師団が適切な訓練水準を経験し、かつ維持できるよう、必要とされる装備、quartermaster items、並びに他の普及物資を提供する。装備と弾薬の場合、小銃と訓練用の弾薬の配給が行われる一方で、他の全ての装備に関しては、基本的に装備及び編成表（TOE）の見直しへの勧告の履行による現行の韓国軍からの物資再分配によって支給されると思われる。この勧告事項の詳細は、米国国防長官から韓国国防長官に宛てた書簡に列举される。

予備師団の訓練のために要求される装備の総量は、韓国国防長官との協議の後、国連軍司令官によって決められるだろう。

5. アメリカ合衆国は、国連軍司令官が韓国国防長官との協議を経て作成するだろう計画に基づいて、予備師団の訓練及び編成を支援する。

6. 政策上、かつ人員と資源の効率性・経済性の観点から、一つ以上の軍に共通する機能は、各軍への統制に責任を負うだろう統合参謀本部の下で遂行される。

7. 韓国海軍は、1955会計年度中、艦船79隻を目標に増強し続ける（最近の米海軍作戦部による勧告のとおり）。この韓国海軍の増強に伴う艦船は、①艦船の貸与期間は5年を超えないこと、②アメリカ合衆国は、艦船の貸与がもはや米韓両国の利益に資するところはないと自由に判断した場合、貸与から5年が経過していなくても、艦船の返還を要求する権利を持つことを条件に、アメリカ合衆国が貸すこととする。韓国海兵隊は、上記の1の段落で提示された人員の範囲内で、現在の旅団から師団へ再編成される。

8. アメリカ合衆国は、韓国空軍のパイロットの操縦能力が証明された場合、その時の数量に合わせてジェット戦闘機並びにジェット訓練機を、韓国空軍に提供する。このパイロットの能力の判断は、国連軍司令官が下す。アメリカ合衆国は、前述の人員に基づいて、10機のT-33ジェット訓練機と30機のF-86戦闘機、並びに16機のC-46を1955会計年度中に、さらに1個のジェット戦闘機航空団向けの分（部隊装備を充足するための追加45機と消耗による上限10機のF-86戦闘機）を1956会計年度末までに提供する計画を立てる。

9. 建設中の施設を除き、全ての新しい軍事施設の計画は、さらなる検討を通じて1956会計年度に延期される。軍需と弾薬の改善のための必要最小限の施設、並びに国連軍司令官によって特別に承認された建設計画に関しては、1955会計年度に建設資金が提供される。

10. 韓国と国連軍司令官は、軍事計画による最小限の費用での最大の軍事力の成果を保証するため、共同で大韓民国の国防予算を検討し、かつ分析する。大韓民国は、①上述の原則に従う予算確定における調整のため、②緊縮基準を超過し、あるいは緊縮基準に反して編成されたことが確認された項目を予算から外すため、③軍事援助計画の下で、アメリカ合衆国が大韓民国に提供する項目に代替される項目を予算から外すために、国防予算の見直しを行う。アメリカ合衆国が計画した援助計画の履行によって、大韓民国は、1955会計年度の軍事計画においておよそ350億ファンを使用できると予想される。

11. 大韓民国は、韓国の軍事力の効率性を増大させ、かつその中で経済性をもたらすために計画された勧告事項を履行することによって、国連軍司令官と協力する。

## 参 考 文 献

### <未公刊史料>

外交記録マイクロフィルム（外交通商部外交史料館所蔵、ソウル）

| 分類番号    | ファイル件名                                                                                              | リール番号  | コマ番号      |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----------|
| 741. 14 | 국군통수권 이양에 관한 이승만 대통령의 각서 및 MacArthur 유엔군 총사령관의 회한<br>(韓国軍の作戦指揮権の委譲に関する李承晩大統領の覚書及びマッカーサー国連軍司令官からの返信) | J-0001 | 1881~1886 |
| 741. 14 | 한・미국간의 상호방위조약<br>(米韓両国間の相互防衛条約)                                                                     | J-0001 | 1932~2123 |

外交記録マイクロフィルム（外務省外交史料館所蔵、東京）

| 分類番号              | ファイル件名                              | マイクロフィルム検索番号 |         |
|-------------------|-------------------------------------|--------------|---------|
|                   |                                     | リール番号        | コマ番号    |
| A' 7. 1. 0. 5     | 朝鮮動乱関係一件（第 1 巻）                     | A' 0129      | 7       |
| A' 7. 1. 0. 5     | 朝鮮動乱関係一件（第 2 巻）                     |              | 261     |
| A' 7. 1. 0. 5-1   | 朝鮮動乱関係一件 各国の態度及び世論、新聞論調（第 1 巻）      |              | 300~613 |
| A' 7. 1. 0. 5-1   | 朝鮮動乱関係一件 各国の態度及び世論、新聞論調 米国の部（第 2 巻） |              | 614     |
| A' 7. 1. 0. 5-2   | 朝鮮動乱関係一件 休戦交渉関係（第 1 巻）              | A' 0131      | 7       |
| A' 7. 1. 0. 5-2   | 朝鮮動乱関係一件 休戦交渉関係（第 2 巻）              |              | 194     |
| A' 7. 1. 0. 5-2   | 朝鮮動乱関係一件 休戦交渉関係（第 3 巻）              |              | 372     |
| A' 7. 1. 0. 5-2-1 | 朝鮮動乱関係一件 休戦交渉関係 政治会議関係              |              | 438     |
| A' 7. 1. 0. 5-2-2 | 朝鮮動乱関係一件 休戦交渉関係 各国の態度及び世論           |              | 547     |

### <政府公刊史料・資料集>

국방부 編（国防部編）『국방부사 1（国防部史 1）』1954 年。

국방부 군사편찬연구소 編 (国防部軍史編纂研究所編) 『한미 군사 관계사 (米韓軍事關係史) 1871~2002』 国防部戰史編纂委員會、2002 年。

국방부 전사편찬위원회 編 (国防部戰史編纂委員會編) 『한국전쟁 요약 (朝鮮戰爭要約)』 国防部戰史編纂委員會、1986 年。

국방부 전사편찬위원회 編 (国防部戰史編纂委員會編) 『한국전쟁 휴전사 (朝鮮戰爭休戰史)』 国防部戰史編纂委員會、1989 年。

국사편찬위원회 編 (国史編纂委員會編) 『이승만 관계 서한 자료집 (李承晩書簡に関する資料集)』 국사편찬위원회、1996 年。

국사편찬위원회 編 (国史編纂委員會編) 『남북한관계자료집—휴전회담 회의록 (南北朝鮮關係史料集—休戰會談會議錄)』 1~9 卷。

- 1 卷 : 第 1~26 回開城本會議 (1951 年 7 月 10 日~1951 年 8 月 16 日)
- 2 卷 : 第 27~158 回板門店本會議 (1951 年 10 月 25 日~1953 年 7 月 19 日)
- 3 卷 : 第 2 議題に関する第 1~37 回分科委員會 (1951 年 8 月 17 日~1951 年 11 月 27 日)
- 4 卷 : 第 3 議題に関する第 1~71 回分科委員會 (1951 年 12 月 4 日~1952 年 4 月 19 日)
- 5 卷 : 第 4 議題に関する第 1~71 回分科委員會 (1951 年 12 月 11 日~1952 年 3 月 15 日)
- 6 卷 : 第 2 議題 (1951 年 11 月 30 日~12 月 10 日) と 第 3 議題 (1951 年 12 月 20 日~1952 年 4 月 7 日) に関する参謀將校會議
- 7 卷 : 第 4 議題に関する参謀將校會議 (1952 年 1 月 23 日~1952 年 5 月 10 日)
- 8 卷 : 休戰協定文の作成のための参謀將校會議 (1952 年 7 月 26 日~1953 年 7 月 22 日)
- 9 卷 : 連絡將校會議 (1951 年 7 月 8 日~1952 年 9 月 29 日)
- 10 卷 : 連絡將校會議 2

미합참 (米統合參謀本部) (蔡漢國訳) 『한국전쟁 (朝鮮戰爭)』 上・下、国防部戰史編纂委員會、1990・1991 年。

연세대학교 국가관리연구원 編 (延世大學校國家管理研究院編) 『한국대통령 통치사료집 (韓國大統領統治史料集)』 1・2 卷、선인 (ソニン)、2010.

- 1 卷 : 이승만(1): 트루먼 아이젠하워대통령과의 서신 (李承晩(1): トルーマン・アイゼンハワー大統領との往復書信)
- 2 卷 : 이승만(2): 휴전교섭과 한미동맹 (李承晩(2): 休戰交渉と米韓同盟)

외교통상부 編 (外交通商部編) 『한국외교 60 년 (韓國外交 60 年) 1948~2008』 外交通商部、2009 年。

한국역사정치연구회 編 (韓國歷史政治研究会編) 『사료로 본 한국의 정치와 외교 (史料からみた韓国の政治と外交): 1945~1979』 성신여대출판부 (誠信女子大學校出版部)、2005 年。

U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1949, Volume VII, Part 1, The Far East and Australasia*, Washington, D.C.: U. S. Government Printing Office, 1975.

U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1949, Volume VII,*



- Part 2, The Far East and Australasia, Washington, D.C.: U. S. Government Printing Office, 1976.
- U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1951*, Volume VII, Part 2, Korea and China, Washington, D.C.: U. S. Government Printing Office, 1983.
- U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1952-1954*, Volume XV, Part 2, Korea, Washington, D.C.: U. S. Government Printing Office, 1984.
- U.S. Department of State, *Bulletin*, Washington, D.C.: U. S. Government Printing Office.
- Volume 22 (No. 548~573) ~Volume 33 (No. 836~861)
- Public Papers of the Presidents of the United States: Dwight D. Eisenhower, 1953*, Washington D. C.: U. S. Government Printing Office, 1960.
- United Nations, *Yearbook of the United Nations, 1954*, New York: U. N. Department of Public Information, 1955.
- Walter G. Hermes, *Truce Tent and Fighting Front*, Washington D. C.: U.S. Government Printing Office, 1966.
- アメリカ大使館広報文化局報道出版部訳・編「アメリカの防衛相互安全保障条約と協定—太平洋地域関係」アメリカ大使館広報文化局報道出版部、1969年。
- 韓国国防軍史研究所編（翻訳・編集委員会訳）『韓国戦争—休戦』第六巻、かや書房、2010年。
- 韓国国防軍史研究所編（翻訳・編集委員会訳）『韓国戦争—休戦会談の開催と陣地戦への移行』第五巻、かや書房、2007年。
- 金容權編『朝鮮韓国近現代史事典 1860~2012』第3版、日本評論社、2012年。
- 荒敬編『朝鮮戦争と原爆投下計画—米極東軍トップ・シークレット資料』東出版、2000年。
- 市川正明編『朝鮮半島近現代史年表・主要文書』原書房、1996年。
- 神谷不二編『朝鮮問題戦後資料(1945~1953)』第一巻、日本国際問題研究所、1976年。
- 神谷不二編『朝鮮問題戦後資料(1954~1960)』第二巻、日本国際問題研究所、1978年。
- 米國務省（朝日新聞社調査研究室訳）『朝鮮白書』朝日新聞社、1950年。

#### <回顧録>

- 김정렬 (金貞烈) 『김정렬 회고록 (金貞烈回顧録)』 을유문화사, 1993.
- 백두진 (白斗鎭) 『백두진 회고록 (白斗鎭回顧録)』 대한공론사, 1975.
- 백선엽 (白善燁) 『군과 나 (軍と私)』 시대정신, 2009.
- 변영태 (卞榮泰) 『나의 조국 (わが祖国)』 자유출판사, 1959.
- 임병직 (林炳稷) 『임병직 회고록 (林炳稷回顧録)』 女苑社, 1964.
- 정일권 (丁一權) 『전쟁과 휴전 (戦争と休戦)』 동아일보사, 1986.

Dwight D. Eisenhower, *The White House Years, Mandate for Change, 1953-1956*, Garden City, New York: Doubleday & Company, 1963.

Ellis O. Briggs, *Proud Servant: The Memoirs of a Career Ambassador*, Kent State University Press, 2012.

Mark W. Clark, *From the Danube to the Yalu*, New York: Harper & Brothers, 1954.

Matthew B. Ridgway, *The Korean War*, Garden City, New York: Doubleday & Company, 1967.

Robert Murphy, *Diplomat Among Warriors*, London: Collins, 1964.

ジョン・F. ダレス (大場正史訳) 『ダレス回顧録—戦争か平和か』 鳳映社、1958 年。

白善燁 『白善燁回顧録—若き將軍の朝鮮戦争』 草思社、2000 年。

マッシュウ・B・リッジウェイ (熊谷正巳・秦恒彦訳) 『朝鮮戦争』 恒文社、1976 年。

#### < 単行本・論文 >

##### ◆ 韓国語

국제역사학회의 한국위원회 編 (國際歷史学会韓國委員會編) 『한미수교 100 년사 (米韓 國交樹立 100 年史)』 國際歷史学会韓國委員會、1982 年。

김계동 「강대국 군사개입의 국내정치적 영향—한국전쟁시 이대통령 제거계획 (大國による軍事介入の国内政治への影響—李大統領の排除計画)」 『國際政治論叢』 32 卷 1 号、1992 年。

김보영 「한국전쟁 시기 이승만의 반공포로석방과 한미교섭 (朝鮮戦争における李承晩の反共捕虜釈放と米韓交渉)」 『梨花史学研究』 38 卷、2009 年。

김영호 외 『6・25 전쟁의 재인식 새로운 자료 새로운 해석 (朝鮮戦争の再認識—新しい史料と新しい解釈)』 기과랑 (耆婆郎)、2010 年。

김일수 「한미 군사동맹의 초기 형성 과정에 관한 연구 (米韓軍事同盟の初期形成過程に関する研究)」 『米国学論集』 35 卷 2 号、2003 年。

김일영 「이승만 정부에서의 외교정책과 국내정치 (李承晩政府の外交政策と国内政治)」 『國際政治論叢』 39 卷 3 号、2000 年。

김일영 『건국과 부국—이승만・박정희 시대의 재조명(개정신판) (建国と富国—李承晩・朴正熙時代の再照明)』 기과랑 (耆婆郎)、2010 年。

김일영・조성렬 『주한미군—역사, 쟁점, 전망 (在韓米軍—歴史、争点、展望)』 한울、2003 年。

김창수 「한미상호방위조약과 한미행정협정 (米韓相互防衛条約と米韓行政協定)」 『歷史批評』 54 号、2001 年。

노기영 「이승만정권의 태평양동맹 추진과 지역안보구상 (李承晩政權の太平洋同盟構想推進と地域安保構想)」 『지역과 역사』 11 卷、2002 年。

도널드 스톤 맥도널드 (Donald Stone MacDonald) (韓國歴史研究会 1950 年代班訳) 『한미관계 20 년사—해방에서 자립까지 (米韓關係 20 年史—解放から自立まで) 1945～1965』 한울, 2001 年。

돌베개 編 『주한미군사 (在韓米軍史)』 돌베개, 1988 年。

러시아 국방부 (ロシア国防部) (김종국訳) 『러시아가 본 한국전쟁 (ロシアが見た朝鮮戦争)』 교육사령부 (教育司令部)、2002 年。

로버트 T. 올리버 (Robert T. Oliver) (황정일訳) 『(신화에 가린 인물) 이승만 (<神話に隠れた人物> 李承晩)』 건국대학교출판부, 2002 年。

박명림 『한국전쟁의 발발과 기원 (朝鮮戦争の勃発と起源)』 1・2, 나남, 1996 年。

박실 『이승만 외교의 힘—벼랑끝 외교의 승리 (李承晩外交の力—瀬戸際外交の勝利)』 청미디어, 2010 年。

박지향·김철·김일영·이영훈 編 『해방전후사의 재인식 (解放前後史の再認識)』 1・2, 책세상, 2006 年。

박진희 「이승만의 대일인식과 태평양동맹 구상 (李承晩の対日認識と太平洋同盟構想)」 『歴史批評』 76 号, 2006 年。

백중천 編 『한미동맹 50 년 (米韓同盟 50 年)』 세종연구소, 2003 年。

선인 編 『1950 년대 한국사의 재조명 (1950 年代韓国史の再照明)』 선인, 2004 年。

온창일 「한국전쟁과 한미상호방위조약 (朝鮮戦争と米韓相互防衛条約)」 『軍史』 40 号, 2000 年。

유영익·이채진 編 『한국과 6・25 전쟁 (韓国と朝鮮戦争)』 연세대학교출판부 (延世大学校出版部)、2002 年。

유영익 編 『이승만 대통령 재평가 (李承晩大統領への再評価)』 연세대학교출판부 (延世大学校出版部)、2007 年。

이혜정 (イ・ヘジョン) 「한미동맹 기원의 재조명: 한미 상호방위조약의 발효는 왜 연기되었는가? (米韓同盟の起源の再照明—米韓相互防衛条約の発効はなぜ延期されたのか)」 『韓国政治外交史論叢』 26 卷 1 号, 2005 年。

일조각 編 『한국사 시민강좌 (韓国史 市民講座)』 36 卷, 일조각 (一潮閣)、2005 年。

장훈각 「이승만 대통령과 한미동맹—동맹의 형성요인에 관한 연구 (李承晩大統領と米韓同盟—同盟の形成要因に関する研究)」 『社会科学論集』 42 卷 1 号, 2011 年。

제임스·로버트 (James F. Schnabel, Robert J. Watson) (国防部戰史編纂委員會訳) 『한국전쟁 (朝鮮戦争)』 上・下卷, 国防部戰史編纂委員會, 1990・1991 年。

차상철 「아이젠하워, 이승만, 그리고 1950 년대의 한미관계 (アイゼンハワー、李承晩、そして 1950 年代の米韓關係)」 『米國史研究』 13 卷, 2001 年。

차상철 『이승만과 한미상호방위조약—한국과 6・25 전쟁 (李承晩と米韓相互防衛条約—韓国と朝鮮戦争)』 연세대학교출판부 (延世大学校出版部)、2002 年。

차상철 『한미동맹 50 년 (米韓同盟 50 年)』 생각의 나무, 2004 年。

최영호 「이승만 정부의 태평양동맹 구상과 아시아민족반공연맹 결성 (李承晩政府の太平洋同盟構想とアジア民族反共連盟の結成)」 『國際政治論叢』 39 卷 2 号、1999 年。

폴 브레임 (Paul F. Braim) (陸軍教育司令部訳) 『위대한 장군 벤틀리트 (偉大なる將軍ヴァン・フリート)』 陸軍本部、2001 年。

프란체스카 도너리 (Francesca Donner Rhee) 『6・25 와 이승만—프란체스카의 난중일기 (朝鮮戦争と李承晩—フランチェスカの戦中日記)』 기과랑 (耆婆郎)、2010 年。

한국정치외교사학회 編 (韓國政治外交史学会編) 『한국전쟁과 휴전체제 (朝鮮戦争と休戦体制)』 집문당、1998 年。

한배호 「한미상호방위조약체결의 협상과정 (米韓防衛条約締結の交渉過程)」 『軍史』 4 号、1982 年。

한표욱 『이승만과 한미외교 (李承晩と米韓外交)』 中央日報社、1996 年。

홍석률 「한국전쟁 직후 이승만 제거계획 (朝鮮戦争直後の李承晩除去計画)」 『歷史批評』 26 号、1994 年。

홍용표 「국가안보와 정권안보—이승만 대통령의 안보정책을 중심으로 (國家安保と政權安保—李承晩大統領の安保政策を中心に) 1953~1960」 『國際政治論叢』 36 卷 3 号、1997 年。

#### ◆ 英語

Allan E. Goodman, ed., *Negotiating While Fighting: The Diary of Admiral C. Turner Joy at the Korean Armistice Conference*, Stanford: Hoover Institution Press, 1978.

Bae Ho Hahn and Chae-Jin Lee ed., *The Korean Peninsula and the major powers*, Sungnam, Korea: Sejong Institute, 1998.

Charles E. Bohlen, *Witness to History, 1929-1962*, New York: W. W. Norton & Company, 1973.

David Rees, *Korea: The Limited War*, New York: St. Martins Press, 1964.

Kim Yong-kyun, “The Mutual Defense Treaty and the Collective Defense of the Pacific Area,” in Han Sung-joo, ed. *U.S.-Korea Security Cooperation: Retrospects and Prospects*, Seoul: The Asiatic Research Center, Korea University, 1983.

#### ◆ 日本語

A. V. 토클크노프 (下斗米伸夫・金成浩訳) 『朝鮮戦争の謎と真実—金日成、スターリン、毛沢東の機密電報による』 草思社、2001 年。

ジョン・토ー랜드 (千早正隆訳) 『勝利なき戦い—朝鮮戦争 1950-1953』 上・下、光人社、1997 年。

デイヴィッド・ハルバースタム（山田耕介・山田侑平訳）『ザ・コールデスト・ウインター朝鮮戦争』文芸春秋、2009年。

ドン・オーバードーフアー（菱木一美訳）『二つのコリアー国際政治の中の朝鮮半島』共同通信社、2002年。

韓桂玉『韓国軍・駐韓米軍』かや書房、1989年。

韓豹項（徐承元・阪田恭代訳）「李承晩と韓米外交」（1）～（6）『関東学院法学』12巻3号・4号、13巻1号、2003年1月～7月。

金学俊（Hosaka Yuji 訳）『朝鮮戦争—原因・過程・休戦・影響』論創社、2007年。

市川正明編『朝鮮半島近現代史年表・主要文書』原書房、1996年。

徐仲錫（文京洙訳）『韓国現代史60年』明石書店、2008年。

赤木完爾編『朝鮮戦争—休戦50周年の検証・半島の内と外から』慶應義塾大学出版会、2003年。

菊池努「講和の『代償』—オーストラリアと ANZUS 条約の締結」『中部大学国際関係学部紀要』6号、1990年。

村田晃嗣『大統領の挫折—カーター政権の在韓米軍撤退政策』有斐閣、1998年。

池明観『韓国近現代史—1905年から現代まで』明石書店、2010年。

木宮正史『国際政治のなかの韓国現代史』山川出版社、2012年。

木村幹『韓国における「権威主義的」体制の成立—李承晩政権の崩壊まで』ミネルヴァ書房、2003年。

木村幹『韓国現代史—大統領たちの栄光と蹉跌』中央公論新社、2008年。

李鍾元「米韓関係における介入の原型—『エヴァーレディ計画』再考」（一）・（二）、『法学』58巻1号・59巻1号、1994・1995年。

李鍾元『東アジア冷戦と韓米日関係』東京大学出版会、1996年。

李庭植（小此木政夫・古田博司訳）『戦後日韓関係史』中央公論社、1989年。

李昊宰（長澤裕子訳）『韓国外交政策の理想と現実—李承晩外交と米国の対韓政策に対する反省』法政大学出版局、2008年。

和田春樹・石坂浩一編集『岩波小辞典 現代韓国・朝鮮』岩波書店、2002年。

和田春樹『朝鮮戦争全史』岩波書店、2002年。

松島和美「米華相互防衛条約の締結と終焉」『鵬友』36巻2号、2010年。